

紀 要

第 58 集

論 文

研究ノート・報告

郡 山 女 子 大 学

2022-3

論 文

目 次

| | | |
|--|----------------------------|--------|
| 本学の家政哲学による社会家政学領域に関する研究 - 郡山市の公営住宅の分析 - | 大泉 由美 影山 彌 | 3 |
| 郡山女子大学内ブロンズ像の彫刻史的位置 | 齋藤美保子 黒沼 令 | 17 |
| 里見勝蔵が注目したルオー作品 - 1924年ドリユエ画廊におけるルオー展作品目録への書き込みを手掛かりに - | 會 田 容 弘 | 33 |
| 保育職志望学生の本来感と両親の養育態度の関連 | 折 笠 国 康 | 55 |
| 成年後見制度利用促進における体制整備の取り組みに関する一考察 - 福島県における事例報告 - | 近 内 直 美 | 67 |
| 要介護高齢者の在宅生活継続要因に関する研究 (その2) - いわき市における介護保険住宅改修及び高齢者等住宅リフォーム事業の分析を通して - | 熊田 伸子 山形 敏明 高橋 真里 | 79 |
| マインドマップとルーブリックの組合せによる学修過程評価 | 山 口 猛 | 93 |
| アミロイドβペプチド40に対するテアニンの細胞保護作用 | 源 川 博 久 | 107 |
| 独奏楽器としてのヴィブラフォン音楽の確立 ~クレア・オマー・マッサーの作品を例に~ | 會 田 瑞 樹 | 115 |
| 「保育表現技術 器楽Ⅱ」実習での音楽活動から考えるピアノ演奏技術のあり方 ~聞き取り調査を踏まえて~ | 深 谷 悠里絵 | 133 |
| 保育者養成における感性や表現する力の育成 ~ミュージカル制作を通して~ | 深谷悠里絵 磯部 哲夫 横溝 聡子 | 147 |
| 明治初年の東北地方における官立学校について - 山形藩校と学而館の事例を中心に - | 佐 藤 愛 未 | 176(1) |

Articles

CONTENTS

| | |
|--|--------|
| Research on the field of social home economics based on our university's home economics philosophy – Analysis of public housing in Koriyama City – Yumi Oizumi Wataru Kageyama | 3 |
| The historical position of bronze sculptures at Koriyama Women's University Mihoko Saito Rei Kuronuma | 17 |
| Katsuzo Satomi focused on G.Rouault's paintings – K. Satomi wrote in the catalog of G.Rouault's exhibition at the Drue Gallery in 1924. And I did an analysis of the written catalog. – Yoshihiro Aita | 33 |
| The relationship between parents' nurturing attitudes and the sense of authenticity of students who wish to enter the childcare profession. Kuniyasu Orikasa | 55 |
| Considering Efforts to Establish a System to Promote the Use of the Adult Guardianship System – Case Study Report in Fukushima Prefecture – Naomi Konnai | 67 |
| Research on the factors by which the elderly in need of nursing care can continue to live at home (Part 2) – An analysis of the long-term nursing care insurance for home remodeling and the home renovation projects for the elderly in Iwaki City – Nobuko Kumada Toshiaki Yamagata Mari Takahashi | 79 |
| Evaluation of learning process by combining mind map and rubric. Takeshi Yamaguchi | 93 |
| Theanine Protected SH-SY5Y Cells against Amyloid- β -Peptide 40 Hirohisa Minagawa | 107 |
| Establishment of solo vibraphone music ~ Taking Clair Omar Musser's works as an example ~ Mizuki Aita | 115 |
| "Childcare expression technology instrumental music II" Piano performance technology from the viewpoint of music activities in practice – Based on the interview survey – Yurie Fukaya | 133 |
| Fostering sensibilities and ability to express in the training of childcare workers ~ Through musical production ~ Yurie Fukaya Tetsuo Isobe Toshiko Yokomizo | 147 |
| About public schools in the Tohoku region in the first year of the Meiji era Megumi Sato | 176(1) |

本学の家政哲学による社会家政学領域に関する研究

－郡山市の公営住宅の分析－

Research on the field of social home economics based on our
university's home economics philosophy
-Analysis of public housing in Koriyama City-

大 泉 由 美^{*} 影 山 彌^{**}

Yumi Oizumi

Wataru Kageyama

The purpose of this study is to consider the following five items. The first item is to grasp the paradigm of Home Economics constructed by the philosophy of Home Economics of our university. The second item is to clarify the contents of the social home economics area set by our university's home economics philosophy. The third item is to consider community theory, which is one of the main themes in the field of social home economics. The fourth item is to clarify the idea of civil minimum, which is another main theme in the field of social home economics. The last item is to analyze the public housing in Koriyama, which is connected with the public housing that constitutes the social capital, which is one of the components of civil minimum.

I. 本学の家政哲学による家政学のパラダイム

故関口富左 本学名誉学長が家政哲学を構築された意図は、O.F. ボルノーの家の哲学を主な拠り所として、新たな家政学のパラダイムを構築することであったといえる。そしてそれは、真に人間に寄与する家政学を確立することであった。

この家政学の構築は、次のような理念、研究対象、研究方法、独自性から構成されているといえる¹⁾。

先ず、理念として、「人間守護」の概念が提示されている。この概念は、O.F. ボルノー哲学の独特の概念であるといわれる「ゲボルゲンハイト」(Geborgenheit)²⁾に拠るものである。「ゲボルゲンハイト」は「被護性」と訳されているが、この「ゲボルゲンハイト」あるいは「被護性」の、人間が「守護されている」という意味を受けて、関口先生は、人間を行為、技術によって「守護する」ということこそが、家政学の視点、拠点であると考えられ、人間を守護し人間性を展開することを意味する「人間守護」の概念を家政学の理念とし、家政学を「人間守護の学」と定義

※生活科学科

※※郡山女子大学名誉教授

されたのである。

研究対象については、O.F. ボルノーの人間生活に関する空間規定—「人間生活の健全さは、正にこの内部空間と外部空間の均衡が、正しく保たれていることに掛かっているのである」³⁾—に基づき、内部空間(家・家族・個人・家政)と外部空間(内部二次空間・寮・病院・福祉施設、地域社会、住民・地方自治政、国・国民・国政)とする。前者を家政学の家族家政学対象領域、後者を社会家政学対象領域と呼ぶ。

研究方法は次の3つである。(1)無記性的研究方法—物質・事実を客観的に認識する自然科学・社会科学の方法—、(2)使用価値的研究方法—(1)で解明した、もの・ことをいかに用いるかを究明する方法であり、それによってもの・ことの使用についてプラスとマイナス面を抽出し、使用価値をとらえるとともに、マイナス面の去就を把握する、(3)人間価値創出的研究方法—(2)においてとらえられた内容を対象者に用いることについて、総体的価値と個別価値をとらえ、各自の個別価値を表出する方法。無記性的研究方法は、プラトンの用語と、アリストテレスの用語であるテオリア(theoria)に拠るものであるが、特に、プラスとマイナスの両面を抽出し、使用価値をとらえるとともに、マイナス面の生起を阻止あるいは軽減する俯瞰的な使用価値的研究方法は、人間守護の理念を実現する方法として、それゆえ、真に人間に寄与する家政学の方法として注目に値するといえる。

最後の独自性は、次の3つである。(1)内部空間と外部空間の二相性。前述のように、この二相性は、人間生活に関する空間規定であり、この二相性に対応して、家族家政学領域と社会家政学領域という、独創的な家政学の対象領域が設定された。(2)客観的時間と主観的時間の二相性。前者は時計が刻む不可逆的な時間であり、後者は、「くつろぎ」「回想」「喜び」「苦痛」の時など、体験され、感じ取られる多様で可逆的な時間である。両時間はともに家の生活の中に存在し、家政学における両時間の位置関係は、主観的時間が上位にあるとされる。(3)合理性と非合理性の二相性。合理性は、現代の科学を構成する事実の分類と可能性の計算などを指す。非合理性は、理性や悟性などによって把握されないもの、やすらぎや家や家族に対する愛など感情や情緒などを指す。両者とも家の生活の中に存在し、両者の位置関係は、家における人間性の展開のために非合理性が主位にくるとされる。

以上、簡潔に、本学の家政哲学に拠る、家政学の構想について記したが、本研究は、前述の家政学の対象領域の一つである社会家政学対象領域に関するものであり、特に、現代における家の人間守護機能の低下への家政学的対応として、地域社会・住民・地方自治政に焦点を当てその意義と課題を明らかにしようとするものである。

II. 本学の家政哲学による社会家政学領域の設定

前述したように、本研究は、本学の家政哲学に拠る、家政学の対象領域の一つである社会家政学領域に関するものであるが、ここで、改めて、当家政学の対象領域の全体について説明しておくこととする。全対象領域の内容は次の図に示される。

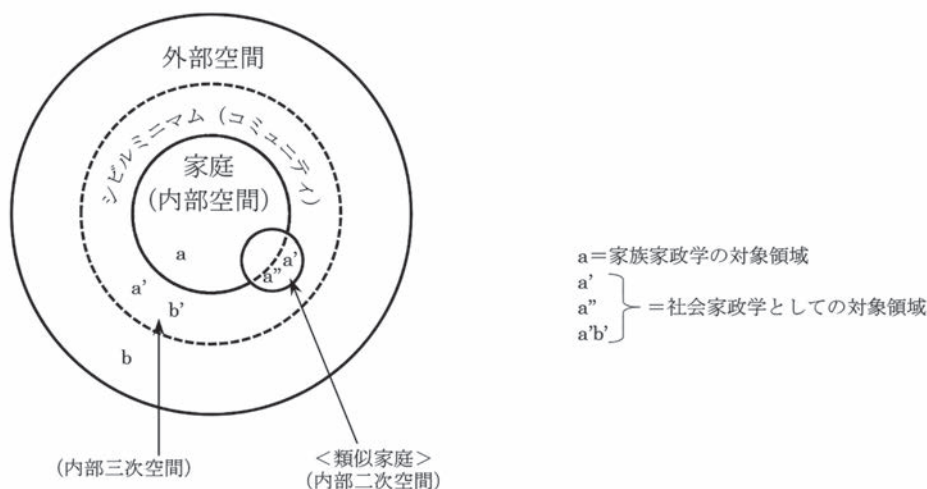


図1-1 社会家政学の対象領域

出典：関口富左編著『家政哲学』234頁

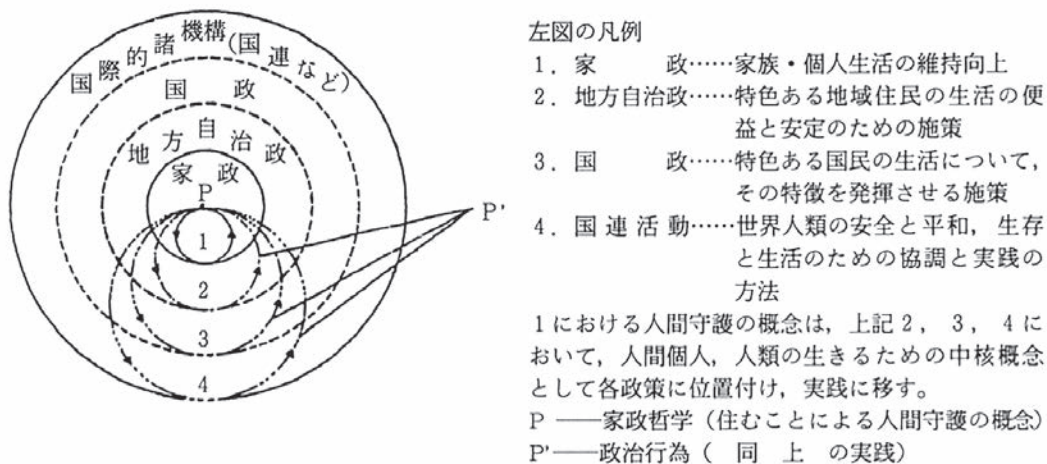


図1-2 家庭と公的政策の関連図

出典：関口富左編著『人間守護の家政学』108頁

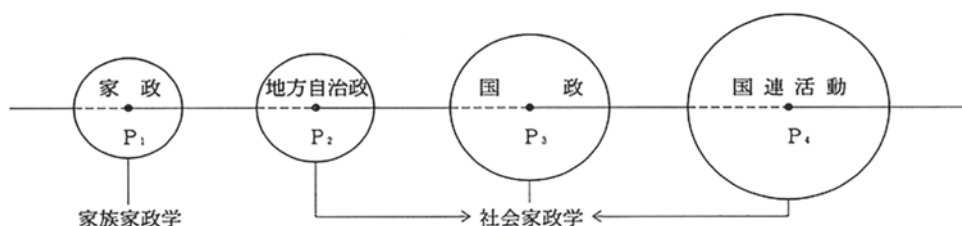


図2 社会家政学の領域

出典：関口富左編著『人間守護の家政学』108頁

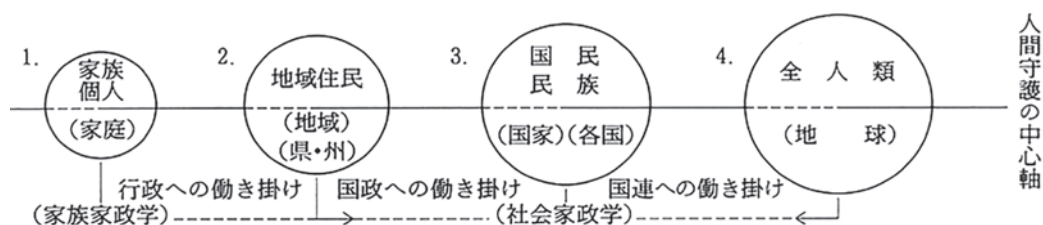


図3 人間の生存、生活の視点から安全性の充実と安全圏の拡大をとらえる理論構築の一貫性

出典：関口富左編著『人間守護の家政学』108頁

上の図について、いくつかの点を指摘しておきたい。

- (1) 図1-1において、内部空間と外部空間がa空間とb空間として示されており、このことから、この図が、O.F. ボルノーの前述の人間生活に関する空間規定に基づくものであるといえる。
- (2) それぞれの空間は記号で示されている。
 - a空間：守護的領域の全体、家庭そのものであり、家庭生活の空間である。
 - a'空間：a空間に類似する目的集団の生活空間である。学生・社員の寮生活である。ここで、a空間のやすらぎを醸成できれば、人間性の育成が可能である空間である。
 - a''空間：病院、福祉施設、養護施設など、厚生目的集団の生活空間である。ここにおいては、a空間のやすらぎが要請されるのである。
 - a' b'空間：散在的に守護性が存在する空間であり、a空間を取り巻く領域である。具体的には、市町村の空間、あるいはコミュニティとしての新しい領域といえる。
 - b空間：非守護の空間であり、労働と仕事、共同生活、公共の世界、などの空間である。この非守護性は、家の守護性ととも、人間形成に重要な領域である。
- (3) 図1-1において、家政学の対象領域が明示されている。
 - a空間が家政学の家族家政学の対象領域であり、a' a''とa' b'空間が社会家政学対象領域であるとされる。
- (4) さらに、図2、図3に示されているように、社会家政学の領域は、国・国民・国政、世界・

人類・国連活動にまで拡大されることになる。

- (5) この対象規定、特に社会家政学領域の設定の背景には、現代の都市的生活様式の全般化と人間疎外状況による家の人間守護機能の弱体化への家政学的対応として、人間守護の理念を家を中心として、地域社会、国、世界にまで拡大し、それぞれの政策、国連活動において人間守護の理念を実践することを標榜しているということがある。

特に、家の守護機能の補強として、地域社会が第一義的に重視され、この観点から地域社会（コミュニティ）の創造－地域性、主体性・連帯感・一体感・公共善の追求、などをもつ住民、シビル・ミニマム－社会保障・社会資本・社会保健－の整備、などから成るヒューマンな社会の形成－が提示されている。

- (6) なお、O.F. ボルノーの人間生活に関する空間規定に基づき、家政学が家族家政学領域と社会家政学領域を対象領域とすることにより、家政学は、人間生活を対象とする学問であるという観点から、「人間生活学」と規定されたのである。この点は次のように記されている、「家政哲学を基として家政学の対象範囲を「家族家政学」より「社会家政学」に拡大し、人間の生活に対する学として「人間生活学」を設定した」⁴⁾。

Ⅲ. 社会家政学領域におけるコミュニティ論の考察

前述したように、社会家政学領域の設定の一つの意図は、特に、現代の家の守護機能を補強するために、地域社会（コミュニティ）を創造するという構想である。こうした観点から、家政哲学において、地域社会（コミュニティ）の創造が、現代の人間疎外の状況と都市的生活様式の全般化による家の守護性の弱体化に対して、有効な補強策となることが論述されている。

この点について以下に記すことにする。

家政哲学においては奥田道大氏のコミュニティ論が検討されている。その概要を記すことにする。奥田氏によれば、現代社会は、「都市化社会」と見るのであるが、それは一定の問題状況を内在している、とする。すなわち、原子化された都市的人間に見られる疎外状況の現出である。この観点から、コミュニティの観念は、こうした疎外状況への社会学的対応として、すなわち「生活の場における人間性の回復」「トータルな人間復権の拠りどころ」として位置づけられている、とする⁵⁾。

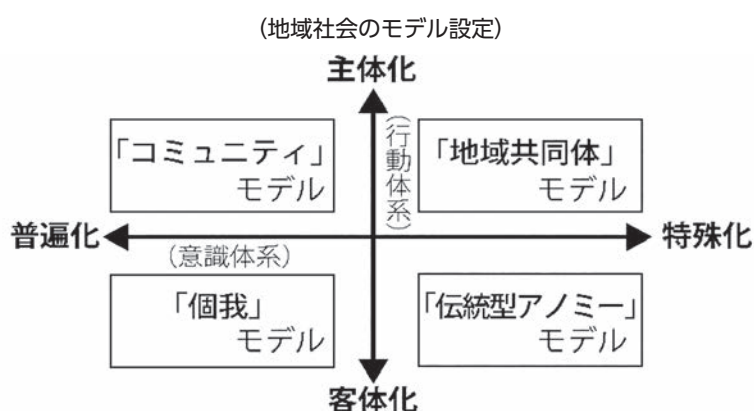
ところで奥田氏は、コミュニティを規定するために4つのポイントを示している⁶⁾。①空間的体系。「地域性」と呼ばれる、ある地理的領域をもつこと。それは小・中学校区に相当する規模のものであり、住民の実体的な生活空間に相当するものである。②施設・環境体系。住民の生活空間が生活環境施設のネットワークによって体系化されていること。この②は、次に取り上げる「シビル・ミニマム」の内容に相当するといえる。③行動体系。住民が自発的な各種

の地域活動を展開し、それを通して住民相互の明確な接触が内実化されていること。④意識体系。コミュニティに対する心理的帰属感、一体感、定住意志をもち得ること、である。

以上四つの要件によって概念規定するのであるが、そのうちで①②を物理的次元、③④を社会=心理的次元として把握し、特に社会学的分析にとって③④の社会=心理的次元が重要である、とする。この③④の点から改めてコミュニティ概念を、「地域生活過程における行動と意識の新しい体系」と規定する⁷⁾。この「新しい」のなかには二つのことが含意されている。その一つは、伝統的な地域共同体の観念とは異なること。もう一つは、行動と意識の主体者である住民がある仕方では価値指向すること。この二つである。それゆえ、後者によって、コミュニティの観念は、住民の価値体系と関係し、理想的性格（あるべきコミュニティの規範像）をもつ契機を得ることになる。

ではコミュニティの理念を構成するものは何か。奥田氏は住民の「主体性」と「普遍性」の二つを挙げている⁸⁾。主体化とは主として③に関連し、客体化の対極をなし、「価値創出の自己決定性と決定した価値の内的一貫性」である。また普遍化とは④に関連し、住民が選択する価値が閉ざされた特殊主義（例えば、一部住民のエゴ）ではなく、開かれは普遍主義（例えば、普遍的価値をもつ公共善の追求）をいう。

以上の前提を踏まえて、奥田氏は、行動体系における主体化-客体化と意識体系における普遍化-特殊化を交差させて四つの地域社会のモデルを導出している。これを次のように図示し、それぞれのモデルに説明を加えている。



「地域共同体・モデル」- 農村の伝統的な村落、都市の旧町内といった、共同体的規制が支配する伝統型地域社会のイメージである。地域埋没的な我々行動と排他的な我々意識が優勢な地域社会である。

「伝統型アノミー・モデル」- 急速にスプロール化しつつある大都市近郊農村地帯をはじめ、

都市・農村部の解体化地域に見られる。住民相互の連帯感は弱い。

「個我・モデル」－大規模団地社会に典型的に見られる。共同体の価値秩序の完全な崩壊・解体を前提とし、したがって地域共同体モデルの対極にある。意識のレベルは、「個我」の自覚といえる。つまり、住民ひとりひとりの権利意識である。行動のレベルは、生活要求の多くが行政サイドに振り向けられるにとどまる点で客体化の状態にあるといえる。

「コミュニティ・モデル」－そこに住む住民が、地域社会を住民主体の生活基盤として選択し、位置づける。また、生活基盤を創出する過程で、住民相互の連帯感が深まり、行政との自主的な対応が生れる。意識のレベルは、個我における価値の社会化、つまり地域社会への心理的一体感が認められる。これらを要約すると、コミュニティは、開放系の普遍主義的な価値体系と、よりトータルな人間的交流と連帯に表現される集合行動指向を特徴とする地域社会であるといわれる⁹⁾。

ところでこのコミュニティの定義は、次のように解釈することができると思う。すなわちそれは新しい人間型の提示であり、換言すれば、主体性、自発性、連帯性をもつ人間型の提示であり、さらにまた普遍主義によって利己主義を超越しえた人間たちが生活するヒューマンな地域社会の観念であるといえる。一言にして言うなら、地域社会における人間性の蘇生である。

かくして、これまでの奥田道大氏のコミュニティの概念に関する検討から、家の守護性（家のやすらぎ、信頼、融合など）を侵害しつつある、現代の人間疎外による孤独感の影響を防止し、家の守護性を補強するという課題に対して、コミュニティの観念がいかに重要であるかが明示されたと思う。

IV. 社会家政学領域におけるシビル・ミニマムの思想の考察

本学の家政哲学において、社会家政学領域の主要テーマとして、コミュニティ論とともに、シビル・ミニマムの思想が考察されている。その理由は、シビル・ミニマムの内容が、現代の都市的生活様式の全般化による家の守護性の弱体化のなかで、家の守護性を補強するという課題に対して、不可欠であると考えられているからである。以下に、家政哲学におけるシビル・ミニマムの思想に関する考察を記すことにする。

周知のように、シビル・ミニマム (civil minimum) の思想は、1960年代の前半に松下圭一氏によって提唱されたものである¹⁰⁾。それは、直接的には現代都市問題の激化に対応して提起された理論である。しかし実にこの思想の構造は政治・経済・社会にわたる多面的かつ重層的構造をなしている。そこで、ここでは思想の全貌を解明しようとする意図ではなく、この思想のもつ「生活」に焦点を当てて見ることにする。

この観点に立てば、シビル・ミニマムの思想は、今日の都市的生活様式の全般化の中で生活

構造の質的向上、言い換えれば、人間らしい生活を可能にし得る不可欠な生活条件の探究であるといえる。したがって、この生活条件は当然にある規範的性格を有し、一面では「市民生活基準」であり、他面ではその実効的な実現のために政治の「政策公準」となる¹¹⁾。シビル・ミニマムの思想の大切なポイントについてこのように考えてよいと思うが、そこに看取できる特筆すべきことは、一貫した「市民生活の思想」である。

この思想に見られる生活指向の特徴は、政治目標の生活への収斂を挙げることができる¹²⁾。従前、我が国の政治目標は、中央集権的な政治構造の下での国家目標への集中化と公益（国家利益）優先による私益（個人と家族の利益）軽視という二つの方向で、私的生活の福祉とはおよそ断絶したものであった。明治以来の「先進諸国に追いつけ追い抜け」「富国強兵」あるいは第二次世界大戦後の「経済成長」という国民をリードしてきた政治目標のいずれもがニュアンスこそ違え。国家主導型のものであったし、しばし私的生活の犠牲を伴うものでさえあった。こうして「オカミ」と「公益」優先の発想は日本の近代・現代を貫通してきたのであるが、シビル・ミニマムの思想は正にこうした国家主導型政治目標と生活不在の政治目標を逆転することによって政治の正常化、すなわち、「政治の生活化」を目指すものといえる。

では次にこうした発想に依拠するシビル・ミニマムの具体的内容を示すことにする。

シビル・ミニマム（生活権）

I 社会保障（老齢年金・健康保険・失業者を含む給付制度、困窮者保護制度など）

（生存権）

II 社会資本（住宅、道路・上下水道・電気・ガス・廃棄物処理を含む都市装置、
（共用権）（学校・公園・文化施設を含む市民施設、福祉施設など）

III 社会保健（公衆衛生、食品衛生、公害防止など）

（特に環境権）

このような内容をもつシビル・ミニマムについて、いくつかのコメントが加えられている。第一に、そのいずれもが現代の都市的生活様式にとって不可欠な生活構造要素あるいは生活の質的向上のための経済的・物理的な条件を構成するものである、という点である。特にIIとIIIの社会資本と社会保健の充実が生活の質的豊かさにとって最重要の課題である。わけても広場・公園、文化施設が人間性の発揚に与える好影響が確認され、その充実が図られねばならないのである。公園は人間に「憩い」を与え、都市に自然を保ち人間性を復活させる契機となる。広場は「遊び」を通して人間の可能性の発掘に通じている。文化施設も多様な経験と情報の交流を媒介として人間の創造性に寄与しうるのである。このような市民施設はその本質において人間の感性と知性の交感の場あるいは空間として、喪失しつつある人間性の蘇生への可能性な

のである。また、質的に豊かな生活の重要な要素として静穏で安全で美しい自然環境もまた不可欠であることは言をまたないところである。

第二に、シビル・ミニマムの思想は人間の生活を「点」としてではなく、「面」として把握することによって、より豊かで妥当な社会福祉概念を提示している点である。従来の社会福祉概念の理論的中核が人間生活を点と考える社会保障に傾斜しがちであったのに反して、シビル・ミニマムの思想は人間生活を面としてとらえ、社会保障のみならず社会資本と社会保健をも重視する「総体性」の中で福祉を考える「市民福祉」の立場をとる。両者を比較した場合、後者のほうがより豊かな概念的実質をもつと思われるのである。例えば、老人福祉の問題にしても、所得保障と医療保障の拡充だけでは不十分なものであり、そこには集会場・散歩道・公園などの市民的施設の整備から職業活動・体育活動・文化活動の確保に及ぶ多様な生活空間の構造化が図られなければならないのである。かくして、シビル・ミニマムの思想は人間の生活を面として把握することによって生活福祉の実現に最もよく適合する思想であるといえる。

第三に、シビル・ミニマムの思想は現代市民の自然権ともいわれる「生活権」の理念に基礎をもつという点である¹³⁾。この特徴が含意するものは、前述したシビル・ミニマムの具体的内容が単に不可欠な生活条件そのものであるにとどまらず、それが現代における本源的な「生きる権利」に裏打ちされたものとして、また憲法理論における先取的な理念としての「市民の権利」として位置づけようとする点である。この意味でシビル・ミニマムは生活権理念による根拠づけによって初めてその権利性が確認されることになり、ここからまたシビル・ミニマムに対する市民の要求の正当性の根拠をもつことになる。このようにシビル・ミニマムと生活権理念は相互依存的・相互補強的でさえあり、一方で生活権がシビル・ミニマムを憲法理念的に支持し、他方シビル・ミニマムの具体的な達成が生活権理念を現実的に保障することになるのである。

第四に、シビル・ミニマムの思想は、生活の向上に直接的に関心を示していることによって、現代における家庭擁護に連なる可能性をもつ思想であるという点である¹⁴⁾。すなわち、シビル・ミニマム（社会保障・社会資本・社会保健）をよく考えてみると、その大部分が時代の進展の中で公共的に代替されてきた家庭本来の機能内容であることが分かる。社会の構造変動に伴って生み出された生活の社会化を背景に、家庭が既に委譲した、否むしろ委譲せざるを得なかった従前の家庭が果たしてきた機能そのものであった。しかしながら、現状において原状回復という形で元にもどすことはもはや困難である。そうであれば、一つの可能性として生活指向型の政治の実現によってこの難問に答えざるを得ないはずである。この点でシビル・ミニマムの思想は明らかに現代生活に不可欠な生活欲求に対応した政策公準を意味しており、正に政治の生活化を目指すものといえる。かくして、生活への収斂を企図するこの思想は、現代に特有な仕方にしろ、家庭復権への潜在的可能性をもつといえる。ここでの文脈から、家庭擁護あるい

は家庭復権ということは、社会家政学のねらいである家の守護性の補護に通じるものであると考えることができる。

第五に、視点を変えてシビル・ミニマムの思想を見るならば、明らかにそれは今日の全般的な都市的状況において新しいコミュニティの創造を目指す思想であるといえるのである¹⁵⁾。すなわちこの角度から見たシビル・ミニマムの思想は、①地域性（コミュニティ・ミニマムの重視）、②主体性・自発性（市民エートスの重視＝市民自治）、③価値の共有と連帯（シビルミニマム＝公共善）、などの特徴を重視しており、またこれらの特徴が新しいコミュニティの観点あるいは理念を構成する不可欠な条件であるといえる。それゆえ①②③の特徴を有する地域社会を、コミュニティと呼ぶことができる。正にシビル・ミニマムの思想は一面でこうした地域社会の創造を目指す思想装置なのである。さらに重要な点は、ここから予想する人間型あるいは生活状況である。当然ながら、そこに、主体性・自発性と共感性を具有する人間の形成とそれを母体とした同意と連帯感をもつヒューマンな地域社会への可能性が認められるのである。換言すれば、現代における疎外・エゴイズム・孤独の克服への可能性である。

以上、コミュニティ論、シビル・ミニマムの思想について検討したが、そこで明らかになったことは、主体性、自発性、連帯感、一体感、公共善の追求、などをもつ住民、豊かな生活を可能とするシビル・ミニマムの整備、などからなるヒューマンな地域社会を創造することが、今日、減少しつつある家の守護性の補強という課題に対して、重要な解決策でありうるということである。

以下において、シビル・ミニマムの一つの柱である社会資本の領域にかかわる郡山市の公営住宅について分析を試みることにする。

V. 郡山市の公営住宅の分析

郡山市の総人口は329,170人、世帯数は145,093世帯である。そのうち市営住宅に入居している人数は約3,000人である(2021年9月現在)¹⁶⁾。

市営住宅は、「公営住宅法」という法律に基づき、市が国の補助を受けて建設し、住宅に困っている人に安価な家賃で賃貸する住宅のことであり、市民全体の財産である。また、市営住宅は、住宅を民間住宅市場において自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障がい者、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者等に対して、低廉で良質な住宅を提供する住宅セーフティネットの役割を果たしている。

入居には入居資格や収入基準など一定の条件がある。その他に、郡山市では原則として申込者の中から公開抽選で入居者を選んでいる。家賃については入居者の世帯収入・世帯状況を勘案するほか、住宅の立地条件、面積、築年数、設備等の利便性に応じて毎年度決められている。

このため、入居者の年度毎の世帯収入状況を申告し、それによって家賃を決定している。

市営住宅の入居資格には様々な条件がある。市営住宅の申込には、申込者及び同居予定者が次の6つの入居資格に全て該当することが必要である。

①同居する親族があること、②郡山市に住所又は勤務先（アルバイト等は不可）があること、③住宅に困っていること、④市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税を滞納していないこと（滞納中であり、税金を分納している場合であっても、入居資格を満たしたことにはならない）、⑤世帯の所得額が基準以下であること、⑥入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと¹⁷⁾。

また、郡山市の市営住宅の大きな特徴として、入居資格の②から⑥に該当する方で、次の①から⑤に該当する方たちを特に住宅に困っている人として扱い、優先的に戸数を割り当てている。①母子世帯 20歳未満の子を扶養する配偶者のない女子、②身体障がい者世帯（単身の方でも申込みできる）、生計上主たる所得を有する方が、戦傷病者もしくは身体障がい者（1～4級の方）、③高齢者世帯（単身の方は申込できない）、世帯主が60歳以上であり同居予定者全員が次のいずれかに該当する世帯。配偶者の方（年齢に条件はない）、18歳未満の方、戦傷病者もしくは身体障がい者（1～4級の方）、60歳以上の方、④多子世帯、同居する18歳未満の子が3人以上いる世帯、⑤若年夫婦・子育て世帯、⑦40歳未満の夫婦世帯（イ）40歳未満で義務教育課程を修了していない子がいる世帯¹⁸⁾。

現在郡山市内には41の団地（施設）があり、管理戸数は表1のようになっている。

表1 市営住宅団地数および管理戸数 (H31.4.1 現在)

| 団地数 | 管理戸数(戸) | | |
|-----|---------|--------|-------|
| | 入居戸数 | 空き戸数 | 合計 |
| 41 | 3,013 | 771(※) | 3,784 |

出所：郡山市建設交通部住宅課

空き戸数のうち、単純な空室は384戸、政策空室は387戸である。政策空家とは、既に耐用年数が経過したなどの理由で、今後大規模改修や取り壊しを実施するために、新たな入居者を募集せず、管理のみを行なっている住宅である。

市営住宅の種類別管理戸数・入居戸数・入居率は表2のとおりである。種類は5種類であり、管理戸数と入居戸数は多い順から、中層耐火構造、高層耐火構造、簡易耐火平屋建、木造、簡易耐火二階建の順であり、中層耐火構造が際立って多い。入居率は政策空家を除いて5種類全体で88.7%である。

表2 市営住宅の種類別の管理数と入居戸数

(H31.4.1 現在)

| 区 分 | 管理戸数 | 入居戸数 | 入居率 (%) | 政策空家 (戸) | 入居率 (%) (政策空家除く) |
|---------|-------|-------|---------|----------|------------------|
| 木 造 | 132 | 89 | 67.4 | 43 | 100.0 |
| 簡易耐火平屋建 | 313 | 140 | 44.7 | 173 | 100.0 |
| 簡易耐火二階建 | 96 | 31 | 32.3 | 65 | 100.0 |
| 中層耐火構造 | 2,654 | 2,234 | 84.2 | 106 | 87.5 |
| 高層耐火構造 | 589 | 519 | 88.1 | 0 | 88.1 |
| 計 | 3,784 | 3,013 | 79.6 | 387 | 88.7 |

出所：郡山市建設交通部住宅課

管理戸数、入居戸数の推移は表3の通りである。管理戸数、入居戸数はどちらもほぼ横ばいに推移しているが、やや減少傾向にある。

表3 管理戸数及び入居戸数の推移

(H31.4.1 現在)

| 年 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 管理戸数 | 3,841 | 3,841 | 3,822 | 3,809 | 3,784 |
| 入居戸数 | 3,182 | 3,175 | 3,156 | 3,060 | 3,013 |

出所：郡山市建設交通部住宅課

年齢別の入居者（名義人）の数は表4の通りである。平成24年度も平成30年度も人数と割合は、60～69歳を除けば、年齢が上がるに従って多い。また、両年度ともに、65歳以上の高齢者の人数と割合が最も多いことが分かる。さらに、平成24年度から平成30年度への増減は、高齢者だけが増加し、他の年代はいずれも減少していることが示されている。

表4 年齢別入居者数(名義人=契約者の数)

(H31.4.1 現在)

| 年 齢 | 平成 30 年度 (A) | | 平成 24 年度 (B) | | 比較増減 (A - B) | |
|-----------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) |
| 29 歳以下 | 61 | 2.0 | 123 | 3.9 | △ 62 | △ 1.9 |
| 30 ～ 39 歳 | 241 | 8.1 | 423 | 13.4 | △ 182 | △ 5.3 |
| 40 ～ 49 歳 | 443 | 14.8 | 579 | 18.3 | △ 136 | △ 3.5 |
| 50 ～ 59 歳 | 500 | 16.7 | 605 | 19.1 | △ 105 | △ 2.4 |
| 60 ～ 64 歳 | 288 | 9.6 | 480 | 15.1 | △ 192 | △ 5.5 |
| 65 ～ 69 歳 | 412 | 13.8 | 315 | 10.0 | 97 | 3.8 |
| 70 歳以上 | 1,045 | 35.0 | 639 | 20.2 | 407 | 14.8 |
| 合計 | 2,991 | 100.0 | 3,164 | 100.0 | △ 173 | - |

出所：郡山市建設交通部住宅課

市営住宅については、いくつかの課題がある。その一つは、市営住宅の老朽化の問題である。現在、築30年以上の施設が半数以上を占めており、老朽化が進んでいる。10年後には8割以上、20年後には殆どの施設が築30年を超えることになる。今後改修費のさらなる増加が予想される。

もう一つは、高齢者世帯を支える市営住宅地域におけるコミュニティ形成という課題がある。社会全体で高齢化が進行し、また市営住宅においても入居者の高齢化が顕著である。高齢者の多い市営住宅では、コミュニティの観点から、若年層や子育て層の入居を促進することにより、多様な世帯が住み高齢者を見守るコミュニティを形成することが必要である。

さらに、市営住宅は市民共有の財産であり、「地域のまちづくり」という観点からより広い活用をはかるといふ課題がある。

最後に、住宅に困っている市民に安価な家賃で住宅を賃貸する市営住宅事業が、住宅を用意することによって入居者を「守護する」という深い意味を有していることを指摘しておきたい。フランスの哲学者、G.パシュラールは、人間を守護する「家の保護機能」について次のように記している、「天の雷雨にも、生の雷雨にもめげず、家は人間をささえまもる。家は肉体とたましいなのである」¹⁹⁾。さらに、ドイツの哲学者、O.F.ボルノーは、人間が家を持ち、家の生活をするのが、人間性の充実に通じることを次のように記している。「住まう者としてだけ、家屋を所有している場合だけ・・・人間はその本質を充実させることができ、全面的に人間でありうるのである」²⁰⁾。

二人の哲学者の言葉から、市営住宅政策の重要性が明らかとなったといえる。同時に、同政策が、本学の家政学の理念である「人間守護」を、また本学の社会家政学領域の目的である、「家の守護性の補強」を実現する正に適切かつ有効な手段であることが明白になったといえる。

今後の研究については、引き続き、郡山市における公園について分析をおこなう考えである。

注

- 1) 関口富左編著『家政哲学』15-23頁 91-144頁 家政教育社 1977
関口富左編著『人間生活学論考』75-130頁 紀伊国屋書店 1999
- 2) O.F.ボルノー、須田秀幸訳『実存主義克服の問題』20頁 未来社 1969
- 3) O.F.ボルノー講演「人間とその家」『家政哲学』66頁 家政教育社 1977
- 4) 関口富左編著『人間生活学論考』紀伊国屋書店 1976
- 5) 奥田道大「地域社会と市民運動」『現代都市政策Ⅱ』85頁 岩波書店 1973
関口富左編著『家政哲学』265頁 家政教育社 1977
- 6) 5)前書 87-88頁、後書 266頁
- 7) 5)前書 88頁、後書 266頁
- 8) 奥田道大「地域社会と市民運動」『現代都市政策Ⅱ』89頁 1973

- 関口富左編著『家政哲学』267頁 家政教育社 1977
- 9) 奥田道大「コミュニティ形成と住民」『都市化社会と人間』62頁 1975
- 10) 松下圭一『現代都市政策Ⅴ シビル・ミニマム』3頁 岩波書店 1973
関口富左編著『家政哲学』243頁 家政教育社 1977
- 11) 6)前書5頁、後書244頁
- 12) 松下圭一『シビル・ミニマムの思想』280-287頁 1971
- 13) 高柳信一「生活権思想の展開」『現代都市政策Ⅴ シビル・ミニマム』29-72頁 1973
- 14) 関口富左編著『家政哲学』250頁 家政教育社 1977
- 15) 松下圭一「都市をどうとらえるか」『現代都市政策Ⅰ』17-18頁 1972
関口富左編著『家政哲学』264頁 家政教育社 1977
- 16) 郡山市ホームページ参照 <https://www.city.koriyama.lg.jp/> 2021年9月13日閲覧
- 17) 郡山市建設交通部住宅政策課「市営住宅募集のしおり」1頁 2018
- 18) 同上2頁
- 19) G. バッシュラール 岩村行雄訳『空間の詩学』41頁 思潮社 2002
- 20) O.F. ボルノー 大塚恵一他訳『人間と空間』130頁 せりか書房 1978

郡山女子大学内ブロンズ像の彫刻史的位置

The historical position of bronze sculptures at Koriyama Women's University

齋藤 美保子^{*} 黒沼 令^{*}

Mihoko Saito

Rei Kuronuma

There are ten bronze sculptures which range from children to elderly at Koriyama Women's University, and were set at their present location in the 80s and 90s of 20th century by the founder of the university, Dr. Fusa Sekiguchi. At that time, with the Japanese economy doing well, public sculptures appeared in many towns for city planning. Dr. Sekiguchi thought that through the statues her students think about women's growth and lives.

The collection of ten bronze sculptures are related closely to the history of the sculptures from Meiji era to the end of the 20th century in Japan.

はじめに

創立 75 周年に当たる 2021 年現在、郡山女子大学（附属高校、附属幼稚園を含む）では学生の目に触れる所に、10 作のブロンズ像が設置されている。それらは、多くの私立大学で目にするような建学に尽力した博士たちの銅像ではなく、幼児期から熟年に至る具象の人体像ばかりである。それらは、学園の創立者であり当時学長であった関口富左（1912～2013）が、1980 年代 90 年代に購入、あるいは制作を依頼して設置したものである¹⁾。特に佐藤忠良の《母の顔》がプールの《長髪のベートーヴェン》を見つめる展示が、建学の精神を可視化したものと捉えることができることは、美学・美術史担当の齋藤が 2014 年に論じた²⁾。

その後、地域創成学科を立ち上げ、学内のブロンズ像を整備することを 2 年生の「プロジェクト演習」の授業として彫刻担当の黒沼講師と齋藤で 2019 年から実施している。屋外に設置されているブロンズ像は長年の風雨や落葉、泥土等で汚れが目立っていた。2019 年夏に環境が専門の影山志保准教授の指導でブロンズ表面の放射線量を測定したところ、泥が付着しやすい台座下部の線量が比較的高く、それを除去すると埃や塵に付着している放射性物質も除去することになり、ブロンズ表面の放射線量の低下に繋がることが明らかになった。そこで毎年、郡山市立美術館で行っている方法に倣って、洗剤を用いて水洗し、乾燥後にブロンズ表面を覆うワックス掛けを行っている。こうした作業で作品に直に接すると、多くの気付きと共に、各像がそこに存在することの必然性を強く感じる。また学生と郡山市内を散策すると、彫刻作品

^{*}地域創成学科

が多数設置されていることも確認できる。そこで本稿では、我が国の近代彫刻の歴史を概観し、郡山市内の公共彫刻に照らして、郡山女子大学内のブロンズ像の彫刻史的位置を検証したい。

第1章 日本の近代彫刻略史

第1期 1876年～ 近代国家の象徴

日本の近代彫刻は、1876（明治9）年に開設された工部美術学校にイタリア人彫刻家のヴィンチェンツォ・ラゲーザが教師として招聘されたのを始まりとし、彫刻学科創設の目的は近代国家に必要な技術としての彫刻を日本に定着させることであった³⁾。つまりイタリアの各地の広場でダビデ像やガリバルディー像を見上げるように、日本でも新国家の象徴を作り都市空間に置きたいという要求があったのである。誰もが自由に見られる有意な彫刻を公共彫刻と呼ぶならば、日本の近代彫刻はまさに、公共彫刻を目指して始まったのである。ラゲーザに学んだ大熊氏廣が制作し、1893（明治26）年に靖国神社に設置された《大村益次郎像》（図1-1）が、日本で最初の西洋風の公共彫刻と言われる。

工部美術学校は七年間で閉校となるが、大熊らが学んだ解剖学的に正しい人体表現と本人を特定できる写実性、屋外での長期鑑賞に堪えるブロンズ像の堅牢さは、文明開化の日本人に大きな衝撃を与えた。国粹主義の揺り戻しによって、1887（明治20）年に開校した東京美術学校では、幕末に仏師としての修行を積み、明治になってから伝統的な木彫技術に西洋風の写実主義を取り入れた高村光雲（1826-79）を教授とした。彼が原型制作に関わった《西郷隆盛像》（図1-2）は鋳造されて、1898年上野公園内に設置され、今日まで「上野の西郷さん」として親しまれている。やがて東京美術学校でも塑像に力が入られ、卒業生から《大隈重信像》で知られる朝倉文夫（1883-1964）、戦後に《長崎平和祈念像》を制作することになる北村西望（1884-1987）らが輩出した。戦前の北村西望は、日露戦争の英雄《橘中佐像》や安積開拓の立役者《中條政恒》のレリーフ（図2-1）を制作している。明治から大正にかけて公共の場に高い台座を設け、明治の元勳や日清日露の英雄を顕彰する銅像が次々と作られた。昭和になり軍国主義化が進むと、それらの銅像が戦意を高揚したが、戦争の拡大に伴い金属を供出する必要から、大半の銅像が鋳つぶされてしまった。

しかしそういったイタリア由来の一連の流れとは別に、フランス近代彫刻、特にロダンが日本人に与えた衝撃や影響から、日本の彫刻において一層芸術性を求め始める動きが広まった。フランス近代彫刻の、人体よりも生命の表出に重きを置く「生命主義」の、日本における最初のよき理解者であった荻原守衛（1879-1910）は、「依頼者の命に唯々として応じるが如きは、芸術的良心の欠如せるものと云つて善い」という言葉を残し⁴⁾、公共的な作品の制作を望まないまま夭折した。中原悌二郎、戸張孤雁も同様であり、光雲の息子高村光太郎（1883-1956）は、日本とフランスの間で苦悩することとなった。高村光太郎が日本の公共彫刻について、どのよ

うな認識をしていたかを確認できる資料として、1933（昭8）年の『現代日本の彫刻』があり、その中に「工部大學の外人彫刻家の薰陶をうけた西洋風彫刻家の一團は西洋風建築総則や、銅像製作の請負師のような風習を作つてしまひ、甚だ拙劣な銅像を何の芸術的根拠もなく公園や庭園にむやみに建て始めた」と書かれている⁵⁾。工部大學というのは工部美術学校、外国人彫刻家というのはラゲーズを示している。高村は、荻原守衛らもそうだったが、彫刻作品の設置にあたっては社会的需要に応えることより、彫刻家の芸術的あるいは表現的意図を優先するべきという考えで、当時の官学主導で権威的な彫刻が普及した公共彫刻の展開に対しては批判的であったのである。

高村光太郎に師事し、強く影響を受けフランス近代彫刻の生命主義を受け継いだ具象彫刻家となったのが本郷新(1905-80)である。彼が1939(昭14)年に中心メンバーとして強くかかわった新制作派協会彫刻部の創設のスローガンには、「彫刻は個人の応接間を飾るものではない。愛玩物でも装飾でもなくもっと公共の広場で、社会的空間の中で生きるものこそが本当の彫刻のあり方でなければならない。彫刻が応接間やロビーにあるのは一向に構わないが、それは装飾的な在り方にすぎず、真のあり方は、社会的空間、大衆の生活の中に入ってゆくものでなければならない」⁶⁾とある。このように本郷は戦前から、国家的・教導的な彫刻ではなく、社会的空間、大衆の生活の中に、多くの支持を得られる芸術性の高い彫刻の位置を定めることを、自身の制作の主眼に置いていた。

第2期 1945年～ 彫刻家の造形力

戦後、平和と芸術への渴望を取り戻すにつれて公共彫刻は激変し、1950年代になると、東京千鳥ヶ淵の菊池一雄作《自由の群像》(1955年)や長崎の北村西望作《平和祈念像》(1956年)等、自由や平和を人体で表現する「銅像時代」第二期の到来⁷⁾となった。

戦前から記念碑的な制作を試みていた本郷が最初に依頼を受け手掛けた作品は、ロダンの《青銅時代》を思わせる《わだつみのこえ》(図1-3)である。この作品は戦没学生祈念像の設置を目的として、「すこやかな、みずみずしい男の肉体の中に複雑な心理をもりこみ、新しい統一ある調和をつくりだした」「怒りと悲しみと煩悶の三つの複雑な性格」を表現したと語るように⁸⁾、平和とヒューマニズムの称揚を意図して制作されたものであった。作者自身の言葉に頼るまでも無く作品そのものも当時の具象彫刻の一つの到達点を示すものと言っても過言ではないものであったが、1950年の完成後、設置場所がなかなか定まらなかった末に1953年に立命館大学に設置、1969年に学生運動の標的にされ引き倒され破壊されるという災難に見舞われた。彫刻家の造形力が発揮される自由度が高まる一方で、受け手との軋轢が強まったのである。

疎開以来、岩手県の山荘に引き籠っていた高村光太郎を再び彫刻に向かわせたのは、高村自身の亡き妻智恵子に対する追慕を造形化したいという強い思いと、十和田国立公園功労者記念

碑の設置の機運が高まったタイミングが奇跡的に合致したためと推測される。高村は山莊時代の1950年評論家の神崎清と行った対談で「智恵子の顔とからだを持った観音像を一ぺんこしらえてみたいと思っています。仏教的信仰がないからおがむものではないが、美と道徳の寓話としてあつかうつもりです。ほとんどはだかの原始的な観音像になるでしょう」と述べた⁹⁾。1952年、制作依頼を受けた高村は、複数の支援者と連れ立って十和田湖を視察しその公共彫刻と彫刻家の関わり方を早い段階から示した作品と位置付けることができる。十和田湖の雄大な自然の美しさに感動した高村は裸婦像を建立する、しかも二体の群像とすることを決め、《十和田国立公園功労者記念碑のための裸婦像》(図1-4)を制作したのである。智恵子の面影を宿す二体はふくよかで、後に「乙女の像」と愛称されることになる清らかさと、やはり後に「みちのく」と別称されることになる力強さを示している。向き合い左手を掲げて歩み寄る二体は二等辺三角形を作り、周囲の樹木と共に天空に伸び行くかの如くである。同時代の彫刻家や評論家の評は様々であったが、日本近代の歩みを最も色濃く体現したと言える詩人彫刻家、高村光太郎の再生を示した作品は、環境と彫刻の関わりを構想段階から配慮し、大自然に調和する裸婦像という公共彫刻のひとつの在り方を示す、画期的な作品となったのである。

先の菊池一雄も新制作派協会会員だったが、この頃から、かつて本郷新と志を共にして、新制作派協会彫刻部創設に参加した彫刻家たちの活躍が始まる。東京美術学校彫刻科を卒業したのち《母の顔》(図3-6)を残して出征した佐藤忠良(1912～2011)も、シベリア抑留から復員し、この頃初めて社会と結び付く制作をした。1953年、福島県いわき市の常磐炭鉱・炭鉱神社に設置した《母子想》である。現在は常磐炭鉱の廃鉱に伴い、福島県立福島県工業高等専門学校に移設されている。炭鉱現場で鉄工職、左官、大工と共に直接セメント制作したという異色の作品である。目鼻立ちのくっきりした母がエプロン姿で着座し、これまた大人びた顔立ちの子を肩に掲げる像である。この後、日本人の首、ジーンズをはいたスリムな女性像、子供像を多作し、屋外展示に対応していくことになる佐藤の方向性を明示している。

高村光太郎訳の『ロダンの言葉』から彫刻家を志した柳原義達(1910～2004)も新制作派協会彫刻部創設に加わったひとりで、戦争体験を経たことで権威的なものを嫌い、芸術の純粋性と自由を求めたと推測できる。戦後渡仏してブルデルの弟子のエマニュエル・オリコストに師事した柳原の表現の多くは、粘土の触知感から生命の根源的なものを掴み表現するような彫刻の純粋性に根差したものであるが、唯一、社会性を帯びた作品《犬の唄》(図1-5)は、反戦と抵抗精神をテーマにしたものである。1961年の制作当時、「今日の行為は、昨日の反省から明日の可能性に生きることだ。《犬の唄》の心は私の生き方でありたい。私は戦争の無意味さの自覚に生きて、その戦争に対する私のアイロニーとレジスタンスの精神が、この自己への芸術生活への支柱になるだろうことを願っている」という言葉を残している¹⁰⁾。「犬の唄」とは普仏戦争に敗れたフランス人の心情を吐露したシャンソンの題名から取っており、芸術家の社会と

の屹立と孤独の中にある自尊心を感じさせるのである。

もう一人、新制作派協会創設メンバーで、1962年第5回高村光太郎賞を受賞したのが舟越保武(1912-2002)の、《長崎26殉教者記念像》(図1-6)である。1958年の制作依頼から1962年の完成後に長崎市西坂公園に設置されるまでの4年間、46歳から50歳までの舟越は技術的にも精神的にも充実した時期にあたる。当初の予定はキリスト教徒迫害の情景を描写的にレリーフにするという条件での依頼であったが、舟越はそれを断り自身の芸術観と良心に基づいて着想する。その結果、26人の彫像を一行に並べ、遠くから見ると全体が極端な横長の巨大な十字架に見えるようにした。その間の制作に対する思いは、『舟越保武のアトリエ』¹¹⁾に詳しい。この《長崎26殉教者記念像》が近代日本におけるモニュメントの傑作と成り得たのは、舟越が記念像のあるべき姿に妥協せず自身の理想を貫いたためである。仮に、当初の依頼の条件のまま説明的な記念碑を設置したら、公共彫刻としてどのような効果・役割を果たしただろうか。長崎はキリスト教徒の迫害が行われた土地であり、キリスト教信者にとっては迫害の恨を残す、または強めるものとなったと容易に想像できるであろう。依頼主がカトリック教会であったため、キリスト教迫害の歴史を忘れて欲しくないという意図があったにしろ、観る人に悪い後味を残す記念碑になったに違いない。それを舟越自身の信仰心と芸術的良心、造形的な創意によって、キリスト教の根源を表現するとともに、モニュメントとしても意義あるものとすることに成功している。

第3期 1975年～ 彫刻のある街づくり

経済成長期には街に賑わいを呼ぶ装置としての彫刻が望まれる時代となり、彫刻が街内に出現して設置者と彫刻家の意志の衝突の上に、更に鑑賞者である市民の発言が加わっていく。釧路市の市街を繋ぐ国道の幣舞橋^{ぬさまいばし}建替に際し、新橋の橋脚の上にブロンズ像を置くことが市議会でも決まり、「新幣舞橋の造形を考える市民懇話会」が開催されたのは1975(昭和50)年のことである。その後の経緯が市民運動の記録として残されているので、辿ってみたい¹²⁾。大半が男性の委員13名による彫刻の選定には、議論百出であったというが、第一級の芸術品であり、市民に親しまれ、100年後も歴史的評価に耐える作品、というのが選定の条件であった。当初は、ブルデルのアルヴェアル将軍四体像を購入しての設置が提案された。

ブルデル(1861～1929)はロダンの助手を務め、モニュメンタルな作品で彫刻に新しい息吹を与えたと言われる。《弓を引くヘラクレス》が西洋美術館開館時から前庭に設置されていることから我が国でも馴染みが深い。彼の代表作《アルヴェアル将軍記念碑》は、アルゼンチンの将軍騎馬像とその周囲の《力》《勝利》《自由》《雄弁》を表現する寓意像から成る。《力》は男性像、《勝利》は女性像、《自由》は剣を持つ女性像、《雄弁》は男性像である。この四作は既に箱根彫刻の森美術館(1969年開館)にあり、屋外展示に相応しいことが分かっているが、購

入や幣舞橋との調和には問題もあり断念された。そして結局、制作を発注することとなり、管理者として美学・美術史家の本間正義、制作者として当時第一線で活躍していた、舟越保武、佐藤忠良、柳原義達、本郷新が決まった。

第1回制作会議（1975年9月）で西洋的な寓意像に日本の季節感の美学を融合させ、メインテーマが「道東の四季」、サブテーマが「春・夏・秋・冬」と決定し、2.3メートルの裸婦立像とすることが合意された。第4回制作会議（1976年3月）では、46センチのエスキースの小像を持ち寄って、本間管理者の言を借りると、「春と秋が『静』、夏と冬が『動』的なポーズとし、それぞれ対角線的にむきあう感じで、ひとつのアンサンブルがとれている」ことが確認された。このように丁寧な議論が重ねられ、四作の調和が図られると共に、「市民の会」が発足し、特定のスポンサーに頼らないで市民の寄付を集めることも進んだ。

舟越の《春》(図1-7)は両腕を下げて前方を見守るポーズで「萌いづる早春の息吹き」を表現し、佐藤の薄いボレロをまとった両腕を上げる《夏》(図1-8)には、「長い冬とのたたかいからようやく抜けだした春が、霧をとおして送ってくれた太陽。花たちは一斉に開き、つかの間の道東の夏に、人々のエネルギーは若々しく弾む。そんな気持ちの彫刻になってくれれば」という思いが込められている。柳原の《秋》(図1-9)は冬にむかって身構える緊張感を示し、本郷の《冬》(図1-10)は、上げた左腕で顔を覆い、やはり上に挙げた右腕の指先で何かを求め、「酷寒に堪える精神・望春の想い」を表現している。

四名はいずれもロダンに発する「生命主義」に傾倒し、1939(昭和14)年の新制作派協会立ち上げからの仲間、ライバルでもある具象彫刻をリードする存在だが、周囲の環境と作品、設置者の期待と制作者としての取組の間で深く苦悩し、現地取材とデッサンを繰り返し、エスキースから本制作へと進んでいった。四人の作家の思いは『道東の四季』という写真集に記載されたが、その中から柳原の「釧路の秋」と題した文章を参照する。

釧路の秋は、冬に向かって身構える秋である。美しい景観の中に、極寒を迎えて立つ像は、生易しいものであってはならない。心の中に、冬を迎えてのレジスタンスがうごめき、極寒を乗り切らなければならない。そこには、過酷なまでの強い人間の精神力が求められる。きれいな感覚よりも厳しい美しさが私の主題を覆うだろう。《道東の秋》は、このような私の心のあらわれであってほしい¹³⁾。

上記の言葉から、釧路の取材、景観と作品の関係を構想しながらも、ただ都市空間を彩る彫刻を置くことを志向し制作したものではないと読み取ることが出来る。「冬にむかって身構える緊張感」を示す《秋》は、左右の違いはあるにしても行き場が無く宙に翳された手のポーズから、《犬の唄》(図1-6)との結びつきを連想させるものである。それらから感じるのは、公共彫刻という他者との関わりが成立条件である表現の中にも、芸術家個人の在り方がまず優先されるべきというささやかな彫刻家の意地の表明のような気がしてならない。

さて、女性像が着衣であると衣服の時代性、地域性に囚われるので、普遍性を求めようとすると裸婦になり、裸婦こそ芸術であるというのが当時の時代思潮でもあったが、突然橋上に巨大な裸婦を四体も突き付けられることになる市民からは批難や嫌悪も寄せられた。それでも東京に続いて釧路での展示会でお披露目されると四作は大きな感動を呼んだ。1977（昭和52）年5月の除幕式ののちは、四季折々の撮影スポットとしての人気も高まり、釧路のシンボルとして定着、一地方都市が美術で快挙を果たしたと話題になった。まさに設置者の意図と制作者の創意、そして鑑賞者の理解という公共彫刻に必要な三要素が揃って成功したのである。

折しも、ミレーの《落穂ひろい》を購入した山梨県立美術館が1978年に開館した。「ミレーを見て、ブドウ狩りをして、ワインをお土産にする」農協の観光バスが行きかうようになり、「地方の時代」を支える美術の力が俄然脚光を浴び始めるのである。仙台市では「彫刻のあるまちづくり」が始まり、1977年から2001年までに杜の都に24作品が設置された。この企画は釧路市同様、選定委員会が作者を選定して制作を依頼するオーダーメイド方式で成功したと言われる。24名の作家には佐藤、舟越、柳原も含まれ、彼らの公共彫刻の仕事は、《道東の四季》を経て、仙台市の「彫刻のあるまちづくり」に結実していくこととなった。仙台では女性作家、海外の作家も複数依頼され、前半12年間は大半が具象作品、後半は大半が抽象作品であった。それに対し後発の福島市「彫刻のあるまちづくり」は、1987年から既製の作品を購入するレディーメイド方式で1993年迄に22作を市内に設置した。

しかし1990年代になると、街中の彫像の増加は彫刻公害という批難を呼ぶほどになり、特にジェンダー意識の高まりから、街中の彫刻の多くが裸婦像であることに違和感を表明する美術史家、若桑みどり等、女性知識人の活動が目立つようになった¹⁴⁾。福島市内でも、ふくしま女性フォーラムがまとめた報告書が1998年に発行され¹⁵⁾、裸婦像への批判が高まった。21世紀に入ると、公共彫刻における裸婦像は敬遠され、先行していた仙台市同様に、抽象彫刻やキネティック・アートが多くなった。

以上の様に、明治以降3期にわたって展開した具象の人体彫刻は全国的に20世紀末には終焉を迎えた。そして21世紀になると、もはや「彫刻」の範疇には収まらない「パブリック・アート」の時代となるのである。

第2章 郡山市内の公共彫刻

郡山女子大学周辺は、地元の有志の尽力の上に明治新政府が国家事業として安積開拓を遂行した地であり、昭和の初めには開拓の功労者、阿部茂兵衛を顕彰する銅像設置の機運が高まった。原型制作が郡山市出身で1910年に上京して山本瑞雲に師事した木彫家、三木宗策（1891～1945）に依頼され、台座設計と設置場所選定も三木に任された。その結果、開成山大神宮の前の広場に高い台座に載る羽織袴の立像が制作され、1928（昭和3）年11月《阿部茂兵衛翁銅

像》除幕式が執り行われた¹⁶⁾。1932(昭和7)年にはその隣に開拓の指導者を顕彰する「中條政恒翁顕徳碑」が立ち、大久保利武の撰文の上方に、中條政恒の肖像が北村西望作の銅板レリーフ(図2-1)ではめ込まれた。両者は明治の開拓の意義を伝える堂々たるもので、見上げる庶民を教導するものであった。太平洋戦争の激化と共に、阿部茂兵衛像は1943年に軍部に供出されてしまったが、戦後、モーニング姿の《阿部茂兵衛立像》(図2-2)が作られた。制作したのは三坂耿一郎で、1953(昭和28)年に元の台座の上に設置された。

三坂耿一郎(1908～1995)は郡山市湖南に生まれ、東京美術学校で彫刻を学んだ。日展を活躍の場としたが、1940年にプールの紹介者として有名な清水多嘉示(1897～1981)に師事したこともあり、日展特有の写實的・技術至上主義ではない、デフォルメした人物像に見られる構築性の強い作風で高い評価を受けるようになった。竹下政権下の「ふるさと創生事業」(1988～89)で一億円が交付されるに際しては、郡山市からの依頼で開成山公園に安積疏水の功績をたたえる《開拓者の群像》(図2-3)を制作することになり、1992年に完成させた。このモニュメントは、17メートルの塔の下から水が流れ出して池を作る構成で安積開拓を示し、六体の丸彫りの人像とレリーフが配された壮大な記念碑彫刻である。三坂の彫刻家としての集大成でもあり、開成山公園のシンボルとなっている。三坂の作品は他にも駅前、文化通りなどに設置されている。作品の多くは具象彫刻として見れば様々な相違が読み取れ興味深い、裸婦像が多く彫刻と鑑賞者の結びつきが弱いという点で公共性に乏しい作品もある。

郡山市出身の佐藤静司(1915～2021)も郡山市内で作品を目にする機会が多い彫刻家である。郡山市民文化センター内には《若い譜》が1984年に設置され、県立安積高校正門内には《安積健児》が立っている。1993年に完成した駅前フロンティア通り入り口には北村西望の《將軍の孫》が横断する人々に敬礼しているが、その横の《街》は、軽やかにすれ違う女性の二像で、日展作家佐藤の抑制のきいた現代性が評価された¹⁷⁾。1999年の消防署竣工記念に設置された《愛の光り》、郡山駅北口ペデストリアンデッキ上の《抱きしめる》(2000年設置)は抽象化の進んだ作品である。佐藤は木彫家として出発し、同郷の木彫家、三木宗策に学び、戦後は澤田政廣に師事した。郡山市内で見られる作品も木彫作品に瑞々しい彫り跡の魅力を感じるが、屋外作品は公共性を意識し過ぎた感もある。

荒池公園にも具象作品が複数設置され、都市環境の美化に彫刻を活用しようという試みが見られ、1996年設置の湯川隆(東京1961～)作《そよ風に吹かれて》(図2-4)は爽やかな、具象表現と環境の融合を感じさせる作品である。平成14(2002)年開園の21世紀公園になると、環境彫刻的な抽象作品が大半となる。彫刻公害、あるいは裸婦彫刻を公共空間に置くことへの違和感という問題が顕在化し、この頃公共彫刻への要求が変化したことが見てとれる。

このほかにも市内には駅前や公園、公共施設周辺など、ブロンズのモニュメントが点在し、郡山出身の彫刻家たちが活躍してきた歴史が町の風景に大きく影響しているといえる。この様

に郡山では昭和の初めには第1期の銅像が作られ、金属供出を経て第2期の再建、そして第3期の街づくり、そして21世紀のパブリック・アートと、日本の彫刻略史をなぞることができるのである。

第3章 郡山女子大学のブロンズ像

学内の10作のブロンズ像のうち最初に購入されたのは、ブールデルの《長髪のベートーヴェン》(図3-1)であり、短大に音楽科を開設してから15年目の1982年春、更なる音楽科の発展を祈って芸術館一階の音楽堂のホワイエに設置された。戦後、ロダン、ブールデル、マイヨールといったフランス彫刻が受容され、釧路の幣舞橋で最初に構想されたのもブールデルの寓意像の設置であった。また、東京大学の五月祭パンフレット(1971年、44回)の表紙を《弓を引くヘラクレス》が飾って話題になったこともあり、大学人にとってブールデルは親しい作家であった。そのブールデルの四十数種に及ぶベートーヴェン連作中、最もベートーヴェンらしいと言われる苦悩の表情の頭像は、創立40周年を期して丹下健三の基本設計で建学記念講堂が1985年に竣工すると、その展示ギャラリーに居所が設けられ、現在に至っている。

関口富左は1978年、「文化を考える県民会議」に呼ばれ、それが後に「文化振興会議」となって、県立美術館の開設を答申、1984年には福島市に県立美術館が開館するに至った。そうした動きの中で、絵画や彫刻に関心を深めていったとしても不思議ではない。有楽町の交番横に設置された岩野勇三《はぐれっこ》と同形のブロンズ像は、《かんがえる》(図3-2)と改題する許可を作者から得て1987年3月に購入された。幼稚園の庭に置かれ、本学では初の屋外展示となった。数寄屋橋交差点の交番脇に置かれた《はぐれっこ》はまさに迷子のように寂しげに見えるが、本学の《かんがえる》は賢い女の子である。岩野勇三(1931～1987)は佐藤忠良に師事し、新制作協会会員、東京造形大学教授となった。

同年8月には、郡山出身の三坂耿一郎こういちろうの《渺》(図3-3)が購入された。全裸の成熟した女性像である。ゆったりとした立ち姿で渺々たる遥か彼方を見通す眼差しは凜としていて、裸婦像とはいえ高さ1メートルほどの小像でもあり、女子大生も恥じらいを感じないで見られる爽やかさがある。

1989年には北村西望の2像が設置された。《將軍の孫》(図3-4)が4月に購入され、5月末に関口富左の所蔵品《母子像》(図3-5)が前年秋の宝冠章受章の記念として学園に寄贈されたのである。当初《將軍の孫》は本館3階の理事長室に、《母子像》は学園の迎賓館とも言うべきつつじ館の階段踊り場に置かれたので、学生の目に触れることは少なかった。《將軍の孫》は日露戦争で功を上げるも銃弾に倒れ、軍神と称えられた橘中佐の立像制作時に偶然構想された作品である。中佐の遺品である軍帽、軍靴をアトリエに置いて想を練っていると、幼い息子が入ってきて軍帽をかぶり、軍靴をはいて敬礼をした。その姿を写したのである。あどけない姿

ではあるが、幼子も兵士に憧れる軍国主義の時代を物語っている。《母子像》はキリスト教の聖母子像を東洋的な着衣で日本に置き換えたようでもあるが、ゆったりと腰かけ肩を丸くして幼子に授乳する母の姿は現実感があり、男性裸体像を得意とした北村西望には珍しい主題である。「人間守護の家政学」を立ち上げた教育学博士、関口富左としては、子を抱いて着座する母に、人間が人間を守る最も根源的な姿を見ていたのかもしれない。ブロンズ像による無言の力に「感性の教育」を確信して、やがて《將軍の孫》は本館と記念講堂を繋ぐ渡り廊下のニッチに、《母子像》は本館入り口受付前の展示ケースに置かれ、多くの学生や訪問客が親しく目にして現在に至っている。

1990年1月に第82回芸術鑑賞講座¹⁸⁾として「ブロンズの詩 佐藤忠良のすべて」展が建学記念講堂の展示ギャラリーで開催され、リーフレットに関口富左学園長は下記の「ひとこと」を記した。

本展は各地で10ヵ所開かれる全国的彫刻展ですが、この快挙を一大学が開催いたしますのは本大学だけです。これも21世紀の主役となる現学生たちに、真の芸術文化を身に着け、教養人としての美しい成長を期待してのことです。

今や時代の激変や不安の中で、切れ切れな思いに悩む若者たちにトータルな美意識を与えることは重要な教育計画の一つです。世界平和を掲げるわが国の教育が、競うことのみを主流とすることから、美しいものへの憧憬へ帰ることも今日の教育です。

おおらかな、しかしゆるぎない点、線、面の構成する造形美の厳しい表現の前に立って、各自各様に真なることを学ばせたいと念じます。

一流の芸術作品に対する信頼と、その教育効果を確信した言葉である。これ以前にも福島県出身で西望会や日展で活躍した太田良平の彫刻を鑑賞する機会があったが、全国を巡回する彫刻展は初めてであった。《帽子・夏》《たつろう》等、多数の作品が並ぶ中から、《母の顔》(図3-6)が選ばれ、展覧会後に購入された。それ以来、招集直前の息子を見つめた《母の顔》は、建学記念講堂展示ギャラリーで《長髪のベートーヴェン》と向かい合っている。

佐藤忠良は1912年生まれ、記念講堂の基本設計をした建築家の丹下健三と関口富左は1913年生まれである。この同世代の三名の出会いが、その後の各後継者との交流に繋がり、学内の整備が進むことになったのである。1996年4月に創立50周年を迎える記念として丹下健三の高弟、沖種郎が創学館を設計し、キャンパスには大学・短大生、高校生、幼稚園児を造形した作品が設置された。作者の田村史郎(1947～)と笹戸千津子(1948～)は東京造形大学の忠良の門下生、新制作協会所属であり、大石尚(1948～)は本学の彫刻の教師であった。三名とも設置者の教育観を理解し造形化するに十分な、知命目前の実力者であった。

笹戸千津子《今、わたし》(図3-7)は、二十歳前後の希望を胸に抱きつつも、未だ足腰の定まらない様子を、細いスツールに腰かけて組んだ足、胸の前で合わせた両手、ポニーテールの

髪等で表現している。この像は建学記念講堂入り口近くに設置され、通りかかる女子学生と視線を交わす。笹戸千津子は学生としてばかりでなく、モデルとしても佐藤忠良の足の長い新しい女性像を学び取り、自らも爽やかなセミヌードの女性像を作り続けたのである。

田村史郎の《大きいシャツ》(図3-8)は、短い髪の少女が両足を踏ん張りながら、身に余る大きいシャツの裾を握りしめる姿で、高校生の焦燥感を良く表している。高校の正門から本館へと向かうアプローチに沿って南向きに立っている。同じ作者の《よく見る》(図3-9)は、幼稚園児が手のひらに載せた小鳥に見入る一心不乱な様子を表している。既に長らく親しまれている《かながえる》と同じように、幼稚園児と等身大で園庭の櫓の下に立っている。着衣は実際の幼稚園の制服、制帽を参考にしたものである。

《よくきく》(図3-10)は本学の石助教授が、学長から促されて制作に踏み切った作品であった。郡山女子大学附属幼稚園のモットーは「よく見る、よく聞く、よく考えて」である。それに照らし、しゃがみこんだ《かながえる》が長らく前から設置されており、田村史郎による《よくみる》が俯く男の子の立ち姿で構想されていた。そこで大石は女の子の額に光が当たる上向きのポーズ、ベンチに座って足をぶらぶらさせながら、櫓に止まって囀る小鳥の声に聞き入る姿にした、とのことである。対照的なポーズでバランスの取れた調和、小鳥を介した物語性、ここに園児三人としての統一感が図られ、楽しいアンサンブルが出来上がった。

これ以後、ブロンズ像の設置はない。しかし、芸術鑑賞講座として、建学記念講堂の展示ギャラリーで、豊橋市美術博物館金原宏行館長監修のブロンズ展が3回開催¹⁹⁾された。第157回芸術鑑賞講座「佐藤忠良の世界」では忠良氏自選の31作品の中に帽子シリーズの代表的な3点が含まれ、本学所蔵の《母の顔》に笹戸千津子作《恩師、佐藤忠良先生像》が揃い、圧巻の中にも親しみを抱く展示であった。第171回芸術鑑賞講座「ロダンに始まる創造の軌跡」では、「大正時代のロダニスト荻原守衛や高村光太郎を経て、佐藤忠良、舟越保武、柳原義達などの作品から現在に至る100年の流れをいろどる、具象と抽象、伝統的なものと新傾向なるもの、首、人体と動物という多様な展開を42点の作品により概観」できた。そして最後は2011年、東日本大震災後の復興に腐心する中で第174回芸術鑑賞講座を準備していた矢先、訃報が届いて「追悼 彫刻家佐藤忠良展」となったのである。

おわりに

ブールデルから始まった郡山女子大学のブロンズ像10作品は、大学に隣接する安積開拓團連記念碑にゆかりの彫刻家(北村西望、三坂耿一郎)を挟んで、新制作協会の彫刻家達(岩野勇三、佐藤忠良、田村史郎、笹戸千津子)による、ロダンの生命主義に連なる作品群である。最後に諸像とのアンサンブルを意図した大石尚も含め、人生の各年代、つまり幼児、高校生、大学・短大生、成人、母、そして働き盛りの苦悩する男を見守る中年の母、の生命の輝きが表現

されている。ブロンズ像の設置場所を奥まったところから、学生の目に触れやすいところに移し、既製品の購入に飽き足らず、自らの思いを込めて制作を依頼する、そうした一連の流れは、ブロンズ像を各年代のロールモデルとも等身大の友ともして、学生が人生を考える縁として欲しいという教育観に根差している。10作品設置には日本の近代彫刻略史が圧縮された形で深く関係している。80年代90年代は日本各地で公共彫刻をわが物として享受し考えることになる時代であったが、そうした歴史と期を一にして、学内では創立者の各年代の人間に対する思いが造形された濃密なコレクションが完成し、学生への無言の教育を実現したのである。

- 1) 郡山女子大学芸術鑑賞講座・教養講座委員会：郡山女子大学のブロンズ像、(第210回芸術鑑賞講座資料), 2020.
- 2) 齋藤美保子：プーデル作《長髪のペーターヴェン》と佐藤忠良作《母の顔》, 郡山女子大学紀要、第50集, 1頁-14頁, 2014.
- 3) 金子一夫：工部美術学校における彫刻教育の研究, 茨城大学教育学部紀要(人文・社会科学・芸術), 42号, 107頁-126頁, 1993.
- 4) 荻原守衛：彫刻真髓, 中央公論美術出版, 96頁, 1964.
- 5) 高村光太郎：現代日本の彫刻, 1933. /再録：美について, 筑摩書房, 153頁, 1985.
- 6) 井上みどり：情熱と行動の彫刻家・本郷新, 生誕100年本郷新展, 札幌芸術の森美術館・札幌彫刻美術館, 9頁, 2005.
- 7) 木下直之：銅像時代, 60頁, 岩波書店, 2014.
- 8) 井上みどり 前掲7) 9頁.
- 9) 高村光太郎：自然と芸術, 地上, 家の光協会1950. /再録：十和田湖・奥入瀬観光ボランティアの会：十和田湖 乙女の像のものがたり, 75頁, 2015.
- 10) 柳原義達－呼吸するブロンズ－, 三重県立美術館, 22頁, 2017.
- 11) 高田昭子編：舟越保武のアトリエ, 昭和女子大学光葉博物館, 138頁, 2000.
- 12) 記録刊行委員会：幣舞橋と「道東の四季」像, 釧路幣舞橋彫像設置市民の会, 1978.
- 13) 本間正義監修：道東の四季 幣舞橋彫像作品集, 釧路幣舞橋彫像設置市民の会, 24頁, 1978.
- 14) 若桑みどり：都市における視線の支配——都市空間におかれた女性ヌード, 文学と芸術の社会学, 岩波書店, 145頁-178頁, 1996.
- 15) 高橋準+ふくしま女性フォーラムタウンウォッチング研究会：福島市の公共芸術—ジェンダーを視点として考える—, 福島大学地域研究, 第10巻第1号, 73頁-87頁, 1998.
- 16) 中山恵理ほか：三木宗策の世界 木彫の正統, 郡山市立美術館, 93頁, 2015.
- 17) 早川博明ほか：佐藤静司彫刻展, 郡山市立美術館, 14頁-15頁, 70頁-77頁, 2007.
- 18) 芸術鑑賞講座とは郡山開成学園(郡山女子大学、同短期大学部、同附属高校、同附属幼稚園)の教育の一環として、年に3、4回、音楽・演劇・舞踏・文楽・古典芸能・美術展など、最高の芸術を通して「感動の教育」を行い、全人教育の一つとしているものである。
- 19) 第67回芸術鑑賞講座「太田良平彫刻展」昭和61年、第157回芸術鑑賞講座「佐藤忠良の世界」平成19年、第171回芸術鑑賞講座「ロダンに始まる創造の軌跡」平成22年、第174回芸術鑑賞講座「追悼 彫刻家佐藤忠良展」平成23年



図 1-1
大熊氏廣作
《大村益次郎像》
1893 年制作



図 1-2
高村光雲作
《西郷隆盛像》
1898 年制作



図 1-3
本郷新作
《わだつみのこえ》
1950 年制作



図 1-4
高村光太郎作
《十和田国立公園
功労者記念碑
のための裸婦像》
11953 年制作

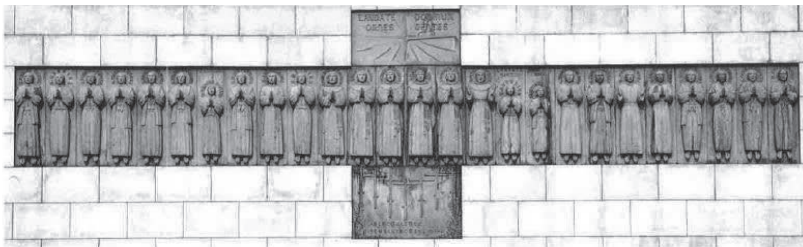


図 1-5
舟越保武作
《長崎 26 殉教者記念像》
1962 年制作



図 1-6
柳原義達作
《犬の唄》
1950 年制作

出典

- ・ 図 1-1、図 1-2：『日本彫刻の近代』東京都国立近代美術館/三重県立美術館/宮城県美術館、2007 年
- ・ 図 1-3：『生誕 100 年 本郷新展』札幌芸術の森美術館/札幌彫刻美術館、2005 年
- ・ 図 1-4：『十和田湖乙女の像のものがたり』十和田湖・奥入瀬観光ボランティアの会、2015 年
- ・ 図 1-5：『二十六聖人の祈り 舟越保武の世界』展覧会パンフレット、長崎県立美術館、1997 年
- ・ 図 1-6：『呼吸するブロンズ-柳原義達』三重県立美術館、2017 年



図 1-7
舟越保武作
《道東の四・春》
1977 年制作



図 1-8
佐藤忠良作
《道東の四・夏》
1977 年制作



図 1-9
柳原義達作
《道東の四・秋》
1977 年制作



図 1-10
本郷新作
《道東の四・冬》
1977 年制作



図 2-1
北村聖望作
《中條政恒翁頭徳碑》
1932 年制作



図 2-2
三坂耿一郎作
《阿部茂兵衛像》
1953 年制作



図 2-3
三坂耿一郎作
《開拓者の群像》
1992 年制作



図 2-4
湯川隆作
《そよ風に吹かれて》
1996 年制作

出典

- ・ 図 1-7～1-10：『道東の四季-幣前橋彫像作品集-』幣前橋彫刻設置市民の会、1977 年
- ・ 図 2-1～図 2-4：撮影 黒沼令



図 3-1
ブールデル作
《長髪のベートーヴェン》1889年制作
1982年收藏



図 3-2
岩野勇三作
《かながえる》
「はぐれっ子」として
1983年制作
1987年本学設置



図 3-3
三坂耿一郎作
《渺》
1957年制作
1987年收藏



図 3-4
北村西望作
《将軍の孫》
1918年制作
1989年收藏



図 3-5
北村西望作
《母子像》
1925年帝国美術展出品
1989年收藏



図 3-6
佐藤忠良作
《母の顔》
1942年制作
1990年收藏



図 3-7
笹戸千津子作
《今、わたし》
1990年制作
1996年設置



図 3-8
田村史郎作
《大きいシャツ》
1996年設置



図 3-9
田村史郎作
《よくみる》
1996年設置

この頁の撮影
：浅倉哲也



図 3-10
大石尚作
《よくきく》
1996年設置

里見勝蔵が注目したルオー作品

— 1924年ドリュエ画廊におけるルオー展作品目録への書き込みを手掛かりに —

Katsuzo Satomi focused on G.Rouault's paintings

—K. Satomi wrote in the catalog of G.Rouault's exhibition at the Drue Gallery in 1924.

And I did an analysis of the written catalog.—

會 田 容 弘^{*}

Yoshihiro Aita

Abstract:

Katsuzo Satomi (1895-1981) is a well-known Forvist painter in Japan. He studied abroad in France from 1921-1925. At that time he toured G. Rouault's exhibition and acknowledged the importance of the Rouault's paintings. Satomi was the first person to introduce to Japan that Rouault was a great painter. There was a record of the tour in the exhibition catalog that Satomi visited. I found an exhibition catalog with notes by Satomi. I tried to reproduce G. Rouault's exhibition based on Satomi's record. I wrote this paper for the purpose of reassessing Satomi's achievements.

はじめに

里見勝蔵（注1）はパリでルオー展覧会を見学し、そしてルオーという画家を日本に最初に紹介した（東京文化財研究所アーカイヴデータベース「里見勝蔵」）。1924年に里見がパリで開催されたルオー回顧展を見学し、ルオー作品に感動し、それを日本に伝えたのである（里見1924a,b）。ルオー受容研究者によれば、「ピエロの画家ルオー」を、初めて作品を見て紹介した黒田重太郎、作品を買い求めて日本に招来した梅原龍三郎、ルオーコレクターの福島繁太郎、それらが複合した結果日本人はルオーを受容したという。里見はそれら紹介者の後塵の一人とされている（後藤2006、金澤2012）。その後、日本で国立西洋美術館、ブリヂストン美術館（現・アーツイゾン美術館）、出光美術館やパナソニック汐留美術館にルオーコレクションが収蔵され、ルオーは日本人が愛するフランス人近代画家の一人となっている。そのような「ルオー受容史」研究は美術史学の重要な研究課題のひとつである（永井2011）。

フランス美術紹介者としての里見勝蔵は渡仏後、同時代のフランス人画家と交流し、同時に創作し、ルオー作品に出会い、感動の言葉を綴り、その後ルオーから離れて行くという経緯をたどる。同時代のフランスで活躍した画家マティス、ブラマンク、ユトリロの作品も紹介し、

^{*}地域創成学科

高名な作家であっても、実見した作品を手厳しく批評もしている。フランスで生まれたフォービズムの只中で活動し、帰国後独自の境地を目指し苦行僧のような創作活動を行ってきた里見勝蔵は批評家ではなく、彼らと競い合う同業者であった。里見は異なった文化伝統を如何にして咀嚼し、独自性を切り開いてきたのか、そこに、異文化交流・学際研究が求められる現代のアカデミズムに同じ姿を重ねるのである。筆者が身を置いている旧石器考古学研究も100年の蓄積があるフランス旧石器研究から学び、生長し、「接ぎ木のように」伸びることができたと言えるのか。里見に我々の姿を重ねることができ、共感を覚えた。

里見の生きた姿を知るきっかけとなったのは1924年にパリ・ドリュエ画廊で開催されたルオー展の展示カタログと出会ったことにある。そのカタログは里見勝蔵の旧蔵品で、里見の書き込みがあった。それを手にしたとき、里見の原初的感動の吐露を見た。博物館学を講じるものとして、それは公開し、残すべきものであると感じたのである。

1. 資料

1924年にパリ・ドリュエ画廊で開催されたルオー展の2冊の同じカタログである(図1・2)。ネットオークションに出品された当該資料にはその由来は記されていなかった。しかし、書き込みがあること、同時に出品された品に他の展覧会カタログ、里見勝蔵宛年賀状類、フランス語美術雑誌ほかがあった。その中から展示カタログ類、一部の美術雑誌、里見が書いた宛先不明で戻ったハガキを入手した。もっとも注目したのは書き込みのある2冊の同じルオー展カタログであった。それは里見が見学したルオー展であり、日本に里見が文献(里見1924a, b)で紹介したルオー展覧会そのものであったからである。その書き込みあるカタログが里見の手によるものであることが証明されれば、博物館資料的には第一次資料ということができる。

入手資料群の展覧会カタログに書き込みを行ったのが里見勝蔵であることを証明するために、里見の自筆ハガキ(宛先不明で戻ったもの)と比較した。これは昭和45年12月18日消印のもので、里見自筆である。この書体とカタログへの書き込み書体を比較すると、40年の時間差はあるが同一人物の筆跡であることがわかる。その後、オークション出品者に確認したところ、カタログ、ハガキ類、フランス美術雑誌類(筆者が入手した資料類)は出品者が里見勝蔵家から入手したものであるとの証言を得た(注2)。

ここで、カタログに書き込まれた文字が里見勝蔵本人によるもので、里見がルオー作品を眼にして、鉛筆書きで記した記録の原点であることが証明された。この一次資料の読み解きを行う。

2. ルオー展カタログと里見書き込みの記述

ルオー展が行われたドリュエ画廊はユジヌ ドリュエ(Eugène Druet [1868-1917])に

よって1903年にパリのロワイヤル通り20に開かれた画廊である。ドリュエはロダンと親交がある写真家で、ロダンの勧めによって画廊をひらいた。彼は画廊で作品と絵画の複製写真を販売していた。複製写真はアポリネールに評価されるほどよくできていた。多くのフランスの画家の個展も開かれていた。彼の死後も妻が画廊を経営し1938年まで続いた（フランスのウィキペディアによる）。

ルオー展カタログは2冊あり、書き込み内容が多少異なる。カタログAとカタログBとする。カタログは赤色表紙と中表紙、展示品名が8ページにわたり記載されている。ルオー作品には番号と作品名、制作年そしてその後に所蔵者がある場合は氏名が記され、同一人の場合には-が記されている。この時の所蔵者はステファン ピオ (Stephane Piot)、ノレロ博士 (Dr. Norero)、ジラルダン博士 (Dr. Girardin)、ドリュエ夫人 (Mme E. Druet)、M.G.P.G. とある。ステファン ピオは初期のルオーコレクターである（注12）。ジラルダン博士については後に説明するが、ドリュエ夫人は画廊主の妻（ルオー展開催時は夫E. ドリュエが亡くなっているので画廊主）で、即ち画廊所有の作品であろう。外のコレクターについては不明である。作品数は絵画88点、陶器8点の計96点である。作品名の左右に鉛筆の書き込みがある。一部イラストもある（図2-1）。

カタログの印刷部分と書き込みの書き起こしを行い、カタログに準拠して作品名と対応する書き込み（「里見メモ」と表示）を一覧表にした（表1）。ルオー展覧会見学をもとに執筆したと推定される記述が『中央美術』1924年10月号の「ヴラマンクと訣れてルオーの展覧会を観る 巴里通信」で、8点のルオー作品を紹介している。次に、里見メモと文献記述（里見1924b）との対応を検討する。

3. カタログメモと文献（里見1924b）記述の対応

里見は1924年5月末にブラマンクに「お前はルオーの展覧会を見たか。」「今日が最終日の様な気がするが、兎に角行って見ろ。ドルエのおやちに頼めば、見せて呉れるだろう。是非見るがいい。」と強く勧められ、「翌日Galerie DruetでGeores（ママ）Rouaultの1897年-1919年間における96枚の展覧会を見ることができました。そしてなほその後私は三度それを見に行きました。」（里見1924b）と記述している。このことから、合計4回見ていることがわかる。これをもとに執筆したと推定される文章にルオーの8点の作品がある。

文献記載作品とカタログ記載作品をタイトルと制作年の一致で対応を確認した。上段が作品名等と里見（1924b）の記述（「」部分）、番号と仏文・年号がカタログ印刷部、里見メモ「」はカタログメモ内容でCAはカタログA、CBはカタログBである。

—結婚—油絵、40号海形横画、1907年作。「花婿花嫁と母親の三人並立。（中略）花婿は黒衣。その白シアツは画面の第一白を形成し、花嫁の白衣及び母親の朱衣は、緑及び黒を以つて、ほ

しいままに汚されている。」

59 La mariee (1907) 里見メモ「男黒 白 母赤」(CB)

－三人の判事－油絵、40号、1909年作。「背景の緑色はすでに黒に近い。エルミヨンの衣服と同色の帽子をつけた三人の法官並立の胸像である。」

69 Le juges (1909) 里見メモ「三人朱衣 み背」(CB)。

－臥裸女－水彩、20号大。1906年作。「全体が青黒い。七分身の身体には、極少量の薔薇花色さえも見えず、一面多量のプリユス青と黒。鉄色の身体。遠景の小さな橙色をぶ光の中に二三人の裸女。」

58 Nus (1907) 「淡 赤 桃 カミヨ＝ 頭 髪 むすぶ」(CB)

－オラムピア－水彩、40号大。1907年作。「美しい小豆色の身体は青と黒色を以つてモデレされ、なお各色のパステルを用ひる補充は実に骨董味を加え、よき効果をもつ。ルオーの水彩に特有のものである。」

56 Olympia (1907) 里見メモ「背 みと黒」(CA) 「小豆青、背青－遠光桃 □桃キ情衣 □青背白 帽」(CB)

－曲馬の娘－水彩、20号大、1906年作。「淡青のやわらかな帽子。小豆色の顔と両腕。白いシアツと短い裾の開いた舞踏袴。」

43 Fille de cirque (1906) 里見メモ「青衣帽 背？」(CA) 「青衣 哲 赤??」(CB)

－花形舞姫－水彩、20号大、1905年作。「赤い頬は臭気強いソーセージの赤。身体は薔薇花色。青と黒でモデレしてある。背景は有毒な緑と黄色。」

41 Au théâtre (1906) 「赤衣 青衣」(CA) 「赤衣 青衣」(CB)

－赤い靴下止めの女－水彩、15号大、1906年作。「赤、黒と青のインキを一度にぶち開けた様な凶暴に美しい裸体画。東洋の墨絵に見出す自由と気魄に満つ。」

34 Nu aux jarretières rouges (1906) 里見メモ「(裸女スケッチ) ? ローズ、背み 黒クツ下赤」(CB)

－喜劇－水彩、40号大、1907年作。「二人の道化役者の半身像。(中略) この水彩には、この当時の若い画家の中に流行した青、白、緑と朱がある。」

62 Clown rouge (1907) 里見メモ「道朱衣 白焰 み 背 フランセ 朱」(CB)

里見(1924 b)の記述とカタログメモを対応させてみたが、作品名の里見翻訳は多分に里見の意識が込められている。

カタログメモの全体を検討してみる(表1)。カタログに記された里見メモは作品の色使いに注目しているように見える。「赤い靴下止めの女(Nu aux jarretières rouges)」のメモには簡単なスケッチがある(図2-1)。そのポーズに注目したようである。カタログBに記された数字は絵の大きさを示す号数である。メモには人名が認められるが「マチス」が多い。ルオー

作品に「マチス」との類似を指摘しているのであろう。ブラマンクの言葉に「マチスも未だ駄目だよ。」(里見 1924 b)とあるが、里見のマチスへの複雑な思いはエッセイの随所に見られる。

里見は8点のルオー作品を紹介し、高く評価した。ドリュエ画廊の展示作品は陶器を含めると96点である。うち88点が絵画でおそらく水彩画が多かったと推測される。里見メモには丸印がつけられた作品がある。25 Danseuse étoile、31 Clown、34 Nu aux jarretières rouges、39 Nu couché、41 Au théâtre、42 Deux nus de face、43 Fille de cirque、50 Clown tragique、56 Olympia、57 La parade、58 Nus、59 La mariée、62 Clown rouge、69 Le juges、70 Le clown et le singe、76 Le blessé、の16点である。これらの中から7点が里見(1924 b)に取り上げられている。48 Les deux filles nuesだけ○印がないが、メモは加えられている。この○印は里見が展覧会を観て注目した作品といえる。

里見の『仏国現代画家(4) GEORGES ROUAULT』(1926)でもルオーの作品を論じているが「オラムピヤ」「曲馬の娘」「結婚」の3点はドリュエ画廊で見た物で、先に記述した内容と同じである。この論文(1926)に掲載されているルオーの油彩画(推定)写真図版が10点ある。「オラムピヤ」「曲馬の娘」は取り上げた作品名と共通点は認められるが、これらの写真に対する記述は明記されていない。

里見には先の論文に先行する「巴里の展覧会」(1924a)がある。「ここに展覧されたのは女曲芸師の胸像、黒にエメロード緑とヴェルミオンが溶けにちんだ陰惨な色。全く形式を持たない奔放な作品だ。獐猛な裸女や道化役者。」と記してある。複数の作品に対する評である。後藤(2006)は「現地での実見に基づく最初の「ルルール」作品紹介記事として注目に値するが、内容はここで問題になっているドゥリュエ画廊の個展評とは異なる。」と指摘するが、里見がどこで見た作品を指しているのだろうか。里見の記述ではブラマンクの持っているルオー作品を初めて見た。まとまった作品群を見たのはドリュエ画廊の展覧会が初見のはずである。よって、里見の記述はドリュエ画廊展示作品以外は考えられない。

里見メモで注目されるのはその主題もさることながら、ルオーの色使いを記録している点である。ルオー作品についての文献記述はその主題に対して感情的に表現している。それは読者に感動を共有させるためのひとつの文章表現者の手法である。「さあ、共感し、共に感動しよう。」というものである。逆に里見が評価しない作家作品への記述は激烈である。が、里見メモにはそのような感情表現はなく、作品の色使いに注目しているところに、同業者の目を見る。画家ルオーの技術・技量を見ているのであろう。

4. 1924年ドリュエ画廊ルオー展の復元

1924年のドリュエ画廊ルオー展は、ルオーにとっても重要な展覧会であった。後藤新治訳編(2012)「ジョルジュ・ルオー年譜」によれば「4月22日から5月2日にかけて、ドリュエ画廊

はルオーの旧作油彩画（1987-1919）を中心に大回顧展を開催。画商ヴォラールによる作品隠匿のため、自作を展示する機会が稀となったルオーにとって重要な展覧会となる。彼の友人ポール・ベニエールはそこに「ルオーの絵画における探求の輝かしい結実」を見、ジャック・マリタンは『ラ・ルヴュ・ユニヴェルセル』誌に発表した論文の中で彼の親友に対し「心からの賛辞」を送る。」と記されている。またこのルオー展を見学した日本人に福島繁太郎がおり、そこでルオーの「15号の水彩画1点を購入」（後藤 2005 p.13）している。記述年代は下るが福島はこのドリュエ画廊の展覧会を回顧して記しているので以下に引用する。「それから間もないことです。マデレン通りのドルエ画廊に何気なくは行って行くとルオーの展覧会が開かれていました。この前の絵と同じ手の水彩画が三十枚ばかりずらりと並んでいましたが、これだけ並んでいるのを見ると、初めてその力がわかり、今度はすっかり感心してしまいました。このように感激の強い絵を見たことはありません。強いといってもヴラマンクのようにただぶっさら棒ではなく、その情感は限りない深さと高さを持っています。デッサンもしっかりしたものです。一見かきなぐったように見えるが実は的確を極めています。鬼のような女の顔などは今は問題ではなくなりました。この展覧会で1点求めたのが、私のルオーの買い物初めではありますが、ここに出たものは皆1906、7年ころの作品と聞いて、その後の作風を知りたく思い、いろいろ頼んできたがどの画商も持っていません。そして、1910年ころ以後はヴォラールが全部買い占めて、しまいこんでいるのだということを知りました。」（福島 1950 pp.47-48）との記述がある。この記述に従うならば、「この展覧会で1点求めたのが、私のルオーの買い物初めでもあります」ということで、梅原龍三郎に次いで、ルオー作品を入手したことになる。「早速、15号の水彩画1点を、買約した。たった1点である。」（福島 1958）という記述である。

里見勝蔵がルオーのどの作品（資料）を見て、「書き込み」と論評（里見 1924a、1924b）を行ったのかという検証が必要である。ルオー初期作品はパリ市立近代美術館に保管されている。幸い日本で公開されたパリ市立近代美術館ルオー展カタログ（モリナリ 1970）があり、そこに同館コレクションがジラルダン（Girardin）医師（注3）のコレクション寄贈品であることが記されている（図4-3）。パリ近代美術館のホームページ（注4）にアクセスしたところ、185点のルオーコレクションがオンラインデータベースとして画像・注記入りで公開されている。1902年から最も新しいもので1966年の作品があるが、所謂ルオー初期の作品が多い。1922年から27年に製作された版画「Miserere」シリーズ56点を含んでいる。多くが1953年にジラルダン医師から寄贈されたものである。そのうち、オンラインデータベースの81番目まで一覧表にした。82番以降は「Miserere」シリーズになり、製作年順なので1924年に開催されたドリュエ画廊ルオー展には展示されていないものになる。ジラルダンの名前はドリュエ画廊カタログ（表1）に既に見えている。23点の作品購入者である。パリ市立近代美術館コレクションの中に里見がドリュエ画廊で見たルオー作品が存在するはずである（少なくともジラルダン医師が

購入した23点は含まれているはず)。そこで、このパリ近代美術館リストとドリュエ画廊カタログと作品名と制作年をもとに照合を行った。さらに里見が論評している作品との照合を試みた。里見の記述は作品名を「日本語」翻訳で表記しているので、仏語作品名は推定である。

しかしながら、この試みは実を結ばなかった。ドリュエ画廊カタログ仏語作品名とパリ市立近代美術館コレクションの作品名が一致したのはたった3点しかないのである。作品名が変更されることはあるのだろうか。データベースの作品制作年はより詳細に記述されており、ドリュエ画廊カタログとの照合はできない。

論文を執筆終了間際にG.Charensol 『GEORGES ROUAULT』(1926)を入手することができた。シャランソル(1899-1995)はジャーナリストで芸術、文学、映画評論家である(フランスのウィキペディアによる)。本書はルオーによる「前書き」、「ドラマへの回帰」、「人と業績」、「図版」、「表」で構成されている。見開きに「自画像」があり、「図版」にはルオーが1896年から1926年まで制作した絵画とエッチング、リトグラフ作品の白黒写真39枚が収められている。「表」に図版(ルオーの作品)の図版番号、タイトル、制作年、注記がなされている。「表」の最後に

“Les reproductions qui illustrent cet ouvrage nous ont été gracieusement communiquées par M.Ambroise Vollard, par les Galeries Bing et C^{ie}, Pierre, Druet, par la photographie Rep et par le service photographique de la Librairie de France.”

「この作品を説明する複製物は、アンブロワーズ・ヴォラール氏、ギャラリー・ビン・エ・シー、ピエール、ドリュエ、写真担当者、およびフランス図書館の写真サービスによって私たちに親切に伝えられました。」(google 翻訳)と記されている。

この図録は当時ルオーの最大のコレクターであったヴォラールやドリュエ画廊の協力によって作成されたもののようである。ここに掲載された図版にはドリュエ画廊に展示されていた作品が含まれている可能性が大きい。そこで、作品名と制作年そして里見(1924 b)の記述も参考にして、照合をおこなった。その結果確実に一致したのはカタログ番号34の「赤い靴下止めの裸婦」、パリ市立美術館カタログでは「娼婦」(AMD143)(図3-2)である。この絵はジラルダンコレクションでかつてジラルダン医師の自宅に飾られていたことが写真(図3-3)から知ることができる。里見が唯一カタログにスケッチ(図3-1)しているものでもある。里見はこのポーズに注目したのである。『GEORGES ROUAULT』(1926)では「9.FILLE1906」(図3-4)と表記されている。里見スケッチと記述を介することで、同一物と判定できる。一方で、作品名が変わったことも証明された。次はカタログ番号56の「オランピア」である。里見(1926)にも「オラムピヤ」と写真図版で掲載されている。『GEORGES ROUAULT』(1926)では「10.ODALISQUE1906」(図4-1)と表記されている。後藤(2006)でも写真で紹介され、「ルオー《小オランピア》[オダリスク]1906年(中略)コペンハーゲン美術館蔵(伊藤

簾編『ルオー画集』1932年より複写)」とあり、画像として日本に早い段階で伝わった作品であることがわかる。カタログ番号41「劇場にて」は『GEORGES ROUAULT』(1926)の「8.AU THETRE1906」(図3-6)とタイトルと制作年が一致する。里見の「花形舞姫」と作品名が異なり、里見の記述がこの作品を指しているのか問題を残す。カタログ番号43「サーカスの女」は『GEORGES ROUAULT』(1926)の「11.FILLE DE CIRQU1906」(図3-5)に一致しよう。里見の「曲馬の娘」の記述内容も図3-5と一致する。カタログ番号58の「裸婦」は『GEORGES ROUAULT』(1926)の「14.NU1907」(図3-7)に一致する可能性がある。里見メモに「頭髪を結ぶようなしぐさ」を「頭髪むすぶ」と述べていることから、図版のポーズとの類似が指摘できる。カタログ番号69の「裁判官」は『GEORGES ROUAULT』(1926)の「25.JUGES1912」(図4-2)と一致する可能性があるが、制作年が異なる。里見の記述では「三人の判事-油絵、40号、1909年作。背景の緑色はすでに黒に近い。エルミヨンの衣服と同色の帽子をつけた三人の法官並立の胸像である。」とあり、描かれている図像と一致すると思われるが如何であろうか。ルオーは「裁判官」を嫌い、多数描いているので、別作品かもしれない。

また、福島繁太郎がドリュエ画廊から購入したとされる「15号の水彩画1点」(福島1958)も同定の必要がある。後藤(2006)によれば「1924年4月からパリ、ロワイヤル通りのドリュエ画廊で始まったルオーの旧作による個展を見て15号の水彩画<<裸婦立像>>(1905)1点を初めて購入した。」とありその注に「(前略)福島購入の「15号の水彩画1点」(図を提示)であり、かつ「駄目」になった「1905年の<<裸婦立像>>」と同一であることを裏付ける確実な資料は今のところない。」と記している。この「駄目」になったとはルオーが福島の自宅で直した作品のなかの1点で、完成しなかったので持ち出し、それが戻されなかった可能性を指している。福島が「その中の1枚の1906年(ママ)作のグワッシの裸体立像は私も特に気に入ったものですが、ルオーはこの時代のプロシアン・ブリュウが制作当時より強くなったとって直し出し、パステルをつけてみたり絵具を混用したりしたのですが、段々変になり、遂にさすがのルオーも「だめにしちゃった」と投げてしまったのは一方ならずがっかりしました。」(福島1950pp.56)と「駄目」になった過程を記している。福島が購入した作品が「Nu(1905)」だとすると、カタログ番号30「Nu etundu」(1905)に相当する可能性があるが、それはジラルダン医師の所有となっている。年号は異なるが「37 Nu(1906)」「49 Nu bleu(1906)」「74 Nu(1911)」「80 Nu(1915)」がある。49は所有者がM.G.P.Gとなっている。37、74、80の所有者は空欄である。これらに里見メモがあるのは49だけで「白反 青背 が」「25」とあり25号の絵のようである。これだけでは、カタログとの同定は困難である。

ドリュエ画廊に展示された可能性が高い作品の画像の同定をおこなった。たった6点(福島コレクションを加えれば7点)では88点の展示会のごくごく一部が見えたに過ぎない。ドリュエ画廊資料にルオー展の写真が残されていれば、この作業は飛躍的に進むであろう。ル

オーの場合作品名が変更されたり、後に作品に手を加えることが多々あったようである（福島1950）。そして、ルオーの最大の支援者であり募集家であったヴォラールの死後、未完成作品を巡ってルオーは裁判を起こし、遺族に勝利する。その結果、「1945年11月5日、実際に返却された作品の内315点を執行官立ち会いの下に焼却」（出光美術館2008）という驚くべき行為を行った。このように、失われた作品も多数あるのだろう。

ここで展覧会の復元について、博物館史の立場から触れておく。一般に展覧会は展示図録が作成されるが、それが無い場合は展品リストが残される程度である。しかし、展示とはモノを集めるだけでなく、どのように並べて見学者に伝えるかが重要である。よって、どのような展示物をどのように配置して展示したかを写真等で記録することも重要である（注5）。

5. 里見勝蔵のルオー観の変化

里見のルオー観の変遷を一覧表（表2）にしてみた。帰国後、里見が様々な雑誌に書いた随想などのルオーに対する記述を表にしたものである。それに里見の事跡と日本におけるルオー展示などを加えた。里見のルオー賛美はドリュエ画廊見学後絶頂に達する。ルオーが本能の赴くままに描く「奔放さ」に共感する記述である。里見自身の記述ではない記録からもそれが見てとれる。盟友前田寛治（注6）がパリ滞在中の「パリーの豚児等」（前田1965）の記述の中に「彼（森口多里）（注7）も飄々とした行脚式の変人の生活をする一人であったが、ルオーの展覧会の感想が驚嘆の言葉でなかったというので、フォーヴの血をあびた里見や宮坂（注8）が憎みだして来た。」とあり、パリ滞在中から里見は熱烈なルオー支持者であったことがわかる。また、この記述から森口もドリュエ画廊のルオー展を見学してきたのかもしれないという推測が生まれる。

里見は1925年1月に帰国の途につく。帰国後も精力的に絵画創作の傍、ルオーへの賛辞を執筆し続ける。そのような里見のルオー観が大きく変化したことが1928年の「最も大切な一事」でわかる。「本年の二科会に於けるルオの肖像は私にとって最も唾棄すべき敵手なのだ。隠者だとか、聖者だとか云われている彼が何故道化や売笑婦を描くのであろうか？」（里見1948 pp.48）と感情をあらわにしていることで読み取れる。「二科会」のルオーの「肖像」「道化師（正面向き）」（後藤2005の記述を引用）が展示されたのは1926年なので、その記述に従うならば、ルオーへの嫌悪感の発露はさらに遡ることになる。里見は同書でルオーの絵の変化に言及している。「とりわけ1909年から14年に渉る作品は優秀であった。而して15年から18年はそれに次いだ。それ等の最高潮におけるルオは実に適度の骨董味を附する事に成功した。彼の19年より以後の作品はさらに簡略されて清洒となり、少量のマチスを見せて不成功であった。それ以後は、以前の隆盛期と同様な進路に立ち返り、道化や売笑婦の油絵を描いた。今二科に見るルオはこの最近のものである。」と記している。「ルオについて」（里見1930）はルオーに対す

る憎悪にも似た表現が記されている。1934年2月に福島コレクションのルオー作品36点が国画展で展示される(注9)。その直後に「而してルオ、ピカソ、マチスは最上級に勝れた画家だ。いかにも毛唐だ。このマチエールの完美。」(「大雅とルオー」里見1936b)と一見批判を転換している(後藤2006)ようにもとれるが、それ以降のルオーに対する記述をみると、根本的な路線は変わらない。

先にも引用したがルオー紹介者としての福島繁太郎の存在は大きい。フランス現代絵画コレクター、批評家でルオーとの家族ぐるみの交際をしていたことではエピソードに事欠かない(福島1950)。日本へのルオー紹介の第一人者は福島をおいて他にはない。里見が国画会のルオー展で福島コレクションに対面する。里見と福島の接点はなさそうであるが、ルオーを含むフランス絵画紹介者としての福島繁太郎の存在は不動のものである。ルオーの日本への導入は大量のルオー作品(他にも多数のフランス現代作家の作品も含む)を日本にもたらした福島繁太郎の鑑識眼と財力によって可能だったのである。実物作品の力である。それにより、日本へのルオー導入の局面はまったく変わってしまったと言える。日本人が文章や図版、複製絵画ではなく、本物のルオー作品を鑑賞することができるようになったからなのだ。

その後の日本は戦争への道を突き進み敗戦を迎える。その間の里見勝蔵のエッセイを読むと、戦時中にもかかわらず、ラジオなどを聞くのも嫌い、一心不乱に絵画創作に打ち込んでいる。仙人のような生活ではなかったのだろうか。ルオーに対する記述もなく、忘れてしまったかのようである。1958年ルオーが他界する。それを新聞記事で知った里見は「それは、なんとも言えない悲壮な、感激的な葬儀であったようだ。」(里見1968)とさりりと伝聞形で書き流している。

1976年東京吉井画廊新館でルオー生誕100年記念『ミゼレーレ版画展』が開催された。当時鎌倉に住んでいた里見はその展覧会に足を運んだようである。里見はその図録を所持していた。その図録裏表紙に鉛筆書きで「悲げきだったか!! 批判は気がつかなかった ミゼレーレの世界は理解し難い 焼 77歳」(図4-3)と里見は書きなぐっている。1926年から逆転したルオー観は終生変わらなかった。

おわりに

2021年夏、京都国立近代美術館のコレクション展(京都国立近代美術館 2021)で計らずも、里見勝蔵の作品に対面することができた。「D里見勝蔵と渡仏画家たち」という展示タイトルで、パネル解説に「そうしたなかで里見は異色の存在でした。ゴッホにあこがれてフランスに渡った彼は、ヴラマンクと出会い、指導を受けてフォービズムの画家となって以降、その姿勢を終生貫いたからです。もちろん画風の変化はありましたが、根本が揺らぐことがなく、亡くなる直前まで彼は恩師ヴラマンクの教えを守り続けたのです。」と記されていた。同時代の渡仏画家が帰国後、悩み和魂洋才的な画風に変貌した中で、里見はひとり孤高を守ったのである。そ

れは日本にあっても、フォービズム画家であり、戦後再渡仏した時も、変わらずヴラマンクと歩むことができたことが、日本化しなかったことの証である（ただし、彼が如何に京都人であったか、日本古典への理解を体得していたかということを多数記している）。その姿は現代アカデミズムの国際交流と重なる。里見はフランスに学び、それを日本に伝えたのではなく、フランスと同時進行で運動を進めた。その中で挫折があったことが里見勝蔵年譜に記されている（京都近代美術館編 1995）。里見にとって、ブラマンクは終生の師であり、友であったのだろう。ルオーは作品を介してのみ知り得た、一時の片想いだったのかもしれない。フォービスト里見勝蔵の到達点を「女の顔」（昭和 51 年）に見た（注 10）。帰国直後に製作した「女」（昭和 3 年）とは全く異なる下塗り（マティエール）の上に描かれた「女の顔」であった。里見が日本画壇に受け入れられなかった理由（注 11）を見たと思った。「彼は日本の枠に収まらなただけなのだ。」と、私は令和の時代から解釈した。

謝辞：本論を草するに当たり、匿名査読者からは貴重な修正意見をいただき、それに沿った修正をおこなった。また同僚であり高名なフランス美術史家である斎藤美保子教授からは貴重なご意見と文献のご教示をいただくことができた。このお二人のおかげで本論が「美術史学」論文として何とか体裁を繕うことができた。記して感謝する。

注

注 1) 里見勝蔵（1895-1981）京都府京都市生まれの洋画家。東京美術学校西洋画科を卒業後、1921 年に渡仏し、ヴラマンクと運命的な出会いをする。その後熱心なヴラマンク信奉者となった。ヴラマンクとの友情は一生継続した。1925 年帰国後、一貫して本能の赴くままの激しく勢いのある画風を継続し、独自のフォービズムを追求した。

注 2) 山梨で書画・骨董・茶道具・古美術等を販売している「**古美術・骨董 永楽**」の店主水上哲朗氏であった。父君は里見勝蔵がガリ版刷りで作成した『巴里通信』（私家版）（1954・55）を復刻された水上敬久（水上文政）氏であることを、私信で知ることができた。また、復刻版『巴里通信』をご恵贈くださった。本論を草することができたのは、ひとえに水上氏のご協力の賜物である。ここに感謝の意を表したい。

注 3) Dr.M. Girardin（1884-1951）歯科医、コレクター、後援者、寛大なドナーと“SFHAD / ACTS”（<https://www.biusante.parisdescartes.fr/sfhad/actes/le-docteur-maurice-girardin-1884-1951-chirurgien-dentiste-collectionneur-mecene-et-genereux-donateur/>）に記されている。ルオーだけでなく、モディリアーニ、パスキン、デュフィ、ブラック、スーティーン、ヴァラドン、ビュッフェ、ユトリロ、ピカソ、ドラン、マティス、ボナールなど多くのコレクションを所有し、死後パリ市に遺贈された。

注 4) パリ市立近代美術館ホームページ（<https://www.mam.paris.fr/>）

注 5) 2020 年 1 月 25 日から 3 月 15 日まで宮城県美術館で開催された「アイヌの美しき手仕事－柳宗悦と芹澤銈介のコレクションから－」という展覧会で、1941 年の「アイヌ工芸文化展」で芹澤銈

里見勝蔵が注目したルオー作品

介が発案し日本民芸館で行った展示手法、「アイヌの着物（アッシ）を宮城県美術館企画展示室壁面いっぱいに展示する」という手法が再現された。圧巻な展示で息を飲んだ。残った写真からそれを再現した学芸員に敬意を表したい。博物館展示法だけでなく、展示企画意図を再現によって伝えることができることを知らされた。

注6) 前田寛治 (1896-1930) 洋画家。東京美術学校西洋画科を卒業後、フランス留学。里見勝蔵にヴラマンクを紹介してもらった。

注7) 森口多里 (1892-1984) 美術史家・美術評論家・民俗学者。

注8) 宮坂勝 (1895-1953) 洋画家。1923年フランス留学。1927年帰国。

注9) 福島コレクションについては金澤 (2013) が詳細に取りまとめているが、この展示会で公開された作品名までは明らかにされていない。

注10) 国立美術館は日本を代表する作家作品は「買い上げ」を行う。里見作品は「遺族寄贈品」であった。なるほど、京都ゆかりの作家作品を「保管してあげている」ということなのだ。

注11) 「佐伯祐三や前田寛治など、ともに1920年代のパリに学び、1930年協会を設立した同僚が、その早逝にもかかわらず、死後日本近代洋画の代表的画家とみなされるようになっていったのとは対照的に、里見勝蔵はヴラマンクの忠実な使徒として、また1930年協会や独立美術協会の設立者のひとりとしてのみ近代洋画史に記され、その後の作品が論じられることはまれであった。」(牧野1992) というように、極めて冷ややかな里見作品への美術界からの評価が下されている。これはひとり牧野だけの評価ではなさそうである。

注12) ステファン ピオ (1864-1938)、控訴裁判所の弁護士。弟のルネ ピオ (1866-1934) はギュスタブモローの美術学校でルオーと同期でした。ステファンはコレクターでルオーとの良好な友好関係を築き、彼の作品を購入した。ルオーにとっては初期の彼の作品の収集家でした。その後、ヴォラールが現れて、ルオーの作品を独占するようになった。第1次世界大戦後、彼はルオー作品の収集をやめている (Centre Pompidou ed. 1992)。

引用文献

伊藤簾編 1933『ルオー画集』

出光美術館 2008『没後50年ルオー大回顧展』

金澤清恵2013「日本におけるジョルジュ・ルオーの紹介、あるいはその受容について」『成城美学美術史』第17号 pp.49-68

京都近代美術館編 1995『生誕100年記念 里見勝蔵展』

京都国立近代美術館 2021『令和3年度 第2回コレクション展 展示目録』

後藤新治 2005「近代日本のルオー受容のための予備的考察 - 1930年代を中心に -」松下電工汐留ミュージアム編『ルオーと白樺派 - 近代日本のルオー受容 -』 pp.12-16

2006「近代日本美術史のルオー受容 - 1908年から1958年 - (1)」『西南学院大学国際文化論集』第21巻第1号 pp.87-112

後藤新治訳編 (2012) 「ジョルジュ・ルオー年譜」パナソニック汐留ミュージアム『ルオーコレクション名作選』 pp.98-107

里見勝蔵 1924 a 「巴里の展覧会」『中央美術』第10巻第8号 pp.120-130

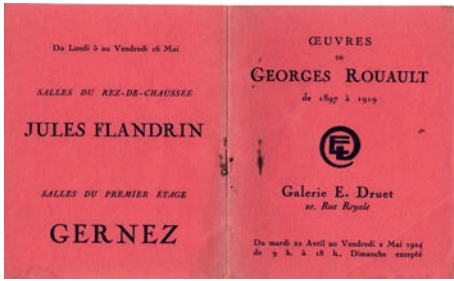
1924 b 「ヴラマンクと訣れてルオーの展覧会を観る 巴里通信」『中央美術』第10巻第10号 pp.175-179

- 1926「仏蘭西現代画家(4) GEORGES ROUAULT」『みづゑ』第257号 pp.314-319
- 1928「異常な野性・極度の歓喜」『中央美術』14-15pp.141-145
- 1930「ルオについて」『美術新論』(『異端者の軌跡』pp.195 - 210に再録)
- 1933「フォーヴィズム論」『フォービズム研究』(『異端者の軌跡』pp.222-242に再録)
- 1934「裸体画考」『文芸春秋』(『異端者の軌跡』pp.55-60に再録)
- 1936 a「聖者の転倒」(『赤と緑』pp.245-254に再録)
- 1936 b『異端者の軌跡』
- 1942『赤と緑』
- 1948『画魂』
- 1968『ブラマンク』
- Centre Pompidou ed.1922 “Rouault Premiere Periode 1903-1920”
- Charensol,G.1926“GEORGES ROUAULT”
- 東京文化財研究所 2014「東京文化財研究所アーカイヴデータベース」<https://www.tobunken.go.jp/materials/bukko/10159.html>
- 東京国立近代美術館ほか編 1992『フォービズムと日本近代洋画』
- 福島繁太郎 1950『フランス画家の印象』
- 1958『ルオー画集』
- 永井隆則2011「日本におけるフランス—創造的受容—「フランシスム」研究の構築に向けて」『美術フォーラム 21』VOL.23 pp.24-26
- パナソニック汐留美術館(担当:萩原敦子)編 2020『ルオーと日本 響き合う芸術と魂—交流の百年』美術新論社 1930『ルオー画集』
- 前田寛治 1927「パリーの豚児等」『美之国』3の2『写実の要件』(2010年新装普及版) pp.104-113
- 牧野研一郎 1992「139 里見勝蔵「裸婦」解説文(KM)」愛知県美術館『フォーヴィズムと日本の近代洋画』pp.194
- モリナリ、ダニエル 1998 「怒りから静けさへ」『パリ市立美術館所蔵 ルオー展』pp.10-17

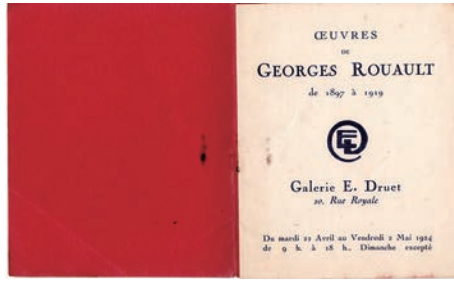
<補遺>

脱稿後、里見勝蔵旧蔵『ルオー画集』(美術新論社 1930)(里見蔵書表付き)を入手した。画集には他の書籍から切り取ったと推定される4枚のルオー作品図版が挟まれていた。原色図版2枚は「傷ついた道化師」(図版裏面に記載)「裁判(Jugement)」(タイトルの記載がないので、福島 1958で確認。パナソニック汐留美術館編 2020から推定すると『美術』1937.05(口絵)の可能性ある。福島繁太郎旧蔵品でルオー補筆の写真(福島 1958の「裁判」1935)と同一だが大きさが異なる。)、原色図版1枚は「船上」(石版手彩色)(薄紙にタイトルと注記印刷)、単色図版1枚は「道化者」(薄紙にタイトルと解説印刷、福島 1958では「赤い鼻(Nez rouge) 1925~29」と表記、パナソニック汐留美術館編 2020から推定すると『美術新論』1928.05の口絵の可能性ある)である。入手先はドリュエ画廊「ルオー展カタログ」同様「永楽」である。店主水上氏に確認したところ、「4枚の図版は里見勝蔵が使用していたものです。蔵書表につきましても蔵書の本ごとに自身で絵を描いて添付したものです。」との連絡を受けた。里見のルオー観の転換後の軌跡を知ることのできる貴重な資料と考える。少なくとも1926年にルオー観が転換した後も、ルオーの作品に注目していたという事実を追認できる。

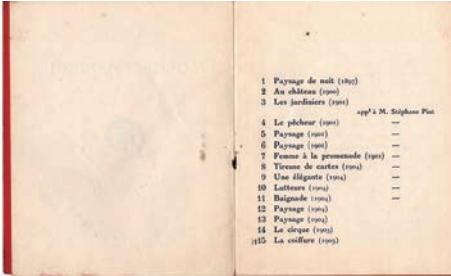
里見勝蔵が注目したルオー作品



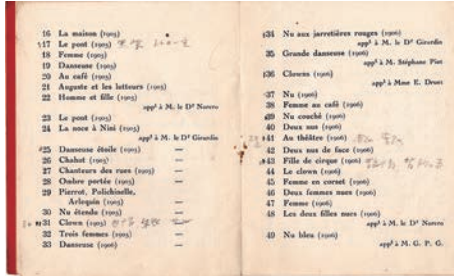
1 カタログA表紙・裏表紙



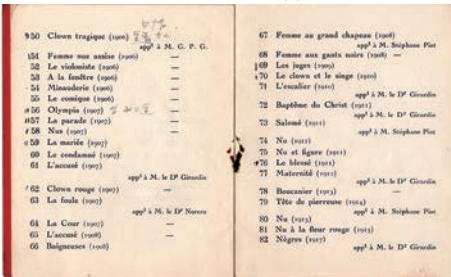
2 カタログA内表紙



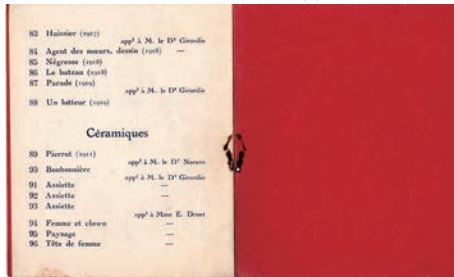
3 カタログA1頁



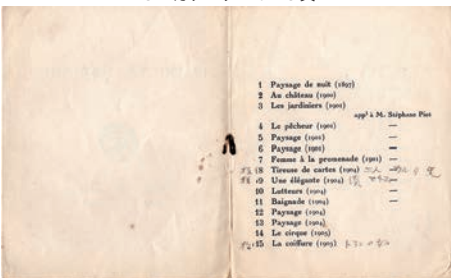
4 カタログA2・3頁



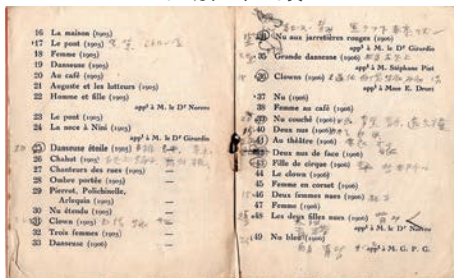
5 カタログA4・5頁



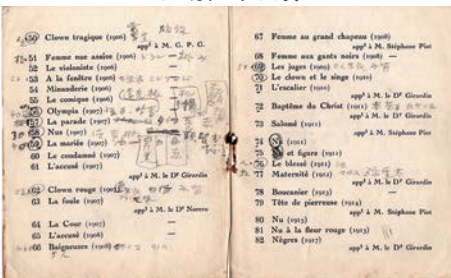
6 カタログA6頁



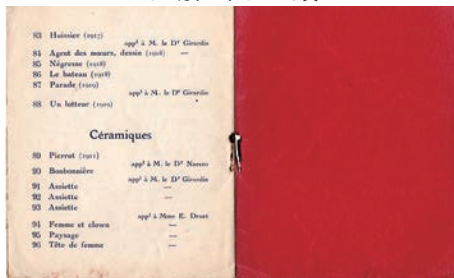
7 カタログB1頁



8 カタログB2・3頁



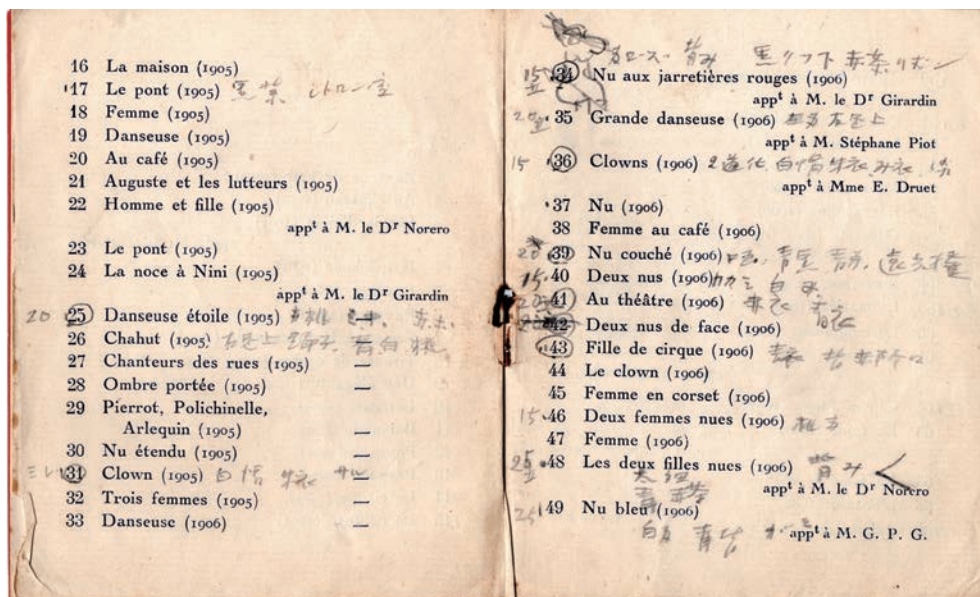
9 カタログB4・5頁



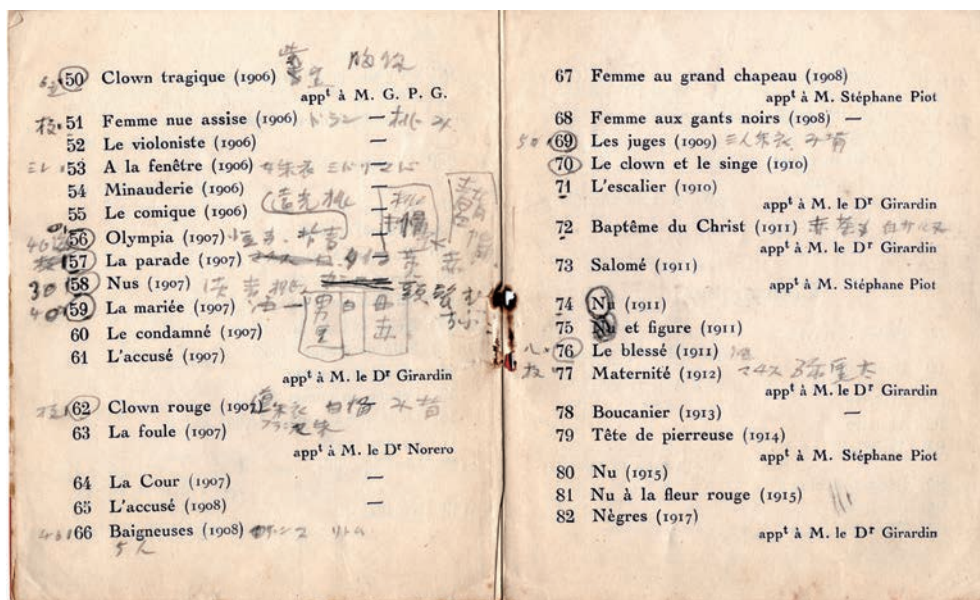
10 カタログB6頁

図1 里見勝蔵所有ルオー展カタログA・B

里見勝蔵が注目したルオー作品

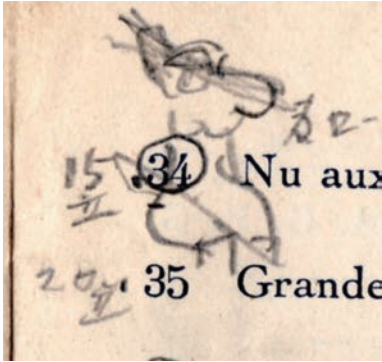


1 カタログB2・3頁拡大 (書き込み)



2 カタログB4・5頁拡大 (書き込み)

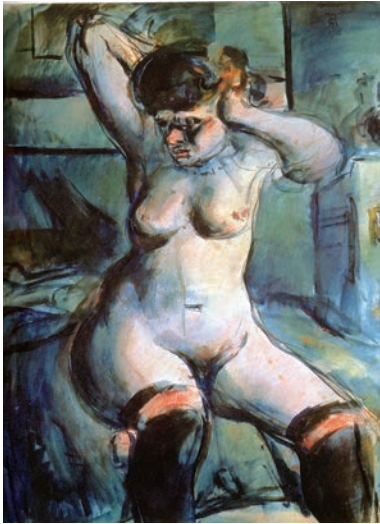
図2 里見勝蔵カタログB拡大 (書き込み)



1 里見勝蔵のスケッチ (カタログB)



3 ジラルダン医師宅に飾られたルオー作品
パリ市立近代美術館所蔵ルオー展図録より複写



2 娼婦 (1906) パリ市立近代美術館所蔵ルオー展図録より複写



4 "9. FILLE (1906)"



5 "11 FILLE DE CIRQUE 1906"



6 "8 AU THEATRE (Aquarelles) 1906"



7 "14 NU 1907"

図3 ドリュエ画廊展示作品 (1) 4~7 (G.Charensol1926)

里見勝蔵が注目したルオー作品

表1 ルオー展カタログ里見勝蔵メモ

| ドリュエ 画廊 | | | | | カタログA | カタログB | カタログB | | | ROUAULT (1926) | パリ近代 美術館蔵 | 里見解説 | 備考 |
|------------|-----------------------------------|----------------------|------|-----------------|-------------|---------------------|-------|----|----|-------------------|--------------|------------|----------|
| カタログ 番号 | 作品名 | 和訳 | 製作年 | 購入者 | 里見メモ | 里見メモ | 記号 | ○印 | 数値 | 図番号タイトル 製作年 | 整理番号 | 里見 タイトル | 本論 文図 |
| 1 | Paysage de nuit | 夜の風景 | 1897 | | | | | | | | | | |
| 2 | Au chateau | 城で | 1900 | | | | | | | | | | |
| 3 | Les jardiniers | 庭師 | 1901 | M.Stéphane Piot | | | | | | | | | |
| 4 | Le pecheur | 漁師 | 1901 | M.Stéphane Piot | | | | | | | | | |
| 5 | Paysage | 田舎 | 1901 | M.Stéphane Piot | | | | | | | | | |
| 6 | Paysage | 田舎 | 1901 | M.Stéphane Piot | | | | | | | | | |
| 7 | Femme à la promenade | 散歩中の女 | 1901 | M.Stéphane Piot | | | | | | | | | |
| 8 | Tireuse de cartes | カード引き | 1904 | M.Stéphane Piot | | 三人 カルタ | | | | | | | |
| 9 | Une elegante | エレガント | 1904 | M.Stéphane Piot | | 談 マチス | | | | | | | |
| 10 | Lutteurs | レスラー | 1904 | M.Stéphane Piot | | | | | | | | | |
| 11 | Baignade | 入浴 | 1904 | M.Stéphane Piot | | | | | | | | | |
| 12 | Paysage | 田舎 | 1904 | | | | | | | | | | |
| 13 | Paysage | 田舎 | 1904 | | | | | | | | | | |
| 14 | Le cirque | サーカス | 1905 | | | | | | | | | | |
| 15 | La coiffure | 髪型 | 1905 | | | ドランの 女は | | | | | | | |
| 16 | La maison | 家 | 1905 | | | | | | | | | | |
| 17 | Le pont | 橋 | 1905 | | 黒紫 シトロン室 | 黒紫シト ロー空 | | | | | | | |
| 18 | Femme | 娼婦 | 1905 | | | | | | | | | | |
| 19 | Danseuse | 踊り子 | 1905 | | | | | | | | | | |
| 20 | Au café | コーヒーショップで | 1905 | | | | | | | | | | |
| 21 | Auguste et les lutteurs | アウグストゥスとレ スラー | 1905 | | | | | | | | | | |
| 22 | Homme et fille | 男と女 | 1905 | M.le Dr Norero | | | | | | | | | |
| 23 | Le pont | 橋 | 1905 | | | | | | | | | | |
| 24 | La noce à Nini | ニーニでの結婚式 | 1905 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | |
| 25 | Danseuse étoile | プリマバレリーナ | 1905 | M.Dr Girardin | | ?桃 も、 キ、赤本 | | ○ | | | | | |
| 26 | Chahut (Chahuteur か?) | バカ騒ぎ | 1905 | M.Dr Girardin | | 右足上踊 子。青、白、 桃 | | | | | | | |
| 27 | Chanteurs des rues | ストリートシンガー | 1905 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | |
| 28 | Ombre portée | 影を落とす | 1905 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | |
| 29 | Pierrot,Polichinelle, Arlequin | ピエロ、プルチネッラ、 アルルカン | 1905 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | |
| 30 | Nu étendu | 拡張裸婦 | 1905 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | |
| 31 | Clown | 道化師 | 1905 | M.Dr Girardin | 白帽 朱衣 サル | 白帽 朱 衣 サル | | ○ | | | | | |
| 32 | Trois femmes | 3人の女 | 1905 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | |
| 33 | Danseuse | 踊り子 | 1906 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | |

里見勝蔵が注目したルオー作品

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|---------------------------|------------|------|------------------|--------|------------------------|--|---|----|------------------------|--------|----------|--------|
| 34 | Nu aux jarretières rouges | 赤靴下止めの裸婦 | 1906 | M.Dr Girardin | | (裸女スケッチ) ? ローズ、背み黒タツ下赤 | | ○ | 15 | 9.FILLE1906 | AMD143 | 赤い靴下止めの女 | 図 3-2A |
| 35 | Grande danseuse | 素敵な踊子 | 1906 | M.Stephane Piot | | 全為右足上 | | | 20 | | | | |
| 36 | Clowns | 道化師 | 1906 | Mme E.Druet | | 2道化、白帽朱衣、み衣 | | | 15 | | | | |
| 37 | Nu | 裸婦 | 1906 | | | | | | | | | | |
| 38 | Femme au café | カフェの女 | 1906 | | | | | | | | | | |
| 39 | Nu couché | 横たわる裸婦 | 1906 | | | F画 青黒青赤、遠尖 | | ○ | 20 | | | | |
| 40 | Deux nus | 二人の裸婦 | 1906 | | | カカミ白み | | | 15 | | | | |
| 41 | Au théâtre | 劇場にて | 1906 | | 赤衣青衣 | 赤衣青衣 | | ○ | 20 | 8.AU THETRE 1906 | | 花形舞姫 | 図 3-6 |
| 42 | Deux nus de face | 2人の裸婦の顔 | 1906 | | | | | ○ | 20 | | | | |
| 43 | Fille de cirque | サーカスの女 | 1906 | | 青衣帽背? | 青衣 皙赤? ? | | ○ | | 11.FILLE DE CIRQUI1906 | | 曲馬の娘 | 図 3-5 |
| 44 | Le clown | 道化師 | 1906 | | | | | | | | | | |
| 45 | Femme en corseet | コルシカの女 | 1906 | | | | | | | | | | |
| 46 | Deux femmes nues | 2人の裸婦 | 1906 | | | 桃 五 | | | 15 | | | | |
| 47 | Femme | 女 | 1906 | | | | | | | | | | |
| 48 | Les deux filles nues | 2人の裸の娼婦 | 1906 | M.le Dr Norero | | 背み<太青 細赤茶 | | | 25 | | | | |
| 49 | Nu bleu | 青の裸婦 | 1906 | M.G.P.G. | | 白反背青が | | | 25 | | | | |
| 50 | Clown tragique | 悲劇的なピエロ | 1906 | M.G.P.G. | 白帽黒青サル | 紫青/黒胸緑 | | ○ | | | | | |
| 51 | Femme nue assise | 座っている裸婦 | 1906 | M.G.P.G. | | ドラン桃み | | | | | | | |
| 52 | Le violoniste | ヴァイオリニスト | 1906 | M.G.P.G. | | | | | | | | | |
| 53 | A la fenetre | 窓際 | 1906 | M.G.P.G. | | 女 朱衣ミドリマド | | | | | | | |
| 54 | Minauderie | Minauderie | 1906 | M.G.P.G. | | | | | | | | | |
| 55 | Le comique | 喜劇 | 1906 | M.G.P.G. | | | | | | | | | |
| 56 | Olympia | オランピア | 1907 | M.G.P.G. | 背みと黒 | 小豆青、背青一遠光桃□桃キ情衣□青背白帽 | | ○ | | 10.ODALISQUE 1906 | | オラムピア | 図 4-1 |
| 57 | La mariee | 花嫁 | 1907 | M.G.P.G. | | =マチス、白タイつ黄赤 | | ○ | | | | | |
| 58 | Nus | 裸婦 | 1907 | | | 淡赤桃カミヨ=頭髪むすぶ | | ○ | | 14.NU1907 | | | 図 3-7 |
| 59 | La mariée | 花嫁 | 1907 | | | 男黒白母黒赤 | | ○ | | | | | |
| 60 | Le condamné | 非難 | 1907 | | | | | | | | | | |
| 61 | L'accusé | 被告人 | 1907 | M.le Dr Girardin | | | | | | | | | |
| 62 | Clown rouge | 赤いピエロ | 1907 | | | 道朱衣白垢み背フランセ朱 | | ○ | | | | | |
| 63 | La foule | 群衆 | 1907 | M.le Dr Norero | | | | | | | | | |
| 64 | La Cour | 中庭 | 1907 | M.le Dr Norero | | | | | | | | | |

里見勝蔵が注目したルオー作品

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-------------------------|---------------|------|-----------------|--|------|----------------|--|---|----|-------------|--|--|--|--|--|--|-------|-------|
| 65 | L'accusé | 被告人 | 1908 | M.le Dr Norero | | | | | | | | | | | | | | | |
| 66 | Baigneuses | 入浴者 | 1908 | | | 5人 | サン ス リトム | | | | | | | | | | | | |
| 67 | Femme au grand chapeau | 大きな帽子をかぶった女 | 1908 | M.Stephane Piot | | | | | | | | | | | | | | | |
| 68 | Femme aux gants noirs | 黒い手袋をはめた女 | 1908 | M.Stephane Piot | | | | | | | | | | | | | | | |
| 69 | Le juges | 裁判官 | 1909 | | | 三人 | 朱衣 み背 | | ○ | 50 | 25JUGES1912 | | | | | | | 三人の判事 | 図 4-2 |
| 70 | Le clown et le singe | ピエロとサル | 1910 | | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 71 | L'escalier | 階段 | 1910 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | | | | | | | |
| 72 | Baptême du Christ | キリストのバプテスマ | 1911 | M.Dr Girardin | | 赤 | 茶？ 白サルチ | | | | | | | | | | | | |
| 73 | Salomé | サロメ | 1911 | M.Stephane Piot | | | | | | | | | | | | | | | |
| 74 | Nu | 裸婦 | 1911 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 75 | Nu et figure | 裸婦と人形 | 1911 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 76 | Le blessé | 負傷者 | 1911 | | | | | | ○ | 八 | | | | | | | | | |
| 77 | Maternité | マタニティ | 1912 | M.Dr Girardin | | マチス弥 | 黒太 | | | 板 | | | | | | | | | |
| 78 | Boucanier | 海賊 | 1913 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | | | | | | | |
| 79 | Tête de pierreuse | ストーンヘッド | 1914 | M.Stephane Piot | | | | | | | | | | | | | | | |
| 80 | Nu | 裸 | 1915 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 81 | Nu à la fleur rouge | 赤い花の裸婦 | 1915 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 82 | Nègres | ニグロ | 1917 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | | | | | | | |
| 83 | Huissier | 廷吏 | 1917 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | | | | | | | |
| 84 | Agent des mœurs, dessin | 道徳的なエージェント、描画 | 1918 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | | | | | | | |
| 85 | Nègresse | ネグレス | 1918 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 86 | Le bateau | ボート | 1918 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 87 | Parade | パレード | 1919 | M.Dr Girardin | | | | | | | | | | | | | | | |
| 88 | Un lutteur | レスラー | 1919 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Ceramiques | 陶器 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 89 | Pierrot | ピエロ | 1911 | M.le Dr Norero | | | | | | | | | | | | | | | |
| 90 | Bonbonniere | ボンボンニエーレ | | M.Dr Girardin | | | | | | | | | | | | | | | |
| 91 | Assiette | 皿 | | M.Dr Girardin | | | | | | | | | | | | | | | |
| 92 | Assiette | 皿 | | M.Dr Girardin | | | | | | | | | | | | | | | |
| 93 | Assiette | 皿 | | Mme E.Druet | | | | | | | | | | | | | | | |
| 94 | Femme et clown | 女性とピエロ | | Mme E.Druet | | | | | | | | | | | | | | | |
| 95 | Paysage | 田舎 | | Mme E.Druet | | | | | | | | | | | | | | | |
| 96 | Tête de femme | 女性の頭 | | Mme E.Druet | | | | | | | | | | | | | | | |

里見勝蔵が注目したルオー作品

表2 里見勝蔵のルオー観の変遷

| 西暦 | ルオー関連記述内容 | 文献名 | 記載文献 | 里見勝蔵事跡 | ルオー作品図録及び展示関係 |
|------|--|----------------------------|----------------|------------------------|--|
| 1920 | | | | | |
| 1921 | | | | 渡仏。ヴラマンクの家でルオーの水彩画を見る。 | 梅原龍三郎ルオーの油彩画《裸婦》を携え、帰国。 |
| 1922 | | | | | |
| 1923 | | | | | |
| 1924 | ここに展覧されていたのは女曲芸師の胸像。黒にエメロド緑とヴェルミヨンに溶けにちんで陰惨な色。全く形式を持たない奔放な作品だ。莽猛な裸女や道化役者。 | 巴里の展覧会 | 『中央美術』第10巻第8号 | ドリュエ画廊でルオー作品に出会う。 | 福島繁太郎はドリュエ画廊でルオー展を見て、翌年にベルネーム・ジュヌ画廊で《裸婦》(1905)を購入(金澤2013)。 |
| | 「オラムピア」水彩、40号大。1907年作。(中略)肉はむくみ、ただれ臍血にちみ出て、思わず戦慄すれど後には異常な美しさ、可愛さ余って抱擁・身体中所かまわず接吻したい位。それ程このオラムピアは可愛い濃艶な熱情と魅力を有する。(中略)赤い靴下どめの女 水彩、15号大。1906年作。(中略)赤、黒と青のインキを一度にぶち開けた様な凶暴に美しい裸体画。東洋の墨絵に見出す自由と気魄に満ち。 | ヴラマンクと訣れてルオーの展覧会を観る「巴里通信」 | 『中央美術』第10巻第10号 | | |
| 1925 | | | | 里見帰国。里見勝蔵滞欧記念油絵展覧会開催。 | |
| 1926 | 私が巴里に居た頃もっとも驚嘆して見た画家はジュルヂェルオとシアガルであった。(中略)ルオーの水彩を見る時には初めてルオーに共感した。1924年6月ギャルリドルエで開かれ1897年より1919年の間に於ける96枚のルオーの水彩(主として)を見て私の彼に対する賞賛は絶頂に達した。 | 仏蘭西現代画家(4) GEORGES ROUAULT | 『みづえ』第257号 | 上京し、東京下落合に転居。 | ヴィルドラック氏将来仏国名画展覧会ルオー<道化><乳母>展示、第13回二科美術展ルオー<肖像>(後藤2005) |
| 1927 | ランブランド、クールベ、ルオーがたまらなく好きで、これこそ真の絵画の本流だと思った。 | 巴里にて思ふ | 『美術新論』 | | 第6回仏蘭西現代美術展ルオー作品3点出品 |
| 1928 | 彼(ルオー)が描く総ての作品に私は誠に崇高な一人人生を發見する。之を宗教と名づける事も出来る。現代の仏国画壇に於ける最上に敬虔な宗教画家と云う事が出来る。これ乃ちココキオがルオーの絵を祭壇に安置して眺むる所以である。 | 異常な野性・極度の歡喜 | 『中央美術』第14巻第5号 | | 第7回仏蘭西現代美術展 |
| | 本年の二科会に於けるルオーの肖像は私にとって最も唾棄すべき敵手なのだ。 | 最も大切な一事 | 『画魂』pp46-52 | | |
| 1929 | | | | 東京井荻に転居。 | |
| 1930 | 今日、私はルオーの描くモチーフにも、メチエにも、非難と憎悪と軽蔑を多分に持っている。(中略)反対にルオーは画壇の最高権威者の讃辞を受け、聖者とも讃歌されているルオー自身こそ生活の道化であり、罪人であり、女郎でなくして何であらう。 | ルオーについて | 『美術新論』 | 独立美術協会設立。 | 美術新論社「ルオー画集」 |
| | その時、私のルオーに対する驚異と賞讃、ルオー愛好家の誰とも等しい、最高度、他の何の画家の作品にも比較することが出来なかつた位であった。 | ルオーについて | 『美術新論』 | | |
| | 先年の二科会に、マチス、ドラク、ヴラマンク、ルオー(中略)かつてバリエ、それらの画家のよき作品を見た時と、同様には私は感心することが出来なかつた。それは西洋人の絵が、日本には性格的に一致しないのだ。日本には日本人の絵が調和するのだ。 | 故郷の花 | 『東京朝日新聞』 | | |
| 1931 | | | | | |
| 1932 | | | | | |
| 1933 | しかし私はルオーを好かない。藝術の為の藝術は嫌だ。 | フォーヴィズム論 | 『フォーヴィズム研究』 | | 伊藤藤編「ルオー画集」 |
| 1934 | 聖人と賞讃されるルオーは、自分と何等関係のない完笑婦を、只、興味や主義で描いている。 | 裸体画考 | 『文芸春秋』 | | 福島コレクション展(国画展主催) |
| | ドラクロアやルオー。何と大げさな大道具。エキゾチックを用いなければ、芸術が出来ないとは、実に気の毒な境地だ。 | 新しき日本美術の誕生 | 『異端者の奇跡』 | | |
| | 而してルオー、ピカソ、マチスは最上級に勝れた画家だ。いかにも毛唐だ。このマチエールの完美。 | 大雅とルオー | 『異端者の奇跡』 | | |
| 1935 | | | | | |
| 1936 | それは聖人の様なルオーが、自分と何等関係のないモチーフを、単なる興味だけで描く精神的な遊戯を、モチーフの人々に対する冒瀆として、黙許することができなくなつたのだ。 | 聖者の転倒(注) | 『赤と緑』 | 『異端者の軌跡』刊行 | |
| 1937 | | | | 独立美術協会から脱退。 | |
| 1942 | | | | 『赤と緑』刊行 | |
| 1948 | | | | 『画魂』刊行 | |
| 1950 | | | | 『ヴラマンク』刊行 | |
| 1954 | | | | 国画会入会。渡仏。ヴラマンクと再会。 | |
| 1958 | ルオーは2月13日に死んだ。レジオン・ドヌールのコマンドゥール級を受けていたことが新聞にでていた。そして、サンジェルマン・ド・プレ寺院で国葬が行われた。家族知友は寺院内で告別したということだが、それはどんなに荘厳なものであったらうか。その後、一般人の告別式が寺院前の広場で、軍楽隊の葬送曲が奏される中に行われた。それは、なんとも言えない悲壮な、感動的な葬儀であったようだ。 | 勲章の拒絶 | 『ヴラマンク』 | 帰国。ヴラマンク死去。 | 石橋美術館「ルオー展」ブリヂストン美術館「ルオー遺作展」 |
| 1968 | | | | 評伝「ヴラマンク」刊行。第1回自選展。 | |
| 1971 | | | | 「写実画壇」結成 | 京都市美術館「ルオー展：生誕101年記念」 |
| | カタログメモ：悲げきだったか!! 批判は気がつかなかった ミゼレーレの世界は理解し難い 焼 77歳 | | | | 吉井画廊新宿「ルオー生誕100年記念」<ミゼレーレ版画展> |
| 1972 | | | | 渡仏。 | |
| 1973 | | | | 帰国。 | 出光美術館「ルオーパッション展：Passion」 |
| 1981 | | | | 死去(85歳)。 | |

(注)「聖者の転倒」については初出誌、刊行年が不明である。後藤2005の推定刊行年に従った。

保育職志望学生の本来感と両親の養育態度の関連

The relationship between parents' nurturing attitudes and the sense of authenticity of students who wish to enter the childcare profession.

折笠 国康*

Kuniyasu Orikasa

The purpose of this study was to examine the effects of parents' nurturing attitudes and the sense of authenticity of the prospective childcare students. The questionnaire was completed by 257 students who wish to enter the childcare profession.

Parents' controlling nurturing attitudes had a positive effect on the controlling nurturing attitudes of prospective childcare students and a negative effect on their sense of authenticity. A weak influence of nurturing attitudes from parents was confirmed on sense of authenticity and current awareness of students who wanted to work in childcare.

It was confirmed that the controlling nurturing attitudes of students who wanted to enter the childcare profession were strongly influenced by the controlling nurturing attitudes of their parents.

I 問題と目的

昨今、国内では多くの人にとって職場や日常生活においてストレスを起因とするメンタルヘルス不調の状況下にあることが厚生労働省¹⁾等から指摘されている。また、特に保育士や幼稚園教諭（以下、保育職従事者）を取り巻く実情として、磯野・鈴木・山崎²⁾は、保育職従事者のメンタルヘルスの不良を示唆している。業務の多様化や労働環境にかかわる諸問題も含め、保育職従事者のストレスフルな状況に起因するメンタルヘルスの不調、離職や保育の質の低下といったことが社会的な問題となっている。こうした状況を鑑み、保育職従事者のストレスに対するマネジメントや耐性にかかわる研究や知見が社会的な意義を持つことが考えられる。小塩・中谷・金子・長嶺³⁾が示唆するように、日常的なストレスを抱えながらもストレスを低減させ、精神疾患を発症せずに心理的、社会的に良好な状態を維持できる人が存在していることは大切な視点である。

*郡山女子大学短期大学部 幼児教育学科

近年の心理学研究において、ストレスフルな状況下でもストレスに負けずに回復する力を持ち、心理的、社会的に良好な状態を維持する自己概念としてレジリエンスが取り上げられている(野津⁴⁾, 小林・渡辺⁵⁾)。平野⁶⁾は、レジリエンスを先天的な要因である気質によって規定される資質的レジリエンスと、後天的に獲得しうる獲得的レジリエンスに分類した。すなわち、レジリエンスは後天的に高められる可能性がある自己概念であることを示した。また、野津⁴⁾や Werner & Smith⁷⁾は、安定した家庭環境や受容的な好ましい親子関係や養育態度が後天的にレジリエンスを高める要因であることを示唆した。これは先述の平野⁶⁾と符合するものであると考えられる。

レジリエンスとの相関が示され、後述するようにストレスの低減効果の示唆がなされ、昨今の心理学的な研究において適応の指標としても用いられている自己概念の1つに本来感がある。本来感とは伊藤・小玉⁸⁾により「自分自身に感じる自分の中核的な本当らしさの感覚の程度」と定義され、大学生を対象とした調査により、心理的 well-being に正の影響を及ぼすことが明らかにされ、自律性の促進に貢献することが特徴的な自己概念である。本来感は中核的な自己によって自身が機能している感覚から得られる最良の自尊感情 (optimal self-esteem; Kernis,⁹⁾) と概念的には近似であると考えられる(伊藤・小玉⁸⁾)。また、折笠・庄司^{10) 11)}等、最近の心理学的研究において精神的健康や適応の指標として利用されている自己概念であり、適応的な機能や効果から今後の知見の蓄積が期待されている。

折笠・庄司¹²⁾は、中学生を対象とした研究において、中学生の学校ストレスの本来感による低減効果についての検討を行った。その結果、生徒指導上の問題が山積する中学校において、本来感による中学生が認知する学校ストレスの3因子(教師、友人、学業)すべてに対する有意な低減効果と、本来感による直接的な学校忌避的感情に対する有意な低減効果が確認された。また、折笠¹³⁾では保育職従事者の本来感と自己受容、自尊感情、レジリエンスそれぞれの間の有意な中程度の正の相関が確認されており、本来感とレジリエンスの機能や発達、規定要因等についての類似性が予測される。すなわち、先述したレジリエンスは、安定した家庭環境や受容的な好ましい親子関係や養育態度といった後天的な要因に規定されるといった知見から、良好な両親の養育態度が本来感を規定する要因の1つであることが考えられる。

杉浦ら¹⁴⁾は、親の養育態度と大学生のソーシャル・スキルの関連を検討し、特に母親の養育態度が青年期のソーシャル・スキルに影響を与えることを明らかにした。他にも、辻¹⁵⁾は、高校生を対象とした調査において、親の養育態度に対する認知が子どもの学習意欲に及ぼす影響について検討した。その結果、子どもは親から統制の強い養育を受けた場合は意欲的な学習が行われなくなり、親からの情緒的支持がある場合は学習意欲は向上することが示唆された。中道¹⁶⁾は、養育者の養育態度は、幼児の発達に関わる大きな要因であることを示唆し、父親・母親の養育態度が幼児の自己制御に及ぼす影響について明らかにした。奥田¹⁷⁾は、両親の養

育態度を抑制的態度、教示・指導的態度、指示的態度、受容的態度に分類する立場で幼稚園児の自律性との関連を検討した。その結果、両親がともに受容的な養育態度であった場合は、両親がともに教示・指導的な養育態度や母親が受容的ではない養育態度の場合よりも自律性が高いことが明らかとなった。また、Baumrind¹⁸⁾ は、両親の養育態度からの影響は幼児期から青年期にわたり一貫していることを示した。これ等多くの先行研究から両親の養育態度が子ども（保育職志望の学生）の自己概念や後の自身の養育態度の質や方向性に影響を与えることが考えられる。

以上のことから、心理的 well-being に正の影響を及ぼし自律性を高め、保育職従事者のストレス認知の軽減やストレス耐性の構築などを可能にすることが考えられる本来感に正の影響を与える要因として幼少期に受けた両親からの養育態度を想定し、本来感と養育態度の関連性や因果関係について検討することを本研究の目的の1つとした。本研究における本来感の定義は先述の伊藤・小玉⁸⁾ に準じるものとした。

中道・中澤¹⁹⁾ は、Baumrind²⁰⁾ を基に両親の養育態度について因子分析を行い、応答性、統制の2因子を抽出した。中道・中澤¹⁹⁾ においては、応答性とは、子どもの意図・欲求に気付き、愛情のある言語的・身体的表現を用いて、子どもの意図をできる限り充足させようとする行動と定義され、統制とは、子どもの意志とは関係なく、親が子どもにとって良いと思う行動を決定し、それを強制する行動と定義した。本研究における両親の養育態度も応答性と統制の2因子で捉え、その定義も中道・中澤¹⁹⁾ に準じるものとした。また、保育職従事者の養育態度は自身が経験した養育態度に影響を受けることが考えられることから、保育職志望学生の養育態度と自身が経験した養育態度との関連について検討することも本研究の目的とした。

本研究によって得られる知見により、保育職従事者のメンタルヘルスを考慮した精神的な健康を支えるこれからの研究にも寄与することが期待できる。また、本来感に関する新たな示唆や知見は、保育職従事者の精神的健康や離職問題の解決のみならず、時代に適合した子どもの心身の成長を可能にするよりよい保育を追求する上でも重要な視点となることが考えられる。

以上より本研究の仮説を具体的にまとめると、両親の応答的な養育態度は保育職志望学生の持ち合わせる応答的な養育態度と本来感に対してそれぞれ正の影響を与え、両親の統制的な養育態度は保育職志望学生の持ち合わせる統制的な養育態度に正の影響を、本来感に対して負の影響をそれぞれ与えることが予測された。

II 方法

1. 調査対象者

東北地方X県の私立短期大に在籍し、保育士、幼稚園教諭を志望する女子学生 266 名（1年

138名、2年128名)を対象に回答を求めた。欠損値があるものなど、回答に不備があるものを削除し、合計257名(1年137名、2年120名)の回答を分析の対象とした。

2. 調査内容

(1) 本来感尺度

伊藤・小玉⁸⁾により作成された尺度「個人が自分らしくあると感じている全般的な感覚を測定する尺度」7項目について5件法で回答を求めた。質問項目は「いつも自分らしくいられる」「人前でもありのままの自分を出せる」などである。尺度の得点は7点～35点であった。

(2) 親の養育態度尺度

中道・中澤¹⁹⁾により作成された応答性、統制の二次元からなる尺度16項目を用いた。応答性は「子どもの意図・欲求に気付き、愛情のある言語的・身体的表現を用いて、子どもの意図をできる限り充足させようとする行動」と定義され、統制は「子どもの意志とは関係なく、親が子どもにとって良いと思う行動を決定し、それを強制する行動」と定義され、質問項目はそれぞれ「あなたが一人で遊んでいて、退屈そうだなと思った時加わって一緒に遊ぶ」、「あなたが自分のやるべきことをやらないとき、「やりなさい」と言う」などであり、5件法で回答を求めた。尺度得点の範囲は10点～50点であった。

(3) 自分の養育態度尺度

中道・中澤¹⁹⁾により作成された応答性、統制の二次元からなる尺度16項目に対して、自分が子どもとかかわるときにどのくらい当てはまる、もしくは当てはまると思うかという教示分を添えて回答を求めた。応答性、統制の定義は中道・中澤¹⁹⁾に準じた。

質問項目はそれぞれ「あなたが一人で遊んでいて、退屈そうだなと思った時加わって一緒に遊ぶ」、「あなたが自分のやるべきことをやらないとき、「やりなさい」と言う」などであり、実際の自分の養育態度に置き換えるような指示を加え、5件法で回答を求めた。尺度得点の範囲は10点～50点であった。

3. 調査実施手続き

調査に関する倫理的配慮等について、学科主任からの了承を得た後に調査を実施した。回答はすべて無記名で行われ、学生によりランダムに回収され、個人が特定できないように配慮した。また、質問への回答は自由意志であること、成績には関係しないこと、調査の趣旨について文章を通して説明を行った。

4. 調査実施期間

2020年の9月から10月にかけて実施した。

5. 分析ソフトウェア

本研究の分析は、IBM SPSS STATISTICS 26 を利用した。

Ⅲ 結果

1. 本来感尺度の構造、信頼性の検討

本来感尺度7項目の平均および標準偏差を算出し、平均±1SDの値を確認したところ、理論上限を超えた項目は確認されなかった。その結果をTable 1に示した。逆転項目の処理を行った後、本来感尺度7項目に対して、変数間の相互関係を観察することを目的に主成分分析を行った。その結果、固有値は第1主成分と第2主成分との間に最も大きな減衰が見られた。「他人と自分とを比べて落ち込むことが多い(逆転項目)」の項目1つを除いたすべての項目が、第1主成分に.61以上で負荷していたため内的整合性が確認された。そこで、この逆転項目を除いた6項目で、再度主成分分析を実施し、その結果、すべての項目が第1主成分に.65以上で負荷し、寄与率は55.01%であった。その結果をTable 2に示した。 α 係数は.85、折半法による相関は.84で、十分な信頼性が確認された。

以上の結果から、本研究では以後、本来感尺度を6項目からなる一因子構造の尺度として用いて、以後の分析を行うこととした。

Table 1 本来感尺度の記述統計量

| | <i>M</i> | <i>SD</i> | <i>M</i> +1 <i>SD</i> | <i>M</i> -1 <i>SD</i> |
|---------------------|----------|-----------|-----------------------|-----------------------|
| いつも自分らしくいられる | 3.51 | 1.000 | 4.51 | 2.51 |
| いつでも揺るがない“自分”が出せる | 3.11 | 1.042 | 4.15 | 2.07 |
| 人前でもありのままの自分が出せる | 3.09 | 1.206 | 4.29 | 1.88 |
| 他人と自分を比べて落ち込むことが多い* | 2.47 | 1.256 | 3.73 | 1.22 |
| 自分のやりたいことをやることができる | 3.52 | .98 | 4.50 | 2.54 |
| これが自分だ、と実感できるものがある | 3.40 | 1.135 | 4.54 | 2.27 |
| いつも自分を見失わないでいられる | 3.10 | 1.085 | 4.19 | 2.02 |

Table 2 本来感尺度の主成分分析結果

| | 負荷量 |
|---------------------|-------|
| いつも自分らしくいられる | .81 |
| いつでも揺るがない「自分」をもっている | .78 |
| 人前でもありのままの自分が出せる | .76 |
| 自分のやりたいことをやることができる | .72 |
| これが自分だ、と実感できるものがある | .71 |
| いつも自分を見失わないでいられる | .65 |
| 固有値 | 3.30 |
| 寄与率 (%) | 55.01 |

2. 各尺度の2変量相関

本来感、両親の養育態度（応答性、統制）、保育職志望学生の養育態度（応答性2、統制2）について、それぞれ逆転項目に対する処理を施した後に、各下位尺度に含まれていた項目の平均を算出し、各尺度得点とした。それぞれ相関を算出した（Table 3）。

その結果、本来感と他の尺度との関連については、応答性 ($r=.22, p<.001$)、応答性2 ($r=.14, p<.05$)、統制2 ($r=.14, p<.05$) と、それぞれに有意な正の相関が認められ、統制とは有意な相関は確認されなかった。

応答性2と他の尺度との関連については、応答性 ($r=.34, p<.001$)、統制 ($r=.31, p<.001$) と、それぞれに有意な正の相関が認められた。統制2と他の尺度との関連については、応答性 ($r=.19, p<.001$)、統制 ($r=.65, p<.001$)、応答性2 ($r=.27, p<.001$) と、それぞれに有意な正の相関が認められた。統制と応答性との関連は、有意な正の相関が認められた ($r=.22, p<.001$)。

Table 3 各尺度間の相関係数

| | 統制 | 応答性2 | 統制2 | 本来感 |
|------|--------|--------|--------|-------------|
| 応答性 | .22*** | .34*** | .19*** | .22*** |
| 統制 | | .31*** | .65*** | <i>n.s.</i> |
| 応答性2 | | | .27*** | .14* |
| 統制2 | | | | .14* |

* $p<.05$, *** $p<.001$

3. 両親の養育態度が本来感に及ぼす影響

両親の養育態度（応答性、統制）を独立変数として、本来感に与える影響を検証することを目的として、強制投入法による重回帰分析を行った。独立変数間の相関関係に起因して、多重共線性の問題が危惧されたため、VIF (variance inflation factor) の値等から多重共線性の問題の有無を判断することが重要である。したがって、重回帰分析を行う前に重回帰モデルに

対して、多重共線性の診断のため VIF の値を求めた。その結果、VIF の値は全て 10 未満の値を示し (VIF=1.15 ~ 1.81)、多重共線性の問題はないと判断することができた。また、Durbin-Watson ratio は 2.01 であり、本分析の重回帰式の残差のランダム性も確認された。

重回帰分析の結果、統制が本来感得点に与える影響は確認されなかった。応答は本来感に有意に正の影響 ($\beta = .18, p < .01$) を与えることが確認された。その結果を Table 4 に示した。

以上の結果から、本研究においては、両親の養育態度の中でも応答の因子は、保育職志望の学生の本来感を促進する働きが確認された。

Table 4 本来感を従属変数とする重回帰分析結果

| 応答性 | 統制 | R^2 (調整済み決定係数) |
|-------|-------------|------------------|
| .18** | <i>n.s.</i> | .05** |

** $p < .01$

4. 両親の養育態度が保育職志望学生自身の養育態度 (応答性 2) に与える影響

両親の養育態度 (応答性、統制) を独立変数として、保育職志望学生の養育態度 (応答性 2) に与える影響を検証することを目的として、強制投入法による重回帰分析を行った。独立変数間の相関関係に起因して、多重共線性の問題が危惧されたため、VIF (variance inflation factor) の値等から多重共線性の問題の有無を判断することが重要である。したがって、重回帰分析を行う前に重回帰モデルに対して、多重共線性の診断のため VIF の値を求めた。その結果、VIF の値は全て 10 未満の値を示し (VIF=1.05)、多重共線性の問題はないと判断することができた。また、Durbin-Watson ratio は 2.05 であり、本分析の重回帰式の残差のランダム性も確認された。

重回帰分析の結果、応答性と統制の両方が保育職志望学生の養育態度 (応答性 2) に対して、それぞれ有意に正の影響 ($\beta = .28, p < .01$, $\beta = .25, p < .01$) を与えることが確認された。その結果を Table 5 に示した。

以上の結果から、両親の養育態度の応答性、統制の両因子が、保育職志望の学生の養育態度 (応答性 2) を促進する働きが確認された。

Table 5 応答性 2 を従属変数とする重回帰分析結果結果

| 応答性 | 統制 | R^2 (調整済み決定係数) |
|-------|-------|------------------|
| .28** | .25** | .17** |

** $p < .01$

5. 両親の養育態度が保育職志望学生自身の養育態度（統制2）に与える影響

両親の養育態度（応答性、統制）を独立変数として、保育職志望学生の養育態度（統制2）に与える影響を検証することを目的として、強制投入法による重回帰分析を行った。独立変数間の相関関係に起因して、多重共線性の問題が危惧されたため、VIF（variance inflation factor）の値等から多重共線性の問題の有無を判断することが重要である。したがって、重回帰分析を行う前に重回帰モデルに対して、多重共線性の診断のためVIFの値を求めた。その結果、VIFの値は全て10未満の値を示し（VIF=1.05）、多重共線性の問題はないと判断することができた。また、Durbin-Watson ratioは2.01であり、本分析の重回帰式の残差のランダム性も確認された。

重回帰分析の結果、応答性が保育職志望学生の養育態度（統制2）に与える影響は確認されなかった。統制は本保育職志望学生の養育態度（統制2）に有意に正の影響（ $\beta = .64, p < .001$ ）を与えることが確認された。その結果をTable 6に示した。

以上の結果から、本研究においては、両親の養育態度の中でも統制の因子は、保育職志望の学生の養育態度（統制2）を促進する働きが確認された。

Table 6 統制2を従属変数とする重回帰分析結果

| 応答性 | 統制 | R^2 （調整済み決定係数） |
|-------------|--------|------------------|
| <i>n.s.</i> | .64*** | .42*** |

*** $p < .001$

IV 考察

本研究の目的は保育職志望学生の本来感と両親の養育態度との関連について検討することであった。因果関係の検討に先立ち、本来感、両親の養育態度（応答性、統制）、保育職志望学生の養育態度（応答性2、統制2）のそれぞれの相関を検討した。その結果、両親の養育態度（応答性）と本来感、保育職志望学生の養育態度（応答性2）との間にそれぞれ弱い正の相関が確認された。これ等は両親の好ましい対応が子どもの好ましい適応的な状態に影響を及ぼすといった先述の野津⁴⁾やWerner & Smith⁷⁾が示唆する、安定した家庭環境や受容的な好ましい親子関係や養育態度が後天的にレジリエンスを高める要因であるとすることを補完するものであると考えられる。また、両親の養育態度（統制）と本来感との間に相関は確認されず、保育職志望学生の養育態度（統制2）との間に中程度から高い正の相関が確認された。子どもの意志とは関係なく、親が子どもにとって良いと思う行動を決定しそれを強制する行動であると定義される統制は、自分らしくいられる感覚である本来感とは関連しにくく、保育職志望の学生自身

の統制的な養育態度を助長する方向に働くことが容易に考えられる。

これ等の相関分析の結果を基に、本来感と保育職志望学生の養育態度（応答性2、統制2）を従属変数、両親の養育態度（応答性、統制）を独立変数とした強制投入法による重回帰分析を行い、因果関係の検討を行った。その結果、本来感に対しては両親の養育態度の応答性から正の影響を確認することが出来たが、統制からの影響は確認されなかった。これにより、本研究の仮説である、両親の応答的な養育態度は本来感に対して正の影響を与え、両親の統制的な養育態度は本来感に対して負の影響を与えることを予測した本研究の仮説は部分的に支持されることとなった。伊藤・小玉⁸⁾では、本来感が他者との積極的な関係性にかかわる概念であることが示唆されている。折笠¹³⁾では、本来感は共同体感覚(勇気)の3因子(自己受容、他者信頼、他者貢献)とそれぞれに関連した概念であることが確認されている。これ等の先行研究の示唆を鑑み、本研究によって示された結果は、本来感の他者との適応的な好ましい関係性にかかわる1つの側面を示唆するものであることが考えられる。

保育職志望学生の養育態度（応答性2）に対しては、両親の養育態度の応答性と統制の両方からそれぞれ同程度の正の影響を確認することが出来た。因果関係の検討に先駆けて行われた相関分析でも、両親の養育態度の2要因である応答性と統制は、保育職志望学生の養育態度（応答性2）とそれぞれ有意な弱い正の相関が確認され、さらに、保育職志望の学生の養育態度の2因子である応答性2と統制2の間においても有意な弱い正の相関が確認できた。すなわち、養育態度の2因子である応答性と統制ははっきりと弁別される概念ではなく、多少なりとも共通の性質や要素をもつものであると捉えることが考えられる。養育態度という文脈の中において、応答的な中にも統制的な要素が、統制的な中にも応答的な要素が存在する可能性があることが示されたとも考えられる。しかしながら、本研究においては両親の養育態度から保育職志望学生の養育態度（応答性2）に対して、有意ではあるが標準偏回帰係数や決定係数の値も小さく、保育職志望の学生の現在の応答性（応答性2）を規定するのは、他の要因による影響が大きいと考えることができる。

保育職志望学生の養育態度（統制2）に対しては、両親の養育態度の応答性からの影響は確認されず、統制からの影響のみが確認された。これにより、本研究の仮説である、両親の統制的な養育態度は保育職志望学生の養育態度（応答性2）に対して正の影響を及ぼすという仮説は指示されたと考えられる。標準偏回帰係数や決定係数の値も比較的大きく、保育職志望学生の現在の養育態度の統制的要素は、両親による統制的な養育態度に起因するところが大きいとの解釈が可能である。また、統制的な態度は、その定義から自他の生き辛さにかかわるイラショナルなピリーフとして捉えることができ、河村²¹⁾がその存在を明らかにした教師特有のピリーフに近い概念であるとの解釈が可能である。教師特有のピリーフを強く持つ教師は児童にとって好ましい教育環境にはなりにくく、児童も将来的にイラショナルなピリーフを持つにいたる

ことが考えられる。

両親からの応答的な養育態度を経験したとしても、統制的な保育所や幼稚園、小中学校で教師特有のビリーフの強い保育者や指導者にかかわることで、応答性が育ちにくくなることも考えられる。保育職志望学生の養育態度（統制2）に対しては、自身が経験した統制の影響が起因するという本研究から示された知見は、河村²¹⁾を補完し得るものであると考えられる。また、保育職従事者や子育てをする親自身のストレスマネジメントと、子どもの精神的な健康や適応を育むという視点において注目に値する知見であると考えられる。

V 今後の課題

本研究では、両親の応答的な養育態度は保育職志望学生の持ち合わせる応答的な養育態度と本来感に対してそれぞれ正の影響を与え、両親の統制的な養育態度は保育職志望学生の持ち合わせる統制的な養育態度に正の影響を、本来感に対して負の影響をそれぞれ与えることを仮説として検討が行われた。保育職志望学生の本来感と現在の応答性には両親からの応答的な養育態度の弱い影響が確認され、現在の統制的な養育態度には両親からの統制的な養育態度からの強い影響が確認された。

こうした本研究の結果を基に、保育職従事者の持ち合わせる統制的な養育態度は子どもの統制的な思考や認知に影響を及ぼすことが考察された。また、統制的な養育態度は自他の生き辛さを助長するイラショナルなビリーフである教師特有のビリーフとの類似性が考察された。保育職従事者のストレスに対するマネジメントや耐性にかかわる研究の一助として本研究の結果や考察されたことがらを実証的に検討していくことが今後の課題であると考えられる。また、本研究では両親からの養育態度が直接的に現在の養育態度に影響を与えるモデルを想定したが、今後は何かしらの媒介変数の存在を考慮したモデルについて検討を行うことで、より詳しい知見が得られることが考えられる。

引用文献

- 1) 厚生労働省 2012 労働者健康労働状況調査 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/h24-46-50_01.pdf (2021年8月15日)
- 2) 磯野登美子・鈴木みゆき・山崎喜比古 2008 保育所で働く保育士のワークモチベーションおよびメンタルヘルスとそれらの関連要因. *小児保健研究*, **67**, 367-374.
- 3) 小塩真司・中谷素之・金子一史・長嶺伸治 2002 ネガティブな出来事からの立ち直りを導く心理的特性 -精神的回復力尺度の作成-. *カウンセリング研究*, **35**, 57-65.
- 4) 野津友美枝 2014 父親・母親の養育態度が青年期のレジリエンスに及ぼす効果 *京都学園大学人間文化学部 人間文化学部学生論文集*, **13**, 27-36.

- 5) 小林朋子・渡辺弥生 2017 ソーシャルスキル・トレーニングが中学生のレジリエンスに与える影響について. *教育心理学研究*, **65**, 295-304.
- 6) 平野真理 2011 中学生における二次元レジリエンス要因尺度 (BRS) の妥当性-双生児法による検討. *パーソナリティ研究*, **20**, 50-52.
- 7) Werner, E. E. & Smith, R. S. 1982 *Vulnerable but invincible: A longitudinal study of resilient children and youth*. New York: McGraw-Hill.
- 8) 伊藤正哉・小玉正博 2005 自分らしくある感覚 (本来感) と自尊感情が well-being に及ぼす影響の検討. *教育心理学研究*, **53**, 74-85.
- 9) Kernis, M.H. 2003 Toward a conceptualization of optimal self-esteem. *Psychological Inquiry*, **14**, 1-26.
- 10) 折笠国康・庄司一子 2010 中学生の本来感の検討 学級風土による違いとの関連から. *共生教育学研究*, **4**, 13-22.
- 11) 折笠国康・庄司一子 2012 中学生の本来感が学級適応に与える影響. *教育カウンセリング研究*, **4**, 11-20.
- 12) 折笠国康・庄司一子 2019 中学生の学校ストレスが学校忌避的感情と関係性攻撃に与える影響, 及び, 本来感によるストレス低減効果. *学級経営心理学研究*, **8**, 17-28.
- 13) 折笠国康 2021 保育職従事者の本来感と勇気としての共同体感覚との関連. *郡山女子大学紀要*, **57**, 41-49.
- 14) 杉浦浩子・杉浦文香・杉浦春雄 2007 親の養育態度が子どものソーシャルスキルに及ぼす影響. *健康レクリエーション研究論文集(実践報告書)*, **4**, 15-27.
- 15) 辻美咲 2018 親の養育態度に対する認知が子どもの学習意欲に及ぼす影響. *立教大学臨床心理学研究*, **12**, 1-10.
- 16) 中道圭人 2013 父親・母親の養育態度が幼児の自己制御に及ぼす影響. *静岡大学教育学部研究報告(人文・社会・自然科学篇)*, **63**, 109-121.
- 17) 奥田援史 1996 養育態度のタイプと幼児の自律性. *滋賀大学教育学部紀要(教育科学)*, **46**, 1-7.
- 18) Baumrind, D. 1991 The influence of parenting style on adolescent competence and substance use. *Journal of Early Adolescence*, **11**, 56-95.
- 19) 中道圭人・中澤潤 2003 父親・母親の養育態度と幼児の攻撃行動との関連. *千葉大学教育学部研究紀要*, **51**, 173-179.
- 20) Baumrind, D. 1967 Child care practices anteceding three patterns of preschool behavior. *Genetic Psychology Monographs*, **75**, 43-88.
- 21) 河村茂雄 2000 教師特有のピリーフが児童に与える影響. 風間書房.

成年後見制度利用促進における 体制整備の取り組みに関する一考察

—福島県における事例報告—

Considering Efforts to Establish a System to Promote the Use of the Adult Guardianship System
—Case Study Report in Fukushima Prefecture—

近 内 直 美*

Naomi Konnai

In Japan, with the enactment of the Long-Term Care Insurance Law and the Services and Supports for Persons with Disabilities Law, the use of services has shifted from a system of measures to a system of contracts, and the use of adult guardianship systems is being promoted.

Therefore, I would like to consider the development of a system to promote the guardianship system for adults in Fukushima Prefecture.

I. はじめに

わが国では、平成 12 年の介護保険法¹⁾及び平成 18 年の障害者自立支援法²⁾の施行にともないサービス利用の方法は措置制度から契約制度へ移行され、契約について判断能力が不十分な者への支援策の一つとして、平成 18 年に成年後見制度³⁾が施行された。平成 28 年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行された。この法律は成年後見制度が十分活用されていないことを鑑み、成年後見制度の活用推進の体制整備を目的としている。そして、成年後見制度活用の推進機関である「中核機関」や「協議会」の設置を市町村に求めている⁴⁾。そこで、成年後見制度の仕組みや活用の現状を知り、一般社団法人福島県社会福祉士会の成年後見制度及び中核機関の整備における支援への取り組みから、福島県内における成年後見制度推進の体制整備について考える。

*生活科学科

II. 成年後見制度について

1. 成年後見制度設立の背景

成年後見制度は、平成12年4月にスタートした制度である。それ以前は明治29年に公布された禁治産・準禁治産の制度⁵⁾があり、判断能力が不十分なものに対する財産管理が中心だった。1999年には法務省より民法の一部を改正する法律案等要綱が示され、検討事項として「高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」「ノーマライゼーション」という新しい理念と従来の本人保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度を構築する⁶⁾と示された。更に、軽度者に対応する類型として「補助」の新設や「保佐(準禁治産の改正)」、「後見(禁治産の改正)」の見直しが行われ、成年後見制度が施行された。

2. 成年後見制度の概要と成年後見人等の職務

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分になった方に、裁判所により選任された成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が、財産管理や介護サービス、施設利用、入院などに関する契約等を行い本人の権利を守り保護する制度である。この制度には判断能力が不十分になる前に利用する「任意後見制度」と判断能力が不十分な方を対象とする「法定後見制度」の2つがある⁷⁾。

(2) 成年後見人等選任までの流れ

① 申立権者

民法第7条では、後見開始の審判について家庭裁判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる⁸⁾、と示している。

② 法定後見開始までの流れ

「家庭裁判所へ申立書提出 ⇒ 調査・鑑定・審問 ⇒ 審判 ⇒ 即時抗告 ⇒ 確定⁹⁾」となる。成年後見人等は受任期間中、家庭裁判所(以下「家裁」とする)の監督を受けており、筆者は保佐人を受任しているため家裁に定期報告を行っている。

(3) 成年後見人等の職務

「財産管理」と「身上監護」は成年後見人等の代表的な職務であるが、付与された代理権、同意権、取消権の範囲内で職務を行う¹⁰⁾。権限の及ばない行為として、入院や施設への入所、リハビリの強制などはできず、臓器移植への同意、婚姻や離婚・養子縁組等一身専属的な事項

も権限外と解されている¹¹⁾。

民法第 858 条は「成年後見人は成年被後見人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない¹²⁾とし、「身上配慮義務」を課している。同法 873 の 2 項では本人死亡時には、家裁へ申し出、許可を得ることで、相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前二号に掲げる行為を除く。）が行える¹³⁾としている。

3. 成年後見制度の現状

厚生労働省の「成年後見制度の現状」（令和 3 年 3 月）から成年後見制度の現状をみていく。¹⁴⁾

(1) 成年後見制度利用者数の推移

「成年後見制度利用者数の推移（H27 年～令和 2 年）」によると平成 27 年度 12 月末の成年後見制度の利用者は 191,335 人で、成年後見は 152,681 人、その割合は約 79.8%、保佐は 27,655 人で割合が約 14.5%、補助が 8,754 人で割合が約 4.6%、任意後見が約 2,245 人で割合は約 1.2%であった。平成 30 年 12 月末では成年後見制度利用者数は 218,142 人であり、成年後見が 169,583 人で割合が約 77.7%、保佐は 35,884 人で割合が約 16.4%、補助は 10,064 人で割合が約 4.6%、任意後見が 2,611 人で割合が約 1.2%、令和 2 年度 12 月末では 232,278 人で成年後見は 174,680 人、その割合は約 75.2%、保佐は 42,569 で割合が約 18.3%、補助は 12,383 人で割合が約 5.3%、任意後見が 2,655 人で割合が約 1.1%となっていた¹⁵⁾。

成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、3 類型の中では成年後見の割合が多いことがわかる。

(2) 申立人と本人との関係別件数

「令和 2 年の申立人について」は、申立総数 36,858 人のうち市区町村長が 8,822 人と最も多く全体の約 23.9%を占め、次いで本人の子が 7,865 人（約 21.3%）、本人が 7,457 人（約 20.2%）の順となっている¹⁶⁾。

(3) 市区町村長申立件数の推移

「市区町村長申立件数の推移（H27 年～令和 2 年）」によると平成 27 年の申し立て数は 34,623 人であり、市町村長申し立て数が 5,993 件（全体の約 17.3%）、平成 30 年は申し立て数 36,186 人のうち 7,705 人（全体の約 21.3%）、令和 2 年は 36,858 人の申し立てのうち 8,822 人（全体の約 23.9%）となっている¹⁷⁾。このことから、市町村長申し立てが増加していることがわかる。

(4) 本人の男女別・年齢別割合

「本人の男女別・年齢別割合（令和 2 年）」によると、その割合は、男性が約 43.4%、女性が

約 56.6%である。また、65 歳以上の本人は、男性では男性全体の約 72.0%を、女性では女性全体の約 86.9%を占めている¹⁸⁾。全体数からみると、高齢者の利用割合が高いことがわかる。

(5) 成年後見人等と本人の関係について

「成年後見人等と本人の関係について(令和2年)」によると親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが 7,242 件(全体の約 19.7%)、親族以外の第三者が選任されたものが 29,522 件(全体の約 80.3%)となっている。第三者では司法書士が 11,184 人(37.9%)、弁護士が 7,731 人(26.2%)、社会福祉士が 5,437 人(18.4%)選任されている¹⁹⁾。

Ⅲ 成年後見制度の利用の促進に関する法律及び基本計画、地方公共団体の体制整備

1. 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、及び国の利用促進基本計画について

(1) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」とする)の目的

「促進法」は平成 30 年に施行され、第 1 条では、認知症や知的障害、精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うこと、高齢社会における喫緊の課題であるとし、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進についての基本理念を定め、国の責務及び、基本方針その他の基本となる事項を定めている、そして、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する²⁰⁾と示している。

(2) 国の責務

促進法の第 4 条では「国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)のっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」²¹⁾と示し、成年後見制度利用促進基本計画を国は閣議決定している(以下国基本計画とする)。国基本計画は成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的、計画的な推進を図る計画で、2017 年度から 2021 年度をゴールとした工程表が示され²²⁾、基本的な考え方は①ノーマライゼーション②自己決定の尊重③財産管理のみならず身上保護も重視する²³⁾、としている。

(3) 地方公共団体(都道府県および市町村)の役割

促進法の第 5 条では、地方公共団体は基本理念のっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する²⁴⁾と示した。また、基本計画では都道府県の役割として、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握すること。広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整し家庭裁判所(本庁・支部・出張所)との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意すること。市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手

の確保等、市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については都道府県レベルで取り組むべき²⁵⁾としている。市町村においては、2017年度から2021年度までに「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努める²⁶⁾としている。

2. 成年後見制度利用を促進する構成要素

成年後見制度の利用を促進する構成要素には「チーム」「協議会」「中核機関」の3つがある。

「チーム」は権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後は後見人が加わり、協力し必要な対応を行う仕組みである。「協議会」は「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体である。「機関」は専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関である²⁷⁾。

IV 一般社団法人福島県社会福祉士会による成年後見人制度に関する活動

福島県高齢福祉課は市町村の権利擁護促進の体制整備構築に向け、一般社団法人福島県社会福祉士会（以下「県士会」とする）に「福島県高齢者権利擁護推進事業」を2020年度から委託している。県士会は、福島県弁護士会、リーガルサポート福島と協定を結びこの事業の後方支援を行っている。また、県士会では、成年後見人等受任や受任者をサポートするためのチーム「ばあとなあ福島」を有している。私は、その両方に属し活動していることから、その活動内容を紹介したい。

1. 「福島県高齢者権利擁護推進事業」について

(1) 「高齢者権利擁護推進事業」の概要

①目的：成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画等に基づき、市町村が実施する成年後見制度利用促進施策（権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築及び権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関設置、市町村計画策定等）を支援すること。

②業務の概要

- a) 高齢者権利擁護推進事業実施業務、b) 成年後見制度利用促進施策に係る市町村支援業務、
- c) 高齢者施設等対象の高齢者虐待防止研修開催業務、d) 市町村等対象の成年後見制度行政

職員研修開催業務、e) 市町村等対象の高齢者虐待対応研修開催業務、実施場所は福島県内とする。

③支援対象者は市町村（権利擁護支援の地域連携ネットワークに係る中核機関を含む）

④業務内容

a) 助言及び派遣のための体制構築、b) 窓口設置による相談への対応、c) 高齢者施設等対象の高齢者虐待防止研修の実施²⁸⁾。

(2) 福島県内の体制整備状況と「高齢者権利擁護推進事業」実施状況について

①福島県内の体制整備状況、中核機関及び市町村計画の整備状況について

令和2年10月時点で中核機関を設置している市町村は59市町村の内4か所、市町村計画策定済みは6市町村であった。令和2年度末までに計画作成ができると回答している市町村は22市町村、令和2年度中には28市町村で市町村計画が整う予定である(表1)²⁹⁾。

表1 中核機関及び市町村計画の整備状況におけるアンケート

| 計画策定状況 | 市町村数 | 市町村数 |
|----------------------------------|------|------------------|
| 中核機関整備済み(令和2年10月時点) | 4 | 3市の1町：計4市町村 |
| 市町村計画策定済み(令和2年10月時点) | 6 | 2市、3町、1村：計6市町村 |
| 令和2年度末市町村意向調査にて市町村計画策定済みと回答した市町村 | 22 | 4市、12町、6村：計22市町村 |

(福島県社会福祉士会資料に基づき作成)

②成年後見制度利用促進施策に係る市町村支援の現状

県士会による令和2年度の「成年後見制度利用促進施策に係る市町村への派遣状況」は表2のとおりである。派遣回数は延べ38回、内容別では39件、対象市町村は38市町村であった。依頼内容を件数別にみると a) 成年後見制度利用促進理解のための研修会に関すること：14件、b) 中核機関役割の理解に関する助言：13件、c) 中核機関設置に向けたニーズ調査に関すること：6件、d) 成年後見制度の広報啓発について：2件、e) ネットワーク会議参加依頼：1件、f) 市町村計画について：1件、g) 成年後見制度市町村長申立案件に関する相談：1件、h) 利用支援事業に関すること：1件とまとめることができる³⁰⁾。このことから、成年後見制度の理解や中核機関の理解に関する支援が多く求められていたと考えられた。

成年後見制度利用促進における体制整備の取り組みに関する一考察

表2 令和2年度 成年後見制度利用促進施策に係る市町村への派遣状況

| 登録番号 | 対象市町村数 | 派遣回数 | 派遣回数及び相談内容 |
|------|--------|------|--|
| 1 | 1市 | 2 | 1回目：関係機関への中核機関設置に向けた調査方法 2回目：調査方法等につき詳細確認・説明 |
| 2 | 6市町村 | 2 | 1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会実施内容に関する相談について 2回目：成年後見制度利用促進に関する研修会について ・1回目は保健福祉事務所のみ出席 |
| 3 | 1市 | 3 | 1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 2回目：ニーズ調査方法に関する相談 3回目：関係機関への研修会 |
| 4 | 1市 | 1 | 1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 |
| 5 | 2町村 | 3 | 1回目：県内の状況及び体制整備に関する相談について 2・3回目：成年後見制度利用促進に関する研修会及び民生委員(午前)及び、関係機関(午後)への広報啓発 ・1回目は1か所のみ出席 |
| 6 | 5町村 | 7 | 1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 2回目：今後の進め方に関する相談 3回目：前回研修会の質問に対する回答 4回目：現状、課題及び今後行うべきことの共有・検討 5回目：事例を通じた体制整備への理解 6回目：次年度の体制整備案作成への助言 7回目：事例を通じた支援の進め方・中核機関の役割の理解 ・1, 3, 5回目は5町村出席 ・2, 4, 6回目は2か所のみ対象 ・7回目は1か所のみ対象 |
| 7 | 1町 | 7 | 1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 2回目：第1回ワーキンググループ(体制整備の課題検討) 3回目：ニーズ調査結果に関する意見交換・課題検討 4回目：利用支援事業の要綱改正に係る検討 5回目：個別ケース検討を通じた体制整備への理解 6回目：町民に対する普及啓発を目的とした講座 7回目：中核機関の役割の理解を深め、役割認識を高めるためのワーキング |
| 8 | 1町 | 1 | 1回目：市町村計画策定及び市町村長申立案件に関する相談 |
| 9 | 5町村 | 1 | 1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 ・令和3年度早期に5市町村の協議会発足の検討 |
| 10 | 4町村 | 2 | 1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 2回目：事例を通じた体制整備への理解 |
| 11 | 1市 | 4 | 1回目：今後の方向性及びニーズ調査に関する相談 2回目：ニーズ調査結果に関する意見交換・課題検討 3回目：取組むべき内容の検討及び次年度の予定確認 4回目：事例(障がい者)を通じた体制整備への理解 |
| 12 | 4町村 | 1 | 1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 ・南会津保健福祉事務所が開催 |
| 13 | 1町 | 2 | 1回目：第1回協議会(権利擁護支援に関する地域連携ネットワーク会議) 2回目：利用支援事業の要綱改訂に係る検討 |
| 14 | 5町村 | 2 | 1回目：研修会実施内容に関する相談(浪江町単独) 2回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 ・2回目は浪江町が開催し、他市町村が参加 |

(福島県社会福祉士会資料に基づき作成)

2 福島県社会福祉士会における成年後見等に関する取り組み

県士会による「ばあとなあ福島後見人等候補者推薦依頼件数」を見ると平成28年度は21件、平成30年度は42件、令和2年度では70件と年々増加し、家裁及び市町村からの依頼が年々増えている。(表3)³¹⁾。

表3 「ばあとなあ福島」後見人など候補者推薦依頼件数(2016年3月13日現在)

| 依頼元 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 家裁 | 12 | 14 | 22 | 46 | 42 |
| 市町村 | 8 | 9 | 16 | 19 | 24 |
| その他 | 1 | 4 | 4 | 2 | 4 |
| 計 | 21 | 27 | 42 | 67 | 70 |

(福島県社会福祉士会資料に基づき作成)

「ばあとなあ福島」の名簿登録者数と受任状況受任状況で見ると、平成28年度の活動者数は56人、令和2年度は79人であり両年を比べると約1.2倍の増加であったが、活動件数は1.96倍となっている。このことから一人当たりの受任件数が増加していることがわかる。また、成年後見人等の3類型の割合は、平成28年度は後見が80.5%、保佐が17.6%、補助が1.9%、令和2年度年度は後見が72.6%、保佐が22.4%、補助が5%となり、保佐、補助の若干の増加はみられるも割合で見ると後見が7割以上で推移している(表4)³²⁾。

表4 「ばあとなあ福島」の名簿登録者数と受任状況

| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 名簿登録者数 | | 74 | 84 | 85 | 87 | 90 |
| 活動者数 | | 56 | 57 | 69 | 74 | 79 |
| 現在の活動件数 | | 112 | 117 | 145 | 186 | 220 |
| 内 訳 | 後見 | 87 | 92 | 105 | 132 | 159 |
| | 保佐 | 19 | 22 | 32 | 42 | 49 |
| | 補助 | 2 | 2 | 5 | 9 | 11 |
| | 監督人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 任意後見契約のみ | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 任意後見+任意代理 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 受任件数(累計) | | 184 | 194 | 231 | 282 | 341 |
| 終了件数(累計) | | 72 | 77 | 86 | 100 | 121 |

(出典 福島県社会福祉士会権利擁護委員会活動報告書)

V まとめ

推進法では中核機関を令和3年度までに整備することを求めているが、福島県内の市町村では令和3年10月時点で整備されていたのは4市町村であった。「福島県高齢者権利擁護推進事業」では、県内59市町村の内38市町村からの依頼があり、県内の約64%の市町村から依頼を受けていたことがわかった。その内容は成年後見制度や利用に関する研修会の開催、中核機関の理解に関する助言、中核機関設置に向けた調査に関することが39件中33件を占めていた。これらのことから「福島県高齢者権利擁護推進事業」を活用し、成年後見制度や中核機関の理解と設置まで幅広い事例を早急に進めている市町村が多いと考えられた。

また、前述の成年後見制度に関するデータには、成年後見制度利用者数が年々増加していること、市町村長の申立件数が増加傾向にあること、被後見人等は65歳以上が約8割を占めていること、親族以外が成年後見人等に選任されている事案が80%を超えていることが示されていた。最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（令和2年1月～12月）」では、成年後見開始原因として、認知症が64.1%と最も多く³³⁾、厚生労働省「成年後見制度の現状 令和3年3月」によると認知症患者は2012年に462万人が2025年には675万人に増加すると推計している³⁴⁾。

東京大学教育学研究科生涯学習論研究室と地域貢献推進センターの共同研究では、成年後見制度の課題・問題点として①成年後見制度の利用の伸び悩み。②近年、本人の親族が後見人に選任されにくくなっていること。③成年後見制度の利用件数全体に占める後見類型の割合の高さ。④市民後見人の普及と活用が十分とはいえないこと。⑤市区町村申し立ての大幅な増加と対応の必要性。⑥成年後見に対する各自治体の取り組みの温度差。⑦根絶できない後見人による不祥事。⑧後見制度支援信託および後見制度支援預貯金の利用の増加³⁵⁾の8つを挙げている。これらのことから、中核機関は多様な課題にも取り組むことが求められていると考えられる。

今回は福島県内の現状を中心として研究を進めてきた。福島県の後見制度申立件数は最高裁判所の成年後見関係事件の概況によると平成30年（1月～12月）は394件³⁶⁾、令和元年（1月～12月）は403件³⁷⁾、令和2年（1月～12月）は389件³⁸⁾で推移している。

全国の申立件数や市長申立て件数の増加傾向や県士会の活動から見て取れる傾向等から、中核機関が整備されることで成年後見制度が啓発され支援が具体的に行われ、地域住民に浸透することで利用件数が増加するのではないかと考える。今後は福島県内とともに、広く他地域も対象とし、情報弱者や意思決定支援が必要な人々の現状や潜在的なニーズ、利用に結びつかない理由や課題を調べ、成年後見制度の利用を必要とする方が活用しやすい仕組みの構築について研究を深めたい。

参考文献

- 1) 介護保険法, 2000.4.1 施行日
- 2) 障害者自立支援法, 2006.4.1 施行日
- 3) 成年後見制度, 2000.4.1 施行日
- 4) 成年後見制度の利用の促進に関する法律, 2016.4.13 施行日
- 5) 禁治産制度, 明治 29 年施行
- 6) 法務省: 民法の一部を改正する法律案等要綱, 1911
- 7) 社団法人日本社会福祉士会: 改訂成年後見実務マニュアル, 3 頁, 2016
- 8) 民法 第 7 条
- 9) 社団法人日本社会福祉士会: 改訂成年後見実務マニュアル, 31 頁, 2016
- 10) 同書, 11-12 頁
- 11) 同書, 13-14 頁
- 12) 民法第 858 条
- 13) 同法第 873 条
- 14) 厚生労働省: 成年後見制度の現状 令和 3 年 3 月
<https://www.mhlw.go.jp/content/000839218.pdf> (2021 年 9 月 28 日アクセス)
- 15) 同書, 3 頁
- 16) 同書, 7 頁
- 17) 同書, 8 頁
- 18) 同書, 11 頁
- 19) 同書, 12 頁
- 20) 成年後見制度の利用の促進に関する法律, 第 1 条, 2016.5.13 施行日
- 21) 同法 第 4 条
- 22) 成年後見制度利用促進基本計, 28 頁, 2017.3.24 閣議決定
- 23) 同書, 1-3 頁
- 24) 成年後見制度の利用の促進に関する法律, 第 5 条, 2016.5.13 施行日
- 25) 成年後見制度利用促進基本計画, 22-23 頁, 2017.3.24
- 26) 成年後見制度利用促進体制整備委員会: 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き, iii 頁
- 27) 同書, iii - iv 頁
- 28) 福島県社会福祉士会: 高齢者権利擁護推進事業実施業務委託に関する仕様書, 2021 年
- 29) 福島県社会福祉士会: 令和 2 年度「高齢者権利擁護推進事業実施業務」業務評価報告書
- 30) 同書
- 31) 福島県社会福祉士会: 令和 2 年度 成年後見制度利用促進施策に係る市町村支援派遣状況
- 32) 福島県社会福祉士会「ばあとなあ福島」名簿登録者数、受任状況, 2020 年
- 33) 最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 令和 2 年(1 月～12 月)
- 34) 厚生労働省: 成年後見制度の現状 令和 3 年 3 月, 4 頁
- 35) 地域後見推進プロジェクト共同研究 HP「東京大学教育学研究科生涯学習論研究室 + 地域後見推進センター: 8 成年恋権制度の現状と課題」

<https://kouken-pj.org/about/current-status> (2021年9月3日アクセス)

- 36) 最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 平成30年(1月～12月)
- 37) 最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 令和元年(1月～12月)
- 38) 最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 令和2年(1月～12月)

要介護高齢者の在宅生活継続要因に関する研究(その2)

— いわき市における介護保険住宅改修及び高齢者等住宅リフォーム事業の分析を通して —

Research on the factors by which the elderly in need of nursing care
can continue to live at home (Part 2)

— An analysis of the long-term nursing care insurance for home remodeling
and the home renovation projects for the elderly in Iwaki City —

熊田 伸子*

Nobuko Kumada

山形 敏明*

Toshiaki Yamagata

高橋 真里*

Mari Takahashi

As a continuation of our research on factors that affect the ability of elderly people who require nursing care to continue living at home, we analyzed housing renovation projects for the elderly in Iwaki City, Fukushima Prefecture, which are subsidized by nursing care insurance and the local public body. In comparison with the data analysis of Koriyama City, we examined the relationship between the effects of different subsidy amounts and the possibility of appropriate home renovation according to the level of care required.

1. はじめに

高齢化による身体機能の低下のみならず、医療機関からの退院後の自宅での生活の継続を可能とするためには、居宅サービス利用の観点からも住宅改修は必須である。介護保険制度による住宅改修は、全国一律のサービスがあるが、前報¹⁾で明らかにした通り、20万円という住宅改修費用の上限並びに適用範囲等から課題もある。また、介護保険制度以外の高齢者住宅改修助成事業や自治体独自の補助金支給制度は、地域により支給要件・支給限度額・給付対象が異なり住宅改修内容や規模に差がある。

本論文においては、福島県内において自治体の助成事業として積極的に取り組んでいる、いわき市の高齢者等住宅リフォーム事業を取り上げた。郡山市のデータ分析との比較から、助成額の違いによる効果との関連性、要介護度に応じた適切な住宅改修の可能性について検討する。

2. 本研究に関する先行研究

西野亜希子(2005)は、住宅改修に対する助成事業を行っている首都圏の自治体を対象に調査を行い、その結果から、次の点を指摘している²⁾。

*生活科学科

①介護保険制度により住宅改修事業が開始されてから、自治体の助成事業は縮小傾向にある。

②介護保険は一律の金額であるが、自治体の助成金額は様々である。自治体により差があるため、住宅改修の質の差につながっている。

さらに、住宅改修が要介護高齢者及び介助者へ次のような効果があるとしている³⁾。

①住宅改修が要介護者のADLを向上させるか、あるいは現状維持する効果があること、身体的面や精神面で負担を軽減する効果があること。

②住宅改修の医療費への効果について、2事例で「服用していた薬が不要になる」、「入院回数減少」が確認された。

③介助者への効果としては、身体面では「介助頻度の減少」、「介助力の軽減」、精神面では「精神的負担軽減」、「介助時の安心感」の効果があった。

また、著者ら¹⁾は、郡山市の介護保険における居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費のデータの分析により、①要支援1・2、要介護1・2の利用者が大半を占めていること、②要介護3・4では利用数は少ないが、複数の工事種別の実施率が高いこと、③利用実態から、18万円という助成金額の上限から工事内容の限界となっており、一度の住宅改修では、その要求は満たされないことを明らかにしている。

要介護高齢者が満足できる住宅改修ができるか否かの要因として、介護保険外の自治体による事業についての研究がほとんど進んでいない。そうしたことから本研究では、自治体による助成金の実情と効果的な住宅改修の在り方について継続研究を行う。

3. 研究方法

在宅生活から施設入所を希望するに至る背景、そして、高齢者の住環境を整える意義について、福祉・建築の両面から考察した。

福島県内主要都市のひとつである福島県いわき市より介護保険住宅改修(平成28年度～令和2年度)及び高齢者住宅リフォーム事業(平成28年度～令和2年度)のデータの提供を受けた。そのデータから、要介護度と住宅改修の関係性、さらに介護保険の住宅改修と助成金との関連性について分析した。

なお、本研究は日本社会福祉学会研究倫理規程および研究ガイドラインを遵守し、遂行した。

4. 研究結果

介護保険法第2条では、「被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない」^{注1)}と居宅での生活を原則とする考えが記されている。しかし、現状においては、介護の重度化・長期化、老々介護、認知症介護の困難さを背景に特別養護老人ホーム

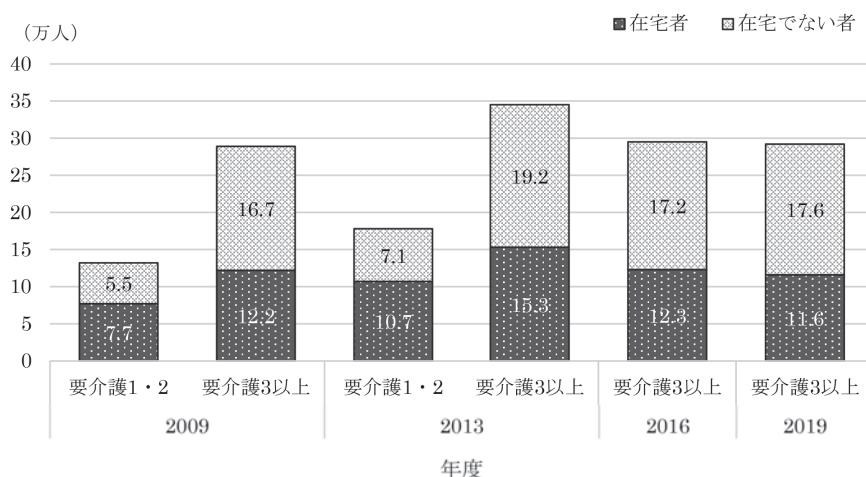
をはじめ、施設入所のニーズは高い。

高橋紘士氏は、「わが国の介護三施設^{注2)}」の入居率の対65歳以上人口比は3%であり、この数字は欧米の国々と比べて、必ずしも低い数字ではない⁴⁾ことを指摘している。住み慣れた自宅や地域での生活を希望している高齢者が多いにもかかわらず、実際には施設入所申込となるのはどのような理由からなのか、その実態を把握するため、介護保険施設の中でも最もニーズが高く利用者の多い特別養護老人ホームの入所申込者の状況を以下に示す。

4-1 特別養護老人ホームの入所申込者の状況

介護保険法では、特別養護老人ホームは介護が必要な高齢者を対象とした生活施設で、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設と規定している。2015年4月からは、限られた資源の中で、より入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図り、入所申し込みができるのは原則要介護3以上となった。

厚生労働省は、3～4年ごとに、全国の待機高齢者数を調査し、「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」を発表している。図1は2009年からの待機高齢者数である。最新の2019(令和元年)調査⁵⁾では、全国の申込者の概況は29万2千人であり、このうち約4割に当たる11万6千人が在宅で生活している。在宅でない高齢者は17万6千人である。在宅でない高齢者の現在の入院や入所施設等では、医療機関、介護老人保健施設が多い。さらに待機高齢者数が減少してきた背景には、2005年から認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や地域密着型介護老人福祉施設などの地域密着型サービスが創設され、充実してきたことがある。



厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」を参考に作成

図1 特別養護老人ホームの待機高齢者の推移

要介護高齢者の在宅生活継続要因に関する研究(その2)

表1は、要介護度別に見た特別養護老人ホーム入所申込者の状況である。この他、要介護1または2で特例入所の対象となっている入所申込者が約3万4千人である。

因みに、福島県では、要介護3～5の入所申込者数が7,605人、そのうち在宅で生活している高齢者は約4割の3,256人にのぼる。こうした待機者も含め、在宅で生活をする要介護高齢者が移動や入浴、排泄等の際に安心・安全な環境を整えるため、住宅改修の果たす役割は大きい。

表1 特別養護老人ホームの入所申込者の状況(人、%)

| | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|--------------|---------|---------|--------|---------|
| 全体 | 115,990 | 105,359 | 71,138 | 292,487 |
| | 39.7 | 36.0 | 24.3 | 100.0 |
| うち 在宅の方 | 54,821 | 38,319 | 22,925 | 116,065 |
| | 18.7 | 13.1 | 7.8 | 39.7 |
| うち 在宅でない方 | 61,169 | 67,040 | 48,213 | 176,422 |
| | 20.9 | 22.9 | 16.5 | 60.3 |

出典：厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」(令和元年)

4-2 高齢者の居住環境を整える意義

介護保険制度がスタートし、20年が経過した。住宅改修の効果は先行研究であきらかにされているが、高齢者が居住する住宅において、高度なバリアフリー対応が整った住宅の割合は約1割に留まっている。こうした高齢者の住まいの課題について、高齢者の住まいに関する研究の第一人者である早川和男は、狭く危険の多い家では、リハビリから帰宅しても動けない、介助機器を使えない⁶⁾と指摘している。そしてその理由について、介護保険による住宅改修の費用援助は額が少なく、手すりの設置、段差の解消などにとどまり、狭さや老朽化等、家全体の改造には対応できないこと、「横だし」といって、費用を上乗せしている自治体もあるが、一般的ではないことをあげている。

そこで早川は、住宅改修が生活を維持拡大させるとし、住宅改修により住環境を整えた複数の事例を検証し、下記の見解を述べている。

- ①寝たきりに限らずとも、行動範囲が制限されないような住環境を考える必要がある。
- ②要介護高齢者の家庭生活において、その中核となるのが居住空間での介助、移動であることを念頭に置き、居住環境を整えていく必要がある。

また、住宅改修は障がいの程度や動作に合わせて考える必要があるとして、次のようにも述べている⁷⁾。

- ①運動機能は維持できても、より回復を望むことは難しく、ほとんどの場合が機能低下、体力低下をきたす。そのため、住宅改修を始めた段階で、今後機能低下が進んだ場合にさらに改造が進められるような計画が必要だと考える。
- ②住宅改修は生活への意欲や張りを持ち、残存機能を維持するという意味から、高齢障がい者中心で行われるが、共に暮らす家族や介護者の生活も考えることが大切。
- ③私たちは生活の場である住宅をもっと多面的に機能性、安全性、清潔性、独立性、家庭相互性、快適性について検討する必要がある。
- ④有効な住宅改修を行うには、「住まい」と「健康」を理解した専門家によってプランニングが行われることが望ましい。

以上のことから、要介護状態になっても住宅環境を整えることにより、屋内移動の安心・安全、生活の快適さ、外出意欲の醸成が可能となる。

4-3 いわき市における住宅改修の現状について

いわき市の要介護認定率は、令和3年5月末現在20.8%であり、全国平均の18.8%、福島県内平均の19.3%と比較し、高い数字となっている。認定者数は20,565人で、「要支援1」「要介護2」の増加率が大きく、「要介護3」以上の中重度者の割合は8.2%と全国平均5.9%と比較して高くなっている。

4-3-1 いわき市における介護保険住宅改修及び高齢者住宅改修事業について

いわき市では、介護保険制度を利用した住宅改修について利用者本人に対して支払われる保険金制度と、高齢者等の在宅生活を支援するため住宅の改良工事が必要と認められた場合に、住宅改良費用の給付が行われる高齢者等住宅リフォーム（改良）事業の二つの住宅改修に関する制度がある。前者は前報¹⁾の郡山市の制度と同様で20万円の限度額である。後者はいわき市独自の制度であり、保健・医療・福祉及び建築分野の専門家が連携したチーム（リフォームヘルパーと称す）が構成され、事前相談及び給付対象の認定が行われる。助成金は100万円を限度額として世帯の生計中心者の市民税の課税状況に応じて助成される。主な工事箇所は、対象者の専用居室、浴室、洗面所、便所、廊下、階段、玄関、台所等と介護保険制度と比較し適用対象が広い。また工事内容の決定は、市内7地区（平、小名浜、勿来・田人、常磐・遠野、内郷・好間・三和、四倉・久之浜、小川・川前）の保健福祉センターが行っている。表2に令和2年10月1日現在、市内7地区の高齢化の状況を示す。

平、小名浜を除く5地区で高齢化率が30%を超えている。また、小名浜、勿来・田人、四倉・

要介護高齢者の在宅生活継続要因に関する研究(その2)

久之浜、小川・川前の4地区で前期高齢者と比較し、後期高齢者の割合が高くなっており、高齢化が進んでいることが分かる。

表2 いわき市の地区別の高齢化の状況

| 地区名 | 総人口 (人) | 高齢者数 (人) | 高齢化率 | 前期 高齢者数 (人) | 前期高齢者 の割合 | 後期 高齢者数 (人) | 後期高齢者 の割合 |
|----------------|------------|-------------|-------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 平 | 88,028 | 25,788 | 29.3% | 12,903 | 14.7% | 12,885 | 14.6% |
| 小名浜 | 78,580 | 21,049 | 26.8% | 10,444 | 13.3% | 10,605 | 13.5% |
| 勿来 田人 | 49,485 | 16,192 | 32.7% | 7,716 | 15.6% | 8,476 | 17.1% |
| 常磐 遠野 | 38,016 | 13,007 | 34.2% | 6,760 | 17.8% | 6,247 | 16.4% |
| 内郷 好間 三和 | 39,434 | 12,929 | 32.8% | 6,567 | 16.7% | 6,362 | 16.1% |
| 四倉 久之浜 | 17,935 | 6,645 | 37.1% | 3,154 | 17.6% | 3,491 | 19.5% |
| 小川 川前 | 7,550 | 2,851 | 37.8% | 1,405 | 18.6% | 1,446 | 19.2% |
| 合計 | 319,028 | 98,461 | 30.9% | 48,949 | 15.3% | 49,512 | 15.5% |

出典：いわき市第9次介護保険事業計画を参考に作成

表3に年度別介護保険住宅改修の支給件数及び支給金額(平成28年度～令和2年度)を示す。表のように支給件数は1400～1500件程度で推移し、支給金額は1億2千万円～1億3千万円程度の範囲で推移し、年度による大幅な変動は見られない。1件当たりは限度額の4割程度の支給額である。

表4に高齢者等住宅リフォームの給付件数及び給付額(平成28年度～令和2年度)を示す。表のように給付件数は平成29年度が89件で100件を下回っているが他の年度は100件程度である。給付額は5500万円～7800万円程度であり、1件当たりの給付額は60万円代となっている。

表3 介護保険住宅改修の支給件数及び支給金額

| 介護保険住宅改修 | | |
|----------|---------------|--------------|
| 年度 | 合計支給件数 (件) | 合計支給額 (円) |
| 平成28年度 | 1,512 | 128,455,959 |
| 平成29年度 | 1,530 | 135,286,489 |
| 平成30年度 | 1,545 | 133,287,710 |
| 令和元年度 | 1,419 | 119,174,880 |
| 令和2年度 | 1,457 | 126,784,547 |
| 合計 | 7,463 | 642,989,585 |

表4 高齢者等住宅リフォームの給付件数及び給付額

| 高齢者等住宅リフォーム | | |
|-------------|---------------|--------------|
| 年度 | 合計支給件数 (件) | 合計支給額 (円) |
| 平成28年度 | 101 | 62,155,795 |
| 平成29年度 | 89 | 55,820,009 |
| 平成30年度 | 107 | 69,077,109 |
| 令和元年度 | 105 | 72,204,899 |
| 令和2年度 | 115 | 78,479,807 |
| 合計 | 517 | 337,737,619 |

4-3-2 介護保険住宅改修について

いわき市の介護保険住宅改修について前報¹⁾の郡山市と比較して整理すると以下となる。

図2に介護保険住宅改修利用者の男女別件数を示す。図のように5年度間の利用件数はいわき市は郡山市の約1.8倍であるが、男女比では両市共に男性が約4割、女性が約6割という状況である。

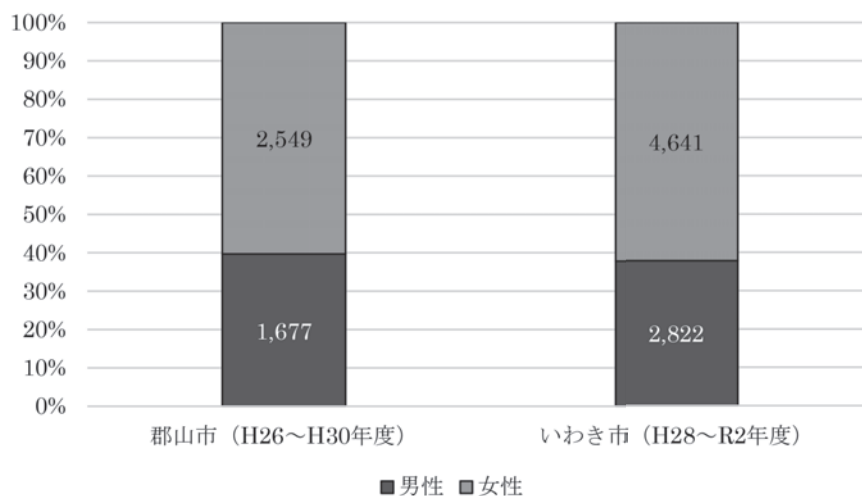


図2 介護保険住宅改修 利用者の男女別件数

図3に介護保険住宅改修利用者の年齢別件数を示す。両市共に80歳代の利用が最多であり、次いで70歳代、90歳代という順になっている。

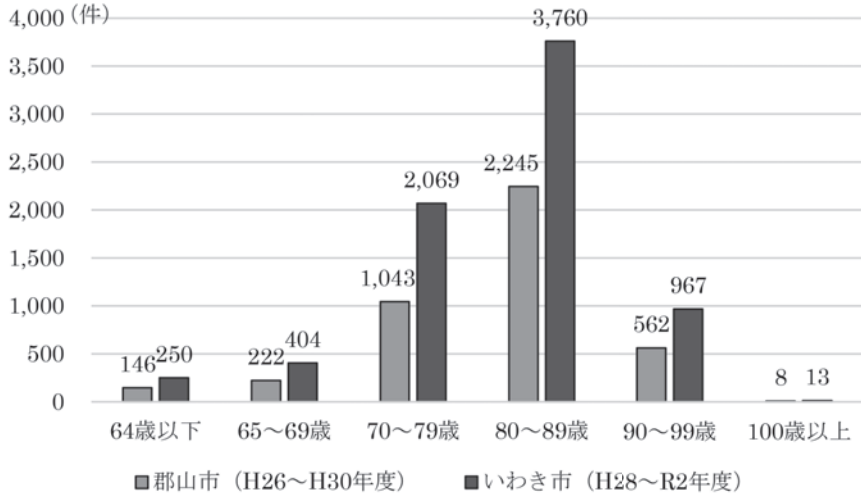


図3 介護保険住宅改修 年齢別件数

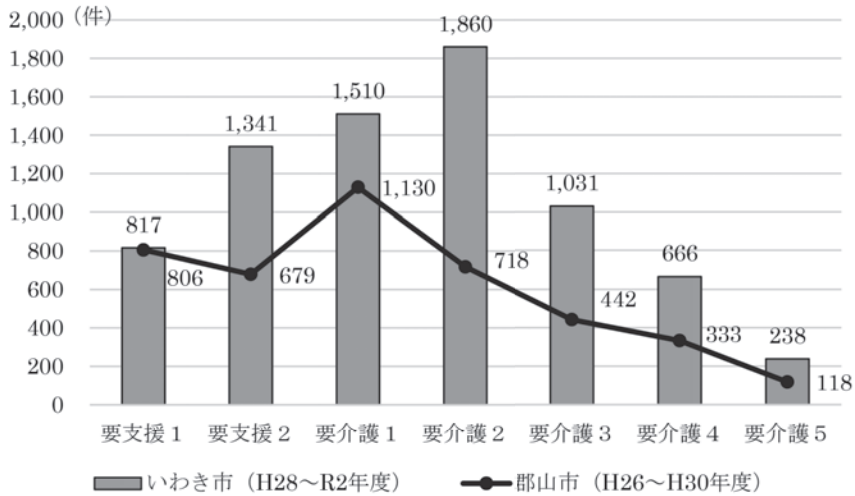


図4 要介護度別利用件数

図4に介護保険住宅改修利用者の要介護度別利用件数を示す。図のようにいわき市では要支援1から順に最も多い要介護2まで増加し、要介護3, 4, 5の順に減少している。郡山市では要支援1より支援2が減少し、要介護1が最多となっている。いずれも部分的な介助は必要としても全面的な介助を要しない程度の要介護度の利用者が最も多くなっている。

4-3-3 高齢者等住宅リフォーム事業について

いわき市独自の高齢者等住宅リフォーム事業について平成28年度から令和2年度までの5年度分についての利用実施状況を以下に示す。

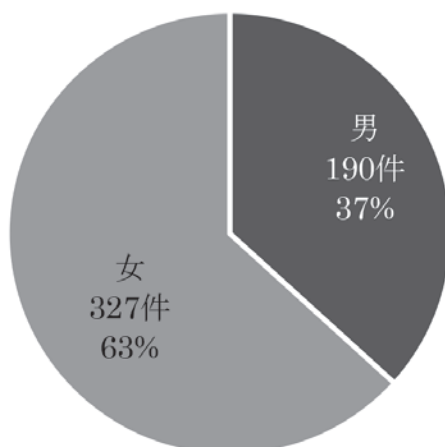


図5 高齢者等住宅リフォーム 利用者の男女別件数(平成28～令和2年度)

図5は高齢者等住宅リフォーム利用者の男女別件数である。前述の介護保険住宅改修の結果と同様に男性が約4割、女性が約6割という状況である。

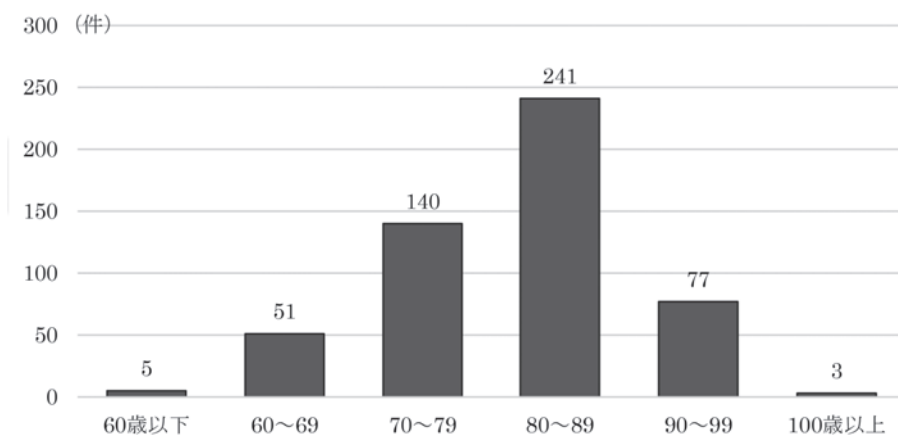


図6 高齢者等住宅リフォーム 年齢別利用件数

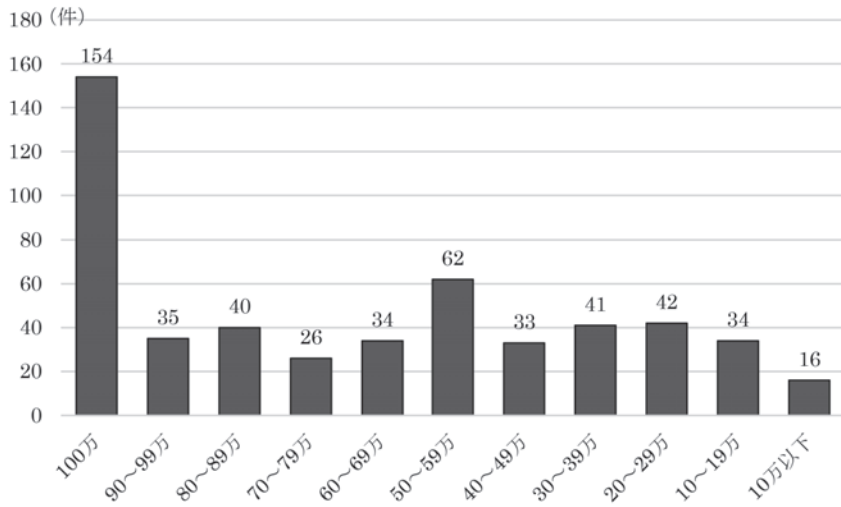


図7 高齢者等住宅リフォーム 金額別利用件数

図6に高齢者住宅リフォームの年齢別利用件数を示す。前述の介護保険住宅改修と同様に、80歳代が最も多く、次いで70歳代、90歳代の順となっている。

図7に金額別の利用件数を示す。限度額の100万円を利用している件数が154件と最も多く全体の約3割となっている。次いで50万円代が62件、その他は10万円以下の16件を除き各金額とも30～40件代である。

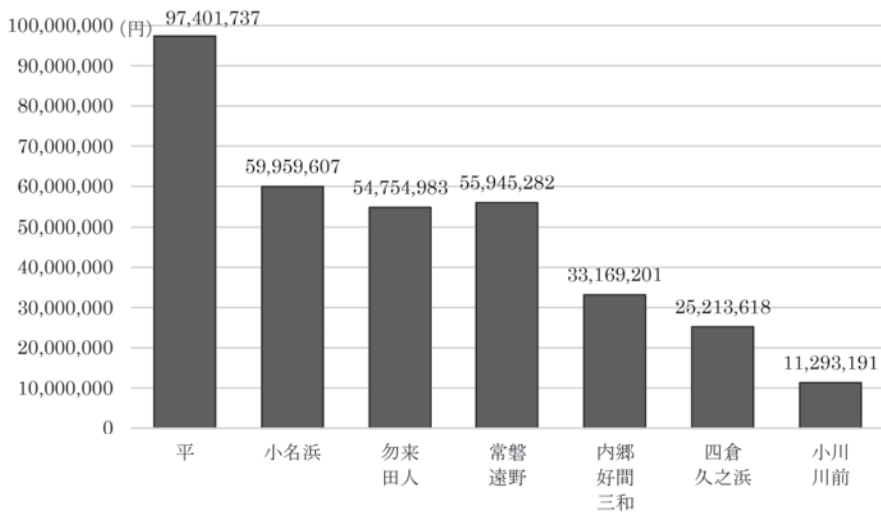


図8 高齢者等住宅リフォーム 7地区別利用金額

図8に7地区別支給金額を示す。図のように7地区の支給金額は平地区が最も多く9700万円を超えている。次いで小名浜地区、勿来・田人地区、常磐・遠野地区が5000万円代となり、内郷・好間・三和地区、四倉・久之浜地区、小川・川前地区の順で1000万円から3000万円代となっている。各地区の1件当たりの支給金額は、内郷・好間・三和地区が約79万円と最も多く、次いで小川・川前地区の約75万円、平地区、勿来・田人地区、常磐・遠野地区、四倉・久之浜地区は60万円代で小名浜地区は約57万円である。

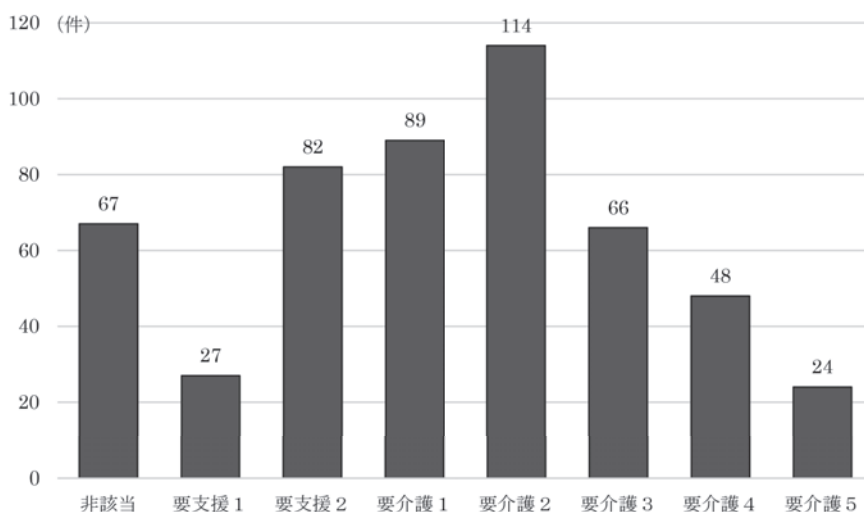


図9 高齢者等住宅リフォーム 要介護度別利用件数

図9に要介護度別利用件数を示す。前述の介護保険住宅改修と同様に要介護2をピークに利用件数は減少している。高齢者等住宅リフォーム事業では、60歳以上で日常生活において介助を必要とする場合は要支援、要介護の認定を受けていなくてもこの制度を利用できることになっている。図に示した「非該当」とはこれに該当している利用者で、利用件数は要介護3の利用件数を上回っており、要介護度が高い要介護3から5よりも、住宅改修の必要性を有している事が伺える。

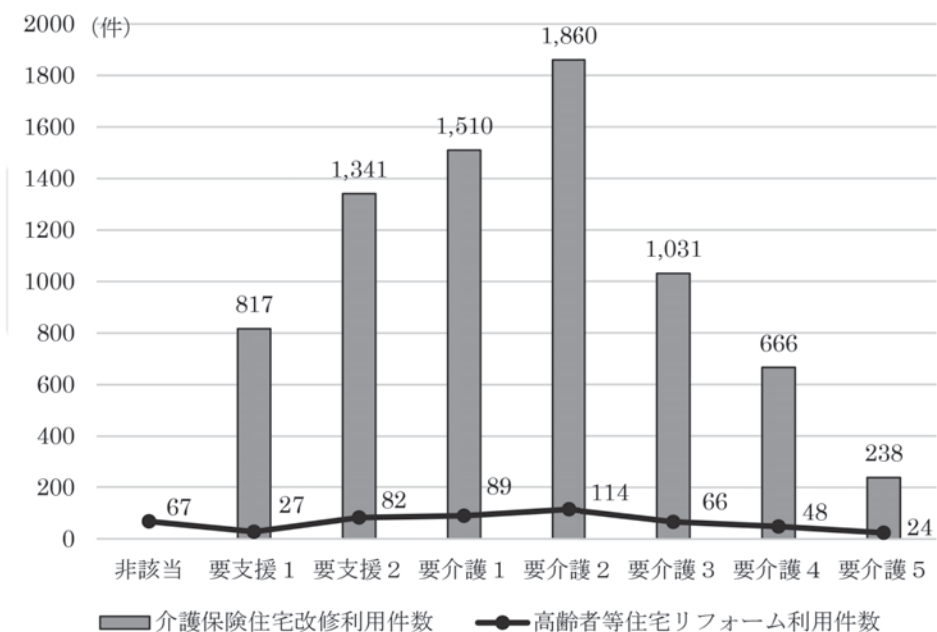


図 10 要介護度ごとの利用件数比較

図 10 は介護保険住宅改修と高齢者等住宅リフォームの両制度の利用件数を要介護度ごとに比較したものである。いずれも要介護度が上がるに伴い利用件数は増加する傾向にあるが、要介護2をピークに利用件数は減少している。高齢者等住宅リフォーム事業の利用者の中には別工事として介護保険住宅改修制度を併用していると考えられるが、追加調査を行い明らかにしていく予定である。

考察

調査対象としたいわき市では、介護保険による住宅改修の他、自治体独自の高齢者等住宅リフォーム事業を実施している。本事業は、事前相談の段階から保健・医療・福祉及び建築分野の専門家がチームとして関与している点が介護保険制度との大きな違いであり、効果的な住宅改修につながる重要な要素である。また、介護認定の調査結果が非該当の高齢者の住宅改修が認められているのは、全国的にも少ない。先述の西野も、全国で住宅改修に対する助成事業を行っている自治体に対する調査の結果、福島県のみが介護認定又は申請をしていない「元気な高齢者」を対象に、住宅改修の助成を行っていることを明らかにしている²⁾。介護認定の調査結果が非該当であってもニーズが高く、改修につながっていることから、必要な人に必要なサービスを向けている例である。さらに、限度額が100万円であること、そして改修可能な工事箇所の幅が広い点も特徴である。特に浴室の改修が可能である点は有効である。住宅改修に

より、入浴や排泄等、高齢者本人が自立できることを増やし、住環境を整えていくことが在宅生活の継続につながるものとする。

今後、さらに住宅改修の問題点や課題、介護保険外の自治体独自の事業について調査を進め、効果的な住宅改修の在り方を検討していく。

参考文献

- 1) 熊田伸子・山形敏明・伊藤真里(2021) 要介護高齢者の在宅生活継続要因に関する研究—介護保険住宅改修の分析と今後の課題— 郡山女子大学紀要 Vol.57 p.65
- 2) 西野亜希子(2005) 高齢者向け住宅改修の実態と問題点—在宅生活の質を向上させるために— 日本建築学会(近畿)大会学術講演梗概集
- 3) 西野亜希子・南 一誠(2007) 要介護高齢者の在宅生活を促進するための住宅改修の実態とその効果 日本建築学会計画系論文集 第615号
- 4) 高橋紘士編(2012) 地域包括ケアシステム オーム社 p.7
- 5) 厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」2019. 12. 25
- 6) 早川和男著(2014) 居住福祉社会へ—「老い」から住まいを考える—岩波書店 p.64
- 7) 早川和男編(2011) 日本の居住貧困 藤原書店 p.170～173

注

- 注1) 介護保険法第2条 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないとしている。
- 注2) 介護保険法第7条19項において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいうと定義している。平成30年からは4番目の介護保険施設として介護医療院が創設された。

マインドマップとルーブリックの組合せによる 学修過程評価

Evaluation of learning process by combining mind map and rubric.

山 口 猛[※]

Takeshi Yamaguchi

Check the scholar's thinking by combining the rubric and the mind map. Then, the reliability of the rubric evaluation is determined. In addition, we aim to establish a procedure for grasping the issues faced by the learners. This time, I will report on what was done in the volunteer activity class. Five distinctive study groups were extracted and the characteristics of each rubric and mind map were examined. As a result, in the mind map, the balance of nouns, verbs, and adjectives was characterized along with the number of branches. Then, it was clarified that the contents of the mind map may be applied to the validity check of the rubric evaluation.

1. はじめに

働き方改革や一億総活躍社会を実現するためには、主体的に社会と関わる総合的な力である人間力¹が必要であると言われている。学修指導要領²においても学修者の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められている。

「主体的・対話的で深い学び」は、「アクティブラーニング」とも言い換えることができるが、アクティブラーニングには問題がある。主体的な学びによる理解度は学修者に依存するために“ばらつき”が生じ、教員は学修評価や指導が難しい。学修者と教員間の学修目標の差異を埋めるための手段として、ルーブリックが用いられる³。ルーブリックの長所は、異なる価値観を持つ学修者に対し明確な評価基準の提示が可能なこと⁴であるが、実際の教育現場は、クラス内に学修意欲が低い、或いは意欲は高いが自己評価が厳しい学修者も存在し、ルーブリック評価の信頼度に疑問を抱くことも多い。ルーブリック評価を信用した指導及び評価は危険な場合もある。定量評価が可能な科目であれば、ルーブリック評価の妥当性を確認するための判断材料として、小テストや定期試験結果などを取り入れることが可能であろう。しかし、ボランティアやマナーなどの定量評価が難しい科目においては、ルーブリック評価の妥当性を確認するための判断材料が乏しく、指導者の感覚的な判断となってしまう。定量評価が難しい科目においても、学修評価を適切に行う手法を提案する。

※地域創成学科

本研究は、思考過程の可視化が可能なマインドマップ⁵を用いて、学修者の思考内容を確認してルーブリック評価の信頼度を判定すると共に、課題の把握手順の構築を目指す。マインドマップは思考過程の俯瞰と共有により、学修者に対して「何が分からないのかが分かる」或いは「思考の道筋と理解の根拠が説明できる」などの学修効果が期待できるものの、定量評価ができない問題がある。

学修支援へのマインドマップ活用は、すでに有効であることが明らかになっている。思考の整理、学修対象の適切な把握、学修の効率が向上する効果がある⁶。また、学修意欲が低い学修者においても、積極的な授業参加を促す効果がある⁷。

本稿では、手順の構築に必要な検証作業として、科目「ボランティア活動」での中間と最終のルーブリック評価とマインドマップ描画結果を比較し、特徴のある学修者グループの抽出と、マインドマップの構成要素であるブランチの品詞分類や割合について述べる。

2. 本研究の全体像と本稿の範囲

ルーブリックとマインドマップは、共にアクティブラーニングを支援する手段として有効であることは、前節で示した通り多くの先行研究からも明らかである。しかし、それぞれの手段には欠点が存在する。本研究は、マインドマップとルーブリックの組み合わせが、双方の欠点を補い、ルーブリック評価の信頼度を判定できると考える。また、学修者の抱える課題の把握を行う手順の構築を目的としている。研究は段階的な手順を踏み、研究計画を立てている。本稿の位置づけを明らかにするため、本研究の全体像と本稿の範囲を図1に示す。

- ①：研究対象科目にてマインドマップ描画の記録を行う。描画の様子はビデオカメラ等で記録し、描画時の思考手順を映像形式でデジタルアーカイブ化する。また、ルーブリック評価に対し、マインドマップを比較することで、ルーブリック評価が適正であるか、過小評価であるか、もしくは過大評価であるかの判断を試みる。
- ②：蓄積されたマインドマップ描画映像の分析と、ルーブリック評価の信頼性の判定結果に基づき、思考手順パターンを抽出し、ルーブリック評価が高くなるように主体的に思考するノウハウを明らかにする。場合によっては、学修過程評価手法の改善を行い、分析精度の向上を図る。
- ③：マインドマップとルーブリックを用いた学修指導マニュアルを構築する。マインドマップを用いた主体的な思考の手順と、ルーブリックの自己評価の手法、及びマインドマップとルーブリックの組合せによる学修過程評価の手順を構築する。
- ④：学修指導マニュアルを用いて、複数授業での検証を行う。また、フィードバックにより、②及び③の修正を検討・実施する。

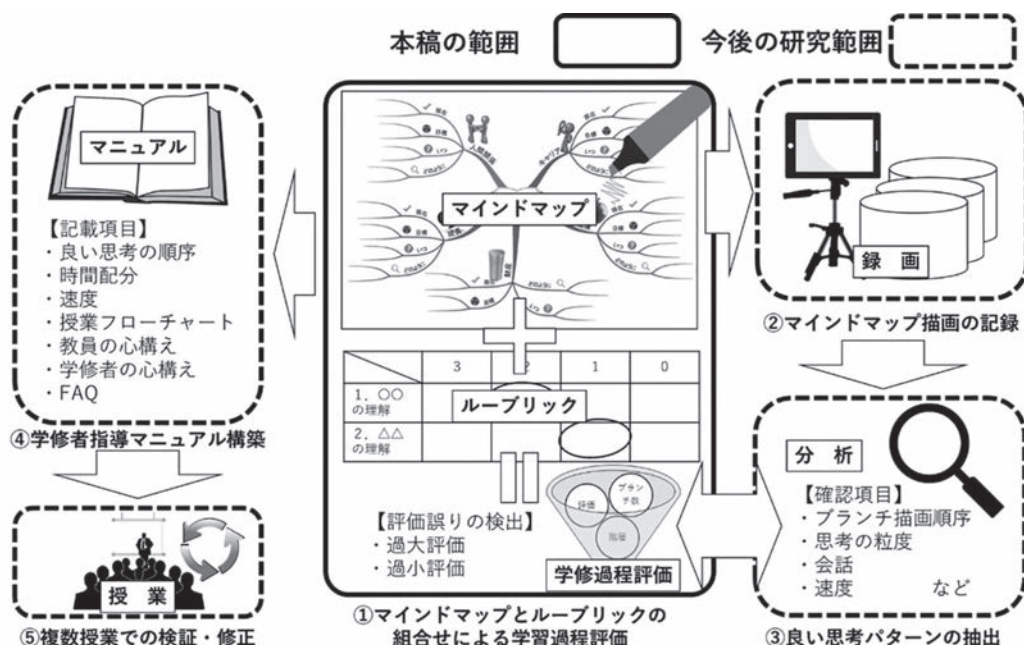


図1：本研究の全体像と本稿の範囲

3. 研究対象科目の説明

対象科目は、郡山女子大学短期大学部地域創成学科の1年次開講科目「ボランティア活動」である。指導教員は、筆者のほか、毎年1年生のアドバイザー全員で担当しているが、主に指導全般は筆者1名である。他の教員は、入学間もない学生の着席指導や出欠確認を行っている。

本科目の実施内容は、単にボランティアに参加するだけではなく、段階的な手順を踏む。まず、ボランティア活動のマナーについて学ぶとともに、ボランティア団体の講演を受講し、理解を深める。次に、法人ボランティア講習⁸を受講し、ボランティア活動における心構えや実技、応急手当など救命救急の知識を学ぶ。こうしてボランティア活動の基礎知識を得たのちに、学修者がそれぞれのボランティア活動に参加する。単位認定にはボランティア活動の参加回数の条件を満たす必要がある。条件は、学科で主催するボランティア活動1回以上、個人で探して参加するボランティア活動2回以上の参加を行うことである。

また、本科目は情報処理士⁹の資格教育課程に含まれている。2020年度以降、本資格の取得申請においても学修者のルーブリック評価が導入された。資格の質保証の観点からもルーブリック評価が重要となっている。資格取得の観点からも、ルーブリック評価の信頼性が無視できない。

ボランティア活動は、国語、数学など答えが一貫しており定量的な評価が可能なものではない。よって、平等な学修評価が困難である。教員においても、学修成果の評価に苦慮してきた

ことから、ルーブリックによる学修者の自己評価を取り入れてきた。図2にボランティア活動のルーブリックを示す。ボランティア活動におけるルーブリックの導入は、地域創生人材の育成の取り組みとしての活用事例など、異なる価値観の共同体である地域社会において、ルーブリック活用の先行事例¹⁰がある。ルーブリックは学修目標の尺度の明確化が可能だが、学修者に評価を頼るために、学修者ごとの価値観によって評価結果が異なってしまう。例えば、評価基準に至っていないのにも関わらず、「自分は達成している」と誤認識してしまい高評価を選択する場合や、反対に、「自分はまだまだ未熟で達成していると思わない」と考え、自分に厳しい評価を選択する場合もあり得る。教員が全ての学修者に対してルーブリック評価の妥当性チェックを行うことが理想ではあるが、妥当性をチェックするための材料がない。なぜなら、試験等を実施することで可能な点数化が不可能であるためである。

学修者の意識や達成度合いを確認するために、マインドマップによるボランティア活動の意識づけや理解度の整理を行っている。図3にマインドマップの作成例を示す。マインドマップとは、思考の深さや順序がわかるツールである。中央に思考目的であるセントラルイメージを描き、その周囲に考え方の軸を表すメインブランチを描く。色はメインブランチごとに変化させる。ブランチは、直線ではなく木の枝のように有機的に描き、ブランチ1つに対して単語を1つ記述する。単語よりもアイコン（絵）を用いたほうが、より有効である。マインドマップ全体は、俯瞰してバランスを意識する。筆者の場合は、深く思考させることを目的として、1つのメインブランチごとに3階層以上のブランチ描画を推奨している。4つのメインブランチは、ルーブリックの評価項目に対応する。ルーブリックによる自己評価とマインドマップ作成は、授業の中間と最終に実施することで、学修成果の成長を把握している。

4. 学修過程の評価作業

4.1 ルーブリック評価とマインドマップのブランチ数計測

今回は、前節で示した研究対象科目において、2019年度の内容を対象とした。ルーブリック評価とマインドマップ作成は2回実施した。1回目は2019年4月23日に実施し、学修者は52名であった。この授業実施回は授業3回目である。この授業内で、ルーブリックとマインドマップの内容について、個人を特定しない形式で研究データとして利用することの承諾を得ている。授業1回目には本科目のガイダンスとして、卒業生のボランティア活動内容の紹介を行い、授業2回目にはボランティア団体の講演を受講したタイミングであり、ボランティア活動への理解の初期段階にある。2回目は、ボランティア活動に参加した後の2019年7月23日で、学修者は3名の欠席が生じたため49名であった。本研究では、1回目を「中間」、2回目を「最終」と位置づけている。

マインドマップとルーブリックの組合せによる学修過程評価

| | | | | |
|--------|-----|-------|-----|-----|
| 学 科 | 学 年 | ク ラ ス | 番 号 | 氏 名 |
| 地域創成学科 | 年 | | 番 | |

ボランティア活動ルーブリック (中間自己評価)

| 評価項目 | 3 | 2 | 1 | 0 |
|---|--|---|---|---|
| 1. 地域理解 ボランティアはどのような地域・人を対象にしているか分析できますか | 授業を超えた学修成果がある 地域を十分に理解しており、独自の見解を持っている。 | 学修目標に達している 地域創成学科の授業や、自らの方法 (インターネット・書籍ほか) で地域や人への理解を深めている | 学修目標に一部未達成である 自分なりに参加するボランティアを事前学習して、理解の努力をしている。 | 学修努力がみられない 地域に関心がなく全くわからないし、調べることがない |
| 2. 能力の把握 ボランティア実施 (申し込み～実施の全過程を通して) に必要な能力は何か理解できますか | 能力の把握と共に、能力の向上に向けた努力をはじめている | 能力を把握し、自分に不足している能力を理解している | ボランティア実施状況をまとめて、必要な能力を理解しようと努力している | どのような能力が必要なのか全くわからないし、理解しようとは思わない |
| 3. 問題の分析 「ボランティア団体が抱える問題」「地域が抱える問題」「ボランティア実施中に起こる問題」は何ですか | 問題の把握と共に、具体的な解決方法を検討することができる | ボランティア実施に関する問題は概ね理解しており、さらに団体や地域にとっての問題を考えることができる | ボランティア実施中に苦労を経験し問題に関心を持ったことがあるが、団体や地域が抱える問題までは意識が向かない | 問題に興味がなく、ただ指示通りに行動している |
| 4. 創造の力 ボランティア活動の経験を活かして、あなたは、今後どのようなことに活かしますか | 町おこしや将来の仕事に関する創造をイメージすることができる | ボランティア経験を活かした身近な生活の改善を始めている | ボランティア経験を活かして、身近な学業などの改善を創造することができる | 経験を将来に活かすつもりはないし、考えることができない |

図 2 : 科目「ボランティア活動」のルーブリック

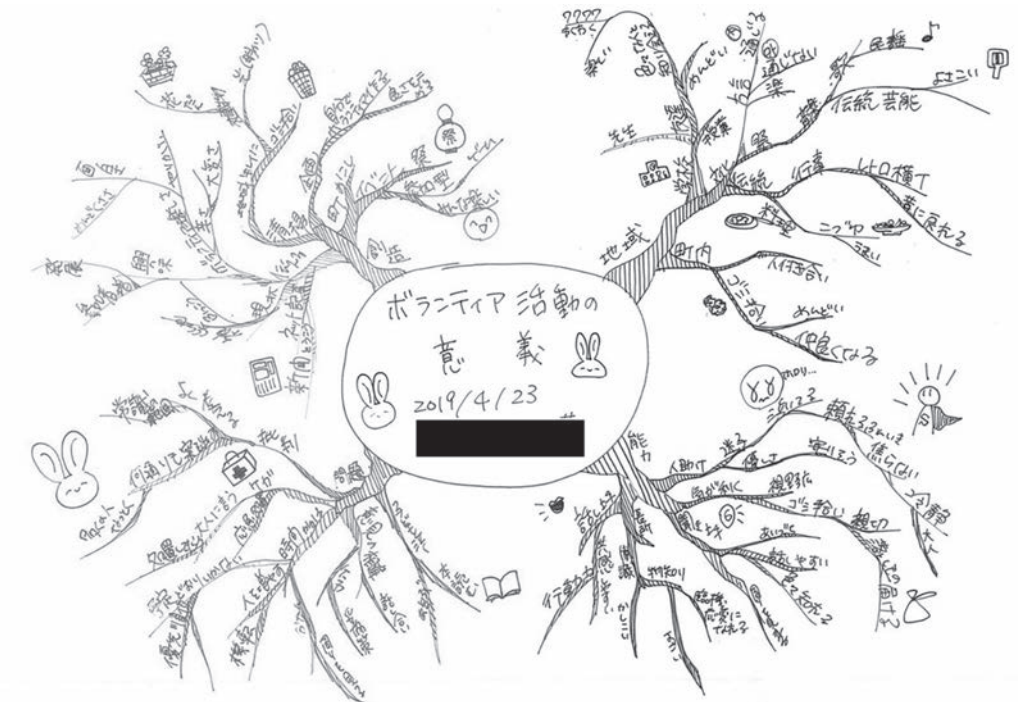


図 3 : マインドマップの作成例

中間及び最終のルーブリックとマインドマップの結果を元に、ルーブリックの評価基準4段階と、メインブランチごとのブランチ数計測を行った。中間のルーブリックとマインドマップの比較結果を図4に示す。縦軸は、ルーブリックの評価項目4種「◇地域の理解」「□能力の把握」「△問題の分析」「×創造の力」について自己評価の結果を0～3の4段階で表す。横軸は、マインドマップのメインブランチごとのブランチ数を表す。同様の方法で、最終のルーブリックとマインドマップの比較結果を図5に示す。

中間と最終の結果を比較すると、中間ではブランチ数が10個未満のものが27個と目立っていたが、最終では18個に減少し、ボランティア活動への意識や知識が全体的な向上が確認できた。また、中間ではルーブリック評価が0点のものが19個であったが、最終では2個に減少し、ルーブリック評価も全体的な向上が確認できた。学修者ごとのルーブリックとマインドマップのバランスに注目すると、問題点も明らかになった。例えば、教員の意図に反して、ルーブリック評価が最も高い「3」を付けた学修者が確認された。そもそも、ルーブリック評価が「3」であるためには、授業の学修目標を超えた成果を達成しなければならず、中間での到達は現実的ではない。つまり、ルーブリック評価の過大が疑われ、マインドマップでの裏付けの必要がある学修者と言える。

4.2 特徴のある学修者の抽出

学修者全体の傾向を判断するため、図4で示した中間のルーブリックとマインドマップの比較を元に、特徴的なグループの抽出を行った。5つのグループを抽出した結果を、図6に示す。5つのグループについて、特徴を述べる。

Aグループ：ルーブリック評価が極めて高いが、ブランチ数が極端に少ない。自己評価が高いがブランチ数が少ないために理解度が低く、過大評価の学修者と推測される。よって、ルーブリック評価の下方修正や、マインドマップのブランチ不足箇所の指摘が必要である。

Bグループ：ブランチ数は平均程度だが、ルーブリック評価が極めて高い。マインドマップのブランチを観察することで、ルーブリック評価の裏付けができる程度のブランチの追加を促す必要がある。

Cグループ：ブランチ数は平均程度だが、ルーブリック評価が極めて低い。マインドマップの内容を正しく評価し、ルーブリック評価を適正であるかを再確認させる必要がある。学修者のボランティア活動に対する理解度が普通以上であるのに、ルーブリック評価が0であることは不自然である。

Dグループ：ルーブリック評価は1だが、ブランチ数が極端に多い。マインドマップを観察

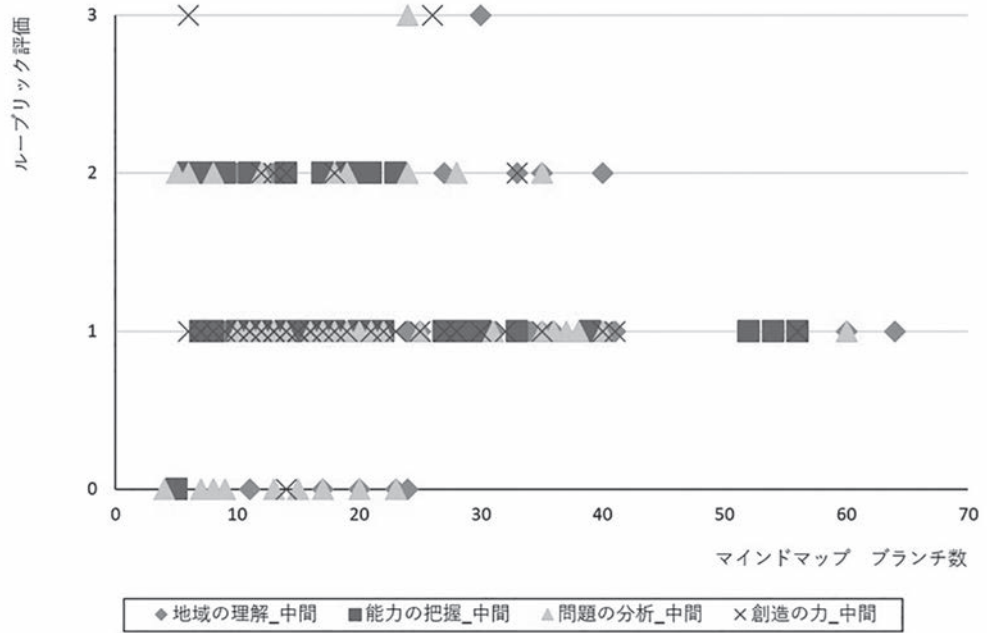


図4：ルーブリックとマインドマップの比較(中間)

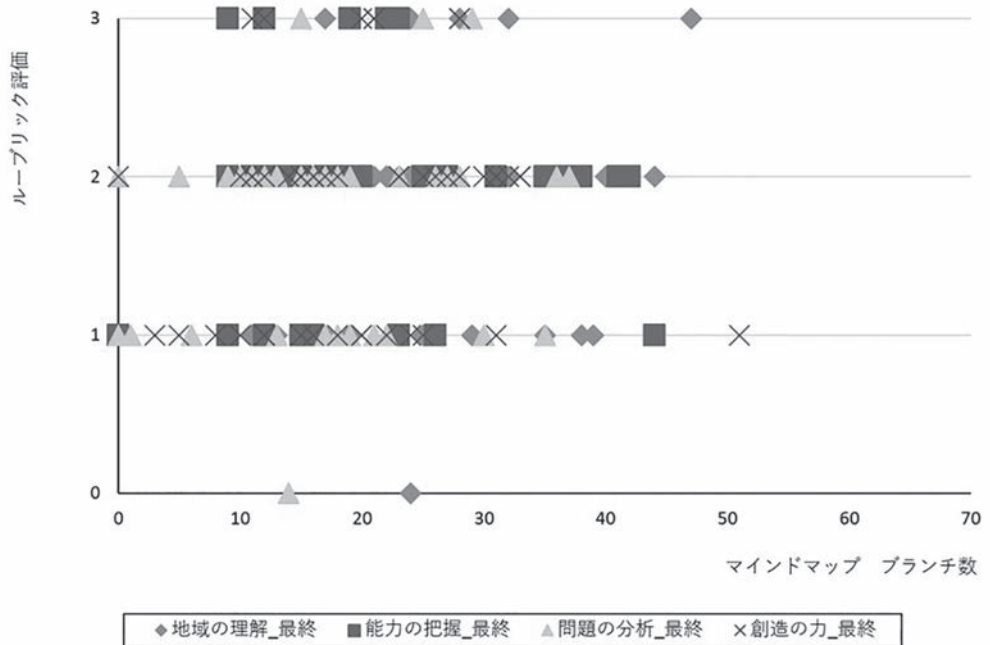


図5：ルーブリックとマインドマップの比較(最終)

し、ブランチ数が極端に多い原因を探り、ブランチの必要有無を確認すると共に、最適なブランチ構成となっているかを正しく評価する必要がある。もし、ブランチが適切である場合には、ルーブリック評価の見直しを促す。

平均グループ：ルーブリック評価とブランチ数が平均的である。教員としては、中間でのルーブリック評価は1が最も多いと想定している。クラス内の平均的な学修者グループだと予想される。

以上、特徴的な5つのグループに所属する学修者について、中間と最終のルーブリックとマインドマップを比較することで、学修過程の問題点を検討する。詳細は4.3節に示す。

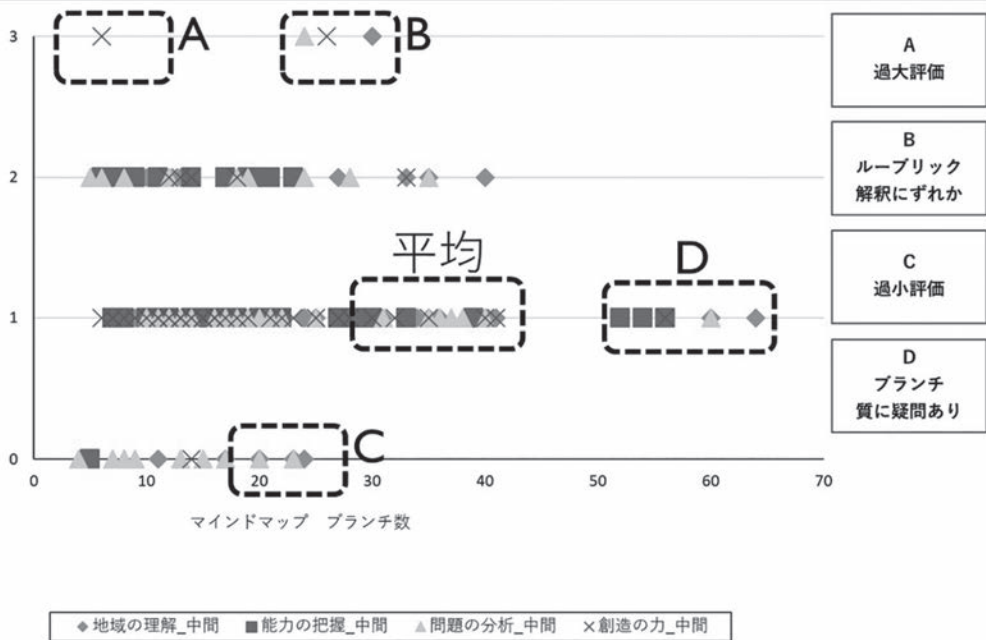


図6：特徴のある学修者の抽出

4.3 マインドマップの品詞分類と計測

4.2節では、学修者全体の把握のために、ブランチ数のみを計測したが、特徴のある学修者として抽出した5つのグループに注目し、マインドマップの各ブランチに記載されている単語について、品詞の分類と計測を行った。ある1人の学修者の中間のマインドマップを図7に示す。ブランチに記載されている単語を、名詞、動詞、形容詞の3つに分類したところ、名詞が42個、動詞が38個、形容詞が23個であった。“地域”のメインブランチでは、ボランティア活動の対象となる地域の構成要素「学校」「文化」「伝統」「町内」の4つのブランチがある。「学

校]「文化」「伝統」においては名詞を中心に構成されているが、「町内」は動詞や形容詞で構成されており、学修者が具体的に町内での活動イメージができていていることが伺える。“能力”のメインブランチでは、動詞を中心に構成されており、自分の役割がイメージできていることが伺える。“問題”のメインブランチにおいては、形容詞を中心に構成しており、問題の深刻度などを理解していることが伺える。最後に、“創造”のメインブランチでは、名詞、動詞、形容詞がほぼ同じ個数で構成されており、自分のボランティア活動に対する理想や課題分析が適切に行われている様子が伺える。

次に、図7と同じ学修者が作成した、最終のマインドマップを図8に示す。名詞が71個、動詞が60個、形容詞が21個であった。中間と比較すると、マインドマップ全体の広がりが増えている。特に、“創造”のメインブランチにおいて、動詞の数が増加しており、ボランティア活動経験を通して、具体的な行動が意識できてきたことが伺える。例えば、「仕事」ブランチにおける“コミュニケーション”や、「セミナー広める」ブランチにおける“アイスブレイク”など、法人ボランティア講習での学びが活かされている。

4.4 特徴のある学修者グループごとの中間と最終の比較

特徴のある学修者グループについて、中間と最終で品詞分類の比較を行った結果を、図9に示す。縦軸は、折れ線グラフにおいてはルーブリック評価の評価基準4段階を表し、積み上げ縦棒グラフにおいてはマインドマップのブランチ数を表す。横軸は、各グループの学修者ごとの中間と最終の比較を示す。

Aグループは、過大評価が予測されるグループである。ルーブリック評価は中間の時点で高評価であったため、最終においても増加の余地が限られており、ほぼ横ばいであった。地域の理解においては2から3に増えており、自己評価はさらに高くなった。マインドマップのブランチ数は、中間は「名詞29個、動詞14個、形容詞5個」、終了は「名詞47個、動詞33個、形容詞8個」であり、増加が確認できた。ボランティア活動の経験によって理解を深めたことが、ブランチ数の増加に繋がったと思われる。さらに、動詞の割合が中間29.2%に対し、最終37.5%と増加した。具体的な活動内容の理解があったと考えられる。教員が学修者の様子を考慮して判断できるルーブリック評価は、学修者のルーブリック評価よりも1～2程度低い値が適切である。よって、学修者のルーブリック評価には修正の必要があると判断する。

Bグループは、Aグループほどではないが、過大評価の傾向があるグループである。ルーブリック評価は、Aグループと同様に、最終においても増加の余地が限られ、ほぼ横ばいであった。問題の分析においては、2から3に増えており、自己評価はさらに高くなった。マインドマップのブランチ数は、中間は「名詞68個、動詞17個、形容詞9個」、最終は「名詞53個、動詞34個、形容詞9個」であった。合計数は中間が94個に対して最終は96個と、大きな増

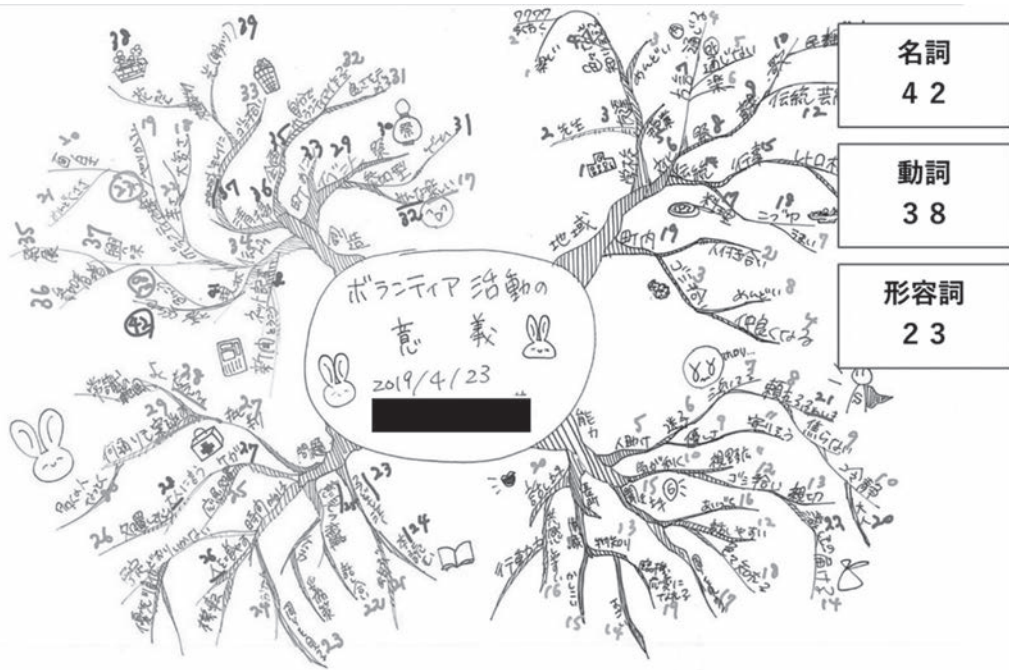


図7：品詞の計測（中間）

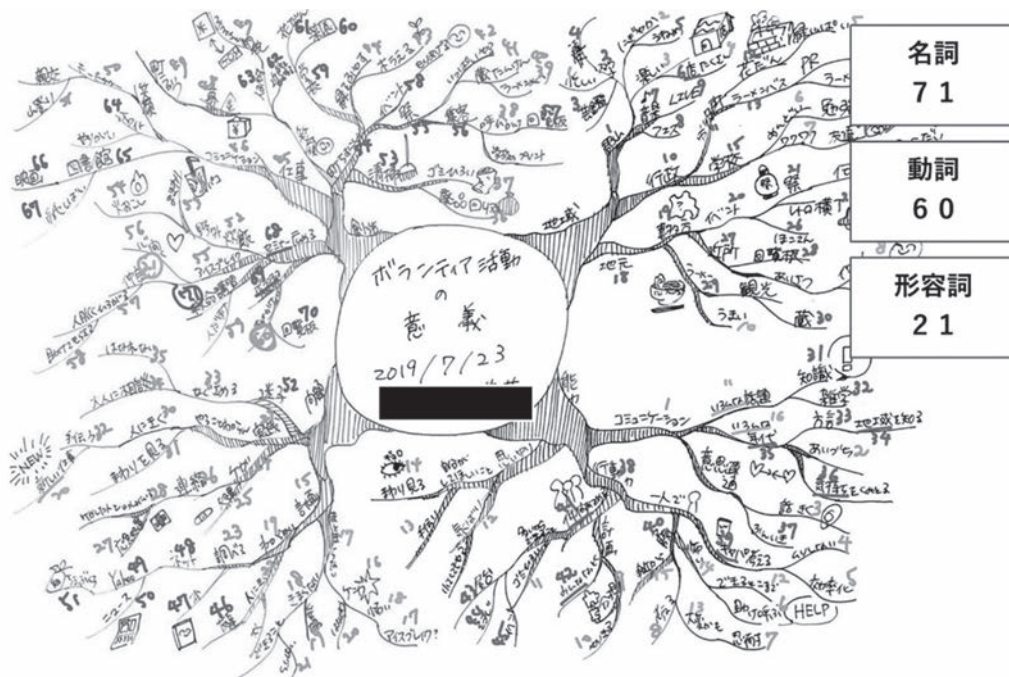


図8：品詞の計測（最終）

加は見られないが、動詞の割合が中間18.1%に対して、最終34.7%と大幅に増加した。Aグループと同様にボランティア経験により、具体的な活動内容への理解があったと考えられる。

Cグループは、マインドマップが充実しているのにも関わらず、ルーブリック評価が低く、評価が消極的である傾向があるグループである。ルーブリック評価は学修者C1、学修者C2共に増加が見られた。マインドマップのブランチ数は、学修者C1の中間は「名詞28個、動詞17個、形容詞4個」で、最終は「名詞36個、動詞48個、形容詞13個」であった。学修者C2の中間は「名詞42個、動詞38個、形容詞23個」で、最終は「名詞71個、動詞60個、形容詞21個」であった。Aグループ及びBグループにも見られた動詞ブランチの増加があった。さらに、形容詞ブランチの割合が他のグループよりも大きいことが特徴であり、学修者C1の最終13.4%、学修者C2の最終13.8%であった。Aグループ及びBグループの学修者は形容詞の割合はいずれも10.0%に満たない値であった。Cグループの学修者はボランティア活動項目の理解のみならず、活動の質や特徴の理解があったと考えられる。特に、点線で囲った学修者C2は、ボランティア活動参加内容や、個別ヒアリングの結果から判断し、教員が想定する学修目標の理想に近い学修者である。最終のルーブリック評価では、評価結果に対して学修成果が伴っており、信頼できる結果であった。

Dグループは、マインマップのブランチ数が極端に多く、最適な学修理解がされているかを確認すべきグループである。マインドマップのブランチ数は、中間は「名詞102個、動詞53個、形容詞0個」、終了は「名詞78個、動詞17個、形容詞16個」であり、全体的なブランチ数は減少した。形容詞の割合は、中間0%に対して最終16.0%であることと、自身のボランティア活動の理解に該当しない名詞が削除されたことで、学修成果の質が高まった。

中間グループは、ルーブリック評価とマインドマップのブランチ数が平均的なグループである。学修者平均1の中間は「名詞66個、動詞45個、形容詞12個」で、最終は「名詞68個、動詞31個、形容詞15個」であった。学修者平均2の中間は「名詞58個、動詞13個、形容詞26個」で、最終は「名詞75個、動詞12個、形容詞34個」であった。学修者平均1と学修者平均2の最終の形容詞の割合を比較したところ、学修者平均1は13.2%で、学修者平均2は28.1%であった。また、ルーブリック評価は教員の想定範囲内で成長している。学修者平均2は、動詞の割合が他の学修者に比べ低く、適切なマインドマップであるかは、改めて検証が必要である。

全体を見ると、ブランチ数はおおむね増加し、動詞や形容詞の割合が高くなり、バランスが良くなった。ルーブリック評価が中間に比べ、最終が同等以上に成長したことは、授業内容の質が認められたとも理解できる。しかし、ルーブリック評価が極端な3に達することも見られ、ルーブリックの誤解が生じている可能性があることが明らかになった。

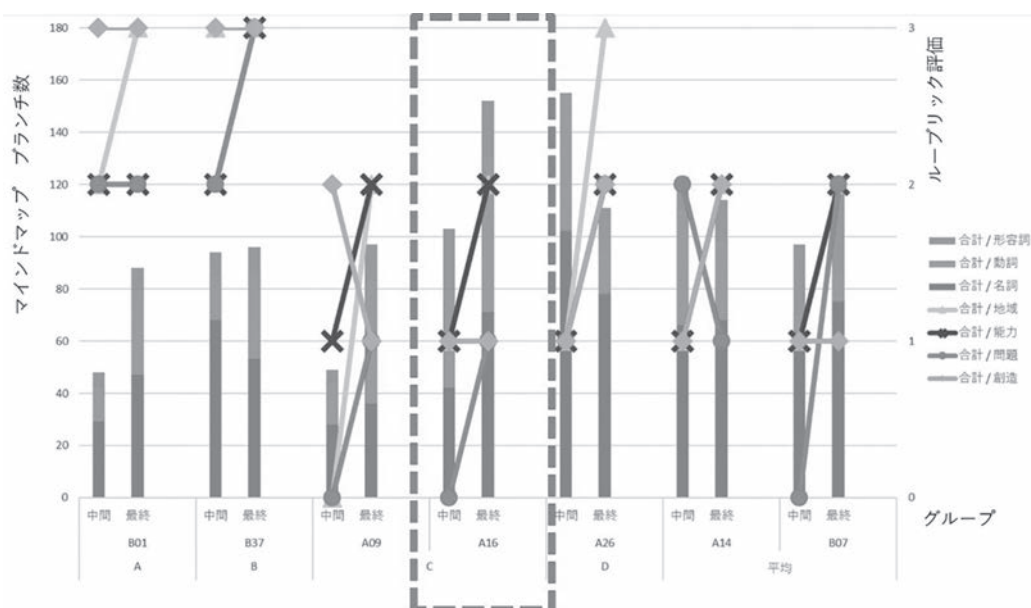


図9：特徴のある学修者グループごとの中間・最終の比較

5. おわりに

今回、特徴のある学修グループの分析結果から、中間のルーブリックとマインドマップを組み合わせることで、学修者のパターンと、問題点の目途を立てることができた。特に、ルーブリックの評価が過大であるか、もしくは過小である場合には、評価項目に対応するマインドマップのメインブランチの名詞、動詞、形容詞の割合に変化が見られることが分かった。また、教員が想定する学修目標の理想に近い学修者が作成するマインドマップの特徴を確認することができた。

ボランティア活動は学修者によって学修成果が異なることはやむを得ないが、授業クラス全体の学修成果を良質なものとするためには、マインドマップを活用したグループワークなど、学修の支援も可能である^{11,12,13,14}。マインドマップは、ブランチの追加が容易であるし、他者の学修成果を視覚的に共有できる。今後は、本研究の最終目標であるルーブリック評価の信頼度の判定と、学修者の抱える課題の把握を行う手順の構築を目指すため、マインドマップ描画の様子を記録し、完成したマインドマップからは測定できないブランチの描画順序や速度を分析する。テキストマイニングを取り入れることで、学修成果の中身や傾向の分析を実施したいが、マインドマップのままではテキストマイニングの導入は不可能であることは、検討すべき課題である。ボランティア活動のほかにも、インターンシップやビジネスマナーなど、学修評価が困難な他の科目についても検証を行う。最終的には、誰もがマインドマップとルーブリックの組合せにより学修過程の評価や学修者の支援が可能なマニュアルを整備する。

謝辞

本研究は2019年度基盤研究(C)(一般)課題番号19K03073の助成を受けて実施している。

利益相反の有無について

本研究発表に関連して、開示すべき利益相反関係にある組織等はない。

参考文献

- 1 人間力戦略研究会：人間力戦略研究会報告書，pp.10-11，内閣府，2003
- 2 文部科学省：学習指導要領「生きる力」，https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm，最終閲覧 2021.11.30
- 3 田中博之：実践事例でわかる！アクティブ・ラーニングの学習評価，pp.74-75，学陽書房，2017
- 4 Dannelle D.Stevens & Antonia J.Levi：大学教員のためのルーブリック評価入門，pp.13-22，玉川大学出版部，2014
- 5 Tony Buzzan & Chris Griffiths：ザ・マインドマップ ビジネス編，pp.23-37，ダイヤモンド社，2012
- 6 高橋文徳：マインドマップが学習効果を高める要因の検証，pp.11-18，尚絅学園研究紀要 B.自然科学編第6号，2012
- 7 山崎泰央：主体的な学習を促す「学ぶ場」づくりの実践，pp.99-102，京都大学高等教育研究第22号，2016
- 8 国立青少年教育振興機構：法人ボランティア制度，<https://www.niye.go.jp/services/plan/bora/houjin/>，最終閲覧 2021.9.30
- 9 一般財団法人 全国大学実務教育協会：情報処理士，https://www.jaucb.gr.jp/zaigakusei/license/information_process.html，最終閲覧 2021.9.30
- 10 弘前大学：弘前大学＜地域思考人材＞ルーブリック，<https://chiiki.hirosaki-u.ac.jp/training/training03/coc/rubric/>，最終閲覧 2021.9.30
- 11 塚原美樹：マインドマップ戦略入門 視覚で身につける 35 のフレームワーク，pp.200-203，株式会社ダイヤモンド社，2009
- 12 関田一彦，山崎めぐみ，上田誠司：授業に生かすマインドマップ アクティブラーニングを深めるパワフルツール，pp.22-24，株式会社ナカニシヤ出版，2016
- 13 矢嶋美由希：描くだけで毎日がハッピーになる ふだん使いのマインドマップ，pp.107-115，株式会社阪急コミュニケーションズ，2012
- 14 矢嶋美由希：実践！ふだん使いのマインドマップ，pp.240-244，株式会社 CCC メディアハウス，2015

アミロイド β ペプチド40に対する テアニンの細胞保護作用

Theanine Protected SH-SY5Y Cells against Amyloid- β -Peptide 40

源 川 博 久^{*}

Hirohisa Minagawa

Theanine is a major amino acid of green tea and it is a glutamate derived. I previously reported that theanine inhibits aggregation of amyloid β peptide ($A\beta$) 40 in a dose- and a time-dependent manner, which are assumed to be one of the cause of the onset of Alzheimer's disease. In this study, I determined whether theanine inhibited cytotoxicity of $A\beta$ 40 against human neuroblastoma SH-SY5Y. I found that theanine protected SH-SY5Y cells by $A\beta$ 40 in a dose-dependent manner. Furthermore, theanine decreased the $A\beta$ 40 aggregation in the cultured medium. These results suggested that theanine prevented SH-SY5Y cell death by $A\beta$ 40 assembly.

はじめに

高齢化社会を迎えた日本において、特に高齢者の生活の質を維持・増進させるためには、神経変性疾患や認知症などの発症、進行、重症化を防ぐことが重要と考えられる。脳の神経細胞減少の原因として加齢や神経変性疾患が考えられる。食品成分による生活習慣病への影響に関する研究は数多く報告されているが、これらの研究と比べると食品成分が脳機能や神経変性疾患におよぼす影響に関する研究報告はまだまだ少ないのが現状である。

進行性の神経変性疾患の1つであるアルツハイマー病の病態として、老人斑、神経原線維変化、神経細胞死などが知られる¹⁾。アルツハイマー病では、アミロイド β ペプチド($A\beta$)が神経細胞死を誘導することが報告されていることから、原因物質の1つと考えられる²⁾。 $A\beta$ は4kDaのペプチドで、アミロイド前駆体タンパク質に β セクレターゼと γ セクレターゼが作用することで生成され、主に $A\beta$ 40と $A\beta$ 42に分類される。また、DHA³⁾やクルクミン⁴⁾などの食品成分が、 $A\beta$ の生成、 $A\beta$ 凝集、 $A\beta$ 沈着を抑制することが報告されている。

テアニンは緑茶に含まれるアミノ酸で、グルタミン酸の誘導體(γ -グルタミン酸エチルアミド)である。経口摂取したテアニンは血液脳関門を通過して脳へ至ることが知られており⁵⁾、神経伝達物質放出作用⁶⁾や記憶能力維持⁷⁾など中枢神経系におよぼす影響が報告されている。また、テアニンにはグルタミン酸⁸⁾やロテノン⁹⁾による神経細胞死の抑制作用も報告されている。

^{*}郡山女子大学短期大学部健康栄養学科

これまでに著者はAβ40の線維化をテアニン濃度ならびにテアニン処理時間依存的に抑制することを報告した¹⁰⁾。

そこで、本研究はヒト神経芽細胞腫であるSH-SY5Y細胞を用いて、Aβ40による細胞死に対するテアニンの影響について検討した。その結果、テアニンはAβ40による細胞死を濃度依存的に抑制し、その機構としてAβ40線維の形成抑制であることを示唆した。

実験方法

1. Aβ40溶液の調製

Aβ40 (ペプチド研) を0.01% アンモニア水に溶解して125 μM Aβ40溶液を作製した。この溶液を分離用小型超遠心機 (CS120GXL, HITACHI) にて540,000 × g、4℃、3時間遠心分離した。遠心分離後、上清を回収して使用するまで-80℃で保存した。

2. 細胞培養

ヒト神経芽細胞腫であるSH-SY5Y細胞は、10% ウシ胎児血清 (Thermo Fisher Scientific) および1% ペニシリン/ストレプトマイシン溶液 (Thermo Fisher Scientific) を添加したダルベッコ改変イーグル培地 (Thermo Fisher Scientific) を培養培地として、5% CO₂、37℃の条件で培養した。

3. SH-SY5Y細胞の生細胞率におよぼすAβ40およびテアニン濃度の検討

10cm シャーレにて培養したSH-SY5Y細胞を96wellカルチャープレートに1 × 10⁴/mLの細胞密度で播種し、培養培地にて16時間培養した。その後、Aβ40溶液またはリン酸緩衝生理食塩水に溶解したテアニン (太陽化学) と7.5% bovine albumin fraction V (Thermo Fisher Scientific) を添加したOPTI-MEM培地 (Thermo Fisher Scientific) で5% CO₂、37℃、48時間処理した。

なお、Aβ40溶液の最終濃度は0、10、50、100 μM、テアニンの最終濃度は0、10、50、100、500 μMとした。

4. Aβ40に対するテアニンの細胞保護作用の検討

96wellカルチャープレートに1 × 10⁴/mLの細胞密度でSH-SY5Y細胞を播種し、培養培地で16時間培養した。SH-SY5Y細胞をAβ40溶液ならびにテアニン溶液と7.5% bovine albumin fraction Vを添加したOPTI-MEM培地にて5% CO₂、37℃、48時間処理した。

なお、Aβ40の最終濃度は50 μM、テアニンの最終濃度は0、10、50、100、500 μMとした。

5. MTT法による生細胞の検出

SH-SY5Y細胞の生細胞の検出はMTT法にておこなった。生細胞を検出する96wellカルチャープレートのOPTI-MEM培地を除去し、10% MTTを含むダルベッコ改変イーグル培地に交換して5% CO₂、37℃、4時間培養した。その後、10% MTTを含むダルベッコ改変イーグル培地を完全に除去した後、細胞にジメチルスルホキシドを加えて完全に溶解し、カルチャープレートリーダー (SPECTRA MAX190、MOLECULAR DEVICES) を用いて、570nmの吸光度を測定した。また、SH-SY5Y細胞の生細胞率は、Aβ40およびテアニン濃度0μMを相対的生細胞率100%として算出した。

6. Aβ40のドットプロット解析

Aβ40の解析は、ドットプロット法で検討した。ニトロセルロース膜 (Bio-Rad Laboratories) にAβ40とテアニンを添加して培養したOPTI-MEM培地を2μLプロットし、5% スキムミルク溶液を用いて4℃、16時間ブロッキングした。その後、1次抗体であるbeta amyloid 1-16(6E10) (COVANACE) ならびに anti-oligomer antibody (A11) (BIOSOURCE) で4℃、16時間反応させた。このニトロセルロース膜を2次抗体である anti-rabbit antibody HRP-linked IgG (Cell Signaling Technology) で室温、1時間反応させた。ニトロセルロース膜のプロットの検出はECL plus (GE Healthcare) で発光させ、Lumino-image analyzer (LAS-3000mini, FUJIFILM) を用いて解析した。なお、発光強度はコンピュータソフトウェアである imageJ (windows) を用いて定量した。

7. 統計解析

統計解析は、StatView コンピュータソフトウェア (windows) を用いた。サンプル間の有意差はANOVA および Bonferroni t-test を用いて評価し、有意水準は5% (両側) とした。

結果および考察

1. SH-SY5Y細胞の生細胞率におよぼすAβ40およびテアニン濃度の決定

0μM Aβ40を相対的生細胞率100%とするとAβ40で処理したSH-SY5Y細胞の生細胞率は、48.9%、25.8%、13.4%であり、いずれのAβ40濃度においても有意に低下した(表1、図1)。

また、テアニン処理においては、いずれのテアニン濃度においても生細胞率に有意な低下は認められず、100%、97.2%、101.5%、90.0%、98.0%であった(表2、図2)。

アミロイドβペプチド40に対するテアニンの細胞保護作用

表1 Aβ40処理によるSH-SY5Y細胞の生細胞率

| Aβ40 concentration (μM) | 0 | 10 | 50 | 100 |
|-------------------------|-----|------|------|------|
| % of 0 μM Aβ40 | 100 | 48.9 | 25.8 | 13.4 |

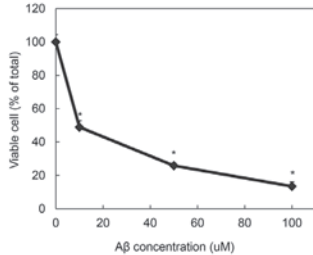


図1 Aβ40がSH-SY5Y細胞の生細胞率に及ぼす影響
SH-SY5Y細胞の生細胞率をMTTアッセイで求めた。
データは、0μM Aβ40(コントロール)に対する生細胞率
(%)を平均値±標準誤差であらわした(n=3)。*は、コ
ントロールと比較して有意に異なる(p<0.05)。

表2 テアニン処理によるSH-SY5Y細胞の生細胞率

| Theanine concentration (μM) | 0 | 10 | 50 | 100 | 500 |
|-----------------------------|-----|------|-------|------|------|
| % of 0 μM Theanine | 100 | 97.2 | 101.5 | 90.0 | 98.0 |

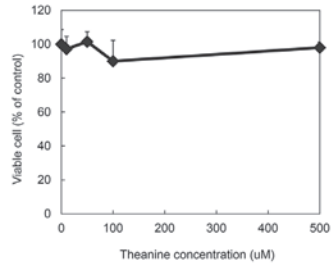


図2 テアニンがSH-SY5Y細胞の生細胞率に及ぼす影響
テアニンと培養したSH-SY5Y細胞の生細胞率のデータは、
0μM テアニン(コントロール)に対する生細胞率を平均値
±標準誤差であらわした(n=3)。

これらの結果から、Aβ40の濃度を50μMと決定した。また、テアニンは48時間処理において生細胞率を低下させなかったため、最大濃度を500μMと決定した。

2. Aβ40に対するテアニンの細胞保護作用の検討

Aβ40による生細胞率の低下は、テアニン濃度依存的に抑制され、29.6%、43.8%、48.0%、41.9%であった。テアニンはAβ40の細胞毒より細胞を保護し、生細胞率を有意に上昇させた(表3、図3)。

表3 テアニンとAβ40処理によるSH-SY5Y細胞の生細胞率

| Theanine concentration (μM) | 0 | 10 | 50 | 100 | 500 |
|-----------------------------|------|------|------|------|------|
| % of 0 μM Aβ40 | 16.8 | 29.6 | 43.8 | 48.0 | 41.9 |

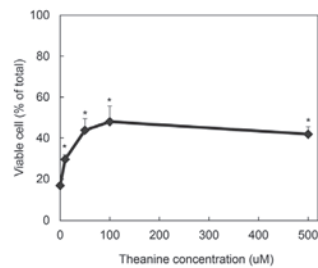


図3 テアニンとAβ40処理がSH-SY5Y細胞の生細胞率に及ぼす影響
50μM Aβ40とテアニンで48時間培養したSH-SY5Y細胞の生細胞率の
データは、OPTI-MEM培地のみで培養した生細胞率を相対的生細胞
率100%として、平均値±標準誤差であらわした(n=3)。*は、0μM テア
ニンと比較して有意に異なる(p<0.05)。

3. Aβ40のドットプロット解析

テアニンはAβ40によるSH-SY5Y細胞の細胞死を抑制したため、OPTI-MEM培地中に添加したAβ40の状態を解析した。一次抗体であるbeta amyloid 1-16 (6E10)はAβの状態に

関わらず、1-16位のアミノ酸残基に反応するため、単量体、オリゴマー、重合体、線維のAβを認識する。これに対して、anti-oligomer antibody (A11)はAβ単量体や線維は認識しない。beta amyloid 1-16 (6E10)のドットシグナルの強度は、テアニンの濃度による差は認められなかったことから、培地中に添加したAβ40量に差がないことが示された。これに対して、anti-oligomer antibody (A11)のドットシグナルの強度は、79、127、167、296、300とテアニン濃度依存的に増加したことから、OPTI-MEM培地中のAβ40はテアニン濃度依存的に線維化が抑制され、Aβ40オリゴマーやAβ40重合体として存在することが示唆された。(表4、図4)。

表4 Aβ40オリゴマーのシグナル強度

| Theanine concentration (μM) | 0 | 10 | 50 | 100 | 500 |
|-----------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| Arbitrary unit (A11) | 79 | 127 | 167 | 296 | 300 |

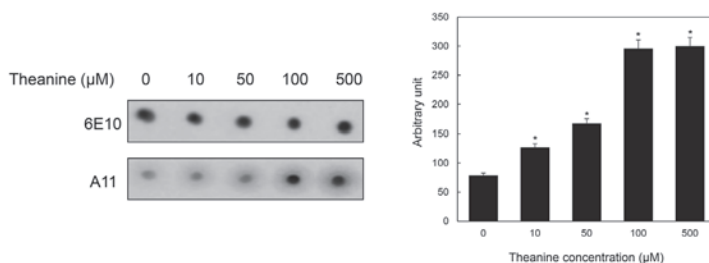


図4 Aβ40のイムノプロット解析
SH-SY5Y細胞を50μM Aβ40とテアニンで48時間処理した。OPTI-MEM培地中のAβ40の状態をイムノプロット解析にて検討した(n=3)。プロットの検出は、一次抗体としてbeta amyloid 1-16(6E10)とanti-oligomer antibody (A11)を用いた。*は、0 μM テアニンと比較して有意に異なる(p<0.05)。

著者は、緑茶に含まれるアミノ酸であるテアニンが、Aβ40の線維化をテアニン濃度ならびにテアニン処理時間依存的に抑制することを報告した¹⁰⁾。アミロイド線維の細胞毒性は、Aβ単量体よりも強いことが報告されていることから¹¹⁾、アルツハイマー病の発症の原因物質の1つと考えられるAβ40によるヒト神経芽細胞腫であるSH-SY5Y細胞の細胞死に及ぼすテアニンの影響について検討した。

テアニンはAβ40による細胞死を濃度依存的に有意に抑制し、テアニンによる生細胞率は、0μMテアニンに対して、10μMで1.76倍、50μMで2.61倍、100μMで2.86倍、500μMで2.49倍であった。テアニンによる細胞死抑制の作用機序として、OPTI-MEM培地に添加したAβ40単量体によるアミロイド線維形成に影響することが推測された。そこで、OPTI-MEM培地中のAβ40のアミロイド線維の形成をドットプロット法で検討したところ、テアニン濃度の上昇にともないAβ40線維の形成抑制が示唆された。また、テアニン濃度が高くなるほどドットシグナル強度が上昇した。これは、OPTI-MEM培地中にAβ40がオリゴマーやポリマーの

状態で存在することが推察される。アミロイド線維の形成はAβ単量体が重合することによって考えられる。そのため、テアニンが培地中においてAβ40の重合化を遅延させることで線維形成を抑制したことが考えられる。しかし、AβオリゴマーやポリマーにはAβ単量体やアミロイド線維よりも毒性が強いものも存在することが示唆されている¹²⁾。さらに、Aβオリゴマーやポリマーの分子サイズと細胞毒性の関係については不明のままであるため、Aβの重合状態と細胞死の関係について、さらなる検討が必要と考えられる。

また、テアニンはNMDA受容体に拮抗することで、脳虚血などにより過剰に分泌されたグルタミン酸による神経細胞死を防ぐことが報告されている⁸⁾。そのため、テアニンの細胞保護作用はAβ40のアミロイド線維の形成抑制による細胞毒性を示す物質の減少のみならず、NMDA受容体を介して細胞死を抑制することも推察されるため、細胞死の作用機序についても検討が必要であると考えられる。

本論文は、緑茶に含まれるアミノ酸であるテアニンが、アルツハイマー病発症の原因の一つと考えられるAβ40の細胞毒性に対する細胞保護作用について研究したものである。テアニンは濃度依存的に細胞保護作用を示し、その機構としてテアニンによるAβ40線維形成の抑制を示唆した。

参考文献

1. Alzheimer A, Ueber eine eigenartige Erkrankung der Hirnrinde, Zeitschrift fuer Psychiatrie, 54, 146-148 (1907)
2. Walsh DM, Lomakin A, Benedek GB, Condron MM, Teplow DB, Amyloid beta-protein fibrillogenesis. Detection of a protofibrillar intermediate, J. Biol. Chem., 272, 22364-22372 (1997)
3. Cole GM, Frautschy SA, Docosahexaenoic acid protects from amyloid and dendritic pathology in an Alzheimer's disease mouse model, Nutr. Health., 18, 249-259 (2006)
4. Yang F, Lim GP, Begum AN, Ubeda OJ, Simmons MR, Ambegaokar SS, Chen PP, Kaye R, Glabe CG, Frautschy SA, Cole GM, Curcumin inhibits formation of amyloid β oligomers and fibrils, binds plaques, and reduces amyloid in vivo, J. Biol. Chem., 280, 5892-5901 (2005)
5. Yokogoshi H, Kobayashi M, Mochizuki M, Terashima T, Effect of theanine, r-glutamylethylamide, on brain monoamines and striatal dopamine release in conscious rats, Neurochem. Res. 23 (5) , 667-73 (1998)
6. Yamada T, Terashima T, Kawano S, Furuno R, Okubo T, Juneja LR, Yokogoshi H, Theanine, gamma-glutamylethylamide, a unique amino acid in tea leaves, modulates neurotransmitter concentrations in the brain striatum interstitium in conscious rats, Amino Acids, 36, 21-27 (2009)
7. Yamada T, Terashima T, Honma H, Nagata S, Okubo T, Juneja LR, Yokogoshi H. Effects of theanine, a unique amino acid in tea leaves, on memory in a rat behavioral test, Biosci. Biotechnol. Biochem., 72, 1356-1359 (2008)
8. Kakuda T, Yanase H, Utsunomiya K, Nozawa A, Unno T, Kataoka K, Protective effect of

- gamma-glutamylethylamide (theanine) on ischemic delayed neuronal death in gerbils, *Neurosci. Lett.*, 289, 189-192 (2000)
9. Cho HS, Kim S, Lee SY, Park JA, Kim SJ, Chun HS, Protective effect of the green tea component, L-theanine on environmental toxins-induced neuronal cell death, *Neurotoxicology*, 29, 656-662 (2008)
 10. 源川博久：テアニンによるアミロイド β ペプチド 40 の線維化抑制作用、*郡山女子大学紀要*、第 57 集、181-185 (2020)
 11. Yankner BA, Duffy LK, Kirschner DA, Neurotrophic and neurotoxic effects of amyloid beta protein: reversal by tachykinin neuropeptides, *Science*, 250 (4978) , 279-82 (1990)
 12. Yamamoto N, Matsubara E, Maeda S, Minagawa H, Takashima A, Maruyama W, Michikawa M, Yanagisawa K, A ganglioside-induced toxic soluble Abeta assembly. Its enhanced formation from A β bearing the arctic mutation, *J. Biol. Chem.*, 282 (4) , 2646-2655 (2007)

独奏楽器としてのヴィブラフォン音楽の確立

～クレア・オマー・マッサーの作品を例に～

Establishment of solo vibraphone music

～ Taking Clair Omar Musser's works as an example ～

會 田 瑞 樹[※]

Mizuki Aita

Born in the United States in 1921, Vibraphone will celebrate its 100-year history in 2021. Among the innumerable musical instruments in the world, Vibraphone, which clearly shows the name of the creator and the time of development, has a new history, and the development of research on playing methods is awaited. In this article, I read an interview with a prominent vibraphone player in an article in Newsweek magazine published on May 15, 1967, and explained how the ancestors perceived Vibraphone and what kind of development they wanted. A textbook for beginners published in 1939 by Clair Omar Musser (1901-1998), who also has a face as a percussion player, an educator, and a musical instrument developer published in the United States. An analysis of both the 「Modern Vibraharp Method」 and 「The Master Solo Arrangement Vibraharp Vibraphone and Vibra-celeste」 arranged for advanced vibraphones in 1941, and their artistic value. Through the above analysis and play, we will learn how our predecessors perceived the vibraphone, present a new perspective on vibraphone performance, and try to make proposals for the future.

1. ヴィブラフォンについて

1921年、インディアナポリスのリーディー社 (Leedy Manufacturing Company) のヘルマン・ウィンターホフ (Hermann Winterhoff/1876～1945) によってヴィブラフォン (Vibraphone) の原型が製造されるⁱ。黎明期のヴィブラフォンの音色は、1924年11月25日、ニューヨークにおいて木琴奏者として名高いジョージ・ハミルトン・グリーン (George Hamilton Green/1893～1970) 率いる Green Brothers Marimba Orchestra によって演奏、録音されたワルツ《When it's love-time in Hawaii》でヴィブラートを含んだ柔らかな金属の音色が冒頭で確認できる。ⁱⁱ その後シカゴにあるディーガン (Deagan) 社の社員であったヘンリー・J・シュルター (Henry J. Schluter/1889～1973) が後を追うようにヴィブラフォンを発明、改良を続けた。特にシュルターは雑音の除去など、この楽器に様々な改良を施した人物とされる。ⁱⁱⁱ 1927年の発売開始にあたってディーガン社はこの楽器を「ヴィブラハープ (Vibraharp)」と命名、商標登録を行う。

※幼児教育学科

よってこれ以降、二つの名前が混在することになる。

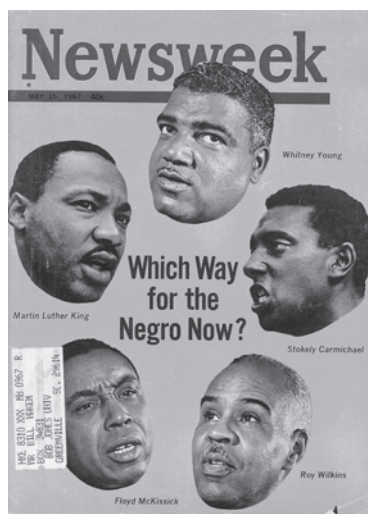
1930年10月、ライオネル・ハンプトン (Lionel Hampton/1908～2002) がルイ・アームストロング (Louis Armstrong/1901～1971) の勧め^{iv}で演奏に用いたことがジャズ・ヴィブラフォンの事始めとされており、シカゴではレッド・ノルボ (Red Norvo/1908～1999)、ニューヨークではエイドリアン・ロリーニ (Adrian Rollini/1903～1956) が自身の演奏にヴィブラフォンを取り入れ、アメリカ全土に広まっていった。1934年にはアルバン・ベルク (Alban Berg/1885～1936) 作曲のオペラ《ルル (Lulu)》(1934.作曲者の逝去により未完/複数の補筆完成版がある)でもヴィブラフォンが用いられた。(しかしヴィブラフォンパート譜^vを見ると音域外の音も多数頻出しており、作曲者がその性能を理解していたか些か疑問である。)

注：ヴィブラフォンとヴィブラハーブの違いについて

そのため、本稿ではヴィブラフォンとヴィブラハーブの名称が二重に頻出する。よって本稿においてはヴィブラフォンとは楽器の総称であり、ヴィブラハーブとはディーガン社製造によるものと定義する。

2. ニューズウィーク誌^{vi}を読み解く ～社会とヴィブラフォンのつながり～

ヴィブラフォンの名前はジャズ分野の優れたプレーヤーの存在によって広く世間一般に知られるようになった。筆者は1967年5月15日に発行された「ニューズウィーク (Newsweek)」の現物を入手し、一面に渡る「The Vibe Tribe」と冠されたヴィブラフォンに関する記事を読み解いた。ここではライオネル・ハンプトン、ミルト・ジャクソン (Milt Jackson/1923～1999)、ゲイリー・バートン (Gary Burton/b.1943)、ディーガン社の開発マネージャーであったヘンリー・J・シュルターの短いインタビューが記されており、人物ごとの発言と彼らのヴィブラフォンに関する所感をまとめてみたい。(この章における鉤括弧箇所は全てニューズウィーク誌からの引用。日本語訳は筆者。)



(1) .ライオネル・ハンプトン本人のインタビューから

「なぜあなたはその楽器を選んだのか。」と言う質問に対し、「電気時代の到来を感じたんだよ。」と述べるハンプトンはこの楽器の魅力に対して次の様に述べている。「速くも、遅くも演奏できる。大きくも、柔らかくも。その中間でも。感傷的なバラードも、ハードロックも、同じくらい使いやすいさでね。」また、ミルト・ジャクソンのことについては、「僕は、ミルト・ジャ

クソンに、彼がデトロイトの少年時代に、彼の初めてのマレットを与えたのさ。」と半ば冗談めいた発言を行なっている。自らが楽器を始めた経緯については次の様に述べている。「1931年（原文ママ）僕はカリフォルニアのカルバーシティというところで、Les Hiteのバンドで演奏（ドラミング）していた。僕はあれこれいじって、その音はとにかく魅惑的だったんだ。ルイ・アームストロングが僕らの中心となって、彼は僕を聞いて、僕は彼を聞いて、彼と共に録音を行なって。それがすべての始まりさ。」

(2) . ライオネル・ハンプトンに対するニューズウィークの所感

ハンプトンをすべてのヴァイビストの父と形容する一方で、彼は未だ、打楽器的なヴァイビストだとも指摘している。「ハイ・エモーショナルな、火の玉の様な気質とドライブ感、うめき声と共に、ショーマンスタイルの純粋な技巧。」と形容しつつ、ハンプトンの次の様な発言を引き合いに出し、技術的な問題点をも示唆している。「ドラムからヴァイブに移り変わる時に、最も難しいことは、僕の左手を右手と同じ力で使うことなんだよ。」

(3) . ミルト・ジャクソン本人のインタビューから

「なぜあなたはその楽器を選んだのか。」と言う質問に対し、「みんなサクソやトランペットをやっていたからね。」と述べ、ヴィブラフォンという楽器を一般人に説明することに難儀していることを明かしている。「彼らはヴィブラフォンとシロフォン、マリンバを混同させているからね。」彼は言う、「説明しようかなと思う時、僕はちようどこう言うんだよ、みて！あれはライオネル・ハンプトンが演奏している楽器さ。そうすると彼らは分かってくれる。」ヴィブラフォンという楽器の魅力について彼は次の様に述べている。「機械であること。どんなに強く奏でも、サクソやホーンに溺れたりしない。音を振動させている時だけ、自分はメカニカルな機械を使っているなと感じることはある。僕にとって旋律を演奏することに勝るものはないし、ヴァイブほどその雰囲気を上昇させてくれるものはないと思っている。」

(4) . ミルト・ジャクソンに対するニューズウィークの所感

ゲイリー・バートンによる「自然で流れる様な音色を真に作り出す奏者だ。」という発言を紹介し、ジャクソンの演奏を次の様に褒め称えている。「ハンプトンと違って、ジャクソンは常に遅いヴィブラートをを用いて、反射を抽出し、ソウルフルな音色で、旋律的にバロック音楽をも奏でる。彼はヴァイブの限界を拡張し、目新しさの偏見を取り除き、思慮深いコードの変更と、想像力豊かで、クールでブルーな変奏を彼の好むスローバラードの中で奏でていった。」

(5) . ゲイリー・バートン本人のインタビューから

「なぜあなたはその楽器を選んだのか。」と言う質問に対し、「コンクールを避けるにはいい手段だと思ったのさ。好奇心だね。」と述べ、ヴィブラフォンに対しては登場する3人の中では最も若い世代であると同時に最もクールな発言をしている。「もちろん、それは基本的に、機械的で金属的です。人の声の多様性や、音域の範囲が不足しています。しかし、ヴァイブには音色の強度と強弱の幅の広さがあり、僕はそれを楽しんでいますよ。とりあえず、僕はヴァイブという楽器が音楽に貢献しているとは思っていません。演奏家がしているのだと。」

(6) . ゲイリー・バートンに対するニューズウィークの所感

「通常の三本や四本マレットを通して、ヴァイブの範囲を超えた対位法の線の確立や複雑なコードや和声の探求といった技術的制約の打破に果敢に挑み続けている。」と指摘し、旋律重視のジャクソン、エモーショナルな情熱を重視するハンプトンとは異なった奏者の到来を指摘している。一方で楽器に対しての愛着の面においては、いささかクールな印象も否めない。

(7) . ヘンリー・J・シュルーターについて

1905年3月16日、シカゴ・デイリーニュースの求人欄に「働くことを厭わない屈強な少年求む。」の告知を見たシュルーター16歳は、床磨きの仕事からディーガン社に勤務し、音程を聞き分ける類まれな耳の素質をディーガン社の創業者で総裁であったジョン・カルホーン・ディーガン (John Calhoun Deagan/1853～1934) に見出され、そのキャリアをスタートした^{vii}と本人は述べている。ヴィブラートを持つパイプオルガンの魅力に衝撃を受けたシュルーターは、ヴィブラハープの開発に取り組み、1927年、現在とほぼ変わらない同型の楽器を開発した。以降40年の間その意匠は変わることがないとされている。^{viii}

ニューズウィーク誌のインタビューにおいて、現在活躍するヴィブラフォン奏者が楽器に対してどのように貢献しているかを尋ねられたところ、彼はこう述べている。

「それは不満である。「彼らはマリンバの様に演奏している。」シュルーターは不平を言う。「ヴァイオリンや声を添え、ピアノの代わりとなる様に作ったのだ。ああなんてこと。彼らは知らないのだ、その音がどれほど甘美なものかを。」

以上のように、優れた3人のヴィブラフォン奏者の発言をも一蹴してしまう発言でニューズウィークの記事は締めくくられている。

(8) . ニューズウィーク誌の記事から読み解ける事柄

1933年に創刊され、タイム誌と並んでアメリカ国内外の社会情勢を伝え続けるニューズウィークにヴィブラフォンに関する記事が1967年時点で掲載されたことは、アメリカ国内に

においてヴィブラフォンに対して一定の認知度があったことを裏付けるものであろう。それぞれの奏者の発言は音楽雑誌ではなかなか取り上げられることのない発言であることも注目すべき点である。(特にミルト・ジャクソンは購入した新邸宅の価格まで公表しており、ミュージシャンの一攫千金の可能性を思わせる箇所も散見された。)

音楽面においては、開発されてまもないヴィブラフォンをどのように取り扱っていくか、奏者によって千差万別であったことがうかがえる。もともとドラム奏者であったライオネル・ハンプトンはその情熱をヴィブラフォンに向け、ミルト・ジャクソンは旋律楽器としての側面を重視し、ゲイリー・バートンはより複雑性を求めた。しかし開発者であったヘンリー・シュルターは、そのいずれにも満足を示さなかった。

それでは、シュルターが真に目指した「ヴィブラフォンの甘美な音色」とはなんだったのか。それを解き明かす手がかりを探し出すために、シュルターと同時代人であり同僚でもあり、奏者、作曲家としてもこの楽器の魅力を提示した人物、クレア・オマー・マッサーに触れなければならない。

3. クレア・オマー・マッサー (Clair Omar Musser /1901 ~ 1998) について

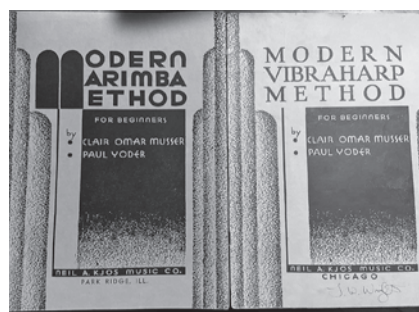
(1) .マッサーの略歴

10月14日、アメリカ・ペンシルベニア州生まれ。10代の時に木琴の勉強を始める。若くして初期のワーナーブラザーズヴィタフォン映画で演奏し、名手として知られるようになる。1930年からは、ディーガン社のチーフデザイナー、プロモーターとしても活躍。^x 1933年にはシカゴ万国博覧会において100人のマリンバオーケストラによる演奏を行うなど、鍵盤打楽器の普及に尽力した。1942年から1952年までノースウェスタン大学で教鞭をとり、ヴィダ・シェノウェス (Vida Chenoweth/1928 ~ 2018) を含む多くの後進を輩出した。作曲家としてもいくつかの練習曲を遺している。^{xi}



(2) .マッサーによる楽器の普及活動

以上のようにマッサーはマリンバ奏者としての側面が強調されがちであったが、このほどヴィブラフォン誕生時期に最も近い教本を発見した。クレア・オマー・マッサー / ポール・ヨルダー (Paul Yoder / 作曲家 / 1908 ~ 1990) 共著による《Modern Vibraharp



Method》(1939)である。「ヴィブラハープ」の表記があるのでディーガン社の製品のプロモートも兼ねたものと推察することもできる。さらにマッサーは、1941年に上級者向けヴィブラフォン奏者のための《Master Solo Arrangement Vibraharp, Vibraphone and Vibra-celeste》を出版している。

4. Modern Vibraharp Method の分析とその音楽的価値

(1) . 概要

クレア・オマー・マッサーとポール・ヨーダーの共著になっており、1939年にシカゴ Neil A.KJOS music co.より出版されたペーパーバックの教則本である。価格は一冊あたり1ドル。24ページのごく薄い冊子ではあるものの、ヴィブラフォン最初期の教則本であると推察される。

冒頭からバチの持ち方（左手に二本、右手に一本の合計三本まで）、姿勢にはじまり、ペダルの操作方法、ハンド・ダンピング（打った直後に余韻をコントロールするヴィブラフォン独自の技法）についての解説と、その実践のための楽曲が用意されている。

なお、ここで登場する楽器はフルサイズ(F3-F6の3オクターヴ)のヴィブラハープではなく、2.5オクターヴ(C4-F6)のタイプ(Deagan Vibraharp-30,1938-42年に製造)であることに注目したい。この楽器はマッサーによる制作とされており、価格は当時185ドル^{xiii}であった。1939年のアメリカ人一人当たりの年間個人消費平均値は512ドル^{xiii}であり、ニューディール政策による経済力の上昇機運も高まって、子供たちへの情操教育への投資にまで手が回ることも想像に難くない。楽器のサイズもごくコンパクトであることから、この教本は子どものための情操教育の側面を担っていた事、そしてそれを足掛けに楽器を知ってもらおう事、ひいては「より上位タイプの楽器購入」へと導く伏線を引いているとも言えるだろう。

(2) . 各ページの内容

1 ページ目

For Beginners と記されており、一人での稽古、または複数のグループレッスンに用いることを奨励している。またここで「ハンド・ダンピング奏法」はヴィブラフォン演奏に最も重要であると注意書きが記されている。ハンド・ダンピング奏法について、インターネット上ではゲイリー・バートンがその奏法を確立したという記事も散見されるが、すでにこの頃から奏法として確立していたことを指摘したいと思う。

2 ページ目

マレットの持ち方、鍵盤に対してどのようにマレットを置くかを示している。

3 ページ目

ヴィブラフォンの音域を示している。前述の通り「Deagan Vibraharp No.30」を紹介してお

り、ディーガン楽器の販売促進も兼ねた教本であることがうかがい知れる。写真にもマッサー自らが写っていることが確認できる。気軽に家庭で始めるためのモデルとして楽器の普及を考えたディーガン社の戦略も窺い知れよう。

4 ページ目

全音符による単音の練習。

5 ページ目

2分音符の練習。

6 ページ目

右手と左手の同時打ちの練習。

7 ページ目

四分音符を左右交互に演奏する練習。またペダルに関しても「Without pedal」「Pedal all notes」等細やかな指示が増えている。

8 ページ目

へ長調の音階練習。これまで4拍子のみだったのに対し、このページから3拍子の練習も登場する。

9 ページ目

分散和音の練習。ハ長調とへ長調の二つ。

10 ページ目

Alla Breve (二拍子で)の練習。ハ長調とへ長調。

11 ページ目

ト長調の音階練習。

12 ページ目

復習。へ長調3拍子、ト長調4拍子、ハ長調3拍子の練習曲。

13 ページ目

6/8拍子の練習。変ロ長調が登場。

14 ページ目

分散和音の練習。ここでの練習曲は《Dream of Love》(リストの愛の夢)であり、かなり発展的な楽曲による練習になる。

15 ページ目

付点音符の練習。

16 ページ目

重音奏法の練習。上の声部を右手で、下の声部を左手にして全ての音をトレモロでとの指示がある。

17 ページ目

重音奏法の練習。ペダルなしで演奏するよう指示がある。

18 ページ目

ハンド・タンピング奏法についての詳細な記述がある。

「ハンド・ダンピング奏法とは、ヴィブラフォン奏法の特徴的な、さらなる芸術的結果を希求するための専門用語である。ハンド・ダンピングはペダル操作から独立した確実な消音を、奏者の手によって、音を調整するシステムの稽古である。

例えば、レッスン 15 の 1 の課題曲の音符の上に明示されている小さな十字のマークは、手で音を止めることを示す。しかし、足のダンパーは開放したままである(足で踏んだまま)。

このシステムにおいて、演奏者は明確に十字で示された音を右手のマレットでうち、しかし直ちに左手が続き、左のマレットを音盤において消音効果を生みだす。右手のマレットは次の音を打つために進んでいく。このシステムはピアノにおいても効果的にもたらせており、サスティーンペダルに加えてそれぞれの楽音の個別のダンパーがある。

ハンド・ダンピング奏法を忠実に稽古したヴィブラフォン奏者はすぐにこの楽器の偉大な芸術的成功を収めることができるだろう。」(筆者による日本語訳)^{xiv}

19 ページ目

左手に 2 本のマレットを持つ練習。ここでは俗にいう「マッサグリップ」を取り上げている。(マッサグリップとは日本国内ではあまり定着はしなかった二本マレットの持ち方の一つであり、現在はリー・ハワード・スティーブンス (Leigh Howard Stevens/b.1953) グリップという名前でその技術が継承されている。)

20 ページ目

密集、開離和声の練習。

21 ページ目

ハンド・ダンピング奏法の練習。

22 ページ目

音階練習(毎日の稽古)と記されている。

23 ページ目

半音階練習(毎日の上達稽古)と記されている。

24 ページ目

《Annie Laurie》が二段譜面で記されている。

上段が旋律で、下段はスウィングで変奏曲の形式をとっている。

(3) . 練習曲の多様性と會田瑞樹による実演

音楽的基礎練習の後に、それぞれのページに短い練習曲が掲載されている。これらは38曲にも及び、ジャンルも様々である。これらを6つの視点から区分を試みた。またそれぞれのリンクから各楽曲を會田瑞樹が演奏した動画にアクセス可能である。右図のQRコードからまとめた再生も可能である。



▲ 會田瑞樹による演奏リンク

a. アメリカ合衆国由来の歌 <https://youtu.be/bxe2WqCv4lk>

15. 《Ten Little Indians》(アメリカ童謡) 25. 《Maryland, My Maryland》(メリーランド州歌)
26. 《The Old oaken Bucket》(1826年 / G.F. Killallmark 作曲 / 譜面に誤植あり。) 28. 《Hear Dem Bells》(1880年 / D.S. McCosh. 作曲) 34. 《Good Night Ladies》(1867年 / Edwin Pearce Christy 作曲 / 19世紀に大流行したミンストレル・ショーのために作曲された作品。) 35. 《Stars of the summer night》(1887年 / Ethelbert Nevin 作曲)

b. 英国由来の民謡、賛美歌 <https://youtu.be/AdQx9qiK3bY>

5. 《Abide with me》(スコットランド由来の賛美歌) 7. 《Good king Wenceslas》(英国賛美歌)
11. 《Long Long Ago》(イギリス民謡) 16. 《Love's old sweet Song》(アイルランド民謡)
21. 《Drink to me only with thine eyes》(古いイギリス民謡 / シェイクスピアの歌詞がある)
27. 《Juanita》(1855年 Caroline Norton 作曲) 30. 《Blue bells of Scotland》(スコットランド民謡)
33. 《All thru the Night》(ウェールズ民謡) 37. 《Londonderry Air》(アイルランド民謡)
38. 《Annie Laurie》(スコットランド民謡)

c. そのほかの国の民謡 <https://youtu.be/J133LlvwseU>

1. 《Twinkle, Twinkle, Little Star》(フランス民謡) 2. 《Lightly Row》(ドイツ民謡) 6. 《At pierot's door》(フランス民謡) 8. 《Du, Du, Liegst Mir im Herzen》(ドイツ民謡) 17. 《Santa Lucia》(ナポリ民謡) 20. 《Aloha Oe》(ハワイ民謡) 24. 《The Merry Swiss Boy》(ドイツ民謡)
36. 《Dark Eyes》(ロシア民謡)

d. クラシック由来の音楽 <https://youtu.be/Uh8IdJ6d2Is>

12. 《Merry Widow》(フランツ・レハール (Franz Lehár / 1870~1948) 作曲のオペラ《メリー・ウィドウ The Merry Widow》から) 23. 《Dream of Love》(フランツ・リスト (Franz Liszt / 1811~1886) 作曲《愛の夢》) 31. 《Lullaby》(ヨハネス・ブラームス (Johannes Brahms / 1833~1897) の子守唄) 32. 《Vilia》(レハール作曲のオペラ《メリー・ウィドウ》から)

e. 賛美歌、クリスマスソング <https://youtu.be/YXDXTgFCVg>

3. 《Rousseu's Hymn》(賛美歌) 4. 《Jolly old St.Nicholas》(クリスマスソング) 9. 《Faith of Our Fathers》(賛美歌) 10. 《Sun of my soul》(賛美歌) 13. 《Jingle Bells》(クリスマスソング) 22.《It came upon a midnight clear》(クリスマス賛美歌) 29.《Silent Night》(クリスマス賛美歌)

f. 今回の調査では不明 <https://youtu.be/pi8QYX39mpk>

14. 《Andantino》18. 《Music in the Air》19. 《Boat Song》

(4) . 全体の内容と練習曲の傾向とその分析

ヴィブラフォン演奏に関する技術はもちろんのこと、楽譜の読み方、密集 / 開離和声や分散和音、全調のスケールといった楽典的知識も合わせて学ぶことができるように施された音楽的基礎が行き届いた教材と言える。

選曲されている練習曲もアメリカ合衆国の歴史そのものを想起させる見事なラインナップだと筆者は感じる。イギリス由来の音楽とアメリカ合衆国ゆかりの民謡、賛美歌や他国の様々な民謡。アメリカの歩んできた歴史と誇りが内包されていると言える。

この教本は、ただ漫然とヴィブラフォンを演奏するのではなく、クラシック音楽の基礎が行き届いてこそ、豊かな音楽を表現できることを示唆している。そしてこの教本を終えた上級者向け教本が、次に紹介する《Master solo arrangements : vibraharp, vibraphone and vibra-celeste》である。

5. Master solo arrangements : vibraharp, vibraphone and vibra-celeste について

(1) . 概要

1941年、シカゴのGamble Music co.により出版され、価格は一冊あたり1ドル。全四巻にわたるこの曲集は難易度別に分かれており、初期ヴィブラフォン音楽の息吹を感じる重要な資料である。なおここで三つ目の名称となる「Vibra-celeste」が登場しているがこの名称は短命に終わったようだ。^{xv} これらの楽譜資料をアメリカ・ユタ州のブリガム・ヤング大学 Harold B. Lee Library の尽力により、第1巻と第4巻を入手した。さらにカナダの西オンタリオ大学音楽図書館に所蔵されている第2巻、第3巻も国際文化会館図書館の協力を得て閲覧することができた。

全曲二段譜で書かれており、F3-F6の3オクターヴの



ヴィブラフォンを用いる。

巻頭文においてヴィブラハーブの楽譜表記が重要な段階にあることを提言し、マッサー自身が様々な分野の専門家から意見を聞き、この二段譜の表記にたどり着いたことを述べている。^{xvi}

楽譜にはハンド・タンピングの指示やペダルの位置まで細部にわたって記載があり、そのこだわりを垣間見ることができる。マレットは左手に二本、右手に一本がこの教本のスタイルとして提言しており、同時に奏でるのは三和音以内で、それ以上の音がある場合はアルペジオで奏すると述べている。

(2) . 楽曲の多様性

全四巻であり一冊あたり3曲収録されている。巻が重なるごとに難易度は上がるとされる。全曲の編曲者はマッサーが担当した。

第1巻 (グレード 3)

- ・ Lullaby (Brahms)
- ・ Believe me if all those endearing young charms (Irish folk song)
- ・ Famous Waltz (Brahms)

第2巻 (グレード 4)

- ・ Prelude (Chopin)
- ・ Serenade (Schubert)
- ・ Nocturene (Chopin)

第3巻 (グレード 5)

- ・ Evening star (Wagner)
- ・ Ave Maria (Schubert)
- ・ Annie Laurie (Scott)

第4巻 (グレード 6)

- ・ Humoresque (Dvorak)
- ・ Berceuse (Godard)
- ・ I dream of Jeannie (Foster)

(3) . その芸術的価値 ～全巻の比較分析～

第1巻

- ・ Lullaby (Brahms)

原曲はヨハネス・ブラームス (Johannes Brahms/1833～1897) 作曲《五つの歌曲 作品番号49》のうちの変ホ長調の一曲。ここではへ長調に移調されている。この曲は《Modern Vibraharp

Method》の17ページにも登場しており、ここではさらに音楽的装飾楽句が盛り込まれている。

・Believe me if all those endearing young charms (Irish folk song)

原曲はアイルランド民謡で日本語訳では「春の日の花と輝く」とされる。ハーバード大学の卒業式でも歌い継がれる音楽として知られている。編曲は旋律が明確に演奏できるよう配慮されたものとなっている。

・Famous Waltz (Brahms)

原曲はヨハネス・ブラームス作曲によるピアノのための《ワルツ第15番 変イ長調 作品番号39-15》であり、ここでは原調のまま、原曲の展開部に当たる箇所は省略されて編曲されている。また旋律もヴィブラフォンの特性に合わせて、元の旋律に付点やフェルマータを多用するなどして自由に歌い上げる効果を得られるように整えられている。

第2巻

・Prelude (Chopin)

日本では胃腸薬のコマーシャルでも用いられた作品番号28の第17番。原曲はイ長調であるが変イ長調に転調されている。しみじみとした響きが印象深く、ピアノ作品をヴィブラフォンで豊かに演奏するための分散和音の工夫がなされている。

・Serenade (Schubert)

歌曲集「白鳥の歌」D.957より第4曲「セレナーデ」にあたる。古くはフランツ・リストもピアノのために編曲を手がけている。巧みな旋律の優美さがシューベルトの類まれな才能を思わせ、このような楽曲をヴィブラフォンで演奏しようと目論むマッサーの先見の明にも脱帽するばかりである。

・Nocturne (Chopin)

作品番号9の第2番。原曲通りの変ホ長調で編曲されている。原曲の趣を損なうことなく、ヴィブラフォンという楽器の可能性に表現の奥深さを託した名編曲と言えよう。

第3巻

・Evening star (Wagner)

楽劇《タンホイザー》の第三幕のアリア。特に有名であり単独での演奏や器楽による編曲も多い。ここでは変位和音や転調を用いて、より高度な和声感を身につけるための配慮も随所に見られる。

・Ave Maria (Schubert)

原曲は、歌曲集「湖上の美人」の第6曲にあたり、3作からなる《エレンの歌 第3番 作品番号52-6 D.839》にあたる。優美な旋律を引き立たせるヴィブラフォンのアルペジオ奏法や、細部に至る消音の指示により、より高度な芸術的表現を求めている。

・ Annie Laurie (Scott)

原曲はスコットランド民謡。ウィリアム・ダグラス (William Douglas 1672? - 1748) の詩をもとにして作られ、作曲は 1838 年、スコットランドの女流音楽家ジョン・ダグラス・スコット夫人 (Alicia Scott/1810-1900) による。

1854 年のクリミア戦争で、未亡人や孤児となった人たちへの慈善活動のために出された歌曲集に掲載されたことで、軍楽隊も演奏するようになり世界中に認知された。故郷を思うしみじみとした抒情がヴィブラフォンに乗って豊かに広がっていく。

第4巻

・ Humoresque (Dvorak) <https://youtu.be/joPvISX9bWI>

原曲はアントニン・ドヴォルザーク (Antonín Leopold Dvořák/1841 ~ 1904) 作曲《ピアノのための 8 つのユーモレスク作品番号 101 より第 7 曲 変ト長調》である。ここではト長調に移調されている。二段譜で書かれており、原則的には上段を右手、下段を左手で演奏しつつも、9 連音符や 5 連音符などの装飾的で素早い楽句は両手で演奏することになる。そのようは素早い楽句が来る際には、フェルマータ記号などが記され、十分に時間をとって演奏が可能である。

・ Berceuse (Godard) https://youtu.be/uTZW5C_OsE8

原曲は 19 世紀フランスの作曲家であるバンジャマン・ゴダール (Benjamin Godard/1849 ~ 1895) のオペラ《ジョスラン (Jocelyn)》の中のアリアとして作曲された《子守唄》である。冒頭は上段に音符が集中しているが上声部を右手、下声部を左手で演奏することが合理的であろう。美しい旋律と、それを補うハーモニーの豊かさをここに感じるができる。

・ I dream of Jeannie (Foster) <https://youtu.be/Upklu-quW34>

原曲は 1854 年にスティーブン・フォスター (Stephen Collins Foster/1826 ~ 1864) が作詞作曲した歌曲。日本では「金髪のジェニー」として親しまれた曲でもある。アメリカ音楽の父としても名高いフォスターの美しい旋律を大切にしつつ、重層的な和音の伴奏形が多数見受けられる。旋律の一音ごとにハーモニーを変えていくなどの細やかな編曲のセンスが光り、多層的な音楽作りを目指している。

(4) 音楽的内容への所感

第 1 巻に関してはテンポ設定の遅い作品が多く、旋律の繰り返しや楽曲の長さもごく短いものが多い。第 2 巻はピアノのための楽曲を見事にヴィブラフォンに変換した名編曲集であり、楽曲の魅力を損なうことなく、ヴィブラフォンの魅力であるアルペジオ奏法を駆使してその音楽性を引き出している。第 3 巻は「歌い上げる」という点においてより高度な要求が多く、音楽的に表現することを求めている。第 4 巻ではユーモレスクには細やかな楽句の変化、ゴダールの子守唄では場面ごとの変化が求められ、フォスターにおいては借用和音の多用も見られ、

音楽的な響きの豊かさや多声部にわたる音の広がりをコントロールすることを求められているといえる。

7. 結論 ～マッサーとシュルーターが夢見たこと～

これらの曲集を通してマッサーはヴィブラフォンの可能性を大きく広げようと果敢に取り組んでいる。それほどまでにこの楽器は「魅せる」魔力を兼ね備え、それに応える彼の発想は非凡であり先駆的であった。

先述したヴィブラハーブ開発者であるヘンリー・J・シュルーターの発言をもう一度思い返してみよう。

「ヴァイオリンや声を添え、ピアノの代わりとなる様に作ったのだ。ああなんてこと。彼らは知らないのだ、その音がどれほど甘美なものかを。」

同時代人であるマッサーの二つの教則本の分析を通して、私は彼らがヴィブラフォンの独奏における表現の可能性を強く感じ取っていたと結論づけたい。楽典的知識を正しく持ち、豊かな音楽性を兼ね備え、音の響きを鋭く聞き分ける耳を持ち、ハンド・タンピング等の繊細な音の消音技術、ペダリングの運動性をコントロールする技術。それらを体得した上級者には、クラシック音楽におけるピアノの作品や、オペラのアリアといった「多声部にわたる音楽」を「独奏」で表現することができる。それほどまでにこの楽器には音楽的可能性を秘めていることを二人は強く信じていたに違いない。二人はジャズ・ヴィブラフォンの文脈とは異なったヴィブラフォンの可能性を見出していたといえる。

いま、彼らの夢見たヴィブラフォンの世界を私たちが継承、発展する段階に入ったと筆者は考える。

8. その後のマッサーの生涯

ヴィブラフォンへの強い情熱を注いだマッサーは、1952年、51歳の折にノースウェスタン大学の職を辞し、その拠点を西海岸へ移しオックスフォード大学で工学の博士号を取得。音楽の第一線を退き、宇宙事業への興味を高めていく。音楽と科学への関心は1970年代、ヴィブラフォンによく似た響きを持ち、拾い集めた隕石で作りとされる「Celestaphone（セレストアフォン）」の開発、晩年に至るまで子供達への知育楽器の発明に勤しみ続け、1998年11月7日に逝去するまで好奇心に満ち溢れた人生を送った。^{xvii}

9. 今後の研究展望

ディーガン社はヴィブラフォンの設計にとどまらず、創設当初はグロッケンシュピール、シロフォン、木琴、マリimba、ミュージカルディナーチャイム、カリヨンといった多数の楽器製

造を手がけた。これは1800年代後半からのアメリカの歴史とも重なり実に興味深い側面がある。さらにそれらの製品がどのように日本に輸入され、用いられたかについても、実に興味深い発見が続いている。今後も研究を継続し、ディーガン社の発展とその終焉に至るまでを様々な立場から追っていきたくと考えている。また、マッサー作品による演奏会の開催をはじめ、ヴィブラフォン音楽の歴史を辿る作品集の制作も視野に入れていきたい。

ヴィブラフォンの響きは多くの人の心を魅了し、捉えて離さない。それは数々の先人たちの資料からも明らかであり、筆者は今後も先人たちの思いを胸に、独奏による魅力を探求し続けていきたいと考えている。

謝辞

本稿執筆にあたりアメリカ・ユタ州のブリガム・ヤング大学 Harold B. Lee Library の図書館司書 Alyssa Meldrum に心から感謝の意を述べたい。見ず知らずの日本人にマッサーの楽譜をデジタルデータに変換し閲覧許可に向けて奔走してくださったことに感謝してもし尽くせない。国境を越えるインターネットの力を感じた。筆者はアメリカと日本の新しい友好関係のために、今後も音楽で尽力していきたい。

付録 (アメリカ / ヴィブラフォン / 世界史年表) ^{xviii}

| 年 | アメリカ | ヴィブラフォン | 世界 |
|------|----------------------|---|-------------------------------|
| 1853 | | ジョン・カルホーン・ディーガン生 | ペリー、浦賀に来航 |
| 1860 | 共和党候補リンカン当選 | | 条約批准のため日本使節訪米 |
| 1861 | 南北戦争 | | |
| 1865 | 南北戦争集結、リンカン暗殺、KKK 結成 | | 明治維新 |
| 1871 | | J.C. ディーガン、米海兵隊に入隊 | |
| 1880 | | J.C. ディーガン、各地でクラリネット奏者として活躍したとされる | |
| 1886 | 自由の女神完成 | | 大日本帝国憲法公布 |
| 1897 | | J.C. Deagan Musical Bells をシカゴに開店 | |
| 1898 | スペインに宣戦 | | キューリー夫妻、ラジウム発見 日露戦争 (~ 05) |
| 1905 | | ヘンリー・J. シュルター、ディーガン社に入社 | |
| 1910 | | Deagan Dinner Chime を開発 J.C. ディーガン、自身の論文で A=440 の調律基準を提言 | 東京がワシントンに桜を寄贈 |

独奏楽器としてのヴィブラフォン音楽の確立

| | | | |
|------|--|---|-----------------|
| 1912 | | Deagan Tower を建設。世界最大の楽器工場と喧伝された | |
| 1913 | この頃からハリウッドが映画製作の中心となる | | |
| 1914 | パナマ運河の開通 大戦に中立宣言 | ディーガン社の委嘱によりパーシー・グレインジャーによって作曲された《In a Nutshell; suite for orchestra, piano and Deagan percussion instruments》がシカゴ交響楽団により世界初演 | 第一次世界大戦勃発 |
| 1917 | 第一次大戦に参戦 | | |
| 1918 | | | 第一次世界大戦終結 |
| 1919 | | | 中国で五四運動 |
| 1920 | | | 国際連盟成立 ナチス結成 |
| 1921 | | Leedy Manufacturing Company、ヴィブラフォンの祖先を開発 | |
| 1927 | | シュルーター、ヴィブラハーブを開発。ディーガン社より発売 | 蒋介石、南京に国民政府を組織 |
| 1929 | ウォール街で経済大恐慌始まる | | ロンドン軍縮会議 |
| 1930 | | ライオネル・ハンプトン、ヴィブラフォンに出会う | |
| 1933 | FDR (フランクリン・デラノ・ルーズベルト) 大統領就任 ニューディール政策実施 | クレア・オマー・マッサー率いるマリimbaオーケストラがシカゴ万博で公演 | ヒトラー政権成立 |
| 1934 | | J.C. ディーガン逝去 | 中国紅軍、長征を開始 |
| 1935 | | マッサー、100 人の子供たちを引き連れてマリimba・オーケストラヨーロッパ公演を敢行。情勢不安により一部の公演が中止 | ドイツ再軍備宣言 |
| 1936 | FDR 再選 「風と共に去りぬ」出版 | | スペイン内乱、日独防共協定 |
| 1937 | | | 盧溝橋事件を発端に日中戦争勃発 |
| 1938 | 第二次大戦勃発 アメリカ中立宣言 | Modern Marimba Method 出版 | ミュンヘン会談 |
| 1939 | | Modern Vibraharp Method 出版 | ノモンハン事件 |
| 1940 | 選抜徴兵法成立、FDR 三選 | | ベタン内閣降伏 日独伊軍事同盟 |
| 1941 | 「四つの自由」演説、武器貸与法成立、大西洋憲章を發表 日本軍の真珠湾奇襲、太平洋戦争始まる | Master solo arrangements; vibraharp, vibraphone and vibra-celeste 出版 | 日ソ中立条約 独ソ戦開始 |

文献注

- i 網代景介、岡田知之 1981, 1994 : 『新版打楽器辞典』音楽之友社, p.12,
- ii <https://www.loc.gov/item/jukebox-72130/>, Library of congerss, 2021 年 12 月 16 日閲覧
- iii <https://www.deaganresource.com/vibraphones.html>, The Deagan Resource, 2021 年 12 月 16 日
閲覧
- iv 青木啓「バイブの地位、ジャズに確立 ライオネル・ハンプトンさんを悼む」『朝日新聞』, 2002 年
9 月 5 日朝刊
- v Lionel Hampton, Jean Claude Forestier ‘The New Vibraphone Method’ by Lionel Hampton and
Jean Claude Forestier, Edition Hug, pp.240-247, 1981
- vi ‘The Vibe Tribe’ “Newsweek” 40c, pp.105, May 15, 1967
- vii John Culhane, ‘Bell Expert Rings Up 60 Years’ “Chicago Daily News” March 27, 1965
- viii <https://www.deaganresource.com/vibraphones.html>, The Deagan Resource, 2021 年 12 月 16 日
閲覧
- ix <https://www.madeinchicagomuseum.com/single-post/j-c-deagan-co/>, “ J. C. Deagan, Inc., est.
1897 ”, Made in Chicago Museum, 2021 年 12 月 16 日閲覧
- x 通崎睦美 2013 『木琴デイズ 平岡養一「天衣無縫の音楽人生」』, 講談社, p.236,
- xi Clair Omar Musser Collection, ca.1819-2014, Percussive Arts Society, pp.1-3, 2021
- xii Shannon Wood : History of Deagan part 2 (1916-1939), Mallet shop.com
Quarterly, pp.10, April 2004
- xiii 松本典久 2007 「グローバリズムの研究—「豊かな社会」を中心に」『慶應義塾大学日吉紀要 英語英
米文学』No.50, P.31,
- xiv Clair Omar Musser, Paul Yoder : Modern Vibraharp Method for Beginners, Neil A.Kjos
Music Co, Chicago, ill.pp.18, 1939
- xv <https://www.deaganresource.com/vibraphones.html>, The Deagan Resource, 2021 年 12 月 16 日
閲覧
- xvi Clair Omar Musser : Master solo arrangements : vibraharp, vibraphone and vibra-celeste,
Gamble Hinged Music Co, pp.2, 1941
- xvii Clair Omar Musser Collection, Ca.1819-2014, Percussive Arts Society, pp.3, 2021
- xviii 猿谷要 1991 『物語アメリカの歴史 超大国の行方』中公新書, p277-282,

「保育表現技術 器楽Ⅱ」
実習での音楽活動から考えるピアノ演奏技術のあり方
～聞き取り調査を踏まえて～

"Childcare expression technology instrumental music II" Piano performance technology from
the viewpoint of music activities in practice
-Based on the interview survey-

深 谷 悠里絵^{*}
Yurie Fukaya

We will clarify the music and piano performance techniques handled in the "Childcare Expression Technology Instrumental Music II" class, what kind of music activities were being carried out at the kindergarten site, and what kind of issues the students felt.

In the 2nd year of Reiwa Koriyama Women's University Bulletin, a research note of "Piano playing technique from the viewpoint of music activity in" Kindergarten expression technique "instrumental music II" is posted, and as a preliminary preparation that I felt necessary from the survey there.

Based on the issues related to music practice, sheet music arrangement, and expression, we developed lessons so that we could make use of them in kindergarten training.

はじめに

本研究は、「保育表現技術 器楽Ⅱ」の授業で取り扱った楽曲やピアノの演奏技術について、幼稚園の現場ではどのように活かされ、どんな音楽活動が行われていたか、学生が感じた課題はどのようなものだったか分析・検証していく。

筆者は、所属する幼児教育学科1年「保育表現技術 器楽Ⅰ」と2年「保育表現技術 器楽Ⅱ」の授業を担当しているが、今回は、本実習の音楽活動について考察を行っていくため、「器楽Ⅱ」の授業を取り扱うこととする。「器楽Ⅰ」は「幼稚園教諭・小学校教諭・保育士養成課程のためのピアノテキスト—レッスン24とその応用—」¹の教材を使用し、年間Lesson12まで終了すること、また「器楽Ⅱ」は季節の歌や行事のときに使用する歌、子どもたちと一緒に歌える曲を年間最低でも15曲取り組むことを、単位取得の条件の1つとしている。

また、令和2年 郡山女子大学紀要 第56集において『「保育表現技術 器楽Ⅱ」実習での

^{*}幼児教育学科

音楽活動から考えるピアノ演奏技術のあり方』の研究ノートを掲載している。その調査から、事前準備として必要と感じた楽曲練習、楽譜（伴奏）のアレンジ、表現についての課題を踏まえて、今年度の「器楽Ⅱ」の授業では幼稚園実習で活かせるようなレッスンを展開していった。

研究の背景

筆者は、授業で取り扱うピアノ演奏技術と実際に幼稚園の現場で必要とされるピアノ演奏の技術に違いはあるのか、どんな工夫ができるか、課題として取り上げている。幼稚園教育要領「表現」²の領域では、内容（6）「音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう」とある。子どもたちと一緒に楽しめる音楽活動で必要なこと、また実習の事前準備として、音楽活動に対する学生の不安や緊張を和らげるためにはどんな取り組みが必要か模索している。しかし、授業の限られた時間の中で、実習に行く前までに必要となる曲を準備しなければならず、課題をこなしていくには、時間的な面で非常に厳しいのが現状として挙げられる。中村（2017）も、学生の意識として保育においてピアノは必要であると感じているのだが、実習に向けての練習や取り組みについて苦労したことを報告している。³

そのような現状はあるが、学生が音楽活動において苦労している点はどこにあるのか把握しておくことで、子どもたちとより良い音楽活動ができるようになり、学生は自信をもって子どもたちの前に立ち、実習に取り組めるのではないかと考えた。令和2年に研究ノートに掲載した際は、授業を担当してまだ1年目で実習や音楽活動について情報量が少なく、学内の先生方や幼稚園の先生に教えていただきながらレッスンを進めていた状況だった。その後、実習を終えた学生に、実習から学んだことの聞き取り調査をし、「課題として提示された、事前に準備しておく楽曲」や「学生が感じた反省点」から、レッスンで学生に伝える必要があることが見えてきた。現場の状況や環境、子どもたちの様子なども踏まえると、全ての園に共通しては言えない部分があるかもしれないが、実習の事前準備として取り組める内容としては有力な情報となると感じた。

本研究では、聞き取り調査を踏まえて展開されたレッスンを受け、実習に取り組んだ学生からの声をまとめていく。また、幼稚園の現場を経験して学生が感じた、事前準備はどんなことが必要だったのかも併せて調査し、次年度以降の課題を考察していきたい。

研究の方法

本学2年生に在籍し、筆者がレッスンを担当した学生とアドバイザーを務めるクラスの学生、計19名に紙面によるアンケート調査（表1）を行った。「幼稚園実習における音楽についてのアンケート」とし、「実習始まる前に、ピアノの課題はあったか」「幼稚園実習でピアノを使う場面はあったか」「季節の歌を歌ったり演奏したりする場面はあったか」「季節の歌以外で、歌ったり演奏した曲は」の4つの項目をピアノについて、5つ目として音楽活動の1つである「手遊び歌について」の項目、最後に自由記述で「音楽活動における事前準備はどんなことが必要だと感じたか」の6つの内容で実施した。

尚、アンケートにはプライバシー保護に注意を払い、個人と園の特定ができないよう無記名とし、調査結果は研究と授業改善の目的であることを口頭で説明した。対象学生に同意を得てアンケート調査を行った。ほとんどの学生が、実習を終えた次の週のレッスンやクラス集会時(6/21～25)に回答をしている。

1. アンケート集計結果について

1. 実習始まる前に、ピアノの課題はありましたか？

はい 12名 いいえ 7名

「はい」と回答した人は、具体的にどんな曲だったか曲名を教えてください。

| 曲名 人数 | | | |
|------------|----|----------------|----|
| ・朝のうた | 3名 | ・ドレミの歌 | 1名 |
| ・おはようのうた | 2名 | ・だから雨ふり | 1名 |
| ・さよならのうた | 6名 | ・ちょうちょう | 1名 |
| ・おかえりのうた | 2名 | ・にじ | 1名 |
| ・おべんとうのうた | 3名 | ・むぎのたね | 1名 |
| ・あめふりくまのこ | 2名 | ・ばらばらおちる | 1名 |
| ・子守歌 | 2名 | ・英語が大好き | 1名 |
| ・きらきら星 | 2名 | ・ニヤニユニヨのてんきよほう | 1名 |
| ・かたつむり | 2名 | ・おいのりのうた | 1名 |
| ・かえるのがっしょう | 1名 | ・イエスさまがいちばん | 1名 |
| ・よいこのあいさつ | 1名 | ・讚美歌 | 1名 |
| ・時計のうた | 1名 | ・園歌 | 1名 |

2. 幼稚園実習ではピアノを使う場面はありましたか？

はい 15名 いいえ 4名

「はい」と回答した人に質問です。具体的にどんな場面で使ったか教えてください。

| | | | |
|----------|----|-------------|----|
| ・朝のお集まり | 8名 | ・礼拝 | 3名 |
| ・帰りのお集まり | 7名 | ・リトミック | 3名 |
| ・朝のあいさつ | 4名 | ・落ち着かせるとき | 1名 |
| ・帰りのあいさつ | 5名 | ・活動と活動の間の時間 | 1名 |
| ・おあつまり | 2名 | ・お祈りの時間 | 1名 |
| ・昼食の前後 | 2名 | ・午睡の前 | 1名 |

「いいえ」と回答した人に質問です。ピアノではなく CD などの音源や歌のみで行った場合も含めて、音楽を取り扱った時間があれば具体的にどんな場面で使ったか教えてください。

| | |
|--------------------|----------|
| ・リズムダンスの時間 | ・リトミック |
| ・帰りの会「おかえりのうた」「園歌」 | ・体操の時間 |
| ・室内で身体を使って遊ぶとき | ・給食後の歯磨き |

全て CD を使った活動だったと記載あり

3. 季節の歌を歌ったり演奏したりする場面はありましたか？

はい 11名 いいえ 8名

「はい」と回答した人は、具体的にどんな曲だったか曲名を教えてください。

| 曲名 | | 人数 | |
|------------|----|-------------|----|
| ・あめふりくまのこ | 7名 | ・時計のうた | 2名 |
| ・かたつむり | 5名 | ・おたまじゃくしのうた | 1名 |
| ・かえるのがっしょう | 4名 | ・歯みがきのうた | 1名 |
| ・にじ | 3名 | ・しゃぼん玉 | 1名 |

4. 季節の歌以外で、歌ったり演奏した曲を教えてください。

| 曲名 | | 人数 | |
|-------------|----|--------------|----|
| ・朝のうた | 3名 | ・英語が大好き | 1名 |
| ・おはようのうた | 3名 | ・炎 | 1名 |
| ・さよならのうた | 6名 | ・どんな色が好き | 1名 |
| ・おかえりのうた | 4名 | ・数字の歌 | 1名 |
| ・おべんとうのうた | 3名 | ・さんぽ | 1名 |
| ・きらきら星 | 1名 | ・にんげんっていいな | 1名 |
| ・大きな古時計 | 1名 | ・おもちゃのチャチャチャ | 1名 |
| ・世界中の子どもたちが | 1名 | ・どこでしょう | 1名 |
| ・歯みがきのうた | 1名 | ・あくしゅでこんにちは | 1名 |
| ・ちょうちょう | 1名 | ・リトミック「歩く」 | 1名 |
| ・ドレミの歌 | 1名 | ・園歌 | 1名 |
| ・ドラえもん | 1名 | ・食前のお祈り | 1名 |

5. 手遊び歌はどんなもの(曲)を行いましたか？

| 曲名 | | 人数 | |
|----------------|----|--------------|----|
| ・はじまるよ | 6名 | ・わにの家族 | 1名 |
| ・ピカチュウ | 5名 | ・あたまかたひざぼん | 1名 |
| ・棒が一本 | 3名 | ・一匹のカエル | 1名 |
| ・ゲーチョコキパーで何作ろう | 3名 | ・あめがふったら | 1名 |
| ・5つのメロンパン | 3名 | ・チョコキチョコキダンス | 1名 |
| ・野ねずみ | 3名 | ・ウルトラマン | 1名 |
| ・やおやのお店 | 3名 | ・はなれないふたり | 1名 |
| ・キャベツの中から | 3名 | ・一本橋 | 1名 |
| ・一本指のはくしゅ | 3名 | ・ぞうさんとくもの巣 | 1名 |
| ・ひげじいさん | 2名 | ・おちたおちた | 1名 |
| ・三ツ矢サイダー | 2名 | ・アンパンマン | 1名 |
| ・かみなりドン | 2名 | ・くいしんぼうのおばけ | 1名 |
| ・大きくなったら何になる | 2名 | ・くいしんぼうのゴリラ | 1名 |

6. 音楽活動における事前準備はどんなことが必要だと感じましたか？

- ・年齢を考慮して、どんな曲でどんな活動がいいのか考える必要があると感じた。
- ・ピアノで曲を弾けるようにしておく、子どもも、リズムに乗りやすいと感じたため、簡単なものでも弾けるようにしておくと思った。
- ・ピアノの練習 4名
- ・歌う際に子どもたちへのかける声(言葉)
- ・楽譜や鍵盤を見ないで伴奏を弾けるようにすること。(子どもの方を向いて弾けるようにすること) 4名
- ・歌詞を覚え子どもと一緒に歌えるようにすること。 2名
- ・実際の現場に行くと、緊張からピアノのミスが多くなるため、たくさん練習しておくことが大切だと思う。
- ・歌と伴奏ができる練習だけでなく、子どもたちの歌うことを考えて何か興味を引けることを考えたり、楽しんでいない子たちのことを考えるべきだと思う。
- ・ピアノの課題がある場合は、早めに楽譜をもらい、優先順位を聞いて練習をすること。
- ・手遊びのバリエーションを増やしておくこと。 3名
- ・子どもたちが楽しくできるような声かけを考える。
- ・リトミックのピアノや手遊び歌など、子どもたちを集めるため(注目させるため)に弾く曲を用意しておくこと。
- ・余裕をもって準備できるように練習すること。
- ・間違えても進む(弾き続ける)練習
- ・お集まりで全員が集まるまでに退屈にならないように、手遊びのレパートリーをたくさん用意しておくこと。

2. アンケート結果を振り返って 各質問の考察

1の質問、実習が始まる前に課題が渡されていたかという問いだが、始まる前というのは2種類あるということがわかった。1つは1年次の観察実習(1週間)の時に渡されたパターン、もう1つは、本実習が始まる前の打ち合わせ(オリエンテーション)で渡されたパターンである。1年次の実習の時に、本実習を見据えて前もって楽譜を渡された学生は、4月からの約2か月間のレッスンで弾けるよう準備することができた。また、オリエンテーションを余裕をもって組めた学生も、準備期間を取ることができ、何度かレッスンでも取り組むことができた

が、実習始まる前1週間で、6曲の楽譜を渡された学生もいた。そのようになってくると、レッスンで見ることができず、自分で練習するしかないなど、準備をするための十分な時間が取れず実習を迎えることになってしまう。今年度はコロナウイルス感染防止対策から、実習の始まる2週間前から大学に通学せず、オンライン授業に切り替わったこともあり、実技の面で不安が残った学生もいただろう。

また、生活の歌の扱いで、1年生の「保育表現技術 器楽Ⅰ」の授業で「朝のうた」「おはようのうた」「おべんとう」「おかえりのうた」「さよならのうた」の5曲には取り組んでいたため、2年生の実習でこの課題が出された幼稚園が多くあったが、心配なく焦らず準備することができた。他の地域でも『「朝のうた」「おべんとう」「おかえりのうた」の3曲は、事前に実習先から最も多く与えられる課題曲⁴とされており、1年生の時から準備をしておく曲としては、納得いくものであるという裏付けができる。

2の質問の幼稚園実習ではピアノを使う場面はあったかの問いで、いいえの回答が4名もいたのには驚きの結果だった。そのうち、何人かの学生と話をすると、まず歌を歌う機会が少ないとのことだった。歌っても帰りの歌で伴奏なしのアカペラで、1つの園ではピアノはあるものの鍵がかけられていて、弾くことができないようになっているとのことだった。ICTの技術を取り入れ、CDの音源を使用する他、youtubeからの楽曲をBluetoothで接続してスピーカーから流すなど、筆者が幼稚園にいたころとは全く違うシステムが導入されていることがわかった。幼稚園教諭や保育士にはピアノを弾くことが求められていると認識していたが、時代と共に変化している1つに当てはまるのだと感じた。

3の質問の季節の歌に関してだが、2019年に聞き取り調査を行った際、6月の実習で取り扱う楽曲について、傾向が分かっていたため、幼稚園から課題が出されていない学生には事前に取り組むことを勧めていた。具体的な曲目は、「かたつむり」「かえるのがっしょう」「あめふりくまのこ」「しゃぼん玉」「時計のうた」である。季節に合わせた曲や、時の記念日など行事に関連させた曲が挙げられていたので、今回も共通していることから取り組んでいたが、上記の通り、準備していた曲で対応できたことが読み取れる。また、学生からもレッスンで取り組んでいたことで、自信をもって子どもたちと一緒に歌うことができたとの感想があった。2019年の調査では、挙がらなかった「ニャニユニョのてんきよほう」や「だから雨ふり」に関しては、着目していなかったため、今後の事前準備の楽曲に追加していきたい。

4の質問では、園によってさまざまな曲への取り組みをされていることが分かった。ほとんどが本学でも授業で使用している「保育・教育の現場で使える！弾き歌いピアノ曲集」⁵に掲載

されている曲だが、中には、流行りの J-pop を取り扱っている園もあった。複雑なリズムが多用されている曲は、難易度が高いと感じるが、子どもたちは、TV や youtube など様々なメディアを通じて簡単に覚えてしまう。また、そういった曲は子どもたちの一番興味のある曲のため、取り組みや集中力が高まり、音楽活動がより楽しめる時間となるのだらうと推察する。ピアノで弾いて一緒に演奏するかは別として、実習生や教師も、常にアンテナを張って流行りの曲や子どもたちに人気のある曲は把握しておく必要はあると考える。

5の質問は、ピアノとは関係なく手遊びの内容だったが、この項目を立てた理由は、様々な活動の導入には手遊びが取り入れられ、音楽活動・身体表現の大きな役割を担っていると感じるからである。実習に行く前に、学生と話をしても手遊びのレパトリーの話が持ち上がり、動画を検索して子どもたちと楽しめるものを準備していくとのことだった。ピアノで伴奏を弾いて一緒に歌うものと共通して言えることは、事前に準備して練習しておくこと、子どもたちの様子を見ながらどんな声掛けが良いか、臨機応変に対応していける力が必要であることだと考える。

6の質問では、1年の観察実習から学んだことを活かし、2年の本実習を終えて学生が感じた事前準備に必要な内容を回答するものだった。それぞれに実習中の活動に違いはあったが、「ピアノの練習」「楽譜や鍵盤を見ないで伴奏を弾けるようにすること。(子どもの方を向いて弾けるようにすること)」「手遊びのバリエーションを増やしておくこと」「歌詞を覚え子どもと一緒に歌えるようにすること」の4つは、複数人から回答があった。練習はしているつもりでいたが、現場に行き、子どもたちや先生を目の前にすると緊張から思い通りにいかなかったこともあったことだろう。これは、経験していく中で身に付けていき、今後の就職活動や就職した先でも、同じことを感じていくのではないかと考える。手遊びのレパトリーについては、ある園に見学に行った際、園長先生は「毎年新しい曲が出てきて、手遊びも数えきれないほどの曲数が出てきている。新しい曲を習得していくことも大事だが、同じ曲でアレンジしていける力を身に付けていくことも大事」とおっしゃっていた。クラスをのぞいてみると、何の動物なりきるか、どんな食べ物を作ってみるか、手遊びを展開していく中で、子どもたちの意見も取り入れながら進めている場面が見受けられた。一方的に教師の方で進めていく活動ではなく、子どもたちと「対話」しながら進めていける活動へとつながっていくのだと考えさせられた。

3. 総合考察

今回、実習前の準備として、例年と大きな違いがあったのは、コロナウイルス感染予防対策の点で、「弾き歌い」の内容で授業ができなかったことである。実習では、子どもたちと一緒に歌うことも想定されるため、2年生の器楽の授業では必ず弾き歌いを課題としていたが、授業の中で「歌う」ことはできず、ピアノの伴奏だけ完成させることになっていた。実習に出れば弾き歌いをするようになるため、そのことを想定し、歌の部分にハミングを用いるなどの工夫や、前奏から歌に入るときに「どうぞ」や「さんはい」などの声掛けをする練習も取り入れていたが、実習中に実践していくことはなかなか難しかったようだ。

もっとピアノの練習が必要であることに気づいた学生、緊張から頭が真っ白になって、途中で弾けなくなってしまった学生など、実習を通して様々な経験をしてきたことが分かった。保育者は、必ずピアノを弾けなければならないと過剰に不安になることはないが、音楽活動をしていくうえで「ピアノ」は不可欠であるということが改めて実感できた。その中で、養成校の取り組みとして、どのように技術面の不安を取り除いていけるか、どんな取り組みが必要か更に考察を続けていく必要性も感じた。緊張感を軽減させるために、グループワークやアクティブラーニングを用いて、単独練習だけではなく、人前で披露する機会を設け、子どもたちの前に立ったことを想定した授業内容も検討していきたい。

ピアノの技術向上が難しく、ピアノを弾くということに不安や焦りを感じ、そのことが原因で苦しんでいる学生も多くいるため、手作り楽器を作って子どもたちと演奏してみることや、手遊びを堂々と実践できるように促していくことも大切ではないだろうか。ピアノの技術を向上させることも大切にしなが、それだけにならないように器楽と音楽の授業を結びつけて展開していくことも必要となってくるだろう。

また、現場では単に多くの曲が弾けることや間違えずに弾けることを求められてはいない。幼稚園や保育園の現場で、音楽表現活動においてどんなことが求められているのか学生と幼稚園教育要領「表現」のねらいと内容の理解を確認し、子どもたちの発達と音楽表現活動と関連させて指導していくことが、実習を迎える学生の自信に繋がっていくと考える。

4. 音楽活動における幼稚園教育要領との関わり

幼稚園教育要領では、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域によって内容が示されている。2019年の研究ノートにおいても音楽活動は「表現」に分類されることを記載しているが、音楽表現の面から分析していくと、「言葉」や「環境」についても深い結びつきがあ

ることが分かってきた。

今回のアンケート調査でも明らかとなったように、幼稚園では「季節の歌」が多くの園で取り扱われている。その中で、歌詞の意味が分からずにただピアノに合わせて歌うだけの作業となってしまうか、歌詞から想像して、情景を思い浮かべて歌えるかで、表現に大きな差が出てくるのではないかと感じた。歌詞を理解するということは、「言葉」⁶の内容(8)「いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。」や内容(9)「絵本や物語などに親しみ、興味思っけて聞き想像する楽しさを味わう。」に該当してくる。言葉の意味を理解することは難しい場合でも、子どものイメージの豊かさが、想像したり、表現したりすることの楽しさに繋がっていくと考える。

また、歌詞から情景を思い浮かべること、例えばカエルが跳ねる様子、雨の音などについては、「環境」⁷の内容(1)「自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。」や内容(3)「季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。」に該当してくる。幼稚園生活の中で、子どもが季節の変化に気付き、子どもなりに関心を持つことが大切だろう。子どもたちが全身で四季折々の変化に触れることができるような環境づくりをすることで、「表現」に繋がっていくことと推察する。

以上のことから、音楽活動をするから楽器や歌の技術を鍛えればよいとは言えないことがわかってくる。全ての領域との結びつきを大切に、養成校の中でも、他領域を専門とする教員と連携しながら展開していける授業を考えていくことで、子どもたちや幼稚園、保育園にとって大きな力となるだろう。

5. まとめ・今後の課題

本学の「保育表現技術 器楽Ⅱ」の単位取得条件には15曲の弾き歌いが課題として挙げられている(上記の通り、今年度は「歌う」ことはしない)。1年次の「器楽Ⅰ」から繋がっている授業だが、ピアノ初心者やピアノ経験が少ない学生が多く、2年次の授業でもピアノ技術の指導中心になってしまう現実はある。

また、実習に出たしまえば、ピアノの経験が多くても少なくても、同じ内容を要求されることが多く、苦勞する学生が多くいる。課題をこなしていくことは最低限必要なことではあるが、同じ楽譜で取り組むことが難しい場合は、伴奏の部分コードやベース音のみに変えてみるなど工夫することは必要だろう。そのような技術面のサポートと同時に、幼稚園や保育園の現場で音楽活動を行う場合には、「4. 音楽活動における幼稚園教育要領との関わり」に取り上げた他領域との関連から、ピアノ技術以外に表現するという観点では、どのような援助が必要となるか考えていくことも今後の課題となる。また、そのような能力が得られる学びを提供していきたい。

表 1

幼稚園実習における音楽についてのアンケート

1.実習始まる前に、ピアノの課題がありましたか？ はい ・ いいえ

「はい」と回答した人は、具体的にどんな曲だったか曲名を教えてください。

[]

2.幼稚園実習ではピアノを使う場面はありましたか？ はい ・ いいえ

「はい」と回答した人に質問です。具体的にどんな場面で使ったか教えてください。

例：朝のあいさつ、責任実習…など

[]

「いいえ」と回答した人に質問です。ピアノではなく CD などの音源や歌のみで行った場合も含めて、音楽を取り扱った時間があれば具体的にどんな場面で使ったか教えてください。

[]

3.季節の歌を歌ったり演奏したりする場面はありましたか？ はい ・ いいえ

「はい」と回答した人は、具体的にどんな曲だったか曲名を教えてください。

[]

4.季節の歌以外で、歌ったり演奏した曲を教えてください。(朝の歌、さよならの歌も含む)

[]

5.手遊び歌はどんなものを使用しましたか？他の先生が子どもたちと一緒に取り組んでいたものが別な場合は、その歌も教えてください。

自分

先生方

[] []

6.音楽活動における事前準備はどんなことが必要だと感じましたか？

[]

ご協力ありがとうございました。

引用文献

- 1 山下浩：幼稚園教諭・小学校教諭・保育士養成課程のためのピアノテキスト－レッスン 24 とその応用－ ドレミ楽譜出版社 2017
- 2 文部科学省：幼稚園 教育要領(平成 29 年告示) 東山書房 2018 年 27 頁
- 3 中村礼香：保育者養成校における学生のピアノに関する意識調査 鹿児島女子短期大学紀要 第 52 号 p.103～108 2017
- 4 原友美・西出悦子：保育者養成校における歌唱教材の内容とその指導方法－幼稚園教育実習からみた音楽系授業の必要性－愛知みずほ短期大学
- 5 津布楽杏里・桑原章寧：保育・教育の現場で使える！弾き歌いピアノ曲集 初級の学生の方、現場教育者の方は必須!! 株式会社ドレミ楽譜出版社 2018 年
- 6 文部科学省：幼稚園 教育要領(平成 29 年告示) 東山書房 2018 年
- 7 文部科学省：幼稚園 教育要領(平成 29 年告示) 東山書房 2018 年 24 頁

参考文献

- 1 深谷悠里絵：「保育表現技術 器楽Ⅱ」実習での音楽活動から考えるピアノ演奏技術のあり方 郡山女子大学紀要 第 56 集 p.131～136 2020
- 2 吉村淳子：保育者養成におけるピアノ教育についての試み－学生へのアンケート調査から－新見公立大学紀要 第 33 巻 p.87～92 2012
- 3 吉村淳子：保育者養成におけるピアノ教育に関する一考察 新見公立大学紀要 第 34 巻 p.51～54 2013
- 4 秋田郁：保育者養成校における音楽表現指導について－幼稚園教育実習後のアンケートから－名古屋経済大学 2018
- 5 中村礼香：保育者養成校における学生のピアノに関する意識調査 鹿児島女子短期大学紀要 第 52 号 p.103～108 2017
- 6 大橋美佐子：実践と知識を結びつける試み保育方法演習 A の授業計画 2017
- 7 鎌田千佳：幼児教育の現場で求められるピアノの役割について 幼稚園実習後の学生アンケート調査の分析報告 研究紀要 第 40 号 2018
- 8 原友美・西出悦子：保育者養成校における歌唱教材の内容とその指導方法－幼稚園教育実習からみた音楽系授業の必要性－瀬木学園紀要 第 14 号 2019
- 9 諸井サチヨ：園生活での音楽表現活動の重要性とその活動を支える保育者に求められる技術に関する一考察 淑徳大学短期大学部研究紀要 第 60 号 2019
- 10 山本美紀：初等教育教員養成課程における器楽技能をめぐる一考察－学生のピアノ実技に関する「困りごと」意識と実態－奈良学園大学紀要 第 12 巻 2020
- 11 多田純一：幼稚園教諭に求められるピアノ弾き歌いの技術とその指導法に関する一考察－幼稚園実習第 2 段階における課題を分析して－奈良佐保短期大学研究紀要 第 27 号 2019
- 12 文部科学省：幼稚園 教育要領(平成 29 年告示) 東山書房 2018
- 13 杉田啓三：保育内容「表現」平田智久 小林紀子 砂上史子 ミネルヴァ書房 2019
- 14 文部科学省：幼稚園教育要領解説 フレーベル館 飯田聡彦 令和 2 年

- 15 浅倉恵子：手遊びから音楽身体表現遊びへ 指導案で示した保育の展開例 風詠社 2020
- 16 今泉明美・有村さやか：幼稚園教諭・保育士養成課程 子どものための音楽表現技術 感性と実践力豊かな保育者へ 萌文書林 2020
- 17 岡本有子・押川涼子・梶木良子・川崎智子：音楽科教育に求められるピアノ技術－教職課程における「ピアノ実習」の授業実践から考察する教育法－ 洗足学園音楽大学教職課程年報 p.45～56 2018
- 18 中川華那・片山美香：音楽による幼児の表現活動の意義と保育者の援助に関する研究－人とかわる力を育むために－ 岡山大学教師教育開発センター紀要 第5号 p.73～82 2015
- 19 文部科学省：幼児理解に基づいた評価 平成31年3月 チャイルド本社 2019
- 20 岡健・金澤妙子：演習 保育内容「表現」－基礎的事項の理解と指導法－ 建帛社 2019

保育者養成における感性や表現する力の育成

～ミュージカル制作を通して～

Fostering sensibilities and ability to express in the training of childcare workers

～Through musical production～

深谷 悠里絵[※]

Yurie Fukaya

磯部 哲夫[※]

Tetsuo Isobe

横溝 聡子[※]

Toshiko Yokomizo

In this study, in relation to musicals in the kindergarten education guidelines "expression", we dealt with them during class from eight perspectives: (1) words, (2) singing expressions, (3) musical instrument performance, (4) physical expression, (5) performing arts, (6) lighting, (7) direction, and (8) planning and communication skills. We will summarize the contents and consider them. By summarizing the activities and verifying the content in connection with the area of "expression" in the educational guidelines, the musical.

はじめに

本研究は、卒業研究「ミュージカル」を題材として、幼稚園教育要領（以下、教育要領とする）「表現」の領域との関連を明らかにする。卒業研究は、本学2年生全員が履修することになっており、音楽・ミュージカル・子どもの心理・福祉・造形・運動・自然保育等の12のテーマに分かれて、学生が興味を持った内容のグループを選択し、1年間研究をしていく。尚、チャイルド・ミュージックコースの学生は全員が「ミュージカル」を選択する。

筆者らが担当するミュージカルのグループでは、演目「ピノキオ」を創作することとなり、台本制作や曲のアレンジ・作曲・振付等、様々なテーマをもって研究を進めた。その中で、①言葉②歌唱表現③楽器演奏④身体表現⑤舞台美術⑥照明⑦演出⑧企画力・コミュニケーション能力の8つの観点から授業中に取り扱った内容をまとめ、考察していく。

以下、教育要領「表現」の内容について記載する。

- 内容 (1) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つ

くったりなどする。

- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

研究の背景

チャイルド・ミュージックコースは、令和元年度入学の学生が1期生となり、卒業研究を全員がミュージカルを選択し、研究していく初めての学年だった。教員も学生も初めての取り組みということもあり、試行錯誤の連続だったが、更にコロナウイルス感染症防止対策を講じながらの授業展開となった。チャイルド・ミュージックコースの他、幼児教育コースで「ミュージカル」を選択した学生も加わり、計29名で活動することとなった。

教育要領「表現」の領域に関連付けていくことで、ミュージカルを創作し、「表現」について自発的に学んでいけること、身につけられることがたくさんあることに気づいた。また、感染防止対策が必須となったことで、様々な制限があったが、代替策を考えたり、発表の形態をICTの技術を駆使して工夫するなど、困難を乗り越えていく学生の姿勢が見受けられ、より感動を与える作品となった。

ミュージカルの先行研究は、実践報告がほとんどで、福井・太田垣(1998)は「ミュージカル教育は、より深いより厚みのある人間関係を構築し、創作していく過程で仲間との心のきずなが深まっていく」¹⁾と教育的意義について述べている。しかし、実際に幼稚園や保育園の現場での教育とどのように結びついていくのか。教育要領と関連していることが意識付けできることで、幼児教育の現場で指導していくことや表現していくことの楽しさに繋がり、表現の幅も広がっていくのではないだろうか。そのことを踏まえて、本研究では活動のまとめと共に、教育要領「表現」の領域との内容と結びつけた検証を行っていくことにより、ミュージカルの教育的意義を明らかにしていきたい。

言葉

ミュージカルを制作するにあたって、まず、題材を決めるところから始まった。子どもたちに見せることを前提とし、著作権のことも考えながら子どもたちが知っている物語の候補をいくつか挙げ、その中から令和2年度の卒業研究におけるミュージカルは『ピノキオ』に決定した。卒業研究発表の時間は20分間と決められており、その時間内に収まるよう台本制作に取

りかかった。コロナ感染症の広がりにより対面授業が始まったのが6月からであり、制作時間が限られることから、音楽は既成のピアノ・ヴォーカルスコアを使用した。しかし、楽譜の歌詞は英語だったため、日本語の歌詞を全て自分たちで考えることになった。全体のシーンの流れを考えた選曲に合わせて、台本と歌詞制作は、台本班、歌詞班に分かれて同時進行で行われた。

台本制作では、まずこの物語を通して子どもたちにどんなメッセージを伝えるか、また、子どもたちを物語に引き込むための方法なども考えた。台詞を考える上で重要なことは、一つ一つの言葉が子どもたちに理解しやすいこと、更に短い台詞の中でも効率的に様々なことが的確に伝わる言葉選びである。ストーリーの展開と共に、登場人物の性格や心情も表現できる言葉選びに学生たちは時間をかけて検討し、演技の練習が進んでからも台本の手直しが度々行われていった。

歌詞の制作は、初めに音楽が出来上がっていたため、そのメロディーやリズムに言葉をはめ込む作業になった。歌詞制作では、ストーリーを展開しつつそれぞれの登場人物に合った歌詞を付けることが必要である。また、メロディーやリズムと言葉のイントネーションが一致すること、限られた音数の中に表現したい言葉を選択し、語順を考え、歌い易く且つ理解しやすい歌詞にすることが求められる。学生たちは豊かな創造力で良いアイデアを出したが、音楽的な知識もかなり必要な作業であり、難しい曲はチャイルド・ミュージックコースの学生が仕上げを行った。

台本や歌詞が完成の後、歌や台詞、演技の練習段階へと進んだ。始めの段階での問題点は、台詞の抑揚が無く一本調子であること、前の人の台詞とトーンが同じになってしまうこと、テンポが一定であることなどが挙げられる。役のキャラクターや場面によって声のトーンや言葉のスピードが変わるはずである。また、台詞一つ一つがどうしてその言葉になるのか、前の場面からの繋がりや役の心情を深く考えることが大切である。それらを意識しながら言葉に込められたものの意味が理解できるようになると、自分の言葉として発せられるようになり、台詞も自然で説得力のある表現が生まれてくる。学生たち全員練習を積むに従ってはっきり通る声と言葉の表現力を身につけていった。特にゼベット役の学生は指導者から色々指摘され、かなり悩み落ち込んだ様子であったが、一週間後には別人のように表現が変化し、心を揺さぶられる感動的な演技ができるようになっていた。学生自身が感じ、深く考えた成果が自己表現として演技に現われたと言えるだろう。

【考察】

学生たちは班ごとに話し合いを進めながら、既成のストーリーを踏襲しつつも自分たちのオリジナルミュージカルの台本や歌詞を制作していく過程で、初めはなかなか意見を出せなかつ

た学生も積極的に発言できるようになっていった。また、研究発表直前までそれぞれのシーンのイメージや台詞、演技に対しての意見が活発に出され、それに対する改良が加えられていった。このミュージカル制作を通して互いに率直な意見を出し合える人間関係が構築できたことや人の意見を受け止め共感できる姿勢ができたこと、イメージや感動を共有できるようになったことが大きな収穫である。教育要領「表現」[内容] (2)「生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする」の部分に「教師が幼児の感じている心の動きを受け止め、共感することが大切である。そのためには柔軟な姿勢で一人一人の幼児と接し、教師自身も豊かな感性を持っていることが重要である。」や、(3)「様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。」の部分「教師はそれを受容し、共感をもって受け止めることが大切である。更にそのことを教師が仲立ちとなって周りの幼児に伝えながら、その幼児の感動を皆で共有することや伝え合うことの喜びを十分に味わえるようにしていくことが必要である。」とある。また、(8)「自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう」とある。学生がまず自ら体験していくことにより、子どもたちの姿に共感を持って接することができるようになるであろう。

ミュージカル制作を通して、登場人物の性格や場面を表現するために言葉が持つ意味やニュアンスまで考えることが大切であるとの認識を深めたが、これらのことは、「表現」に留まらず、教育要領「言葉」の領域とも大きく関係している。教育要領「言葉」[内容] (2) では、「教師が的確にその思いを言葉で表現していくことによって、幼児が表現しようとする内容をどう表現すれば良いかを理解させていくことも大切になる。」や (7)「生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く」では「教師の話す言葉に耳を傾けることにより、言葉の響きや内容に美しさを感じ、改めて言葉の世界の魅力にひかれることもある。さらに、同じ意味を表す言葉であっても、その表現の仕方を変化させることが必要な場合もある。」とある。このように保育者自身が言葉による表現力を持っていることが大切であると言えよう。ミュージカル制作により、伝える言葉や伝わる言葉を選択する力、そしてその言葉を伝える力、豊かなイメージや人の心の動きを受け止め共感する力、互いに言葉を通して伝える力、感動を共有する態度などが養われていくと考える。

歌唱表現

平成 30 年度の拙著「保育者養成課程における歌唱に関する研究」～女性の地声と裏声の発声法と歌唱法～の中で、歌唱における呼吸法、地声と裏声のそれぞれの発声法、地声と裏語を織り交ぜた歌唱法を考察し、地声と裏声の換声点を認識し、換声点で声区転換をして歌唱する歌唱法について、84% の学生が歌唱効果を実感しており、女子学生の保育者養成課程における歌唱分野においての指導法として意義があるという考察を行った。この研究を基に、ミュージ

カルの歌唱表現について検証する。

<歌唱呼吸の習得>

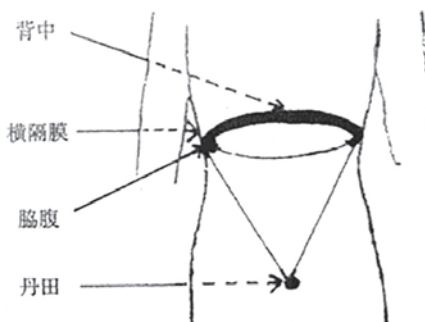
- 歌唱呼吸修得の中期段階
- ①膝を曲げて下方へ強めに息を吸う
 - ②椅子に座って背筋を伸ばし下方へ強めに息を吸う
 - ③歩きながら下方へ強めに息を吸う

ミュージカルの卒業研究を選択した学生は、大半が腹式呼吸を理解しているため、上記に示した歌唱呼吸修得の中期段階から始めた。生活の中で何気なく行える、膝曲げ、着席、歩きの動作であるが、この動作は図1のように横隔膜が前後左右に広がり、声の支えが作れるようになり、フレージングが安定し、フレキシブルな歌唱表現が可能となる。

○地声と裏声を使った歌唱法

地声と裏声を使い分けるには、学生自身が自分の換声点を把握することが重要である。自分の換声点を把握し、換声点を境に地声と裏声の声区転換をしながら歌っていくのであるが、地声と裏声の各声区には重複する部分が存在する。実際に楽曲を歌う場合には、上・下行音型の順次進行、上・下行音型の跳躍進行が繰り返されるが、こういった音型進行が低・中・高音域の同一音域内あるいは異なる音域内で行われることにより、声区の重複部分が多様に変わってきてしまうのである。換声点は声区転換の目安として考え、低・中・高音域の同一音域内あるいは異なる音域での、音型進行による地声と裏声の歌唱法を次に示してみる。なお各音域については個人差があるので、音名による音域の限定はしないこととする。

図1 横隔膜を広げるイメージ²⁾



【音型進行による地声と裏声の歌唱法³⁾】

- ①低音域内、低音域から中音域、中音域内での上行音型の順次進行の場合は、地声の声区が強くなるので換声点を超えても地声で歌唱する。
- ②中音域から高音域にかけての上行音型の順次進行の場合は、換声点で声区転換をして歌唱する。
- ③低音域内、中音域から低音域にかけての下行音型の順次進行の場合は、地声での声区が強くなるので地声で歌唱する。
- ④中音域内、高音域から中音域にかけての下行音型の順次進行の場合は、裏声の声区が強くなるので裏声で歌唱する。

- ⑤高音域内での上行・下行音型の順次進行の場合は、裏声の声区が強くなるので裏声で歌唱する。
- ⑥低音域内での跳躍進行の場合は、地声での声区が強くなるので地声で歌唱する。
- ⑦低音域から中音域、中音域から低音域にかけて、または中音域内の換声点を超えない跳躍進行の場合は、地声での声区が強くなるので地声で歌唱する。
- ⑧低音域から中音域、中音域から低音域にかけて、または中音域内の換声点を越えた跳躍進行の場合は、換声点で声区転換をして低音域は地声、中音域は裏声で歌唱する。
- ⑨低音域から高音域、高音域から低音域にかけての跳躍進行は、換声点で声区転換をして低音域は地声、高音域は裏声で歌唱する。
- ⑩中音域から高音域、高音域から中音域にかけて、または高音域内の跳躍進行は、裏声の声区が強くなるので裏声で歌唱する。

以上 10 項目が地声と裏声を使った歌唱のポイントである。ミュージカルにおいては、歌唱呼吸を修得し、地声と裏声を使い分け、ドラマティックな歌唱表現が可能となった。

【考察】

このようにミュージカルにおける歌唱表現は、教育要領の領域「表現」の内容の(6)「音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。」について、保育者を目指す学生の歌唱技術や表現力を向上させ、幼児の前で表現豊かに模範唱ができるということは、幼児が音楽に親しむようになる上で重要な経験となるといえる。

今後の課題としては、歌唱分野は個人差があるという現状を踏まえ、限られた授業時間という中で、マンツーマンのヴォイストレーニングの時間や回数を増やし学修効果を上げていくことであろう。どうしても短時間でのマンツーマンのヴォイストレーニングとなってしまうので、今回の考察を基に、より効果的なトレーニング法を検証しなければならない。

楽器演奏

ミュージカルは音楽が重要な役割を果たしている。歌だけでなく、歌を支える伴奏やBGMはミュージカル全体の雰囲気を支えている。ストーリーを進めて役のキャラクターや気分の変化を表現し、場面の転換もしていく。今回のミュージカル制作では、音源は使用せずに生演奏（実際には録音をして使用した）することに拘り、チャイルド・ミュージックコースの学生が伴奏の楽器演奏を担当した。楽譜は既成のピアノ・ヴォーカルスコアから一部を使用した。学生の専攻に合わせてアレンジを加えた。音源からの聴音を学生にも行わせ、また、足りない部分やパートを創作することも行った。20分間という研究発表の時間に収めるために曲のカットやアレンジも必要であった。アレンジ楽譜は楽譜制作ソフトを使用し作成した。これによって移調楽器への対応や、歌う学生の声域に合わせた移調などが容易にできた。この作業を通し

て、学生たちにソルフェージュ能力の向上と共に、現場ですぐに活用できる楽譜制作ソフトの使用方法を身につけさせることができたと考える。普段なかなか取り組むことができない多様な楽器とのアンサンブルや即興的な打楽器の使用、場面に合わせた効果音を考え演奏することなど通して、学生たちは演奏することの楽しさを体感している様子であった。更に、クラシック音楽とは違ったジャンルの音楽に触れることで、新たな表現力を身につけることができた。

【考察】

チャイルド・ミュージックコースの学生達は幼児曲も勉強しているが、普段はそれぞれの専攻におけるソロの器楽作品を中心に学んでいることが多い。標題音楽よりも絶対音楽的な表現法の追求の方が主となりがちである。ミュージカルにおける伴奏音楽は、場面の雰囲気や役のキャラクターを考える必要がある。音楽で心情を表現し、場を盛り上げ、ストーリーを進める推進力となっていく。また、楽器同士だけでなく歌手との呼吸も合わせる必要がある。アンサンブル演奏は互いの表現を受け止めながら、自己表現をしていくことである。学生たちは、どのように表現したらその場面に相応しいか深く考えながら練習を積み重ね、演奏技術だけでなく、自発的な表現力も向上させることができた。

教育要領「表現」(4)では「感じたこと、考えたことなどを音や動きで表現したり」とある。ここでは幼児の自分なりの表現について教師が受けとめながら、幼児が表現する喜びを味わえるようにすることが大切ということであるが、教師自らがまず自分が感じたことを表現できることが重要であろう。楽器演奏を通して自己表現をする力を身につけ、そこから得る喜びを知ることや、他者とのアンサンブルは、人の表現を受け止める力も同時に培われていく。また、(6)「音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。」では、「教師などの大人が、歌を歌ったり楽器の演奏を楽しんだりしている姿に触れることは、幼児が音楽に親しむようになるうえで、重要な経験である。」とあるように、楽しんで音楽を演奏する経験を積んでおくことが、幼児に大きな影響を与えることになるであろう。ミュージカル制作において、より豊かな表現力を身につけておくことは大きな意義があると考えられる。また、今回のアレンジでは、幼児教育の現場で活用されているトライアングルやタンバリンなどリズム楽器も意識的に用いた。単純なリズム楽器をミュージカル音楽に効果的に用いる経験を通して、その楽器の持つ表現方法を見出すこともできたと考える。幼児が音楽活動において豊かな表現を工夫して創り上げる楽しさを味わえるようになるために、学生がまずその楽しさを知っておくことが必要であり、ミュージカル制作では、その学びに結びついているのである。

身体表現

ミュージカルにおいて感情の表出を行うには、ダンスや身振り手振りを伴った身体表現が重

要な要素である。ダンスは、登場人物の感情の表出、ストーリーや内容を伝える典型的な身体表現である。対話シーンや歌唱シーンでの身振り手振りを伴った身体表現は、感情、言葉や旋律が聴き手に十分に伝わるための手法といえる。本項では、ミュージカルでの「対話シーン」と「歌唱シーン」において、身振り手振りを伴った身体表現の修得を検証する。

<対話シーンでの身体表現の修得>

劇中、台詞を対話で進行するシーンにおいて、複数人の間合いの取り方が重要となってくる。良い間合いの取り方をすることで、対話に説得性を持たせ、自然な感情の表出が可能となり、感情を伴った身振り手振りの身体表現が行えるようになる。相手との絶妙な間合いを取る練習として、下記のような授業内容を実践した。

- ・ 3つのグループに分かれる。
- ・ 全員で普通にジャンプする。
- ・ 全員で静かにジャンプする。
- ・ 全員で後ろ向きにジャンプする。
- ・ 全員で目を閉じてジャンプする。
- ・ 目を閉じてグループごとに合図を決めてジャンプする。
- ・ 目を閉じてグループごとに合図を出さずにジャンプする。
- ・ 目を開いてグループごとに合図を出さずにジャンプする。

このトレーニングは、初めは全員でバリエーションを加えジャンプし、次にグループごとに目を閉じて合図を決めてジャンプしていき、最後に目を開いてグループごとに合図を出さずに、間合いを感じながらジャンプをするというものである。これは、グループ内でお互いを意識しながら言葉を発せず、絶妙な間合いを取っていくというトレーニングである。こうしたトレーニングを実践し、間合いの取り方を養うことで、対話シーンにおいて自然な流れができ、感情を伴った自然な身振り手振りの身体表現が可能となった。

<歌唱シーンでの身体表現の修得>

歌唱においても身体表現を伴うことで、声や歌詞を人に伝えようとする説得性が向上する。井中(2011)は身体表現と音楽の関わりについて、「身体の動き」は「音」のイメージによって表現をより豊かなものとし、「音楽表現」は「動き」を感じることににより、より明確なものとなったと述べている⁴⁾。本研究では歌唱と身体表現とのかかわりに関して、次のような実践を試みた。

①童謡を使った身体表現

今まで歌唱時において身体表現を伴うことが無かった学生に対し、実際に「たなばたさま」「犬のおまわりさん」「南の島のハメハメハ大王」「小さな世界」等の童謡を取り上げ、基本的

な身体表現を実践した。伊藤ら(2014)は、「科目の授業内容とオペレッタ制作での必要事項との関連性」において「総合表現Ⅰ・Ⅱ」の科目の「身体」について、「気持ちを伝える動き」「気持ちを伝える表情」「役柄の個性を表す動作」「ダンス」の授業内容のポイントを述べている⁵⁾。「身体」におけるこれらのポイントの中で、歌唱と身体表現を結びつける「気持ちを伝える動き」「気持ちを伝える表情」「役柄の個性を表す動作」の3つを評価項目として、童謡における身体表現の実践を検証した。

②童謡を使った身体表現の実践

「気持ちを伝える動き」

- ・各自歌詞に対して、手、足、首等、身体全体を使った身体表現を考える。
- ・実際に歌いながら、手、足、首等、身体全体を使った身体表現を行う。
- ・身体表現について、教員とディスカッションし考察する。
- ・再度歌いながら考察した身体表現を行う。
- ・鏡で体の動きを映しながら、再度身体表現をチェックする。

「気持ちを伝える表情」「役柄の個性を表す動作」

- ・体の動きが完成したら、歌詞の中の主人公の気持ちになりながら顔の表情を付けていく。

以上のように、童謡を使った身体表現の実践においては、「気持ちを伝える動き」「気持ちを伝える表情」「役柄の個性を表す動作」という評価項目をチェックし、歌唱と身体表現の基礎を修得することができた。これらの歌唱と身体表現を基本とし、今回取り上げたミュージカル「ピノキオ」の歌唱楽曲に3つの評価項目を取り入れ、歌唱と身体表現を結びつけて歌唱シーンでの身体表現を修得した。

【考察】

身体表現について、「対話シーン」と「歌唱シーン」における関連性を論じたが、基本的に身体表現は言葉以外で何かを伝えるノンバーバル・コミュニケーションであり、そのような要素を帯びた身体表現に、「対話」や「歌唱」のバーバル・コミュニケーションが加わることで感情表現がしやすくなり、人に伝えようとする説得性が向上するのである。

このようにミュージカルにおける身体表現は、教育要領の領域「表現」の内容の(4)「感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。」及び(8)「自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。」について、幼児におけるバーバル・コミュニケーション、ノンバーバル・コミュニケーションを理解し、幼児の素朴な表現を大切に、幼児が何に心を動かし、何を表そうとしているのかを受け止める感覚を養成できる授業内容であるといえる。

舞台美術

学生は台本で、舞台の場面展開を5つ創った。①おもちゃ屋さん②サーカスの風景③プレジャーアイランド④クジラのお腹(映像)⑤星空エンディング(映像)である。①では、積み木やプレゼントの箱、おもちゃが並んでいる商品棚、風船の装飾を段ボールや画用紙、ペンキや油性マジックなどを使って創作した。②では、舞台転換を効率よく行うため、舞台上から吊り下げる方法で、三角の旗を紅白の布で作成し、背景に使用した。③では、①②の明るい配色から暗い黒を基調とした配色へと場面転換が行われた。黒い壁に落書きされた背景、無造作に配置された段ボールで作られた木の箱。ここでもペンキや画用紙などを工夫しながら場面に合った装飾が作られた。④では、クジラのお腹の中にいる場面だったので、ICTの技術を使って表現した。⑤でも同様に、映像で表現した。カーテンコールも含めたエンディングを、ストーリーの全体を締めくくるイメージが学生の中で星空ということもあり、このような舞台美術となった。

限られた時間と予算の中で、場面の転換を効率よく行うにはどのような表現ができるか、大道具・小道具チームを中心に、授業の空きコマなどを利用して全員で作成した。最後まで苦戦していたのは、①の場面の商品棚と③の場面の落書きされた背景に使用した段ボールの出し入れと、立たせる方法だった。舞台で映えるように作ったため、大きさも重さも思った以上のものが出来上がり、工夫が必要となった。

【考察】

今回、学生はストーリーから想像し、場面に合った舞台美術を創作していったが、これまで自分たちが感動した体験や見てきた景色、映像や写真などから得たヒントを基に、自分たちなりにイメージしたものを表現することが必要だったといえる。これは、教育要領「表現」内容(5)「いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。」や(7)「かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりする。」に該当してくる。形や色などの変化、組み合わせを工夫して活動していくことで、多様な体験に繋がり、表現する意欲や想像力を育む上で重要となってくると考える。子どもの視点に立ち、その子どもがそれらに抱いているイメージを受け止めることも大切である。様々なものを制作していく中で、学生一人一人のイメージに違いがあったが、話し合いの時間を設けながら、学生同士で否定すること無く、様々な意見を取り入れながら形にしていく姿が多く見受けられた。保育の現場でも教師の意見だけでまとめることなく、子どもたちのイメージを大切にしながら進めていくことが、子どもの自発性や創造性を育む大きなきっかけとなるだろう。

照明

照明を担当したのは、29名のメンバーのうち3人である。1人は舞台の Horizont ライトを中心に、背景に合わせた配色を考え、場面ごとの色を作っていた。残りの2人はピンスポットを担当し、場面に合わせて効果的に光を使い分けていた。Horizont ライトについては、背景の色は場面ごとに7つ設定した。上下に分けて2色をグラデーションにした背景（黄色から水色、ピンクから紫など）、全体に色を混ぜた淡い印象の背景、単色の背景（赤や青）など舞台上で練習する時間は限られていたものの、リハーサルができる時間を有効に使い、スマートフォンで録画したものを全員で共有し、みんなの意見を取り入れながら工夫をしていった。明るさや暗さ、楽しい、悲しいなど舞台の雰囲気創りをする大事な要素となった。

【考察】

全体の印象を良くも悪くも変えてしまう大事な照明は、舞台監督や演者とのやり取りから、様々な種類の色を作り出し、みんなが納得いく配色にしていけることができた。幼稚園教育要領「表現」内容(1)「生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気づいたり、感じたりするなどして楽しむ。」(2)「生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。」や(3)「様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。」(4)「感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。」(7)「かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、かざったりなどする。」(8)「自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。」とある。また「～(略)イメージの世界を十分に楽しめるように、イメージを表現するための道具や用具、素材を用意し、幼児と共に環境を構成していくことが大切である。」と取り上げられている。台本からイメージしたことを照明で創り出し、照明で創り出した雰囲気を、演者は感じ取って自由に表現する。幼稚園や保育園でも子どもたちの素朴なイメージや表現を大切に、自由に自分の思いを表したり、伝え合ったりしていく環境をつくる必要がある。また、演じていくことだけではなく、日常生活の遊びの中で、発見する形や色について、工夫していくことで自分のイメージしている物を作ることや表現することができる。それらを友達や先生に見てもらうことで、お互いに作品への思いを高め、表現する楽しさ、感動を共有できる時間は心の成長を育み、目標に向かっていく力へとつながっていくと考える。

演出

卒業研究でミュージカルを選択して集まった学生のほとんどが、演じるのも踊るのも初めてだった。その中で、元々題材はある作品とは言え、制限時間内に収めるため自分たちで脚本を考え、演出まで創り上げていく。はじめは演じることに恥ずかしさや躊躇いなどがあつたが、

エチュード（起承転結の場面づくり）やグループワークを通じて、少しずつ演じる基本を学んでいった。脚本が出来上がってからは、台詞や背景、音楽に合わせてどんな表情が必要か、どんな声が合っているか、オーディションで選ばれた学生がそれぞれ模索していった。演じているつもりでも、大きな舞台で子どもたちに伝える演技には、顔や声の表情、身体表現など様々な工夫が必要となった。更に、コロナ感染防止のため、マスク着用での演技だったため、表情が伝わりにくく、声もこもって聞こえてしまうなどの難しさもあり、通常では必要のない点も留意することとなった。また、チャイルド・ミュージックコースが作詞・作曲をした曲でオリジナルダンスを振付、29名全員で踊る場面では、舞台映えする隊形を舞台監督中心に考え、曲のタイミングで動きを付け加えるなど、視覚的に楽しんでもらうためにはどのような工夫が必要なのか試行錯誤していた。全体の動き、振りの関係から、曲の後奏部分のカットや伴奏のアレンジなど、演奏チームと何度も話し合いを重ね、納得いく形を模索していった。

【考察】

劇中の動きやダンスの振り付けは、その役についた学生が練習を重ね、リハーサルで友達や教員のアドバイスを通して、別の表現を加えたり変更して完成させていった。なかなかイメージしていることが演技で表現できずに苦しみ場面もあったが、繰り返し演じていくことで自分のものにしていき、自然な表現が生み出されていった。

ミュージカル最後のカーテンコールやオリジナルソングでの隊形は、ダンス講師に決めてもらうことなく、学生同士の話し合いで創り上げた。何列にするか、高さの変化、隊形移動はどのように行うか、曲と動きをどのようにリンクさせるか、考えることは多々あったが、動画で残す際も全員の顔が見られるように、隊形の面白さと美しさ、演出としてどちらの視点からも考えていくこととなった。舞台監督は、ダンスが初めての学生にもわかるように、花が開くように、階段のようになど、みんながわかりやすい指示をだすよう工夫していた。

幼稚園教育要領「表現」内容(8)「自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。」とあるように、完成形や目指していくものを言葉で伝え、それに向かって練習し、演じる楽しさを感じていく流れとなった。子どものイメージを表現できるよう、道具や用具、素材を用意し、子どもと共に環境を整えていくことも大切になってくるだろう。また、「物語を聴いてその登場人物に対するあこがれの気持ちからごっこ遊びを楽しんだり、自分たちの物語を作って演じたりする。一人一人の発想や素朴な表現を共感をもって受け止めることが大切である。共感する教師や他の幼児がそばにいることにより、幼児は安心し、その幼児自身の動きや言葉で表現することを楽しむようになる。」と幼稚園教育要領解説でも述べられているように、ミュージカル制作を通じて、子どもの感性と表現する力を養い、創造性を豊かにしていける「表現」の領域に直接関連して力を育てていけると考える。

企画力・コミュニケーション能力

まず台本班と歌詞班に分かれて制作に取り掛かり、配役決定後の演技練習に入ってから、キャストと音響、照明、演奏などのスタッフに分かれ、卒業研究のリーダー、副リーダー、各スタッフのリーダー、舞台監督らが中心となって練習スケジュールなどの計画をたてた。コロナの感染予防対策も学生たち自らが考えて練習に臨み、ステージ上での近距離での発声を避けるために、楽器演奏、歌、台詞は全て録音を行った。録音はパソコンを使用し、楽器演奏、歌、台詞の順に音を重ねる作業となった。音響担当者は録音のスケジュールを決め、録音準備、録音、ミキシング、舞台音響のオペレーターの役割を担った。照明担当者は場面毎のステージのイメージから照明のプランニングをし、セッティングと操作を行った。その他にも大道具・小道具制作、衣装、卒業研究の中間発表に向けた動画制作など作業は多岐にわたり、一人何役もこなす状況であった。役割分担をしながら計画性を持って進めることが絶対的に必要であり、各係のリーダーのリーダーシップと縦横の密なコミュニケーションが求められた。中間発表と卒業研究発表は動画による発表となったが、全体をまとめつつ発表を担当したリーダーのプレゼンテーション経験も今後に活かされるであろう。これらの活動を通し、学生たちのコミュニケーション能力や企画力、対応能力が非常に向上した。また、コロナ禍という特殊な状況のもと、危機管理に対する意識も養われたのではないだろうか。

【考察】

学生たちは、1つのミュージカル作品を創り上げていく大きな目標のもと、作品を仕上げていくその過程において、企画し実行していく難しさ、大変さを体験していった。それぞれの役割を果たしつつ互いに協力し、意見を出し合ってより良い作品を創り上げる経験は、通常の授業では得難いことである。教育要領「表現」[内容](8)には、「そのイメージの世界を十分に楽しめるように、イメージを表現するための道具や用具、素材を用意し、幼児と共に環境を構成していくことが大切である。」とある。作品のイメージを具現化するために何が必要か考え、道具を準備し、創り上げるミュージカル制作過程は、保育現場での環境づくりに役に立つものである。日々の生活から園の行事に至るまで、保育者は常に保育の環境を整える必要がある。ミュージカル制作からは、子どもたち一人一人が自由な発想で自分自身を表現できる環境づくりや、その豊かな表現を引き出すことのできる環境を整えられる保育者への一歩となる学びを得ることができるといえよう。

また、ミュージカル制作を通して学生たちの自己表現力やコミュニケーション能力を向上させることができたと考える。ミュージカルに関する多くの先行研究でも、ミュージカル制作における教育的意義にコミュニケーション能力、自己表現力の向上が挙げられている。斎藤ら(2010)は学生への調査で、半数以上の学生が自己表現や他者とのコミュニケーションをとる

ことに苦手意識があると明らかにしている⁶⁾。また、長根(2004)も学生たちの能力面、人間関係面、表現面に多くの問題を抱えているとしている⁷⁾。そのような学生たちが、ミュージカル制作過程において多くの話し合いの中で、更に舞台での演技を通して自分の殻を破るきっかけを掴んでいる。斎藤は「ミュージカル活動が、学生に音楽的な表現力といった芸術面の学びをもたらす以上に、実に様々な意識の変容をもたらすと実感してきた。例えば、学生一人ひとりが持つ潜在能力の掘り起こし、制作過程における計画性・コミュニケーション能力、トライ精神などの獲得などの面からも、大きな効果をあげていると捉えている。」「自主性、問題を解決する力を身に着け、総合的な表現能力にも高まりが認められる。」「他者と協働する力が育まれてきている」と述べている⁸⁾。福井ら(1998)は、「ミュージカル教育によって高められる種々の表現力によって、高度なコミュニケーションが可能になる。それは単なる技術的な表現能力の獲得だけではない。性格の変化も伴うのである。」としている⁹⁾。これらの研究でも明らかのように、ミュージカル制作によって、単なる表現力だけでなく人間力の向上につながる学びができると言えよう。教育要領「表現」[内容](3)では、「幼児が感動体験を表したり、伝えようとしたりするためには、何よりも安定した温かい人間関係の中で、表現への意欲が受け止められることが必要である。(中略)教師はそれを受容し、共感をもって受け止めることが大切である。(中略)また、教師自身にも幼稚園生活の様々な場面で幼児が心を動かされている出来事を共に感動できる感性が求められる。」とある。この様な保育者として求められる資質の育成にもミュージカル制作は教育的意義があるといえよう。

まとめ

卒業研究「ミュージカル」を総合舞台芸術と捉え、①言葉②歌唱表現③楽器演奏④身体表現⑤舞台美術⑥照明⑦演出⑧企画力・コミュニケーション能力の8つの観点を、教育要領の「表現」の領域の8つの「内容」と照らし合わせ関連性を考察してきた。各項目における「表現」の内容の抽出回数と、各項目の考察で抽出された「表現」の内容を下記に示す。

<各項目における「表現」の内容の抽出回数>

- (1) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気づいたり、感じたりするなどして楽しむ。→1回(照明)
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。→2回(言葉、照明)
- (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。→2回(言葉、照明)
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。→3回(楽器演奏、照明、身体表現)
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。→1回(舞台美術)

(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。

→2回(楽器演奏、歌唱表現)

(7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。→2回(舞台美術、照明)

(8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。→5回(言葉、企画力・コミュニケーション能力、照明、演出、身体表現)

<各項目の考察で抽出された「表現」の内容>

- ① 言葉：(2)、(3)、(8)
- ② 歌唱表現：(6)
- ③ 楽器演奏：(4)、(6)
- ④ 身体表現：(4)、(8)
- ⑤ 舞台美術：(5)、(7)
- ⑥ 照明：(1)、(2)、(3)、(4)、(7)、(8)
- ⑦ 演出：(8)
- ⑧ 企画力・コミュニケーション能力：(8)

以上のように、各項目における「表現」の内容の抽出回数は、(8)「自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。」が5回、(4)「感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。」が3回と多く抽出された。これは、感じたことや考えたことを言葉、音楽、身体で表現するミュージカルの特性と合致するものであると考えられる。また卒業研究「ミュージカル」において、各項目で抽出された「表現」内容は、(1)～(8)の全てが該当していることが分かった。本研究で、卒業研究「ミュージカル」は教育要領の「表現」の内容(1)～(8)の全てに該当し、保育者養成課程の表現領域における科目として、総合的で有効な教育的効果が期待できるものであることが検証できた。特に内容の(4)と(8)においては、深い学修効果が期待できることが分かった。今後の課題としては、卒業研究「ミュージカル」の言葉、歌唱表現、楽器演奏、身体表現、舞台美術、照明、演出、企画力・コミュニケーション能力の8つの観点における活動内容について、更に教育要領の「表現」の内容と関連させた効率的で効果的な指導法を検証しなければならない。

引用文献

- 1) 福井一・太田垣学：総合的表現教科としての「ミュージカル」 奈良教育大学紀要 第47巻 第1号 (人文・社会) 70頁 1998
- 2) 磯部哲夫：「保育者養成課程における歌唱に関する研究」～女性の地声と裏声の発声法と歌唱法～

- 郡山女子大学紀要 第54集 150頁 2018
- 3) 磯部哲夫：「保育者養成課程における歌唱に関する研究」～女性の地声と裏声の発声法と歌唱法～
郡山女子大学紀要 第54集 153頁 2018
- 4) 井中あけみ：創造性を育てる音楽表現の考察—身体表現と音楽の関わりを通して— 研究紀要〔豊橋創造大学短期大学部〕〔編〕, (28) 28頁 2011
- 5) 伊藤 智里, 秋政 邦江, 青井 則子, 尾崎 公彦, 入江 慶太：総合表現（オペレッタ）における授業開発Ⅱ—領域「言葉」「表現（身体表現・造形表現・音楽）」に関する科目内容とオペレッタ制作との関連— 川崎医療短期大学紀要 34号 35頁 2014
- 6) 斎藤竜夫・時得紀子：協働型の表現活動の実践をめぐる考察—保育士・教員養成課程の学生への意識調査を基に培われる力に着目して—, 暁星論叢, 第60号, p.20, 2010
- 7) 長根利紀代：保育者を目指す学生への授業効果について—オペレッタを教材として—, 名古屋柳城短期大学研究紀要, 第26号, 93-94頁 2004
- 8) 斎藤竜夫・時得紀子：前掲書, 31-32頁
- 9) 福井一、太田垣学：総合的表現教科としての「ミュージカル」 奈良教育大学紀要 第47巻、第1号(人文・社会) 70頁 1998

参考文献

- 文部科学省：幼稚園教育要領解説 平成30年3月 フレーベル館 2018
- 井中あけみ：創造性を育てる音楽表現の考察—身体表現と音楽の関わりを通して— 研究紀要〔豊橋創造大学短期大学部〕〔編〕, (28) 17-29頁 2011
- 伊藤 智里, 秋政 邦江, 青井 則子, 尾崎 公彦, 入江 慶太：総合表現（オペレッタ）における授業開発Ⅱ—領域「言葉」「表現（身体表現・造形表現・音楽）」に関する科目内容とオペレッタ制作との関連— 川崎医療短期大学紀要 34号 29-37頁 2014
- 磯部哲夫：「保育者養成課程における歌唱に関する研究」～女性の地声と裏声の発声法と歌唱法～郡山女子大学紀要 第54集 147-162頁 2018
- 弓削田綾乃：幼児の身体表現に関する学生の意識と実践についての一考察 浦和論叢, (41) 135-146頁 2009
- 岡部裕美、富田久枝、七澤朱音：科目横断によるミュージカル指導と公演の教育的効果—音楽と身体表現性を引き出す授業の取り組み— 千葉大学教育学部研究紀要 第66巻 第1号 191-198頁 2017
- 三好 優美子 渡邊 洋 長谷川 千里 柳田 憲一：総合表現（創作オペレッタ）における表現科目の連携「音楽」「造形表現」「身体表現」の観点から 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要 第53号 47-62頁 2018

執筆担当

- 深谷：はじめに、研究の背景、舞台美術、照明、演出
- 磯部：歌唱表現、身体表現、まとめ
- 横溝：言葉、楽器演奏、企画力・コミュニケーション能力

明治初年の東北地方における官立学校について
—山形藩校と学而館の事例を中心に—

佐藤 愛未

About public schools in the Tohoku region in the first year of the Meiji era

Megumi Sato

- 29 前掲注27『飽海郡誌』「野附氏懐中御用留」五七頁。
- 30 前掲注27『飽海郡誌』「野附氏懐中御用留」五七頁。
- 31 前掲注27『飽海郡誌』五六頁。
- 32 酒田県は、羽後国飽海郡に、同由利・仙北両郡を加え、羽前国田川郡の天領に米沢藩の高島出張所管内を加え、村山地方の天領を寒河江長岡支局扱いとし四口合わせて二十五万余石であった。明治三年九月二十八日第一次山形県に併合されて山形県酒田出張所が置かれた。
- 33 前掲注21『酒田市史』下巻、「第八章文明開化の世相 第二節学生頒布」三一頁。
- 34 前掲注33『酒田市史』下巻。
- 35 第一次山形県、第二次山形県については第一章にて整理しているが、第二次山形県設立の際に酒田は山形県からはずれ、酒田県(第二次・田川郡・飽海郡)として成立した。
- 36 前掲注23『飽海郡誌』「野附氏懐中御用留」五六頁。
- 37 前掲注6『山形市史』下巻、四四二頁には、「教官その他の資格」については記録がないが、おそらく旧藩士の有能の士や県官がこれに当り、生徒はもちろん旧藩士弟に限られた。」とある。
- (付記) 本稿は、二〇一九～二〇二二年度 科学研究費助成事業「教育政策における政策終了メカニズムに実証研究」(基盤研究(c))、課題番号19K02790の研究成果の一部である。

- 山形市史編さん委員会。上倉祐二編『山形県教育史』山形県教育研究所、一九五二年。
- 7 川瀬同「山形 水野藩校」『山形郷土史研究協議会研究資料集』第九号、山形郷土史研究協議会、一九八六年。
- 8 そのほか、大石学編『近世藩制藩校大辞典』（吉川弘文館）、『日本教育史資料集』1（文部省）、『国史大辞典』（吉川弘文館）を参考とした。
- 9 木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典』第1巻北海道・東北編（雄山閣、一九八八年）には、弓術・馬術・槍術・剣術・砲術などが記されている。
- 10 前掲『日本教育史資料集』1、「山形藩立誠堂」項目。
- 11 「公文録」明治元年・第四十七巻・戊辰十月〜己巳五月・昌平開成両学校伺（国立公文書館蔵、請求番号・本館1公〇〇〇四七一〇〇）
- 12 「山形県史」一 政治之部 学校（明治三十七年）（国立公文書館蔵、請求番号・本館1府県史料山形1〇〇〇一）
- 13 前掲注10「府県史料 山形県史」に記載された表を基に作成した。
- 14 前掲注10「府県史料 山形県史」。
- 15 前掲注10「府県史料 山形県史」。この仮規則には、職員（都講・学監・助教・典籍・主計）、学科は普通学とあり（句読・習字・算術・皇学）として規程がなされている。
- 16 近代教育制度における「普通学」および「普通学校」については、熊澤恵理子氏が『幕末維新期における教育の近代化に関する研究』（風間書房、二〇〇七年）のなかで、「普通学」をテーマとした先行研究を整理し、それまで制度的視点から「府県施政順序」と「中小学規則」の系譜により考察を行う手法に対し、静岡藩沼津兵学校に着目して学校規則の作成にあたって主要な学校構想を具体的に追求し教育をおこなったのか、また育英舎において西周が講じた「普通学」から考察を展開している。熊澤氏は、「学制」以前における「普通学」の形成過程は、幕末期の教育近代化の延長線上にあり、国際社会を意識した近代的な教育の在り方を模索する過程であった」とし、「専門課程
- 17 に対する基礎課程、あるいは市民社会の人材としての教養教育の確立をめざしたもの」（三五九頁）としている。
- 18 この時、学区取締に任命された、佐藤利兵衛（山形十日町）、長谷川吉郎治（同上）、三浦権四郎（山形四日町）、市村五郎兵衛（山形六日町）のそれぞれ豪商であり、細谷良琅・細谷温は十日町の医師。
- 19 前掲注10「府県史料 山形県史」。
- 20 前掲注10「府県史料 山形県史」。
- 21 庄内の会津転封に関する詳細は、『酒田市史』下巻、「第二章維明治府と酒田 第二節庄内藩の会津若松転封」参照。
- 22 『鶴岡市史』中巻（鶴岡市役所、一九七五年）第一編明治初期の鶴岡第二章維明治府と庄内藩 第二節若松転封中止後の運動と酒田民政局に詳しい。
- 23 西岡周碩酒田表取縮被仰付ノ件「記録材料・諸侯・鍋島二、鍋島肥前守直大」（国立公文書館蔵、請求番号・記〇〇二九三一〇〇）
- 24 明治二年三月二十三日諸府県ニ小学校ヲ設ケ教育ノ道ヲ施行セシム「太政類典・第一編・慶応三年〜明治四年・第百十七巻・学制・学制二」請求番号・太00117100、国立公文書館蔵
- 25 民政局は戊辰戦争後、明治政府によって没収され直轄地化された土地に開設され、庄内を統治するために酒田民政局及び軍務官が設置される。当初は、参謀船越洋之助が統括し、本陣を上林右衛門宅に、軍制役所を尾関又兵衛宅へおいて、亀ヶ崎城（酒田）の接収と整理が完了するまでの間役所は民間に設けた。軍務官および民政局の詳細は、『酒田市史』下巻（酒田市史編さん委員会、酒田市、一九九五年）「第二章維明治府と酒田 第一節軍務官と酒田民政局」に詳しい。
- 26 前掲注21「酒田市史」下巻。
- 27 斎藤美澄編『飽海郡誌』卷之二（山形県飽海郡、一九二三年）第五編第二項学而館（五一〜五八頁）。
- 28 前掲注27『飽海郡誌』五五〜五六頁。

これも廃藩になったことで藩校も同時に廃校になれば、「学校勉学ノ志ヲ挫折」することを危惧していること、また県に編入されることで新たに学校機関を設けることが資金的にも難しかったと言えること、旧藩士たちの混乱を最小に抑えるためにも旧藩校の官立化は必要事項であったといえるのではないかと考えられる。

また、旧来藩士教育機関が整われていなかった酒田においては、明治政府が日本海側の流通拠点であった酒田港を機能させるため、酒田民政局を設置して混乱した酒田の掌握に務めた。その長官をつとめた西岡周碩によって、明治政府直轄の民政局下に官立の教育機関として、学而館が設置され、同館は旧藩士のみならず学修に志がある者へ門戸を開き、明治政府がすすめる「国民皆学」により近い官立学校であったと考察される。しかし、県への編入や西岡の免職などにより、山形藩と統合して再編された酒田県（第一次、のちに第一次山形県）に、学而館が移管されることはなく廃校となってしまった。

以上のことから、「学制」以前の山形の官立学校は、近代教育制度を模索しながら明治政府の方針に沿って体制を整えつつも、いずれ出されるであろう「一般ノ制度」がだされるまでの一時的な体制であったことが想定される。

「学制」が発布されたあとは、官立学校は移行されることはなく、明治政府による近代教育制度や政策に合わせて小中学校の設置に奔走していった。

ただ、「学制」以前に設置された官立学校が設置されたのは山形

県だけではないため、同時代の他県に設けられた官立学校の事例と照らし合わせて、東北地方をはじめとして明治初年の藩校および官立学校の運営を比較検討していく必要がある。この検討については、今後の展望としたい。

1 注

1 明治維新における民衆教育に関する先行研究は、八鍬友広「民衆教育における明治維新」（明治維新史学会編『講座明治維新 第十卷 明治維新と思想・社会』有志舎、二〇一六年）等に詳しく整理、分析および検討がなされている。

2 近世期における藩校研究としては、笠井助治氏が『近世藩校の総合的研究』をはじめ全国を網羅しつつ詳細な調査分析をおこなっている。近年では、諸藩の個別研究や自治体史において、藩校及び藩学の成立や教育内容、組織などを藩政改革との関連性が明らかにされており、合わせて諸藩教育や思想形成など、それによってもたらされた影響などが分析され論じられている。本稿はこのような先行研究の成果に依拠しまとめたいこととする。

3 地方制度の先行研究については、千田稔氏・松尾正人氏「明治維新研究序説―維新政権の直轄地―」（開明書院、一九七七年）を画期とし、松尾正人氏の『廃藩置県』中公論社一九八六年、同『廃藩置県の研究』ほか、府県制については奥田晴樹氏「府県の創設」（明治維新史学会編『講座明治維新3 維新政権の創設』有志舎、二〇一一年）などがある。

4 拙稿「明治維新时期における藩校運営の移行過程に関する一考察―東北地方の藩校を中心に―」（『郡山女子大学紀要』五七、二六〇―二四五頁。前掲注4 拙稿）。

5 『山形市史』中巻（近世編）一九七一年、下巻（近代編）一九七五年、

なってしまう。その理由として、『酒田市史』³³によると、教育のほか、五会所の規模拡張に伴う病院の新設、貧民施薬や寄宿治療などの整備に奔走し、すべて公費で支弁したため税金がかさんで、非難の対象となったことが原因と考えられているようである。

その西岡の謹慎中に酒田県令として大原重実が任命された頃は、酒田県官員の出入りが大変激しかったことが指摘されている。また、この当時の酒田県の歳出状況から、「明治政府は、酒田県を緊迫した国家財政再建の拠りどころとしたが、その目的を貫徹するため高齢者の祝金、孝悌勤勉者の賞与、鰥寡孤独の者の救恤等民心の掌握を図ると共に、学而館の設置や天長節の施行によって、民心教化を推し進めた」³⁴とある。

ただ学校の運営はそれまでのようには立ち行かなくなっていく、明治三年九月二十八日に酒田県が廃県となって第一次山形県³⁵に併合されたことで、同年十月二日「学校規則改正二付当分被止候事」³⁶として運営停止となっている。

明治三年学則改正とあるが、第一章のなかで説明した酒田県と山形藩が統合した際に官立学校として挙げられていた四校には含まれていなかったことから、廃校となったといえる。

こうして、西岡周碩が創立に尽力した学而館は約一年三ヶ月で幕を閉じることになった。

おわりに

「学制」以前の近代教育体制が整備されていくなかで、戊辰戦争によって荒廃した東北の民政及び士族・民衆の教育体制の整備は急務な課題であり、近代的な教育を目指した学校設立が急がれた。

本稿で取り上げた、旧藩校を官立学校へ移行して利用した場合と政府直轄の民政局下に新設された官立学校の場合、二つの教育機関からそれぞれの開始から終了までを分析した。

版籍奉還、廃藩置県を経て設立した酒田県(第一次)、山形県(第一次・第二次)のなかで、その県下に存在していた旧藩校を官立学校へ移管して利用することで、山形県は明治政府が急務とした「府県学校」の設立および東北の近代教育政策の足掛かりとしたのではないかと考えられる。そのため、旧藩校の体制を継承しつつ、明治政府が推進した教育政策に倣い学則などの基本的体制を整えていったことがわかる。旧天童藩校を移管する際に、「一般ノ制度公示セラル、迄」として予算は半減し維持していたことから、県に移管された旧藩校はあくまで、「普通学校」が設立されるまでの限定的なものであったと言える。『山形市史』³⁷にも山形学校立誠堂の教官や生徒は旧藩士が中心で構成されていたことが推測されていることから、生徒については他の三校の官立学校も同様であったのではないかと考えられるが、教員や運営体制については、旧天童藩校養生館の事例から従来の教官を免職させ、県官を中心とした運営体制に少しずつ移行していることから、旧藩から県管轄として緩やかに変容していることが伺える。

記載がされている³¹⁾。

学校之儀天正寺を以当分御取立二
相成学而館と被相称候條町人たり
とも有志之者ハ其筋願出致入学第
一孝弟二相導師長之教二不相背日
夜勉強可有之候事

巳七月 市中掛
年 寄
大庄屋

学校の校舎は当分の間、天正寺を利
用し、校名は論語より「学而館」と称
され町人であつても有志の者は願ひ出
れば入学が許されたといふことで、勉
学を志すものは身分に関係なく学ぶこ
とが出来た教育機関となつてゐる。

なお、学而館の組織体制は【表5】
の通りであり、句読師の森と西野の両
名が会計を兼帯している。ただし、小
関は在任中に病没したため、小柳銀次
郎が代わりとなつた。学生数は、六〇
（八四名で内二七名（上級）が経史詩
文、約五〇名（下級）が句読を学んだ
ことが記録されている。学而館の講義

表5 学而館職員構成および手当

| 職名 | 人数 | 手当 | 職員名 | | | | |
|-----|----|------------|-------|--------|---------|------|--------|
| | | | 簡井酉司 | 宮田角右衛門 | 吉泉晋太郎 | 矢鳥齋治 | 小関珍右衛門 |
| 教導 | 3名 | 各月給6兩 手当5兩 | 森藤右衛門 | 西野長兵衛 | 大淵源五右衛門 | | |
| 句読師 | 5名 | 各月給3兩 手当3兩 | 森藤右衛門 | 西野長兵衛 | | | |
| 会計 | 2名 | - | 高橋兼四郎 | 小柳銀之助 | 飯島祐之助 | | |
| 書記 | 3名 | - | 野村彰常 | 斎藤近礼 | | | |
| 学業掛 | 2名 | - | | | | | |

（『飽海郡誌』巻の二「第5編 学事 第2項 学而館」、『山形県教育史』より作成）

課程は【表6】の通りであ
り、約一〇〇名の学生が身
分に関係なく、学而館で学
んでいたようである。

また、学生たちの中から
伍長を若干名選び、各自世
話をさせて管理をしていた
ようである。明治三年一月

には、前年に百日以上出席したものに賞与を与えたよう
で、金百疋を拝受したものもいた。前述した通り、約百名の学生が学而館へ
通つていたのだが、学生勧誘のため遠藤英健が明治三年三月に生徒
倡を申し付けられたとされており、この頃までは学校の運営体制も
整い、更に学校の拡張を考えていたと推察できる。

（3）酒田県の廃県と学而館の廃止

軌道にのり始めた学而館であつたが、刻々と変化する当該期の制
度や組織体制の影響もあり、教育機関としての運営にも影響が出て
くる。

酒田では明治二年七月に軍務局、翌八月に民政局が廃止され、酒
田県³²⁾が設置された。その際、酒田民政局長官から県大参事となつ
ていた西岡は、酒田県権知事の津田山三郎が辞した後、知事代行も
担うこととなる。しかし、同年十月二十七日に西岡は失政のため仙
台領白石城に置かれた按察使府に謹慎となり、一ヶ月後に免職と

表6 学而館 授業課程

| 日付 | 科目 |
|------|------|
| 2・7 | 講釈 |
| 3・8 | 経書会読 |
| 4・9 | 詩文 |
| 5・10 | 歴史会読 |
| 1・6 | 休業 |

三年（一八五〇）に亀ヶ崎学校の創立を企て、荒瀬郷ノ内谷地を開発して田を起こし、その収納で学校の維持費にあてる計画を立て大庄屋へ相談をしたが谷地の手配が思うようにならず、失敗に終わってしまった。そのため、その後も酒田には藩士が学ぶための藩校に類するような教育機関は設けられていなかったことが推察できる。

酒田民政局長官西岡周碩による学校創設はかなり急速に進められたようで、それは次の通りである。²⁸

酒田港ニ於て、学校相建立度候間、読書ニ志有之候者、姓名書取差出候様、場所之儀者当分精閑ニ有之候、寺院相撰可然書籍之儀、銘々持合候丈取集差出申候様、抑学校之義ハ大義名分を明ニ致、聖賢之教ニ背様勉勵仕候儀ハ大小学校之差別無之候へ共、郷学之儀ハ臣として忠を尽し、子として孝を尽し、弟として不敬之振舞無之様、専一ニ教方有之度候、其内拔群人材有之候、半ハ経済之方ニ相導読書該博ニ相渡候上ハ、東京大大学校江も差遣可申候條、いつれも得其意早速ニ取懸候様申付候間、猶又可遂吟味候、以上、

巳六月 民政 政局

酒田港に学校を創設するので学修に志がある者を募り、そのなかから優秀な人材は東京大大学校にて学ばせたいと考えていたようである。

これについては、前述した明治二年三月二十三日の太政官布告のなかの「小学校設置」について、「東北諸国皇化ニ非不服然レトモ昨年ノ如ク奥羽士民方向ニ迷候モ畢竟文教未開故ニ候是ニヨリ所在府

県新ニ学校ヲ設政教不岐維新之化ヲ以風習ヲ丕変致候様被遊度」と記しているように、日本海側の流通拠点である酒田湊を抑えて中央集権の歩を進めるためにも、一刻も早い学校の整備が必要であったのではないかと推測される。

西岡は学業掛として酒田町の大庄屋野附彰常と斎藤近礼を選出し、民政局御用掛加勢・蓮池藩田上馬之助、軍務官筆生・松江藩中村儀三郎を図書や器具の管理係に命じている。

指導者については、野附、斎藤を中心に酒田町長人・庄屋などが相談し、六月六日に学校掛として任命された、酒田町医者の筒井西司、浜田村の農民宮田角右衛門、酒田町画師の吉泉晋太郎（号は蘭堂）の三名であり、これら三名はこの登用の間、名字帯刀が許されている。²⁹ 指導者の決め方や指導者の身分などを考えても、三月に出された府県に小学校を設置し、なおかつ東北では、士族だけでなく庶民の教育も求められていたことから、門戸が開かれた教育機関として運営されていたことが伺える。

また、六月二十七日には開校式が実施され、筒井、宮田、吉泉らによる講釈の後、西岡以下の職員、諸生徒らが受講。その翌日より授業が開始され、学生・学校役人が加勢したのは、同月二十二日のことであつたようだ。そこには、「出席五十五人内二十七人江縣在度も詩会内式人寄宿願同二十一入素読願」³⁰とあり、学生の中には寄宿して学而館へ入学を希望したもの、約半数のものは素読を希望していたことがわかる。その後、七月三日に学校の件について、市中へ布告したとされている。それが次の史料であり、学校の場所、学校名も

戊辰戦争後、東北の各地には民政局が設置される。これは、戊辰戦争後の民政を掌握する目的でおかれ、酒田には民政局に加えて軍務官が庄内を統治していた。戦争直後、庄内には明治政府軍、庄内藩による施政の継続、民政局の新設と混乱を極めていた。ただ明治政府は、日本海側の流通拠点であった酒田を掌握することを目的として、前述した軍務官と民政局を置いたがそれによって混乱が収まることはなく、酒田町奉行が事態の収拾に勤めたが、戦後処理等で酒田周辺の混乱は続いていく。

これに加えて戊辰戦争の処分として、庄内藩の会津若松転封²¹が明治政府より命じられ、酒田にも動揺が走った。これらを鎮圧するために、酒田民政局の組織強化に乗り出し、空席となっていた民政局長官に西岡周碩（遼明）が命じられた²²。西岡は佐賀藩の支藩である蓮池藩の医師であり、明治元年十二月二十三日に民政局取締りを命じられ²³、明治二年一月二十八日、酒田民政局（旧亀ヶ崎城）へ赴任した。当時の酒田民政局機構は【表4】の通りである。この時の酒田民政局の課題は農民による半年貢要求と庄内藩転封阻止運動の鎮静化であって、実質的庄内藩支配の廃除のため、軍務官の参謀船越洋之助と協力し、民政に務めた。その一つともいえるのが、明治政府が推し進めていた近代的な教育政策であったと考えられる。

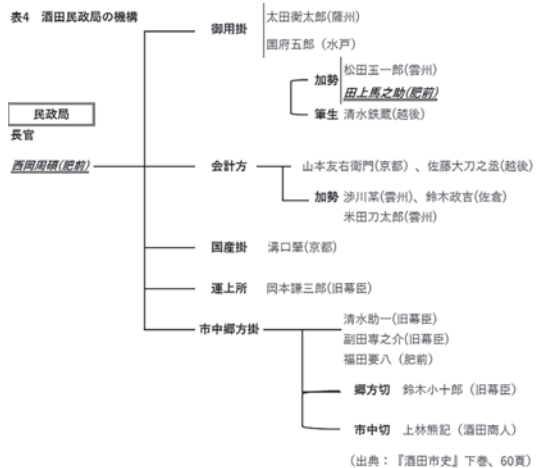
（2）学而館の創設

明治二年（一八六九）三月二十三日の太政官布告第二九八号にて、学校を府県に起こし教育の普及をはからせることになった²⁴。この

時期の明治政府の考えとして、戊辰戦争後の東北における土族や庶民たちの教育について、府県に学校を新設し政治と教育を分けず風習を一新していくという考えがあったようである。この布告を受けて、当時酒田民政局²⁵の民政局長西岡周碩は新たな学校創設計画を進めた。

『酒田市史』²⁶によると、城下町の鶴岡では、「儒学や国学に強い系譜をもつ教育が展開され」、酒田では「商業をもつて身を立てる町民が利殖の道を会得する実学的教養」が重視されていたらしいとされ、西廻り航路の主要な港があり商業地として発展していた土地柄を考えると納得できる。そのため、一般の子弟は寺子屋へ行き文字の読み書きを学んでいたようである。

また『飽海郡誌』²⁷には、鶴岡藩士は藩校の致道館で修学することが出来たが、支城がおかれていた酒田の亀ヶ崎城在番の藩士たちには思うように修学ができない状況であり、貶黜の意味で「酒田勝手」と呼ばれていたようである。そこで、藩士加賀山治郎太夫は、嘉永



前節で述べた通り、明治五年までの山形県では四つの官立学校が存在し、その全てが元藩校であり、明治政府からの近代学校制度制定までを期的に県へ移管されたことが確認できた。

そのため、明治五年八月三日に太政官布告第二一四号をもって「学制」が発布されたことで、山形県の官立学校は廃止が確定する。

其地学校之儀兼テ相達置候通当月（八月―執筆者）晦日限相廃候ニ付夫迄書籍器械其外都テ官物ニ係ル分ハ無遺漏取調戸長へ可引渡此段相達候事¹⁹

八月晦日をもって廃校とするため、書籍や器械などは全て戸長へ引き渡すようにとっていて、同月二十九日には「各区戸長及教官へ学校廃校ニ付教官ハ一切廃職ノ旨」を布達して、そのほか書籍や器械などの備品については、戸長が受け付けるように指示をしている。以上のことから、段階的に廃止をするということではなかったようだ。

翌九月十九日には、山形中学の会計に山形県為替方小野善助代理である長浦正助を学区取締として選出し、学費修士規則を定めており、学制を基礎とした教育政策が始動していったことが伺える。

ただ、同月に郷学校の設立について次のことを文部省に具申している²⁰。

学校教育之儀厚ク被仰出ノ旨モ有之從來藩ニ取設候学校廃止今般御頒布之学制ニ従ヒ更ニ学校創立可致旨御達之趣ニ付早々新学ノ制度相定可伺出候処管内人口ニ課シ候学費ノ御額并教則モ未タ御頒布無之ニ付詳細ノ規則ハ難取調候間先以山形市中富有

ノ者郷学取設方之儀説論ニ及候処何共奮励仕り指当り別紙之通資金ヲ献シ急ニ開校仕度段申出候仍之学区取締等モ別紙各方面者へ申付山形七日町時宗光明寺ヲ借り用当分居り合セ洋学算学ノ教師ヲ以生徒召集当廿一日ヨリ開校為致候間此段御届申上候以上

新たに郷学を設置するにあたって、山形市中の有志へ掛け合い献金により資金調達を行い、山形七日町の光明寺を当分の間校舎として利用して、洋学、算学の教師を呼び寄せ開校するとしている。ここからも分かるように新たに校舎を建設するまで、官立学校山形学校立誠堂を利用するのではなく寺院を校舎として利用しており、それ以降に設立した小学校などの教育機関にも使用された記録は見つけることが出来なかったことから、現時点において他県の学校創設時に見られるような旧藩校（立誠堂など）を校舎として利用するということはなかったと推察される。

その後、郷学校規則が設けられ、小中学校の設立により教育機関および教育体制が整われていくこととなった。

二 民政局下に新設された教育機関

(1) 酒田民政局の設置と教育

前章で確認した山形県の官立学校は、旧藩校が母体となり運営がされていたのだが、明治政府下で新たに設けた官立学校がある。それが、酒田に創設された学而館という教育機関である。次はこの事例について設立から廃校となるまでの過程を明らかにしていく。

堂の校舎が頽廢したため文部省、大蔵省へ伺いをたて県庁近くの使用されていない旧屋を校舎に当てている。山形県は明治政府直轄県であるため、官立学校に関する事は全て、明治政府へ伺いを立てて対応していることが、ここからも読み取れる。

同年二月二十七日には、旧天童藩校養生館の仮規則¹⁵を設けており、職員のことと学科ことなどが取り決められ、二十九日には、従来の養生館の教授、職員の職を解き、支庁官吏が毎日午後一時に輪番で一切の事務を整理して、捕亡吏一名を宿直としておいて、書籍や器械を管理することとした。なお、生徒の昇降時間は午前八時から四時までとしていて、官立学校として少しずつ体制が改められていったようである。

(3) 普通学校設置準備と「学制」による廃校

しかし、明治五年四月十日には文部省の意向を受けて、在来する学校を廃止して普通学校を設置するための順序方法を簡略して定めている。それが、【表3】である。

ただ、中学校の設置予定地を確認してみると、官立学校として報告されている四校のうち、天童を除いたが三校が所在している場所と同じであり、これを中心として小学校を四百四十校設置することが計画されていたようである。ここから、山形県下の普通学校¹⁶設立に向けて、教育機関の整理がはじまっていく。同月には、上山の医学所救世館（文部省への報告では、済世館）を廃止することが決定し、普通小学校設置のため学区取締（「山形県普通学校設置順序

【表3】山形県普通学校設置順序方法

| | |
|------|--|
| 第1条 | 管内を分けて4中学区となし中学校4ヶ所を設立すること。上ノ山、山形、尾花沢村楯岡村の内、新庄。 |
| 第2条 | 管内置賜・村山2郡を分て3区とし上ノ山・山形・尾花沢の3か所に属し最上郡を1区とし之を新庄に属すること |
| 第3条 | 其所属区内より納むる所の資本金は即ち其区学校費に充るを以て分割の境界を定むること。置賜所管地全部及村山郡5・6・7・8・9合せて11区を上ノ山に属す。村山郡1・2・3・4・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24合せて19区を山形に属す。村山郡25・26・27・28・29・30・31・32・33合せて9区を（尾花沢或は楯岡）に属す。最上郡全部を新庄に属す |
| 第4条 | 学校修繕修成迄の内所在の寺院を以て学校とすること |
| 第5条 | 一中学区に学区取締5人を選し管内に20人を選任すること。但し学区取締は富有にして人望あり正実にして才幹あるものを斟酌選択すること |
| 第6条 | 学校の人費は毎戸2錢5厘を課し之資本金とすること。但尚富有のものに論じ其所有に応じて米金を入れしめ其利子ヲ収めて一切の費用ヲ給すること |
| 第7条 | 管内を分て440小学ヲ建つ村落の大小疎密によりて小差ありと雖大抵戸籍分轄の1区に10か所を設立すること |
| 第8条 | 4中学校の教師4人は東京より招き山形の教師は別に外国人1人を雇入ること |
| 第9条 | 学制教則は悉文部省の規程を奉遵し天下一般の方向を定むること |
| 第10条 | 官より給助する扶助金は文部省の布告定額の後人口1万人に何円と定め県の正租より納輸すること |
| 第11条 | 先ず上ノ山、山形、新庄、尾花沢・楯岡内4か所に中学校を建規制略定て而後に村落の小学校に及ぶこと |

（「府県史料」より作成）

方法」の第五条に該当）を置くこととして、佐藤利兵衛、長谷川吉郎治、三浦権四郎、市村五郎兵衛、細谷良珉、細谷温等¹⁷を任命した。そして、四月二十七日に山形学校立誠堂、上山学校明新館、天童学校養生館、新庄学校明倫堂四校の既存の職制・学則などを調査して上申したとしている。この学則を確認すると、藩校を基礎としながらも、明治政府からの布告などを受けて、それぞれ職制、学則などが整備されている様子がうかがえる¹⁸。

次のように記録されている（『府県史料』）

〔表2〕官立学校表（『府県史料』山形県史、政治之部 学校より作成）

| 学科 | 校名及病院 名並位置 | 教官人員 | 生徒員数 | 入会或は 通学区別 |
|----------|--------------------|----------------------------|----------------|------------------|
| 支那学 | 立誠堂山形 元郭内 | 訓導 十人 下教 十二人 | 百八十九人 | 通学 |
| 算術 手跡 | 分 立誠堂 課 | 算術師範一人 同世話人三人 手跡同 三人 | 算術六十人 手習六十人 | 同 |
| 合計数 | 合計数 | 二十九人 | 三百九人 | 悉皆通学 |
| 支那学 | 明倫堂新庄 元郭内 | 教授四人 助教十人 | 百五十五人 | 入会六人 通学百五人 |
| 医学 | 焼亡後未立当分 観音堂二開設ス | 助教二人 | 二十人 | 通学 |
| 合計数 | 合計数 | 百七十五人 | 百七十五人 | 入会六人 通学百五人 |
| 支那学 | 兼正館村山郡天 童元郭内 | 三人 | 百三十人 | 入会三十人 通学百人 |
| 算術 手跡 | 兼正館分課 | 算術一人 手跡一人 | 算術四十人 手跡八十人 | 悉皆通学 |
| 合計 | 合計 | 算術一人 手跡一人 | 算術四十人 手跡八十人 | 入会三十人 通学百二十人 |
| 支那学 | 明新館村山郡上 ノ山第一区仲町 | 教授二人 提生二人 | 四十人 | 入会十二人 通学三十八人 |
| 算術 手跡 | 明新支館同郡第 一区沼口宅 | 提生二人 | 百四十八人 | 悉皆通学 |
| 医学 | 清世館同郡第二 区裏町 | | 七人 | 入会二人 通学五人 |
| 合計 | 合計 | 六人 | 百九十五人 | 入会十四人 通学百八十一人 |

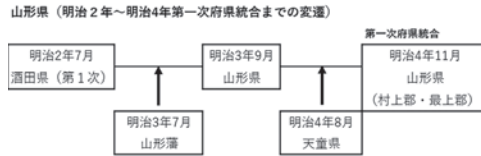
四年辛未九月五日此ヨリ前天童県ヲ廢シ本県ニ合セラル々ニヨリ元天童県ヨリ学校将来ノ措置方法ヲ本県ニ稟ス、於是追テ一般ノ制度公示セラル、迄経費ヲ減シ一ヶ月二拾円内外ノ経費ヲ以暫ク旧慣ニヨリテ之ヲ存セシメ仍ホ之ヲ大蔵省ニ具申ス

同年七月一四日の廢藩置県をうけて、天童県が山形県に統合される際に天童県の学校の措置について伺いを立てたところ、今後明治政府からの制度が公示されるまでの間、経費減額の上で旧慣に従って運用することとしており、大蔵省へも具申されている。ここから推測すると天童藩が廢藩となった後も、天童藩校の養正館及び関連施設は存続していたことがわかる。なお、これ以降同年十一月の第一次府県統合の際に、山形県へ組み込まれた村山郡・最上郡に位置する新庄県、上山県に置かれていた旧藩校も廢藩後もそのまま存続していたことが考えられ、山形県の官立学校として移管されたことが伺える。

その後、明治五年一月には、前年の第一次府県統合にて官立学校として文部省・大蔵省に稟請して、立誠堂を正式に官立学校とするなどの許可を得て、経費についても「従来設置ノ学校経費支出等悉皆経伺ノ後、之を措置スヘキ順序ナレトモ、若一時ト雖モ校学ヲ閉ル中ハ学校勉学ノ志ヲ挫折センコトヲ恐レ従来太政官ノ法令ニヨリ高一万石ニ付一石五斗ツ々ノ学費ヲ以テ旧ニヨリテ之ヲ置キ以テ学生ニ便」¹⁴とあり、文部省・大蔵省へも具申したとある。学校経費については、官立学校であるため従来明治政府より出された法令に従って対応していることがわかる。また、同月に官立学校立誠

へ編入されることとなる。その後、同年九月、酒田県が山形へ移ったことにより明治政府の直轄県として山形県が設置された。学制が公布される明治五年時点では、山形県・置賜県・酒田県（第二次）の三県が存在していたため、山形県が編成されるまでの状況を整理していきたい。

「山形県（明治二年～明治四年第一次府県統合までの変遷）」より、山形県に編入された場所にあった旧藩を調べてみると、藩校を設置していた五藩があげられる。それが、「表1」の藩である。



【表1】山形県に統合され廃止となった藩と藩校

| 藩名 | 藩校名 | 成立年 | |
|-----|-----|--------|------|
| 新庄藩 | 明倫堂 | 安政5年 | 1858 |
| 山形藩 | 立誠堂 | 弘化2年 | 1845 |
| 上山藩 | 明新館 | 天保11年 | 1828 |
| 長瀬藩 | 稽徴館 | 明治元年9月 | 1868 |
| 天童藩 | 養正館 | 文久3年7月 | 1863 |

（出典：『国史大辞典』吉川弘文館、『日本教育史資料集』

1 文部省、大石学編『近世藩制・藩校大辞典』吉川弘文館より作成）

この五藩は本来であれば、廃藩が決定した時点で藩校も廃校となることが多いのだが、山形藩校立誠堂は明治三年閏十月一日付で官立学校立誠堂（山形学校立誠堂）と名称が変更され、県に移管されている。

府県学校について、明治二年「東北府県学校設立申立」¹¹から確認していく。

府県学校

一、府県新二学校ヲ建政化ヲ裨補スヘシ

但其学ノ或一箇所二三箇所ハ府県ノ大小ニヨリ宜ヲ観ルヘシ諸藩トリトモ米地少ナルモノハ旁県ト図リ協力シテ营造スヘキ

一、府県ノ学校ハ東京大学校ヨリ管轄スヘシ

一、学規ハ大学校ノ頒ツルヲ遵守スヘシ

一、教員ハ大学校ヨリ交代スヘシ府県ニ其人アル時ハ知事コレヲ選撰スヘシ

一、五年ニ一度郷学ヲ以テ大学ニ貢シ試業ヲ受ヘシ

一、学校ノ营造若ハ修繕ノ時其地ノ土籍民籍ヲ論セス凡有力者ハ金ヲ醸シ役ヲ助ルヲ許ヘシ

府県学校の設置は府県の大小によって設け、諸藩へも石高が少ない藩については近隣藩と協力して营造することとしており、管轄が東京大学であることがわかる。そのため、各府県、および諸藩は府県学校の創設に着手していくこととなる。

『山形市史』及び「府県史料」山形県史政治之部学校¹²（以下、「府県史料」）で確認すると、官立学校は次の【表2】¹³のように記載がされている。

立誠堂のほかにも、旧新庄藩の藩校明倫堂、旧天童藩の藩校養生館、旧上山藩の藩校明新館の三校も官立学校として記されており、この記録は明治五年三月に文部省へ報告した情報であり、この当時の教官数や生徒数などもそれぞれ確認出来る。

では、どのような経緯で立誠堂以外の三校が官立学校へ編入されたのだろうか。天童県が廃止され、山形県へ編入された際の状況が

一 藩校から官立学校へ

(1) 山形藩校立誠堂

近世期、全国諸藩が藩士および藩士の子弟教育の場として学校を設立・経営するようになる。その教育機関は藩校と呼ばれ、多くは藩政改革の一環として設置され人材育成の場となった。東北(陸奥国・出羽国)の藩校設置状況は、廃藩置県があった明治四年(一八七二)までに、約五十五藩中三十五藩に設けられており、全体の半数以上の藩が設置している。そのなかには、戊辰戦争以前に設置されたもの、戊辰戦争後に新設されたもの、大名の転封に伴い元の藩にあった藩校を移管させ受け継いだものなど様々である。これらの藩校は、藩が運営する教育機関であることから、版籍奉還、廃藩置県などにより藩が廃止となった場合、それとともに廃校となっている。しかし、山形藩の藩校「立誠堂」は、廃校とはならず官立移管されて、県へと引き渡された。東北地方での藩校が官立学校として移管された例は、現時点で把握できたものとして、盛岡藩校「作人館」とこの山形藩校「立誠堂」の二校のみである⁹。ただ、後述するが、明治四年十一月の第一次府県統合の際、山形県下に編入された旧藩領の藩校が継続して運営されていたことが分かった。そこで、はじめに官立学校として山形県へ移管されたこの山形藩校「立誠堂」がどのようにして官立化したのかを追っていききたい。

山形藩「立誠堂」については『山形市史』や『山形県教育史』⁶、川瀬同⁷氏によって整理されているためこちらに依拠してまとめていくこととする⁸。

まず、「立誠堂」は、水野氏によって設置された藩校である。水野氏は唐津藩主時代の享和二年(一八〇二)に藩校「経誼館」を設置し、浜松へ移封後は当時の藩主水野忠邦が江戸の国学者である塩谷宕蔭を藩政顧問として招聘して、経誼館の充実を図った。その後、弘化二年(一八四五)に山形藩主であった秋元志朝が上野館林へ転封することを受けて、水野忠精がその後に入って新たに藩校を設けることとなる。

山形藩では塩谷宕蔭の献策によって「立誠堂」が設置され、校舎は山形城二の丸大手門前に置かれた。建物は、立誠堂と各種古場(弓術・槍術・剣術)、兵学所・算学所などであり、漢学を主として、国史・算法・兵学、そのほか武術⁹を学んだ。職員は、都司学督一名、学監三名、教授・助教・授読・副授読が置かれる。藩校経費は年五〇両余で浜松時代の半分だったようである¹⁰。

その後、戊辰戦争を経てどのように運営されていたかは定かではないが、水野忠弘が明治三年七月に近江国朝日山藩へ移転する際に県へ移管されたことを考えても、山形藩校としての機能は戊辰戦争後も果たされていたと考えられる。版籍奉還を受けて、各藩では藩政改革の一環で教育方針および藩校運営の改革も実施された藩が多くある。そのため、こちらについては今後も調査を続けていきたい。

(2) 山形県成立と官立学校誕生

前節で述べたように、明治三年七月に山形藩の藩知事であった水野忠弘が近江国朝日山藩へ移転したことにより、酒田県(第一次)

原著論文

明治初年の東北地方における官立学校について

— 山形藩校と学而館の事例を中心に —

佐藤 愛 未

※地域創成学科

はじめに

日本における近代教育制度である「学制」が明治五年（一八七二）八月に発布され、「国民皆学」が目指される¹。この制度は前年の廃藩置県の直後に置かれた文部省によって、全国に実施する学校制度を確立するための準備が進められた。これにより、欧米先進国の教育制度を参考にしつつ、日本の近代教育の基礎が築かれたのである。

それ以前の教育は、近世以降幕藩体制下で寺子屋や私塾が生まれ、全国諸藩が各藩に必要な人材育成を目的とした藩士の子弟教育の場として藩校（藩塾）²を設け、これらは独自に発展し、当時の教育基盤を作り上げた。それらの教育機関は、明治以降どのように継続、移行もしくは廃止されたのだろうか。

当該期は、慶応四年（一八六八）の戊辰戦争を経て地方制度も大きく一新され、当該期の地方制度³の変革に伴い、府藩県の職制が新たに設けられたほか、藩政改革などが実施され組織や体制が変化

していった。その改革のなかで、学制が発布されるまでの間、各府藩県の教育状況について藩校を基に分析した⁴。すると、東北諸藩に置かれた藩校の多くは、廃藩とともに廃止されている場合が大半であることが分かったのだが、一方で新たに設立された県に移管され、官立学校として運営が継続された事例（山形県、盛岡県）も確認することができた。

そこで本稿では、「学制」がだされるまでの明治初年の山形県に移管された山形藩校立誠堂を中心とした官立学校、および同時期に酒田民政局時代に新設された学而館の設立から廃校までを調査分析して、近代教育制度の政策終了のメカニズムの分析を行う。そのため、各組織における教育政策の継続および、終了を確認する基礎的な分析となるため、各藩校における教育内容や、藩校教育によってもたらされる成果などについては、先行研究や別稿へ譲ることとしたい。

研究ノート・報告

目 次

| | |
|---|------------------|
| ヨーロッパの歴史学と「中世」 -「暗黒の中世」像の形成と新たな「中世の発見」- | |
| 桑 野 聡 | 179 |
| 大学教育における「養護」の専門性について（1） | |
| -「養護」の思想的基盤を考察する準備としての | |
| メイヤロフの「ケア」概念に注目した「養護」実践例の整理- | |
| 藤田 京子 山本 裕詞 | 197 |
| コロナ禍における幼児の状況についての保護者アンケート調査からみえるもの（2） | |
| ～時間経過による変化からの考察～ | 賀門 康博 奥 美代 |
| 小売店で購入可能な食品及び食品添加物を使用した乳酸菌の培養培地の開発② | |
| 澤 渡 優 喜 | 217 |

Research Notes and Reports

CONTENTS

| | |
|---|-----|
| "Medieval ages" in the study of European history | |
| – Formation of a "dark medieval ages" image and "discovery" of a new image – | |
| Satoshi KUWANO | 179 |
| Study on the Expertise of "Yogo" in University Education (1) | |
| – Organize "Yogo" practices using Mayeroff 's "On Caring" concept in preparation for considering the philosophical foundation of "Yogo" – | |
| Fujita Kyoko Yamamoto Yuji | 197 |
| What can be seen from the results of a questionnaire for parents of young children in the situation where COVID-19 is expanding (2) | |
| ~ Consideration of changes in consciousness over time ~ | |
| Yasuhiro Kamon Miyo Oku | 207 |
| Development of the medium for culturing of lactic acid bacteria using only commercial foods and food additives Part2 | |
| Yuki Sawatari | 217 |

ヨーロッパの歴史学と「中世」

－「暗黒の中世」像の形成と新たな「中世の発見」－

"Medieval ages" in the study of European history

-Formation of a "dark medieval ages" image and "discovery" of a new image-

桑 野 聡*

Satoshi KUWANO

Modern history in the 19th century regarded "medieval" as the "dark ages." However, after World War II, a new study called "social history" focused on "medieval" as a world with different values. This creates a new historical image. This paper considers the meaning of learning history in the chaos of the modern information age.

はじめに

SNSの発達・普及に伴う新しい情報化時代の到来は、私たちの従来の歴史認識を大きく変えようとしている。「フェイクニュース」の拡散が歴史修正主義を増長させ、アカデミックな歴史研究と一般の歴史認識の間に乖離が見られる中、「歴史」とは単に用語や年代を覚えるものではなく、「考える」ことの重要性が指摘されている¹。

今日、私たちが歴史を語る際に用いる古代・中世・近代という時代区分は、19世紀の近代歴史学の確立期に「ヨーロッパ中心史観」として定説となったものである。ヨーロッパ列強が世界支配を確立した当時、この時代区分が特殊なものだと疑うものではなく、世界中で受け入れられた。しかし、20世紀前半の二度の世界大戦を経て、現代の歴史学は、世界中の地域文明に固有の価値を認め、それらが相互に交流することで新しい文化・文明を作っていくというグローバルな視点を共通理解として受け入れている²。それ故、近年の歴史研究では、この3時代区分自体を用いない主張もあるが、本論では19世紀の定説によって「暗黒時代」とされた「中世」を例にするため、敢えてこの時代区分を用いて話を進めたい³。

現在の「社会史」と呼ばれる歴史学は、19世紀の近代歴史学の成立以来、方法論で細分化してしまった歴史研究を、従来の文書史料だけでなく、民俗学や美術などの学際的な知識を活用して多面的で動態的な新しい歴史の全体像を描き出そうとする試みである。L. フェーブルやM. ブロックにはじまり、F. ブローデルによって理論化された構造史の概念は、その後の多彩

*地域創成学科

な研究者たちによって深められ、歴史像を大きく書き換えている⁴。今回私が取り上げる「中世」も、近代とは異なる価値観によって構成された文化圏・時代として理解されるようになって初めて新たな価値を見出した。以下、六つの視点からヨーロッパの「暗黒の中世」像の形成と変容を確認し、「中世」という時代区分が近代の特異な価値観から作り出されたことを確認すると共に、「中世」を学ぶ意義を考えたい。

1 近代歴史学と「暗黒の中世」

ヨーロッパの歴史を「ギリシア・ローマに始まる古代の先進的文明が蛮族の侵入で暗黒の中世に代わり、ルネサンスによって古典文化（ギリシア・ローマ文化）が再発見されることで、近代にいたる発展を取り戻す」という歴史像は、19世紀に世界支配を確立したヨーロッパが自らを人類の「普遍文明」と見做す「ヨーロッパ中心主義」と不可分に結びついていた。これに対してO.シュペングラーやA.J.トインビーに代表される、歴史を文化・文明の相互交流による変化・変容の過程として見ようとする比較文明的歴史観は、現代の多系史観に繋がる新しい価値観となった。これによって、古代にはヨーロッパ文明と呼べるものはまだ存在せず、地理的ヨーロッパには先進文明としての「古代地中海世界」（ギリシア・ローマ含む）とアルプス以北の周辺民族世界が併存していたと考えられるようになる。そして「暗黒時代」として否定された「中世」を近代に繋がるヨーロッパ文明の形成期と捉え、近代とは地域文明に過ぎなかった西欧の文明が世界に拡大し、各地の地域文化・文明と相互に影響し合いながらグローバル規模の文明が形成される核の一つとなったと考えている⁵。

古代・中世・近代という3時代区分の登場は、ルネサンスの古代賛美と深く結びついていた。例えば、既に14世紀半ばにペトラルカは古代と彼らが生きる時代（中世＝当時の現代）を「光と闇」の対比で表現した。15世紀のいくつかの年代記において3時代区分が使用されはじめ、G.ヴァザーリが『芸術家列伝』（1550）で「再生」（rinascita）の概念を用いたことが確認できる。そしてドイツ人学者Ch.ケラリウスが『普遍史』（1683）において用いた「中間の時代」（medius annus）が広く普及することで古代・中世・近代の3時代区分が定着した。

この頃、17世紀末～18世紀初めに古代と近代の文学の優劣をめぐるフランスで展開された「古代人・近代人比較論争」は、古代と近代の文明自体の比較となり、歴史学にも大きな影響を与えた。Ch.ペローが近代派の論客として参戦、古代派にはラシーヌらが加わったこの論争の結果、古典主義に代って「進歩の観念」が導入されたと評価される⁶。「優れた古代」と「より優れた近代」というイメージがこの論争から当時の知識人の間で一般化していった。

18世紀の啓蒙思想は、この「進歩の観念」と結びついて理性を有する人間の存在意義と近代（現代）の優位を一層進めることとなった。社会の在り様を「文明と野蛮」という物差しで見る視点が確立し、人間の本質的な平等と自由を唱えて市民革命を誘導することとなった啓蒙思想

家たちは、その社会的・政治的主張の裏付けとして歴史を利用した。モンテスキューは『ローマ人盛衰原因論』（1734）で、ルソーも『人間不平等起源論』（1755）において、その思想の基盤に古代社会を理想とする文明社会の在り方を描いた⁷。

そして19世紀前半にドイツ観念論哲学を大成したG.W.F.ヘーゲルもまた「世界史は自由の概念の展開に他ならない」として、その自由の実体・本質の有り様を壮大なスケールで『歴史哲学』（1838）にまとめた。ここで彼は、「世界史は東から西に向かって進む。というのは、ヨーロッパこそ実に世界史の終結であり、アジアはその端緒だからである」と述べて、近代におけるヨーロッパ文明の優位を指摘している。そして、この第4部「ゲルマン世界」において民族移動から始まる中世をカール大帝以後は「虚無と矛盾から来る反動の時代」として扱い、宗教改革から啓蒙時代にいたる近代（当時の現代）と区別している⁸。

このヨーロッパの知的潮流の延長線上に近代歴史学も成立した。レオポルド・フォン・ランケは、史料批判に立脚した政治史・外交史による実証史学を確立し、彼の『世界史概説－近世史の諸時代』（1854）は、普遍性の把握に弱いニーブアと個性の把握に弱いヘーゲルの歴史学の総合を厳密な史料批判により達成することを目指したものとして評価されている⁹。また文化史を確立したヤーコブ・ブルクハルトは、『イタリア・ルネサンスの文化』（1860）においてルネサンス精神を人文主義の人間中心・現世肯定の近代的価値観と評価し、その歴史的位置づけに貢献することでヨーロッパの近代化像に多大な影響を与えた¹⁰。

こうした見地から19世紀の歴史教育では、コンスタンティヌス帝の時代やゲルマン民族移動のはじまり（375）、その結果としての西ローマ帝国滅亡（476）などが中世のはじまりとして、コンスタンチノーブル陥落（1453）やコロンブスの新大陸発見（1492）などがルネサンスの契機や成果として中世の終わりの目安となる年代に用いられた。

こうして「古代を理想とした近代」＝文明 vs. 野蛮＝「暗黒の中世」という歴史像が確立した。この時期の歴史学は、演繹法的なヘーゲルの歴史哲学を批判する一方で、「普遍文明」としてのヨーロッパを追求する基本姿勢と上記の3時代概念を前提とする時代拘束性の中で、結果的に「暗黒の中世」像を作り出すこととなったのである¹¹。

2 経済史とヨーロッパ形成論

19世紀の歴史学は、古代ヨーロッパ、つまりギリシア・ローマを奴隷制に支えられた都市文明が地中海を中心に活発な商業活動を展開した世界だと考えていた。他方、次の中世（5～15世紀）は、蛮族の侵入によるローマ帝国の滅亡によって自給自足の「停滞した農業社会」となったと位置付けられた。12世紀頃から貨幣経済の普及と中世都市の発展が見られるものの、これらは中世の封建社会とは相いれない近代的萌芽と見做された。そしてルネサンス以降の近代はイタリアのコムネ（都市国家）に始まり、大航海時代によって商工業が促進され、資本

主義経済の発展がヨーロッパによる世界支配を可能にしたと考えた。

カール・マルクスの唯物史観は、当時の学問を総括したダイナミックな理論だったが、生産様式の変化に着目することで経済史に大きな影響を与えた¹²。このマルクス史学では、人類はまず原始共産制という平等な社会で生活していたが、次第に貧富の差が生まれ、自然環境に恵まれたアジア世界は専制支配の下で「アジア的生産様式」と名付けられた生産性の低い停滞した状態のままだと考えられた。他方、ヨーロッパだけが近代化に通じる発展を遂げ、古代の奴隷制から中世の封建制（農奴制）、そして近代の資本主義に至ると説明された。そして、この生産様式の変化は「階級闘争」によって古いシステムが破壊されることで進展するとされ、19世紀（近代）の資本主義では、支配層である資本家と搾取される労働者という階級対立が生まれ、虐げられる労働者が解放されるためには「革命」が必要だと主張された。こうして社会主義革命は、歴史の必然と位置付けられた。

マルクスの歴史・社会理論を現実の革命に結びつける考え方は世界中に大きな影響を与えたが、歴史学ではこの自然科学的な「決定論」を批判する立場も重要な役割を果たした。例えば、マックス・ヴェーバーは、マルクスと同様にスケールの大きな社会経済史的分析を試みたが、そこに人間の役割を介在させた。西欧諸国の資本主義の発展を合理性や技術の問題だけでなく、プロテスタントの禁欲精神との整合性から特徴づけた『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（1904～5年執筆、1920年出版）は、その好例と言える¹³。そして、こうした経済に注目した歴史研究の中には、都市の発展や農業・工業の技術的進歩などに着目することで中世を安易に「暗黒時代」と見做すのではなく、時として古代よりも進んだ時代として認識する立場も見られるようになった¹⁴。

こうした中でベルギーの経済史家アンリ・ピレンヌの研究が、第二次大戦後、ヨーロッパ中心史観に基づく古い歴史像を揺るがす大論争を生むこととなる。愛国者として知られるピレンヌは、フランドル中世都市の発展の背景を明らかにする実証的作業の過程で、ヨーロッパ（西欧）の成立、つまり古代から中世への移行について「マホメットなくしてシャルルマーニュなし」の文句で知られる所謂「ピレンヌ・テーゼ」を提示した¹⁵。これは「地中海がイスラムの進出によって商業地域として閉ざされてはじめて、西欧では古代の経済生活、古代文化の最後の名残が消滅した」とするもので、従来の「蛮族の侵入によるローマ帝国の滅亡」を中世の始まりとする見解を論駁し、歴史学に止まらない学際的な論議を引き起こした。西ローマ帝国の解体からルネサンス、近代に至る壮大なヨーロッパ形成史をまとめ上げたピレンヌは、ドイツの実証的な歴史学を受けて「理念」よりも「事実」に重きを置き、歴史一般を動かす動因は経済上の力、つまり商業と工業であると仮定したが、マルクス史学の図式的な見方をとらず、12世紀に中世資本主義の初期段階があることを立証した。

この「ピレンヌ・テーゼ」をめぐる論争の中から、7～9世紀にイスラムの台頭をはじめと

するさまざまな要因の連鎖によって古代地中海世界の解体・再編が進み、西欧における古代的構造の最終的な崩壊から封建制に代表される中世ヨーロッパ世界の形成が進むと言う歴史像が明瞭化した。この過程でノルマン人の活動やイスラムとロシア・東欧の関係の研究なども触発され、ヨーロッパの古代から中世への移行は、単なるローマ帝国の滅亡と暗黒の中世の訪れではなく、古代における「地中海文明」世界の想定やイスラム世界との経済的交流をはじめ、より多様な文化交流の考察などが「ヨーロッパ形成論」という新しい視点を作り上げることとなる¹⁶。ピレンヌの見解自体は現在の研究ではその多くが批判的に検証されているが、19世紀の膠着した歴史像を再検討する大きな画期となったと言える¹⁷。

20世紀にH.ピレンヌやH.プラーニッツなどによって提示された初期の遠隔地商人を中心とする中世都市形成論も、その後の多くの地域研究によって多様化している¹⁸。現在の中世都市研究は経済史の枠を超えた中世ヨーロッパ社会のより詳細な考察に大きく貢献している。「暗黒の中世」においてイレギュラーな存在と見做されていた中世都市が、実は周辺の農村との広範なネットワークの核として機能し、盛期中世の封建領主が開墾と共に都市建設を積極的に進めたことも明らかになってきている¹⁹。そして、こうした動向には「農業革命」（第一次）と呼ばれる盛期中世の農業技術と農村共同体の発展が不可欠に結びついていたことが指摘されている²⁰。こうして領主の圧政と搾取によって疲弊した経済状態が千年間続いたと考えられていた「暗黒の中世」というイメージは払拭されて来ている。

3 ロマン主義と中世の美化

ロマン主義とは、18世紀末～19世紀にヨーロッパで起こった、それまでの理性偏重（啓蒙思想とそれに伴う社会の規範化・規律化）、合理主義（自然科学の発達・機械化による産業革命の進展）などに対し、個人の感受性や主観に重きをおいた一連の精神運動である。古典主義と対をなし、恋愛賛美、民族意識（ナショナリズム）の高揚、古代・中世への憧憬といった特徴をもち、近代国民国家（National state）形成を促進する役割も果たした。その影響は芸術分野から、歴史・政治・哲学などにも及んだ²¹。地域性が強く、ナショナリズムと結びついて20世紀のファシズムにも繋がった。そして歴史に関しては、「暗黒の中世」の再評価に影響を与えた。ここではイギリスとドイツの事例を紹介する。

まずイギリスのロマン主義的潮流はゴシック・リヴァイバルという文化運動に発展した²²。1821年に『ゴシック建築の手本』を著したA.Ch.ピュージンの子、A.W.N.ピュージンは「中世が誠実なキリスト教の時代であり、ゆえに中世の建築家は誠実な職人であり、そして中世ゴシック建築が正直な建築である」と主張し、1835年、チャールズ・バリーとともにイギリス国会議事堂の設計を担当した。この建築は様式的には近代的な左右対称のパラーディオ主義建築だが、ファサード部分など装飾部分にテューダー朝ゴシックを盛り込んで全体の印象を中世の

ゴシック大聖堂風に仕上げている。

美術に目を移すならば、「ラファエル前派」と呼ばれるロマン派グループが伝説や神話、メルヘン、英雄物語を題材に古代・中世を人間的美徳が尊ばれた時代として理想化した²³。またラファエル前派の画家たちと親交を結んだウィリアム・モリスは、ゴシック建築が多数残るオックスフォード大学で学び、美術学者ジョン・ラスキンの著書に影響を受けた。当時のイギリスでは産業革命の結果として大量生産による安価だが粗悪な商品があふれるようになっていたが、K. マルクスの『資本論』に影響を受けたモリスは「かつての職人は単なるプロレタリアート（労働者）となり、労働の喜びや手仕事の美しさも失われてしまった」と考え、中世に憧れて手作りの美しいインテリア製品や装飾された書籍（ケルムスコット・プレス）を作り出した。生活と芸術を一致させようとするモリスのデザイン思想とその実践は、「アーツ・アンド・クラフツ運動」として各国に大きな影響を与えた²⁴。

他方、ドイツのロマン主義は民族統一運動と歴史を深く結び付け、ゲルマン神話の英雄譚、中世劇で多くのオペラを作曲した音楽家リヒャルト・ワーグナーなどに代表される²⁵。そしてウィーン体制下で自由主義運動家として追われるワーグナーの支援者となったバイエルン国王ルートヴィヒ2世が建造したノイシュヴァンシュタイン城をはじめとする中世風建築物やドイツ統一を唱える民族的記念建造物は、ゲルマン的古代・中世の再評価と美化を明示した²⁶。ウィーンやベルリン、ミュンヘンなど、ドイツ圏の市庁舎や大型建造物がネオ・ゴシック様式で建設されたのもこの時期である。

グリム兄弟のメルヘン編纂作業も、その師 F.K. フォン・サーヴィニーの歴史法学研究と不可分な関係にあり、実体のないドイツ民族と国家の原型を歴史の中に見出そうとする試みでもあった²⁷。兄ヤーコブは、ゲルマン学に大きく貢献すると共に、1848年のフランクフルト国民会議に参加し、憲法草案にも関与した²⁸。そして15世紀以降建設が中断していたケルン大聖堂の建設運動は、プロイセンやバイエルンといった有力諸邦だけでなく、多くの市民団体の支援を受けて推進され、現在の二本の尖塔を完成させることとなった²⁹。

歴史学では、ナポレオンに敗れたプロイセンが軍制改革・行政改革を断行した中で、1819年に宰相 H.F. フォン・シュタインによって「モヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカ」(Monumenta Germaniae Historica) の編纂が始まったことが重要である³⁰。ローマ帝国の終わりから1500年頃に至るドイツ史研究のための一次史料や年代記、公文書を厳密に編纂・出版した包括的な史料集の作成は、第一巻が1826年に刊行され、東西ドイツ分断時代を経て現在も継続・出版されている。また、このMGHはドイツ地域に限らず、ゲルマン民族やその支配下にあった西欧諸地域（チェコ、ポーランド等含む）から集めた史料を含んでおり、各国の歴史史料編纂の範となっている。他方、ウィーン体制下で F. ダールマン、J.G. ドロイゼン、H. フォン・ジーベルなどが政治色の強い歴史研究を展開し、現実政治との関連性が著しいプロイセン

学派を形成し、小ドイツ主義を掲げて大きな支持を得た³¹。

そして第一次大戦に敗れたドイツにおいてナチスが台頭する際、理想化されたゲルマン的中世像は巧みに利用された。俗にいう「第三帝国」という呼称も、18・19世紀に作り上げられてきた特異なイメージの延長線上にあると言える。彼らが提唱したアーリア主義は、既に育まれていたドイツの伝統的なロマン主義的ナショナリズムを巧みに結びつけて作り上げられたため、多くの市民の支持を容易に得ることが出来たと言える³²。

4 世界年代記と都市年代記に見る中世

ここでは「中世」と呼ばれることとなる時代に生きた同時代人たちが当時の世界をどのような目で見ていたかを、中世初期～盛期の聖職者による歴史叙述から中世後期の世俗の年代記などを手掛かりに考察する³³。

① トゥールのグレゴリウス『歴史十卷(フランク史)』(6世紀後半)³⁴

トゥール司教グレゴリウスは、ガロ・ローマ貴族として俗ラテン語の教養を持つ限られた知識人集団の一人で、古代末期～中世初期のガリアの状況を伝えてくれる。その形式は聖書の天地創造の叙述に始まり、第2巻のクローヴィスの記述を経て自分たちの生きる現代の事件に繋ぐ「世界年代記」と呼ばれるものである。この書でグレゴリウスは、自分たちが生きるメロヴィング時代にフランク人をはじめとする異教徒たちがキリスト教化することでローマ社会が続いているという認識をもっていたことを教えてくれる。

② アインハルト『カール大帝伝』(817～822年頃)³⁵

フルダ修道院で学んだ東フランク出身の聖職者アインハルトは、スウェトニウスの皇帝伝の形式を利用してカール大帝の事績を執筆した。大帝の父ピピン3世の751年の王朝交代劇が「ローマ教皇の権威によって」なされた史上初のキリスト教によって作り出された王権の誕生だったことを記している。アルクインの指導を受けてアーヘンの宮廷を中心に展開したカロリング・ルネサンスを代表する優れた学者・政治家となった彼は、息子ルートヴィヒ敬虔帝と二代に仕え、カロリング朝の栄光と衰退を伝えてくれる。

③ コルヴァイのヴィドゥキント『ザクセン人言行録』(10世紀)³⁶

ザクセン人聖職者によってオットー大帝の娘マティルダに献呈された『ザクセン人言行録』は、「鉄の時代」(9～10世紀)の西方世界の動向を伝える一級史料である。フランク族からザクセン人に王権と皇帝権が移譲される経緯を伝えることで、異教徒であったザクセン人がキリスト教徒となってローマ帝国の担い手となった歴史を伝えてくれる。世界年代記の形式を踏襲しながら、四世界帝国論に基づいて最後の審判までローマ帝国が続くことを描き出そうとするこの著作は、同時にザクセン人の起源や異民族を撃退するオットー大帝の業績を語ることに重点を置いており、キリスト教的枠組みを利用しながら、彼らが生きた同時代に大きな関心が

向けられていることがわかる。

④ フライジングのオットー『年代記あるいは二つの国の歴史』(1143-46)³⁷

教皇グレゴリウス7世と叙任権闘争を戦った皇帝ハインリヒ4世の孫で、皇帝フリードリヒ1世の伯父にあたるオットーは、青年期をパリで過ごし、アルデンヌのモリモン修道院長を経て1138年に南独のフライジング司教となり、この世界年代記を執筆した。第2回十字軍でエルサレムを訪れ、甥と共に頻繁にイタリアに滞在して『皇帝フリードリヒ事績録』前半も執筆した。彼の年代記は中世的普遍史(キリスト教的世界史像)の完成型とされ、アウグスティヌスが『神の国』で伝える四世界帝国論を継承して18世紀まで読まれた³⁸。

彼の年代記は、二つの国「天の国(Civitas coelestis)」と「地の国(Civitas terrena)」をキリスト教とローマ帝国の結婚として捉えてコンスタンティヌス帝時代に打ち立てられ、叙任権闘争で崩壊したものとして描き出す。ここで西ローマ帝国の終焉は、悲劇的事件ではなく「帝国移行(teranslatio imperii)」(担い手の交代)として描かれる。後代に作り出された「神聖ローマ帝国」の概念が当時の人々の中で作り上げられていく端緒を確認できる。ここには古代・中世・近代の3時代区分とは全く異なる世界観を見ることが出来る。

⑤ ジョヴァンニ・ヴィッラーニ『新年代記』全12巻(14世紀)³⁹

盛期中世以降になると十字軍の従軍記録や多くの都市年代記が登場し、世俗の歴史叙述もヴァラエティに富んだものが現われる。フィレンツェの商人・銀行家が著した『新年代記』(Nuova Cronica)は2部に分けられ、前半6巻はバベルの塔からフリードリヒ2世までを伝統的な世界年代記の形式で扱い、後半の6巻はシャルル・ダンジューのシチリア王継承から始まり(1266)、父親と自分自身が生きた時代まで(1346年)、つまり彼らにとっての現代史を描いている。著者ジョヴァンニはラテン語をほとんど知らなかったとされるが、聖書や古典に関する知識は豊富で、多くの年代記史料も利用しており、当時のフィレンツェの風景と経済状況に関する記述の緻密さは注目される。中世後期における識字能力や情報共有の様子を伺うことが出来る⁴⁰。

5 封建制をめぐる中世像の変容

次に「暗黒の中世」の元凶と見做された中世の社会制度としての封建制について考えてみたい。この封建制とは、少数の特権階級である領主が、大多数の民衆(農民)を虐げる野蛮な階級社会を特徴とする悪しき制度とされた。人間の自由と平等を唱える近代市民社会とは真逆のこの社会は、市民革命によって否定されるべきものだったと言える。

しかし近代に作り出された概念である「封建制」を歴史学的に見るならば、西欧の封建制は、ローマの恩貸地制とゲルマンの従士制が結びついて生まれた新しい制度である。封建社会の構造は、主従関係の連鎖によって国王などの最高封主から末端の農民に至る重層的な人々が緩く

まとめられたもので、核となる主従関係は主人の保護（封・官職の授与）と家臣の奉仕（軍役・貢納など）によって成り立った。西欧の封建制は「双務的契約関係」とであると定義され、平等な自由人同士の契約と考えられた。自由人の個人契約であることから同時に複数の封主を持つことも可能であり、農民を直接支配できる領主の権限が強く、結果として臣下の権限が強い西欧の封建社会では基本的に王権は弱体だった、と考えられている⁴¹。

19世紀の歴史学は、この国家権力が脆弱な点から中世の封建国家を未熟な政治システムと評価した。しかし近年の研究は、限定されたものではあるが封建社会を「自由人の平等を前提条件としたパワーバランス社会」と考え、近代社会の雛形だとも指摘される⁴²。それは西欧諸地域における議会制度の発達をめぐる評価に明瞭に表れる。例えば、1215年のマグナ・カルタに始まるイギリス議会の発展や1302年に領内の教会に課税するために始まったフランスの三部会は、市民革命の発火点となることで近代化の起点と見なされた。いずれも「暗黒の中世」において封建社会とは相いれない近代社会に繋がる伏線として評価されてきたと言える。しかし近年は、中世における議会制度の発展は、西欧の封建制度の特徴として脆弱な王権が、本質的に平等な貴族身分の仲間たちと共同して国家運営を行うための協議の場として必要とされた結果と考えるようになる⁴³。

領主がイムニテートと裁判権を持って領民を支配する体制を整えることに欠かせなかったのが、城の支配と兵農分離の社会の出現である。ロベール・フォシェが封建社会の「細胞形成」と呼ぶ、小規模な「城砦支配圏」による領民支配は12世紀頃には次第に拡充され、この時期に封土の世襲相続が法的に認められることで、彼らの領主（貴族）としての地位が保証された⁴⁴。他方、競合する領主勢力は、自分の支配権をより高次の権威によって保証してもらうために封建的主従関係のネットワークを強化することとなり、国王を頂点とする封建的ピラミッド構造が整備された。領民を直接支配する実力を持ったバン領主と統治の実行力を欠く国王・諸侯などの上級封主が絶妙のバランスをもって西欧の封建社会が形成されたのである。盛期中世に代々の領主が安定した相続関係の中で、農業に専従する領民を軍事的に保護する関係は、この時代の西欧に一定の安定状態をもたらした。つまり封建制とは、古代的秩序の崩壊による単なるカオス状態ではなく、そこから限られた領域内での生活圏と秩序の再編を意味する活動であり、古代から中世への移行期に西欧地域で求められ、新しい社会制度として生まれたものと言える。

現代の中世史研究を代表するジャック・ル＝ゴフは、「このことだけは確認しておきましょう。封土の体系すなわち封建制は、よく言われるように権力の瓦解をもたらす誘因ではありません。それとは反対に、封建制は権力の空白状態を埋める必要から取られた措置なのです。封建制は権力体系の根本的再編成のための基本単位であり、国家の出現に欠くべからざる枠組みです。封建制の最盛期は10世紀から13世紀までです。ですから、領主制とは違って、厳密な

意味での封建制を中世全体と同一視することはできません。」と指摘する⁴⁵。

しかし、貨幣経済の浸透と14世紀にペストが流行して領民が減少することで荘園経営に窮した領主は、研究が「封建反動」と呼ぶ農民支配の強化を実行することで、農民反乱が頻発することとなった。こうして中世後期～近世(14～18世紀)に領主と農民の関係は大きく変貌し、封建制は衰退していった。更に市民革命が否定した絶対王政は、封建制の典型的形態ではなく、後期中世以降に衰退・変容した特殊形態だったと言える。

最後に、以前は「私闘」と訳されて「暗黒の中世」を代表する封建領主間の無秩序な戦争行為と見なされた「フェーデ」をめぐる問題を取り上げる。オーストリアの中世史家 O. ブルンナーは実証的な地域史研究に基づいた新たな中世国制史研究を志し、フェーデを中世における自由人(=貴族)の自立的な既得権として「自力救済権」と評価した⁴⁶。つまり、重大な係争問題に直面した時、近代人が「法治国家」として警察権・裁判権を上位の国家的公権力に任せることを「進歩」と見做してきたことと真逆の考え方である。交渉がまとまらなければ武力に訴えることも選択肢であり、戦闘行為が勃発することとなる。こう考えれば、中世の頻発する戦争は野蛮な略奪行為の横行ばかりではなく、自由人としてのプライドを保持した封建領主=貴族たちの「正当な法行為」となる。近代的立場から見れば野蛮な復讐の連鎖として否定される行為だが、中世を単に劣った社会と見るのではなく、価値観の異なる異文化圏と見る視点がここで求められることとなった。そして王権や国家権力の理解が変容する中世後期には、ラント平和が求められ、ポリツァイ概念が整い、裁判制度の受容と重要性が増大することで、フェーデに対する考え方も変容していった⁴⁷。

6 文化史から社会史へ

最後に、中世を「近代とは異なる価値観によって形成された世界」と捉える視点を文化史の研究から考えたい。今回は筆者の専門とする貴族の文化を中心に考察する。

オランダの文化史家 J. ホイジンガは、『中世の秋』で中世後期のブルゴーニュ公国を舞台に、華やかな貴族の宮廷文化を描き出すことで「暗黒の中世」像の再検討に大きな影響を与えた⁴⁸。また彼の名著『ホモ・ルーデンス』は、人間の生活文化を効率や合理性といった近代的物差しで評価するのではなく、文化の形成・変容における「遊び」の意識の重要性を的確に指摘した⁴⁹。

中世の貴族の宮廷は、領主間の駆け引きが展開される「政治の場」とであると同時に、様々な異文化が交錯する「社交の場」として情報の拠点だった。同時に宮廷は言葉や習慣の違いに直面しながら、例えば、講和や同盟を約する会談の場での挨拶や抱擁の作法、降伏や懇願の受諾や拒否をする振る舞い方など、貴族としての教養や共通理解の基本を学ぶ「教育の場」として機能した。食事の作法書も12世紀頃から多数出現する。ジャン＝クロード・シュミットや G. アルトホフたちが指摘する中世独特の身振りや隠喩・慣習などが、通婚をはじめとするさまざま

なコミュニケーションを通じて貴族たちの間で共有されていった⁵⁰。

こうした中世ヨーロッパの貴族は、12世紀頃には職能身分として「戦う人」と教会から呼ばれるようになり、更に「騎士」と総称されるようになる。この「騎士」とは、単なる騎馬戦士ではなく、中世ヨーロッパにおいてキリスト教と封建社会が結合することで生まれた人間の理想像で、理想的には国王までも含む「戦う人」たちの総称だった。盛期中世に、教会は叙任権闘争や十字軍を利用して、この特異な騎士像を作り上げていった。

研究は、騎士には神(教会)・主君(国家)・弱者(女性)への三つの奉仕が義務付けられたと考えている。主君への奉仕は、誠実宣誓による正義の実行を意味し、その約束を違えることは不誠実とされて、重大な不名誉として受け取られた。弱者の代表として「女性」が挙げられているが、これはイヴの末裔として悪魔に容易に屈する者とする当時の教会の特異な女性観に起因するものだった。ここからキリスト教的「魔女」の観念が形成されてくる。

この頃に、元来はキリスト教とは無関係だった戦士の儀式(従士制)がキリスト教と結びつくことで、騎士叙任式を教会で聖職者の立会いの下に行うことが慣例化してくる。こうしてゲルマン・ケルトの異教的戦士の伝統とキリスト教が結合することで、盛期中世に「キリストの戦士(僕)」としての新しい「騎士」像が生まれた。

この盛期中世の貴族文化の形成に見るように、中世の独自性とヨーロッパ文明としての重要性を指摘した研究としてCh.H.ハスキンスの「12世紀ルネサンス」の提唱は、重要な役割を果たした。彼は、ヨーロッパ中心史観の定説の枠組みの中でギリシア・ローマの古典文献が中世においてどのように受容されていたのかを研究する堅実な文献学者だったが、12世紀におけるビザンツ・イスラムの学問研究の受容や大学の誕生といった史実を解明した⁵¹。その後、20世紀後半に様々な分野で新しい実証的な地域研究・個別研究が蓄積される中で、この「12世紀ルネサンス」は広義に解釈され、12世紀を「ヨーロッパ文明の形成期」と位置付けることで中世史の大々的な見直し作業の火付け役となった。ヨーロッパ文明が古典文化を如何に継承してきたかが問題ではなく、イスラムやビザンツをはじめとするさまざまな異文化と融合しながら如何にヨーロッパ的文化の特徴が諸要素の融合の中から誕生したかが問われることとなったのである。

そして、社会学と歴史学、心理学などを巧みに用いた多面的な構造分析を試みたノルベルト・エリアスの『文明化の過程－ヨーロッパ上流階層の風俗と変遷』(1969)は、ドイツに特徴的な「文化」と「文明化」の対立という社会現象を第1部で考察し、第2部で中世～ルネサンスにおける食事の作法を分析することで「礼儀」と言う概念が「文明」に転化していく過程を整理、第3部では絶対王政期の宮廷社会を中世から近世における国家の発生と関連付けることで、ヨーロッパにおける文明化が中世から始まることを明示し、中世を近代ヨーロッパに繋がる異質な世界として評価する道を切り開いた⁵²。そして、このエリアスの研究は、ホイジンガの文化史

とアナール学派の社会史を繋ぐ役割を果たすこととなったと評価されている⁵³。こうして文化史の可能性は、新たな地平に広がっている⁵⁴。

おわりに

19世紀のヨーロッパ中心史観の下で近代歴史学が作り上げた「暗黒の中世」像は、当時のヨーロッパを普遍文明と位置付けると共に、文明と野蛮と言う物差しによってヨーロッパの歴史を描き出すという極めて特殊な価値観の中で作り上げられた。それが20世紀以降の歴史の中でヨーロッパ文明の絶対性が揺らぐことで疑問視され、新しいグローバルな視点の必要性和地道な歴史研究者の個別研究の積み重ねの中で「ヨーロッパの形成期としての中世」という新しい歴史像の提示に変貌してきた。

こうした歴史像は既に我が国でも、イギリスの歴史家 R.W. サザーン、Ch. ドーソンや G. バラクラフ、そして R. パートレットなど、多くの邦訳文献によって読まれているが、その一方で安易な「暗黒の中世」像がヨーロッパ中心史観とは切り離されたところで独り歩きしている現実もある⁵⁵。アナール派の中世史研究を代表するジャック・ル・ゴフは、「パノフスキーの仕事『西洋美術におけるルネサンスと再生』(1960)以来、すべての歴史家はただ一つのルネサンスではなく複数のルネサンスが存在すること、そして「再生」の論理そのものが中世史と不可分の関係にあることを認めています。たび重なる再生、たび重なる改革という考え方を採用することなしに、中世を理解することは不可能でしょう。それは少なくともシャルルマーニュ(カール大帝)の時代からつねに繰り返されてきた願いなのですから。ルターによる宗教改革は長い一連の改革の中に書き込まれるべきものなのです。⁵⁶」と述べて、19世紀の定説であったイタリア・ルネサンスによるヨーロッパの古典文化の再生・発見としての「暗黒の中世」の終焉・近代の始まりではなく、「ルネサンスの連続」としての中世という歴史像を提示している。ル・ゴフは更に「いいえ。私たちが相手にしているのは一つの文明です。強力な一貫性を持ったある一体です。これは6世紀から7世紀に生まれ、13世紀ごろ完成し、17、18、19世紀の間に少しずつ解体していくものです。そもそも私は、体系と言う言葉より、このとても中世的な言葉である一体の方を用いたいと思います。⁵⁷」と述べて、中世を近代とは異なる一個の文明世界として評価している。

こうしたヨーロッパ像は、ポーランドの歴史家クシトフ・ポミアンの繰り返されるヨーロッパの統合という歴史像にも通じると言える。彼はヨーロッパを中世に誕生した新しい文化圏と見做し、その最初の統合を12世紀以降の修道院文化・騎士文化・市民文化に代表される緩やかなラテン・キリスト教世界、第二の統合を18世紀の啓蒙主義時代の新しい多様な文化、そして現代を第三の統合への過渡期と位置付ける動的なヨーロッパの歴史像を提示した⁵⁸。

「中世とは何か」という大きな問題に対して、「暗黒時代」か、輝かしいヨーロッパ文明の「形

成期」か、という対立項を提示することが本論の目的ではない。この両極をなす中世像が近代歴史学の中で作り上げられ、批判・検討されてきたという事実注目したい。それは、歴史が単なる暗記物ではなく、「考える」学問であると共に、私たちが関与する現在進行形の学問であることを意味するからである。そして「中世」を学ぶことは、異文化理解の方法と姿勢を必要としながら、私たちの価値観に融合する過程を学ぶことになると言えるだろう⁵⁹。私の研究する中世ヨーロッパの貴族の文化は、1970年代頃までならば、近代市民社会において否定されるべき前世紀の遺物と見做されていた。しかし、近代の「市民文化」は、その多くを前代の文化の担い手であった貴族たちの中に見出している。それは単なる貴族文化の模倣ではなく、エリアスの言葉を借りれば「礼儀」として始まった「文明」の継受と変容の結果と言える。その意味で「中世」とは、単に否定され、排除されるべき「悪しき時代」ではなく、私たちの文化の母胎と言える⁶⁰。貴族文化から市民文化への変容の過程で何が重視され、何が求められたのかを考えることが、価値観の転換を生んだ「近代化」を知ることとなるだろう。

- 1 デボラ・E.リップシュタット「フェイクとどう闘うか」(朝日新聞 2017年11月28日)、浮世博史「歴史巡るフェイク 疑え」(朝日新聞 2020年7月15日)、および武井彩佳『歴史修正主義－ヒトラー賛美、ホロコースト否定論から法規制まで』中公新書 2021年、参照。また永松靖典 編『歴史的思考力を育てる－歴史学習のアクティブ・ラーニング』山川出版社 2017年、佐藤昇 編・神戸大学文学部史学講座 著『歴史の見方・考え方－大学で学ぶ「考える歴史」』山川出版社 2018年、恒木健太郎・左近幸村編『歴史学の縁取り方－フレームワークの史学史』東京大学出版会 2020年。
- 2 伊藤俊太郎『文明の誕生』講談社学術文庫 1988年、村上泰亮『文明の多系史観－世界史の再解釈の試み』中央公論社 1998年。また野村耕一「「歴史リテラシー」と「ナショナル・ヒストリー」」(三重大学共通教育センター『大学教育研究－三重大学授業研究交流誌』第22号別冊 2014年)13～17頁、戸田善治・澤田典子「地中海世界における「古代」と「中世」－西洋史学と世界史教育のあいだ」(『千葉大学教育学部紀要』第66巻第2号 2018年)は、本論で扱う問題を教育の立場から概観・整理している。
- 3 ジョゼップ・フォンターナ／立石博高・立花寿行 訳『鏡のなかのヨーロッパ－歪められた過去』平凡社 2000(原著1994)年、中川洋一郎『ヨーロッパ《普遍文明》の世界制覇－鉄砲と十字架』学文社 2003年、吹田尚一『西洋近代の「普遍性」を問う－「開かれた歴史主義」のための研究ノート』新評論 2006年、岸田秀『嘘だらけのヨーロッパ製世界史』新書館 2007年、ジャック・ル＝ゴフ／菅沼潤 訳『時代区分は本当に必要か？ 連続性と不連続性を再考する』藤原書店 2016(原著2014)年、ウィンストン・ブラック／大貫俊夫 監訳『中世ヨーロッパ－ファクトとフィクション』平凡社 2021(原著2019)年など参照。また『思想』No.1149、2020年1月号は「時代区分論」を特集し、7本の論文を掲載している。
- 4 アナール学派の社会史に至る近代歴史学については、桑野聡「歴史学と「文化学」の形成－郡山女子大学短期大学文化学科の試み」(『郡山女子大学紀要』第55集 2019年)「2章 近代歴史学の誕生と発展」以下、164～168頁の註42～80参照。

- 5 桑野聡『大学で学ぶための西洋史概説1』DTP出版 2006年、11～12頁参照。吉澤五郎『世界史の回廊－比較文明の視点』世界思想社 1999年、秋田茂・永原陽子・羽田正・南塚信吾・三宅明正・桃木至朗編著『「世界史」の世界史』ミネルヴァ書房 2016年。
- 6 樺山紘一「「古代」と「近代」」(『異境の発見』東京大学出版会 1995年)139～151頁、三宅正樹「近代ヨーロッパにおける進歩の理念」(明治大学『政経論叢』第67号 1998年)1～35頁、中島潤「シャルル・ペロー『古代人近代人比較論』におけるビュルレスク」(『愛知工業大学研究報告』第46号 2011年)103～106頁、同「新旧論争におけるフォントネルとシャルル・ペロー『古代人近代人比較論』」(『桜花学園大学教育学部研究紀要』第15号 2017年)137～146頁、大山明子「「新旧論争」に見るシャルル・ペローの文芸観－『古代人近代人比較論』を通して」(『仏文研究』第47号 2016年)125～136頁、同「17世紀フランスにおける「驚異」についての考察とシャルル・ペロー－ペローのオペラとお伽噺に関わる論考から」(『関西フランス語フランス文学』第23号 2017年)15～26頁。
- 7 弓削尚子「啓蒙主義の世界(史)観」(前掲『「世界史」の世界史』)247～271頁。
- 8 G.W.F.ヘーゲル／武市健人訳『歴史哲学』上中下 岩波文庫 1971(原著1838)年。またヘーゲル以前の歴史学については、岡崎勝世『キリスト教的世界史から科学的世界史へ－ドイツ啓蒙主義歴史学研究』勁草書房 2000年、参照。
- 9 L.フォン・ランケ／鈴木成高・相原信作 訳『世界史概説－近世史の諸時代』岩波文庫 1941(原著1854)年。小山哲「実証主義的「世界史」」(前掲『「世界史」の世界史』)272～292頁。
- 10 J.ブルクハルト／柴田治三郎訳『イタリア・ルネサンスの文化』上下 中公文庫 1974(原著1860)年、野田宜雄『歴史をいかに学ぶか－ブルクハルトを現代に読む』PHP新書 2000年。
- 11 こうした問題が現代の日本の歴史教育にも影響していることについては、小澤実「古代と近代の陰としての中世ヨーロッパ」(長谷川修一・小澤実編著『歴史学者と読む高校世界史』勁草書房 2018年)25～44頁参照。
- 12 マルクス史学については、浜林正夫「近代歴史学の成立」第4節「マルクス主義」(浜林正夫・佐々木隆爾編『歴史学入門』有斐閣 1992年)173～178頁。小谷汪之「マルクス主義の世界史」(前掲『「世界史」の世界史』)321～344頁参照。
- 13 M.ヴェーバー／大塚久雄訳『プロテスタントの倫理と資本主義の精神』岩波文庫 1989(初訳 上 1955／下 1962、原著1920)年。
- 14 中世の技術発展については、L.ホワイト／内田星美訳『中世の技術と社会変動』思索社 1985(原著1962)年、J.キャンベル／坂本賢三訳『中世の産業革命』岩波書店 1987(原著1975)年、R.ベルヌー・R.ドラトゥーシュ・J.キャンベル／福本直之訳『「産業」の根源と未来－中世ヨーロッパからの発信』農山漁村文化協会 1995(原著1986)年、ヴィトルト・リブチンスキ／春日井晶子訳『ねじとねじ回し－この千年で最高の発明をめぐる物語』早川書房 2003(原著2000)年、キアラ・フルゴーニ／高橋朋子訳『ヨーロッパ中世のものづくし－メガネから羅針盤まで』岩波書店 2010(原著2001)年参照。
- 15 H.ピレンヌ／中村宏・佐々木克己訳『ヨーロッパ世界の成立－マホメットとシャルルマーニュ』創文社 1960(原著1937)年、河原温「ピレンヌ『ヨーロッパ世界の誕生－マホメットとシャルルマーニュ』」(樺山紘一編『現代歴史学の名著』中公新書 1989年)57～68頁。
- 16 平城照介「イスラムの発展と地中海世界」(『岩波講座世界歴史7 中世1』岩波書店 1969年)97～121頁、佐々木克己 編訳『古代から中世へ－ピレンヌ学説とその検討』創文社 1975年、大月

- 康弘「ピレンヌ・テーゼとビザンツ帝国－コンスタンチノーブル・ローマ・フランク関係の変容を中心に」(『岩波講座世界歴史7 ヨーロッパの誕生』岩波書店 1998年)213～240頁など参照。
- 17 現在のピレンヌ・テーゼの評価としては、山田雅彦「ピレンヌ・テーゼ」(金澤周作監修『論点・西洋史学』ミネルヴァ書房 2020年)72～73頁参照。
- 18 河原温「中世都市成立論」(金澤周作監修『論点・西洋史学』ミネルヴァ書房 2020年)76～77頁、河原温・池上俊一『都市から見るヨーロッパ史』放送大学教育振興会 2021年、11～15頁参照。
- 19 中世都市と農村の関係については、森本芳樹「都市・農村関係論」(『岩波講座世界歴史7 中世1』岩波書店 1969年)、同編『西欧中世における都市と農村』九州大学出版会 1987年、A.ハーファークンプ／江川由布子訳「中世盛期・後期における「初期市民的」世界－地域史と都市社会の歴史」(同・他編訳『中世共同体論－ヨーロッパ社会の都市・共同体・ユダヤ人』柏書房 2018年／原著論文初出1975年)10～46頁。
- 20 丹下栄「西欧的農業の誕生」(堀越宏一・甚野尚志編著『15のテーマで学ぶ中世ヨーロッパ史』ミネルヴァ書房 2013年)145～161頁、同「中世農業革命」(金澤周作監修『論点・西洋史学』ミネルヴァ書房 2020年)74～75頁。
- 21 神奈川大学人文学研究所編『ロマン主義のヨーロッパ』勁草書房 2000年、所収の7本の論文参照。
- 22 ケネス・クラーク／近藤存志訳『ゴシック・リヴァイバル』白水社 2005(原著1928)年、クリス・ブルックス／鈴木博之・豊口真衣子訳『岩波世界の美術 ゴシック・リヴァイバル』岩波書店 2003(原著1999)年、マイケル・アレクサンダー／野谷啓二訳『イギリス近代の中世主義』白水社 2020(2007)年参照。
- 23 河村錠一郎監修『ラファエル前派とその時代展 図録』東京新聞 1985年、友部直監修『ラファエル前派とオックスフォード 図録』朝日新聞社 1987年、Ch.ニューアル・河村錠一郎監修『ラファエル前派展 図録』アルティス 2000年、など参照。
- 24 草光俊雄「蘇る文化－ヴィクトリア朝の中世」(草光俊雄・小林康夫編『未来のなかの中世』東京大学出版会 1997年)207～222頁、高橋裕子『イギリス美術』岩波新書 1998年、第8章「生活のための芸術」205～242頁。
- 25 神林恒道編『ドイツ・ロマン主義の世界－フリードリヒからヴァーグナーへ』法律文化社 1990年
- 26 大原まゆみ『ドイツの国民記念碑 1813～1913年－解放戦争からドイツ帝国の終焉まで』東信堂 2003年
- 27 河合倫逸「フリードリヒ・カール・フォン・サヴィニー」(勝田有恒・山内進編著『近世・近代ヨーロッパの法学者たち－グラーツィアヌスからカール・シュミットまで』ミネルヴァ書房 2008年)299～307頁。
- 28 ライナー・ローゼンベルク／林睦實訳『ドイツ文学研究史』大月書店 1991(原著1989)年、所収「ヤーコブ・グリムのゲルマン学的構想の意義」253～264頁参照。
- 29 室井俊通「国民国家の形成と展開－「国民」のプロジェクトとしてのケルン大聖堂」(滝田毅 編『転換期のヨーロッパと日本』南窓社 1997年)11～34頁。
- 30 G.P.グーチ／林健太郎・林孝子 訳『十九世紀の歴史と歴史家たち』上・下 筑摩書房 1971・1974(原著1952)年の第5章「『モヌメンタ』」64～75頁参照。
- 31 前掲『十九世紀の歴史と歴史家たち』第8章「プロイセン学派」130～160頁、早島瑛「ドイツ－社会と国家のはざままで」(竹岡敬温・川北稔編『社会史への途』有斐閣 1995年)141～205頁参照。

- 32 カルロ・ギンズブルグ／竹山博英訳「ゲルマン神話学とナチズム－ジョルジュ・デュメジルのかつての本について」（『神話・寓意・徴候』せりか書房 1988年）227～260頁、フランク・ロターール・クロール／小野清美・原田一美訳『ナチズムの歴史思想－現代政治の理念と実践』柏書房 2006（原著1998）年、55～69頁。またハラルド・クラインシュミット／佐々木りつ子訳「ナチスドイツにおける伝統主義的連邦主義対ラディカルなナショナリズム－イデオロギーの混乱」（久保田英嗣編訳『ドイツのナショナリズム－統一のイデオロギー的基盤』彩流社 2001年）71～102頁、はナチスの中でドイツ民族・国家像が変容していった過程を辿っており興味深い。
- 33 中世の歴史記述の特徴については、林健太郎・澤田昭夫『原典による歴史学入門』講談社学術文庫 1982年、175頁以下、および上智大学中世思想研究所編『中世の歴史観と歴史叙述』創文社 1984年、所収の諸論文参照。
- 34 トゥールのグレゴリウス／兼岩正夫・臺幸夫訳『歴史十卷（フランク史）』I・II 東海大学出版会 1975・77年／杉本正俊訳『フランク史 10巻の歴史』新評論 2007年。
- 35 エインハルドゥス、ノトケルス／国原吉之助訳『カルロス大帝伝』筑摩書房 1988年、1～54頁。徳田直宏『『カール大帝伝』アインハルト』（前掲『原典による歴史学入門』）283～289頁。
- 36 コルヴァイのヴィドゥキント／三佐川亮宏訳『ザクセン人の事績』知泉書館 2017年。徳田直宏『『ザクセン人言行録』ウイトゥキント』（前掲『原典による歴史学入門』）303～310頁。
- 37 徳田直宏『『二都論』フライジングのオットー』（前掲『原典による歴史学入門』）236～245頁、W. ケーギ／酒井直芳訳「天の国と地の国 霊的騎士生活としての王道－フライジングのオットーとサン・ドニのシュジェ」（『世界年代記－中世以来の歴史叙述の基本形態』みすず書房 1990年、原著1954年）5～32頁。
- 38 岡崎勝世「キリスト教的世界像」（前掲『『世界史』の世界史』）132～153頁。
- 39 清水廣一郎『中世イタリア商人の世界－ルネサンス前夜の年代記』平凡社 1982年（新版 平凡社ライブラリー 1993年）、樺山紘一「黄金のローマ」（『異境の発見』東京大学出版会 1995年）153～171頁 参照。
- 40 大黒俊二『ヨーロッパの中世⑥ 声と文字』岩波書店 2010年
- 41 桑野聡「貴族身分と封建制」（前掲『15のテーマで学ぶ中世ヨーロッパ史』）105～109頁。
- 42 W. ウルマン／鈴木利章訳『中世における個人と社会』ミネルヴァ書房 1970（原著1966）年、特に第二講「現実に根差した理論－封建関係の国制上の意味および社会における封建関係と個人との関係」98～168頁参照。
- 43 K. ボーブル／坂口修平訳「代表されるものと代表するもの－16～18世紀ドイツ領邦国家の社会的基底にみられる議会政治の先駆的形態とその伝統」（平城照介・山田欣吾・三宅立監訳『ヨーロッパ社会の成立』東洋書林 2001年／原著1977年）295～320頁。A.R. マイヤーズ／宮島直機訳『中世ヨーロッパの身分制議会－新しいヨーロッパ像の試みⅡ』刀水書房 1996（原著1995）年、参照。
- 44 ロベール・フォシェ／渡辺節夫訳『ヨーロッパ中世社会と農民』杉山書店 1987（原著1984）年。
- 45 J. ル＝ゴフ／池田健二・菅沼潤訳『中世とは何か』藤原書店 2005（原著2003）年、217頁。
- 46 O. ブルンナー／山本文彦 訳『中世ヨーロッパ社会の内部構造』知泉書館 2013（原著1958）年。また H.K. シュルツェ／千葉徳夫・他訳『西欧中世史事典－国制と社会組織』ミネルヴァ書房 1997（原著1985）年、214頁参照。
- 47 中世後期における裁判の重要性については、P. エストマン／田口正樹訳「ドイツ国民の神聖ロー

- マ帝国の2つの最高裁判所(1495年から1806年):歴史・研究・展望」(『北大法学論集』第64巻第4号 2013年)203～243頁、田口正樹「中世後期ドイツの貴族団体」(『北大法学論集』第66巻第6号 2016年)1745～1777頁、および同氏の帝国における裁判制度に関する一連の研究を参照。
- 48 J. ホイジンガ／兼岩正夫・里見元一郎 訳『中世の秋』河出書房新社 1972年／堀越孝一 訳『中世の秋』上下 中公文庫 1976(原著1923)年。
- 49 J. ホイジンガ／高橋英夫訳『ホモ・ルーデンス』中公文庫 1973年／里見元一郎訳『ホモ・ルーデンス』講談社学術文庫 2018(原著1938)年。
- 50 J.=C. シュミット／松村剛訳『中世の身ぶり』みすず書房 1996(原著1990)年、G. アルトホフ／柳内尚子訳『中世人と権力－「国家なき時代」のルールと駆け引き』八坂書房 2004(原著1998)年。
- 51 Ch.H. ハスキンス／野口洋二訳『十二世紀ルネサンス』創文社 1985年／別宮貞徳・朝倉文市訳『十二世紀ルネサンス』みすず書房 1989(原著1927)年。また伊藤俊太郎『十二世紀ルネサンス』講談社学術文庫 2006(初出、岩波書店、1993)年、D.E. ラスカム／鶴島博和・吉武憲司・平田燿子・赤江雄一・将基面貴巳訳『十二世紀ルネサンス－修道士、学者、そしてヨーロッパ精神の形成』慶應義塾大学出版会 2000年、J. ヴェルジェ／野口洋二訳『入門 十二世紀ルネサンス』創文社 2001(原著1996)年。
- 52 N. エリアス／赤井慧爾・中村元保・吉田正勝、波田節夫・溝辺敬一・羽田洋・藤平浩之 訳『文明化の過程』上・下 1977・8(原著1969)年。
- 53 里見元一郎「新しい文化史論議を巡って」(『ホイジンガーその歴史観と文明論』近代文芸社 2001年)155～175頁。
- 54 P. バーク／長谷川貴彦訳『文化史とは何か』法政大学出版局 2008(原著2004)年、L. ハント編／筒井清忠訳『文化の新しい歴史学』岩波書店 215(原著1989)年、参照。
- 55 R.W. サザーン／森岡敬一郎・池上忠弘訳『中世の形成』みすず書房 1978(原著1953)年、G. バラクラフ／兼岩正夫・前川貞次郎訳『転換期の歴史』社会思想社 1964(原著1955)年、Ch. ドーソン／野口洋二・諏訪幸男訳『中世ヨーロッパ文化史－宗教と西方文化の興隆』創文社 1993(1958)年、R. バートレット／伊藤誓・磯山甚一訳『ヨーロッパの形成－950～1350年における征服、植民、文化変容』法政大学出版局 2003(原著1993)年。
- 56 J. ル＝ゴフ、前掲『中世とは何か』91～92頁。またホイジンガを翻訳した兼岩正夫の追悼論文集にも「ルネサンスとしての中世」というタイトルが用いられている。兼岩正夫「ルネサンスとしての中世－ラテン中世の歴史と言語』筑摩書房 1992年。
- 57 J. ル＝ゴフ、前掲『中世とは何か』167頁。また江川温「長い中世について－ル・ゴフの問題提起とその後の展開」(『思想』No.1149、2020年1月)36～50頁参照。
- 58 K. ポミアン／村松剛 訳『ヨーロッパとは何か－分裂と統合の1500年』平凡社 1993(原著1990)年。
- 59 河原温・堀越宏一 編著『西洋中世史』(放送大学大学院教材) 放送大学教育振興会 2021年参照。
- 60 桑野聡「欧米諸国における生活と文化」(関口富左 編著『人間守護の家政学－福祉社会の実現をめざして』家政教育社 1999年)264～276頁。

追記：本論は、2021年6月19日(土)・20日(日)に放送大学福島学習センターで実施された面接授業を基に加筆・修正を加えたものである。コロナ禍で延期実施となり、講義の構想を一部変更した。受講生の協力に感謝申し上げる。また本講義を思い立った契機の一つが、ノーマン・F. キャンター／

朝倉文市・横山竹己・梅津教孝訳『中世の発見 偉大な歴史家たちの伝記』法政大学出版局 2007（原著 1991）年であり、一読をお薦めする。

大学教育における「養護」の専門性について(1)

－「養護」の思想的基盤を考察する準備としての
メイヤロフの「ケア」概念に注目した「養護」実践例の整理－

Study on the Expertise of "Yogo" in University Education (1)

-Organize "Yogo" practices using Mayeroff's "On Caring" concept in preparation for considering
the philosophical foundation of "Yogo"-

藤田京子* 山本裕詞*

Fujita Kyoko

Yamamoto Yuji

Abstract:

The purpose of this study is to organize the practice of "Yogo" using Mayeroff's concept of "On Caring" in preparation for considering the philosophical foundation of "Yogo". First, regarding "Yogo" in university education, we will clarify the institutional differences in specialty with "Yogo teacher" in primary and secondary education. Second, we will use the concept of "On Caring" to understand specific examples of "Yogo" in university education.

With the above, we are ready to think about the philosophical foundation of the specialty of "Yogo" in university education.

はじめに

本研究の目的は、メイヤロフの『ケアの本質』¹⁾に注目して、養護実践例を整理することであるが、それは、大学教育における「養護」の専門性に関する思想的基盤としてのケア論の可能性を明らかにするための準備として行うものである。なお、本稿における「養護」とは、学校教育における養護教諭の職務定義「養護をつかさどる」とされる際の「養護」であると措定する²⁾。

学校における「養護」の専門性については、これまで主に初等中等教育における「養護」教諭の専門性または「学校看護」の特性等として論じられてきた³⁾。一方で、大学における「養護」の専門性並びに「学校看護」を対象にした研究は、それぞれの大学の保健室運営を中心とする事例報告や、健康相談の観点からの延長の中で顕在化するマイノリティ問題対応例の報告等は散見されるものの⁴⁾、大学という学校種における特殊性を自覚的に捉えた上で、その「養護」職務の専門性を対象にした論考は少ない⁵⁾。また、学校保健安全法では「学校における児童生徒及び職員の健康の保持増進を図る」ことを究極の目的とし(第一条)、さらに「学校」を「学校教育

*郡山女子大学家政学部生活科学科

法第一条に規定する学校をいう」(第二条)とし、「この法律において、『児童生徒等』とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう」としていながらも、養護をつかさどる養護教諭の配置は大学には制度上想定されていない。

以上からは、大学における「養護」が、初等中等教育における「養護」と同一の制度的基盤を有しながらも養護教諭の職とはされていないところから、高等教育機関における「養護」の特殊性が制度的には意識されながらも、その差異については明確化されるには至っておらず、さらに研究上も、明らかにされてこなかった状況があることがわかる。

次に、大学における「養護」の専門性を考察するにあたって、その理論的基盤として、ケア論の可能性を明らかにしようとする事について概観する。なお、本稿においては、Milton Mayerroff(1971)『On Caring(邦書名:ケアの本質-生きることの意味-)』(以下『ケアの本質』と記す)からケア論の持つ特徴的観点を引用することとする。理由は、『ケアの本質』がケアリングに注目が集まる研究史上の起点的存在とあると同時に、多くの論者によってケアの本質を語ったものであるとの評価があるからである⁶⁾。

メイヤロフは『ケアの本質』の冒頭で「1人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することをたすけることである」とし、それは「ひとつの過程であり、展開を内にはらみつつ人に関与するあり方であり、それはちょうど、相互信頼と、深まり質的に変わっていく関係とをとおして、時とともに友情が成熟していくのと同様に成長するものである」としている⁷⁾。ここで特徴的なのは、ケアする者がケアされる者の生き方を知っているわけではなく、共にあることによって展開や深まりを自己実現に向けて充実させようとする、より平等な関係性である。成人である大学生を対象とする「養護」の専門性に関する思想的基盤を、ケア論に求めようとする理由は、この関係の平等性を前提にしている点にある。

1. 大学における「養護」の制度的位置

学校教育法上の「養護」については、初等中等教育の学校に配置される養護教諭の職務として、「児童の養護をつかさどる」と規定されているが、具体的な職務内容については示されていない。これについては、昭和47年の保健体育審議会答申において「養護教諭は、専門的立場からすべての児童生徒の健康および環境衛生の実態を的確に把握して、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導にあたり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導にあたるのみならず、一般教員の行なう日常的教育活動にも積極的に協力する役割をもつ」と広範な業務であることが示された⁸⁾。さらに平成9年の保健体育審議会答申では、「養護教諭の新たな役割」として「心の健康問題等の深刻化に伴い」、「養護教諭のヘルスカウンセリング(健康相談活動)が一層重要な役割を持ってきている」とされている⁹⁾。また、「大学における健康管理」として、「学生の心身の健康の保持増

進を図ることを目的とする保健管理センター等の整備・充実を更に促進するとともに教職員に対して心の健康問題などに関する意識を啓発することなど、大学の健康管理体制の充実を図ることが重要である」¹⁰⁾として、健康相談等のニーズへの対応を重視していることが伺える。大学では、他の学校種と比較して、ケアする者とケアされるものの関係が、より平等であることが求められるが、その一方で、特有の社会的課題を前に、精神的危機に直面しやすくなる。例えば、「家族と離れての初めての一人暮らし」、「選択幅が多くなる教育課程」、「職業選択の際に必要な自主的活動」等々自立して生きる為の課題が山積する。そして、それらは健康相談に対するニーズの拡大として顕在化することが予想できるのである。既に前項でも述べたように、平等性を前提にしながらも「養護」を必要とする大学生に対して、その専門性の思想的基盤をメイヤロフのケア論に求める理由がここにある。

2. 『ケアの本質』における「基本的なパターン」と「ケアの主な要素」

次項において、大学における「養護」の事例整理を行うが、その整理の観点としては、ミルトン・メイヤロフ『ケアの本質』において「ケアすること」の骨格を形成している「基本的なパターン」¹¹⁾と「ケアの主な要素」¹²⁾という二概念に注目する。以下それぞれ本文を要約して引用する。

メイヤロフは以下のように整理している。

(1) 基本的なパターン

ケアする対象が「本来持っている権利ゆえに」「私とは別のものとしてそれを身に感じ」とると同時に、「私自身の延長のように身に感じとる」¹³⁾。すなわち、〈対象の独立性を前提にした深い共感〉と要約することが可能であろう。そして、自らのケアがそのような他者との関係を成立させている背景には、「専心」（「他者の必要に応じて専心的に応答する」）という「私の首尾一貫性」によって示される「私の全人格」が表現されるのである¹⁴⁾。

なお、メイヤロフは、「他者が成長するのを援助することとして理解されたケア」という表現を用い、また、「ある人が成長するのを援助することは、少なくともその人が、何かあるもの、または彼以外の誰かをケアできるように援助すること」とし、それは同時に「その人が自分自身をケアすることになるように援助すること」としている¹⁵⁾。これは「専心」の方向性を示すものと理解できる。

(2) ケアの主な要素

メイヤロフが示す「ケアの主な要素」は、次の①～⑧である。

- ①知識：その人の要求を理解し、適切に応じる為の一般的な知識と個別的な知識¹⁶⁾。
- ②リズムを変えること：対象の反応によっては、見方や取組の姿勢を変えたり立ち止まって準備したりすること¹⁷⁾。他者の独立性を重視するケアに必要な柔軟な関係性である。
- ③忍耐：「忍耐のおかげで、私は相手にとってよいときに、相手にそった方法で、相手を成

大学教育における「養護」の専門性について(1)

長ささせることができる」として、②とも関連して、待つこと、熟成すること¹⁸⁾。

④正直：平等な関係が前提となることで、より「正直」であることが必要であること¹⁹⁾。

⑤信頼：「相手を信頼することは、まかせることである。…未知への飛躍なのである」としている。これは、上記②～④を可能にする心性であるとも考えられる²⁰⁾。

⑥謙遜：「ケアは相手について継続的に学ぶことを含んで」おり、「ケアされている人から学ぶことも意味している。」また、ケアする者の傲慢さや限界の自覚に結び付いている²¹⁾。

⑦希望：「私のケアをとおして相手が成長していくという希望」のこと。ただしこれは、現在を未来の何かに従属させ、手段化することではなく、「現在の豊かさの表現」²²⁾。

⑧勇気：「未知の世界に分け入って行くのだという気持ちが大きければ大きくなるほど、ケアにあたってはより一層の勇気が必要となる²³⁾。」そこには、学校教育としての「養護」という制度的限界との緊張関係の存在が予想できる。

以上を踏まえて、次項では大学「養護」の事例をケア論における「基本的パターン」と「ケアの主な要素」の観点から整理し、解釈を試みる。

3. メイヤロフのケア概念を活用した大学「養護」実践例の整理

下記が、対象者の状況と対応について記述したものである。本稿第一執筆者の大学「養護」経験を根拠とする事例である。ただし、個人情報保護の観点から事例の内容については一部加工し、事例発生時期は明らかにしない。

| 対象者の状況 | 対 応 |
|---|---|
| 事例1 集団行動を苦手とし、特にグループ活動時に気分不快を訴え保健室を利用する。 | 症状に対しては、休息を促し学生の苦痛を受け止める。保健室での休息は、欠席扱いになることを説明し、休息を希望した場合はベッドで横になる。横になる必要がないときは、学生の訴えを聞きながら学生の状況を確認していく。 |
| 事例2 自傷行為を繰り返し保健室での処置を希望する。 | 自傷行為を責めずに、傷の処置を行う。緊急性を判断するために、自傷行為によって気持ちがどのように変化するかなどを傾聴しながら確認していく。行為そのものに目を向けるのではなく、その原因を探りながら、苦しい時に保健室が学生を受け止める場所となるように働きかけていく。 |
| 事例3 「廊下を歩いている時にすれ違う人から悪口を言われた」と保健室に駆け込んで来る。保健室で休息している時に「廊下を歩いている人が自分の悪口を言っている」と話すことがある。 | 学生の訴えを聞き、受けとめ、感情が落ち着くように働きかける。悪口の訴えについては、否定することなく、受けとめながらも私自身には聞こえていないことを伝える。学生がおかれている状況を学生本人やアドバイザーから（学生から許可を得て）情報を得るとともに、対応策を学生やアドバイザーと共に考えていく。 |

大学教育における「養護」の専門性について(1)

| | |
|---|---|
| <p>事例4 確定診断はされていないが、自分は発達障害ではないかを感じている。光や音が気になり、授業に集中できない。ある特定の教員の声が苦痛で「授業に出たくない」と話す。両親からは阻害されていると感じている。</p> | <p>学生の訴えを受け止め、どのような状況で、どのようなことに困っているのかを共感しながら確認する。基本的には学生自身が行動できるように支援していく。状況に応じて学生に許可を得ながらアドバイザーとかわる。</p> |
| <p>事例5 保健室に遊びにくる中で、自分は性同一性障害であることを告白する。ホルモン療法開始後、こころとからだのバランスが崩れていき攻撃的な行動がみられるようになる。</p> | <p>学生の意思を尊重し、一人の学生として受け入れる。学生の行動に対しては批判的な態度ではなく、肯定的な言葉で対応していく。</p> |
| <p>事例6 体調不良を訴え保健室で休息する。心疾患や母親からの虐待を疑わせるような訴えを繰り返す。</p> | <p>休息しながら症状を確認し学生の訴えを受け止める。学生の訴えに矛盾が生じてきたため、アドバイザーに確認すると虐待等の事実がないことが判明する。身体的な訴えについては症状を確認し、精査の必要性を説明すると同時に虐待についてはアドバイザーへの相談を勧め、アドバイザーが中心となって対応に当たることを説明していく。保健室としては体調不良に対して対応し、個別的なことについては、アドバイザーが対応していく。</p> |
| <p>事例7 卒業を半年後に控えている学生から妊娠の相談がある。中絶の経験があるため親には相談できず悩んでいた。「中絶の費用は交際相手が負担してくるが、産みたい気持ちもある」と話す。また、交際相手に頬をたたかれたことで鼓膜を損傷し、片方の耳が聞こえづらい状態である。妊娠による気分不快があり保健室での休息を希望する。</p> | <p>休息を促しながら学生の状況を確認する。学生の行動については否定せず、事実だけを受け入れる。「産む、産まない」の選択は、相手とよく相談するよう促す。保健医療に携わる人間として、中絶を繰り返すことによっておこる弊害について説明する。一人の女性として、私メッセージで、暴力はいかなる場合も好ましくないことを伝えていく。</p> |

以上のような事例を基に、ケアの要素や基本的なパターンとの関連性について整理し、解釈をすすめていく。その際、メイヤロフの「ケアの基本的パターン」と「ケアの要素」に該当する内容については、「 」で表現することとする。

上記事例は、いずれの場合も学生の状況を確認することからはじまっている。学生の訴えを聞き、医療的な対応が必要な場合は、休息や処置を行う。精神的なことに関連した身体的症状については、休息を促しながら必要に応じて声かけを行っていく。学生の要求を理解し、適切に対応していくためには「知識」が必要である(事例1～7)。また、緊急時を除いて、大学は

中高とは違った機関であることを認識してもらうために大学における保健室の在り方、授業時における休息の扱いについて説明し、了解を得たうえで保健室での休息を判断するよう促している(事例1・4・6)。プライバシーの保持を伝えて、学生に対し「正直」に平等な関係性を保つよう心掛けている(事例1～7)。学生の訴えに対しては否定せずにあるのまま受け止め、養護側の価値観で判断しない。不安や痛みの感じ方は人それぞれであり、その空間における息苦しさや自傷行為によってのみ自身の存在を確認することしかできない学生の苦悩は本人にしかわからない。そのため、養護者が行うケアが相手にどのような影響を与えているのか、学生から学ぶことになる。それは、ケアを通して、自分の能力のみならず、自分の限界が理解できる局面である。社会的な存在である学生は、その取り巻く環境によって解決しなければならない課題はさまざまである。そのため、大学における養護という立場の中ではできることは限られている。優先順位を考え、今、学生に必要な支援は何かを判断しなければならない。つまり、学生から教えられることは多く、学生からの学びによって他の学生へのケアを行うことができる。そして、養護者自身も学生によってケアされているという「謙遜」と、学生に対し真摯に向き合うという「正直」が求められる(事例1～7)。また、学生のストレンクス²⁴⁾に目を向けて、自分で行動できると信じ支えていく。他者とのかかわりが不得意でグループ行動ができなかった学生、発達障害を疑い生きづらさを抱えていた学生も、できることに目を向け、一つ一つをクリアしていくことで次のステップに進むことができ、卒業を迎えることができた(事例1・2・4・7)。青年期は最もその時代の社会や文化の影響を受けやすい。学生の2年間、4年間は学生自身が心も身体も成長する期間である。学生にとって良い時期に、それぞれの学生に合った方法で、学生自身が成長していく力をもっていると信じ(「信頼」)、耐え(「忍耐」)、支援者自身が「希望」をもって成長を見守っていくことが必要である(事例1～7)。自傷行為を繰り返す学生に対しては、「信頼」「忍耐」と同時に「勇気」が必要である。一歩間違えば、命を落とすことになりかねないが、自傷行為においこまれる学生の状況を受け止めることで、「あなたは一人ではない、孤独ではない」「あなたを理解したいと思っている存在がある」ということを学生が認識できれば、学生は自身の必要性を感じ、自身で気持ちのコントロールができ、「自分自身をケアする」という希望につながる。しかし、どんな状況においても学生を信頼するという勇気をもてなければ、学生との信頼関係は崩れ、お互いに絶望を味わうことになる。

このように、普段の学生とのかかわりを整理するとケアの要素に則った対応をしていることがわかる。そして、この要素は、単独ではなく相互に関係していることが窺える。また、ケアの本質の中には、基本的なパターンとして、「ケアする対象の権利の尊重・独立を前提とした共感・自分の延長と感ずる体験」の成立条件として信頼関係と「専心」がある²⁵⁾。対人関係の中では信頼関係の構築が基盤となるが、大学における養護という観点からみると、専心は重要な

キーワードとなる。青年後期から成年前期に移行する期間でもあるこの時期は、未成熟な成人への成長である。自己アイデンティティー(自我同一性)の獲得²⁶⁾、一人の自立した人間として、近い将来に社会の一員となるために必要な基本的な能力(コミュニケーションスキル、主体性、チャレンジ精神、協調性、一般常識)を身につける。そして、自分という人間が、他者とのかわりを通して社会的存在であると感じられるようになることが必要である。大学における養護のかわりを考えた場合、学生を一個人とし、それぞれが力をもった存在であると同時に未熟な部分もあるということを認識していかなければならない。未熟であるが故に成長しうる存在でもある。成長することとは、自身で学ぶ力をもつところまで学ぶことであり、学びによって、その人の「人格が再創造」²⁷⁾されることである。自己決定することにより、自分自身の経験に基づいた価値や理想を選択することができ、その決定に責任をもつ。つまり、学生が、学ぶことで生きていく力がもてるように、自身の自己決定を繰り返していく中で、自己他者理解の深化、自己指導能力・自己実現へ向かえるように支援していく。しかし、このような支援をしていくためには、学生からの要請が必要である。初等中等教育では教育的指導の立場から養護者側からかわる機会が多い。しかし、高等教育機関、特に大学においては、基本的には、学生自身が、保健室を訪れるところからかわりがはじまる。どのような大人に、社会人になりたいのか。将来に向けた自己実現を達成するために成長したいと思いつつもその手段がわからないためにもがき苦しんでいる学生自身が、その苦しみから抜け出すために助けを求めて保健室を訪れる。養護者は、学生からの求めに応じて(必要とされていると感じ)動くことになる。大学における本質的な養護は学生からの要請によって専心が機能しケアがはじまるところにある。

メイヤロフは、「一人の人格をケアすることは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することをたけることである」とし、それは「ひとつの過程であり、展開を内にはらみつつ人に関与するあり方であり、それはちょうど、相互信頼と、深まり質的に変わっていく関係とをとおして、時とともに友情が成熟していくと同様に成長するものなのである」⁷⁾としている。対人援助は信頼関係の構築による平等な関係性によりケアが実施されることになる。つまり、成人に達する大学生を対象とする「養護」の専門性に関する思想的基盤は、この関係の平等性を前提にしている点であり、メイヤロフのケア論、特に「ケアの基本的パターン」と「ケアの要素」を取り入れた実践が有効であると考えられる。

4. 考察

成人に達する大学生を対象とする「養護」の専門性について、本学の学生に対する事例整理を行なった結果、メイヤロフのケア論における「ケアの基本的パターン」と「ケアの要素」を含む実践が行われていたことが確認できた。事例をケア論的観点で整理し解釈することは、必ず

しも、これまで意識化されていなかった具体的養護事例における「ケアする者とされる者との関係性」を可視化し、そこに通底する平等的関係を前提とする大学「養護」の専門性が存在することを示唆した。現在の学校教育法体系において不明確である大学「養護」教員の制度的位置付けを検討するにあたって、今後、本稿が示唆した内容は重要であるといえる。

しかし、本稿は養護事例をメイヤロフの「ケアすること」の骨格を形成している「基本的なパターン」と「ケアの主な要素」という二概念に注目して整理したにすぎず、さらに本稿筆者の内の一人の実践事例のみを整理の対象としたものであるため、これをもって普遍性のある養護実践として一般化することもできない。今後は、メイヤロフのケア論そのものの考察をすすめ、メイヤロフ以外のケア論者の見解も視野に入れることでケア論全体の意義を確認しながら、それに伴い深まることが期待できる事例の整理を分析のレベルにまで引き上げていきたい。また、複数の大学「養護」実践者からの多様な養護事例の提供を受け、これを分析対象に加えることで事例の類型化を試み、それに対応するケア論的解釈の有効性を立証することを通して、大学教育における「養護」の専門性を確立する上でのケア論の可能性を明らかにしていきたい。

註

- 1) ミルトン・メイヤロフ(田村真・向野宜之訳)『ケアの本質 生きる事の意味』ゆみる出版、1987年。
- 2) 学校教育法上、大学においては養護教諭の配置に関する規程が存在せず、それに相応する職務を担当する者は、学校教育法第92条の「その他必要な職員」となるが、その職務を、とりあえず初等中等教育の諸学校における「養護」職務を前提に当該職務を捉えることによって、職務内容の多くを共有しながらも、その質において特徴を持つ大学における「養護」の独自性を明らかにすることができる考えた。
- 3) 例えば、白戸三郎「学校看護と養護教諭(「学校看護」を考える〈特集〉)」『学校保健研究』22(12)、557-565頁、1980年。大原榮子、黒澤宜輝、垣内シサエ、伊藤琴恵、永井靖人、葉山栄子「養護教諭の専門性と学校看護の捉え方についての研究」『名古屋学芸大学短期大学部 研究紀要 第8号』14-33頁、2011年。柳園順子「養護教諭制度の成立と普及について—職制(1961)年までの議論を素材に一」『姫路大学教育学部紀要 第13号』15-25頁、2020年。
- 4) 例えば、津田塾大学の事例を報告した井上則子「女子大学におけるウェルネス・センターの役割」『大学時報』11月号66-71頁、2016年。北里大学の事例を報告した清水芳「これからの保健室～多岐にわたる役割」『大学時報』11月号72-75頁、2016年。性的マイノリティ学校生活上の課題を対象にした丸井淑美「性的少数者の学校生活の実態と学校教育の課題に関する研究—女性同性愛、男性同性愛、性同一性障害(性別違和)の当事者インタビュー調査より—」『日本健康相談活動会誌』Vol.15 No.2 143-152頁、2020年。
- 5) 川村孝「大学における保健室・学校医機能とその課題」『大学時報』11月号62-65頁、2016年。当該論考は大学保健の法的根拠を整理し、大学経営組織上に保健体制を位置付けた上で、主に学校医の立場から大学保健の特質を考察している。その中でも、「メンタルヘルスの問題は大学生になって顕在化することが多い」とし、その原因は、「親元を離れたり授業が選択制であったりして

大学教育における「養護」の専門性について(1)

自己決定の余地が大きくなる一方、積極的に世話を焼かれなくなるから」としていることは注目される。

- 6) 例えば古家伊津香等「日本におけるケアリング研究の動向」『清泉女学院大学看護学研究紀要(1巻1号)54頁、2021年では「歴史的背景として、ケアリングについて注目されるようになったのは、1971年に『ケアの本質(On Caring)』が出版されてからだ」としている。また、西田絵美「メイヤロフのケアリング論の構造と本質」『佛教大学大学院紀要 教育学研究科篇 第43号』36頁、2015年では「ケアリング研究の先駆者であるメイヤロフは、その著書“On Caring”(1971)の中で〈ケアリング(Caring)〉という語を初めて用いた哲学者である」として、さらに“On Caring”を読み解き、メイヤロフのケアリング論の構造および特性を考察することによって、〈ケアリング〉を原理的に把握する」としている。また、水野治太郎『ケアの人間学-成熟社会がひらく地平-』ゆみる出版18頁、1991年において「ミルトン・メイヤロフの言葉は、教育・福祉・医学・看護の領域で、日頃、他者のケアに取り組んでいる者にとっては、まさしく衝撃的ですからある。これほど簡明直截にケアの本質を語ったものはない」としている。
- 7) ミルトン・メイヤロフ、前掲書、13～14頁。
- 8) 1972(昭和47)年12月20日保健体育審議会答申「児童生徒の健康の保持増進に関する施策について」Ⅱ-3-(4)養護教諭。ぎょうせい『学校保健 学校安全 法令必携(第8次改訂)』、ぎょうせい、1309頁、2021年。
- 9) 1997(平成9)年9月22日保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」Ⅲ-四-(三)養護教諭 ぎょうせい前掲書、1326頁、2021年。
- 10) 同答申Ⅲ-六-(四)大学における健康管理。ぎょうせい前掲書、1331-1332頁。
- 11) ミルトン・メイヤロフ、前掲書、18～27頁
- 12) 同上、34～65頁
- 13) 同上、18頁
- 14) 同上、24～25頁
- 15) 同上、26～29頁
- 16) 同上、34～35頁
- 17) 同上、39～42頁
- 18) 同上、43頁
- 19) 同上、46頁
- 20) 同上、51頁
- 21) 同上、58頁
- 22) 同上、60頁
- 23) 同上、65頁
- 24) 自分ストレングス、つまりできることや自分の強みを本人が認識しそれを活用することによって、自尊心の低下や罪悪感から脱却し、自分の有用観や肯定感の向上を図ることができる。社会福祉士養成講座編集委員会編集 新・社会福祉士養成講座「相談援助と基盤と専門職」第3版 中央法規、182頁、2015年。

「人が幸せに生きること」を科学的に追求する学問として、ペンシルベニア大学のマーティン・セ

リグマンにより創設されたポジティブ心理学において、強み(ストレングス: strength)とは、人が活躍したり最善を尽くしたりすることを可能にさせる特性を表す。(Wood, A. M., Linley, P. A., Maltby, J., Kashdan, T. B., & Hurling, R. (2011). Using personal and psychological strengths leads to increases in well-being over time: A longitudinal study and the development of the strengths use questionnaire. *Personality and Individual Differences*, 50, 15-19)・

25) ミルトン・メイヤロフ、前掲書、26頁。

26) エリクソンは、青年期の発達課題を「自我同一性の確立対自我同一性の拡散」として捉えた。自我同一性とは、自分に関するイメージを確立し、自分は他人とは異なる独自の存在であることに気づくことを意味しており、アイデンティティとも呼ばれる。自我同一性を確立することで自分を尊重し、また、他人を尊重することが可能になる。福祉臨床シリーズ編集委員会編 社会福祉士シリーズ心理学「理論と心理的支援」第2版、弘文堂、53頁、2014年。

E.H. エリクソン『アイデンティティとライフサイクル』(西平直・中島由恵訳)誠信書房、2011年。

27) ミルトン・メイヤロフ、前掲書、191頁。

コロナ禍における幼児の状況についての 保護者アンケート調査からみえるもの(2) ～時間経過による変化からの考察～

What can be seen from the results of a questionnaire for parents of young children in the situation
where COVID-19 is expanding (2)

～ Consideration of changes in consciousness over time ~

賀 門 康 博* 奥 美 代*

Yasuhiro Kamon

Miyo Oku

Continuing from last year, we conducted a survey on parents' awareness of child-rearing, which is the current epidemic of COVID-19. The survey revealed that the prolonged epidemic of COVID-19 and various information have increased anxiety and changed its content. On the other hand, the anxiety about the growth of the child as seen last year has decreased, and it seems that the growth of the child in front of him is accepted obediently.

It is important to continue to support parents' anxieties that have become difficult to notice.

はじめに

2019年12月に中国内陸部の湖北省武漢で、原因となる病原体が特定されていない肺炎の患者が確認され、この原稿を執筆している段階で1年半が経つ。病原体はCOVID-19(新型コロナウイルス)と命名され、いくつも変異しながら今も全世界で猛威を奮っている。それにより長期化した生活の制限、相次ぐ緊急事態宣言の発出もあり一部では“気の緩み”等も指摘されている。

保育現場においても昨年同様に行事等の活動制限をせざるを得ない状況は続いているが、各園ではこの様な制限された中でも子ども達の生活経験や学習機会を確保するために、実施方法を模索しながら保育を継続している。保育を行うにあたって重要なのは子ども達の状況を把握することであり、そのためにも家庭における子育ての状況を理解しておくことはその基本的な部分で大切である。

昨年度、そうした目的の下に調査研究を行った。時期的に最初の緊急事態宣言が発出され、1ヶ月以上にわたる休校措置となった後の調査であった。その考察を通じて「教育としてもか

なり重要である4月から5月という期間に緊急事態宣言が出され、私らが考えていた以上に子ども達の外遊びが抑制されていた様子や、園での活動が喪失したことでの影響がある様に見られた様子も見てきた様に思える」としつつ同時に「休校期間明けの学校においてケガが増えているという情報もメディアの中で散見される。これは今回の調査においても子ども達の活発さが減った割合が多く見られたこととも関連がある様に考えられる」とも結論づけた¹⁾。

今回は前回同様にアンケートをとり昨年からの変化を考察し保育のあり方について考察を行っていく。本論は非常時の保育について考えるための基礎的研究であり、継続研究の2年目と位置づけるものである。

研究方法

調査対象園の保護者に対して質問紙調査（無記名自記式）を行うものとする。調査結果を分析する。現状を把握するため、昨年同様に加藤(2012(未発表))²⁾が震災後の2011年7月に今回の対象園を対象として行ったものを基にしたアンケートをとり、その結果と比較をすることで、より立体的に状況の検証と考察を行うこととする。調査項目は以下の通りである。

- (1) 震災後との共通項目： ①外遊びの時間の変化 ②テレビ等の視聴時間等
③塾(習い事)の時間について ④子どもの育ちについて(〴〵聞き分け、について等)
- (2) コロナ禍における独自項目(前回(令和2年度調査)と同じ)：
⑤スマートフォン・タブレットの利用時間等 ⑥休日の過ごし方
- (3) 震災時と共通であるが、内容が少し違う項目(前回(令和2年調査)と同じ)：
⑦現在の状況に不安を感じているか ⑧何に不安を感じているか
- 今回は上記(1)(3)に絞り比較し、概要をみて考察を行っていくこととする。

対象学年

対象園における全学年の家庭を対象とする。

調査について

今回の調査対象は福島県の中中部(いわゆる県中地域)郡山市にあるK幼稚園である。学校法人の幼稚園であり、定員は150名、在園児はプレスクールである2歳児、そして満3歳から年長児の園児併せて160名程度の在園児がいる中規模園である。

アンケート時期：令和3年7月8日～16日

アンケート方法：アンケート用紙を保護者に配付し、後日回収した。

アンケート対象学年及び年齢：全学年(①2～満3歳児 ②年少(3歳児) ③年中(4歳児) ④年長(5歳児))

コロナ禍における幼児の状況についての保護者アンケート調査からみえるもの(2)

アンケートの回収数 (n) = 155 (学年別回収数 (n) : 2～満3歳児…16, 年少(3歳児) …43, 年中(4歳児) …50, 年長(5歳児) 46)

なお、令和2年度における前回の調査対象及び回答数は以下の通りである¹⁾。

アンケート対象学年及び年齢：今回と同様。

アンケートの回収数 (n) = 154 (学年別回収数 (n) : 2～満3歳児…15, 年少(3歳児) …50, 年中(4歳児) …45, 年長(5歳児) 44)

アンケートの回収数 (n) = 106 (学年別回収数 (n) : 年少(満3歳児・3歳児) …33, 年中(4歳児) …38, 年長(5歳児) …35)

なおアンケート内容について、今回も「外遊びが多くなった、少なくなった」等の質問における比較年度をコロナ禍以前のおおよそ令和元年度としている。よって、昨年の調査結果同様に保護者の回答判断基準は令和元年度と比べてどうか、となっている事を付記しておく。

集計及び統計については Microsoft Excel 2010 を使用した。ソフトの内部処理の関係で割合について合計値が100%にならない事もある。

倫理的配慮

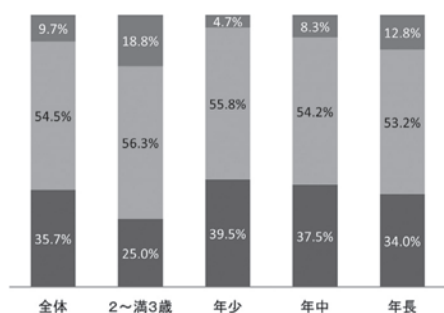
本研究については、郡山女子大学ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会による承認を受けている。(課題番号 2020-103) 調査データは個人が特定できないよう処理を行うため、個人情報漏れることは全くないよう配慮することも合わせて保護者及び保育者に説明をした。

調査結果

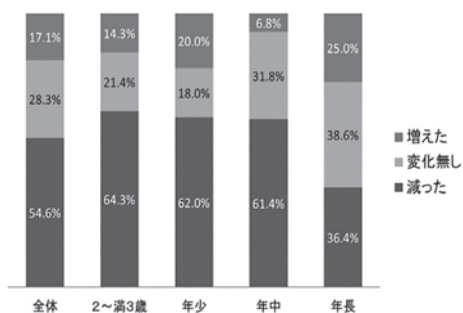
1. 外遊びの時間の変化

まず全体で見ても令和元年の状況に対し減ったと回答した割合が減少((令和2年) 54.6% → (令和3年) 35.7%) し、変わらないと答えた割合が大幅に増えている((令和2年) 28.3% → (令和3年) 54.5%) ことが見て取れる。前回の時は盛んにステイホームという名目で家の中で過ごすと言うことが生活において強調されていたが、現在は三密にならないといった点を考慮しながら外に出かけながら過ごす様になってきた姿が見えてくる。これは年少→年中、年中→年長といった同じ学年における変化でも同様の傾向が見られることから、子どもの成長による活発な活動の増加によるものというより、保護者の意識の変化によるものと考えられる。

コロナ禍における幼児の状況についての保護者アンケート調査からみえるもの(2)



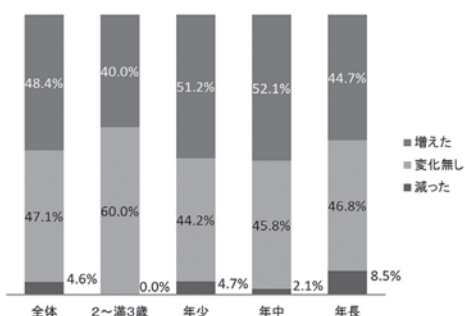
【グラフ1】外遊び(今回(令和3年調査))



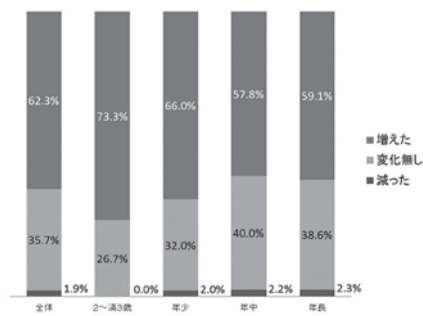
【グラフ2】外遊び(前回(令和2年調査))

2. テレビ等の視聴時間等(グラフ3, 4)

先ほどの外遊びの結果に反比例する形で、テレビの視聴時間は全体的に減少している。特に「減った」と回答した割合は、全体で2.7%増加((令和2)1.9%→(令和3)4.6%)し、学年単位で見ると特に今年の年長組では6.5%増((令和2)2.3%→(令和3)8.5%)となっており、家庭生活における質の変化がここでも見ることが出来る。



【グラフ3】テレビ等の視聴(今回(令和3年調査))

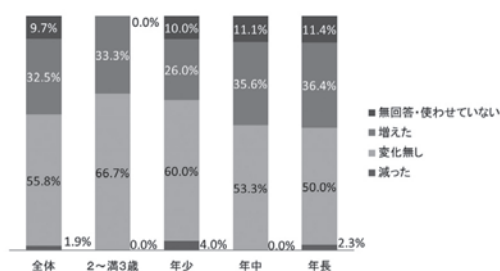


【グラフ4】テレビ等の視聴(前回(令和2年調査))

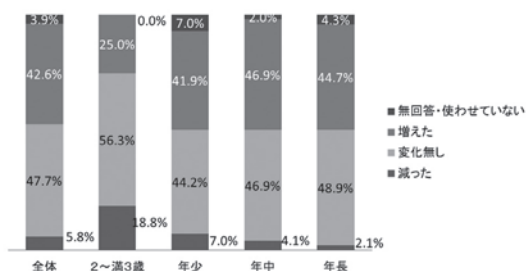
3. スマートフォン等の利用変化(グラフ5, 6)

一方でスマートフォン等のIT機器の利用については、全体で増加傾向(「増えた」)((令和2)32.5%→(令和3)42.6%)を見ることが出来る。また、回答数が同程度の年少～年長においては回答三項(減った・変化無し・増えた)の割合に同じ様な傾向を示している。ここからは様々な推測が出来るが、この1年の時間の中でスマートフォンを使って過ごすということが子ども達の生活の中により浸透したのではないかと考えられる。スマートフォンにおけるアプリなどもコロナ禍においてより子ども向けのものが増えてきていることも推測される。

コロナ禍における幼児の状況についての保護者アンケート調査からみえるもの(2)

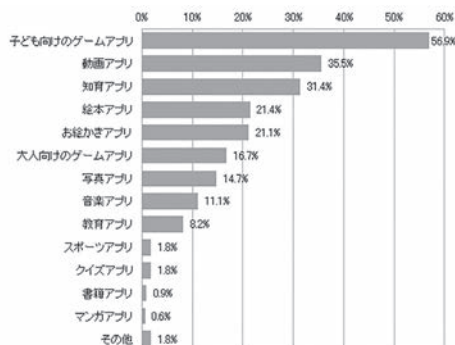


【グラフ5】スマートフォン等の利用変化 (今回(令和3年調査))



【グラフ6】スマートフォン等の利用変化 (前回(令和2年調査))

本調査ではないが、グラフ7はMMD研究所が子供と一緒に遊んでいるスマートフォンアプリのジャンルについて2013年に調査した結果を示したものである³⁾。スマートフォンを子どもに利用させている親が増加していく中で、子ども向けのゲームや動画アプリをどう使い、どう付き合っていくかについて、保育現場としても十分に留意し、保護者に向けての情報発信などをする必要性を感じる。

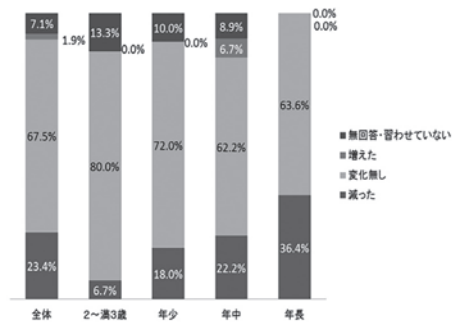
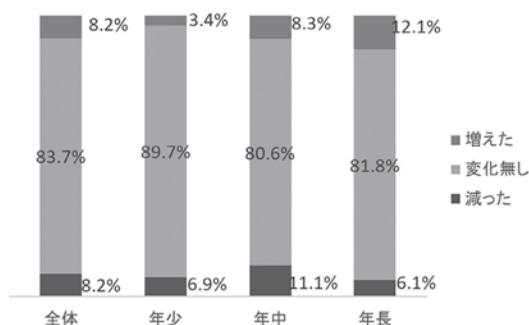


【グラフ7】子供と一緒に遊んでいるスマートフォンアプリのジャンル (N = 341)

4. 塾(習い事)の時間について(グラフ8,9)

塾(習い事)に関しては、昨年度は学年が上がるに従って若干の増加傾向(3.4%～12.1%)が見られたが、今回の調査においてはむしろ減った割合が増加していることが分かる。特に今年の年長組においては36.4%が以前より減ったと回答しており、コロナ禍という状況と年齢も大きくなったことから習い事をさせたものの(昨年の年中組の段階では8.3%増加)、続かなかったとも考えられる。また、園が比較的通常通りに動き出したことで子どもの学習機会の損失への心配が少なくなったと感じているとも考えられるが、これについては後で出てくる質問項目(⑦現在の状況に不安を感じているか、⑧何に不安を感じているか)の分析と合わせて考察していくこととする。

コロナ禍における幼児の状況についての保護者アンケート調査からみえるもの(2)



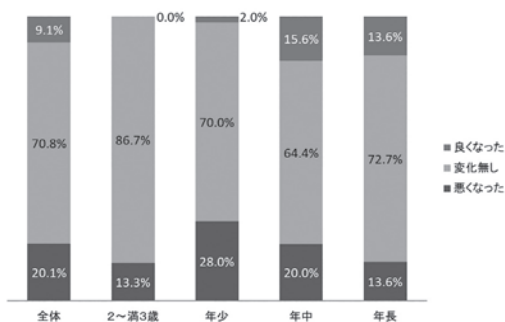
【グラフ8】家での習い事の変化(今回(令和3年調査))

【グラフ9】家での習い事の変化(前回(令和2年調査))

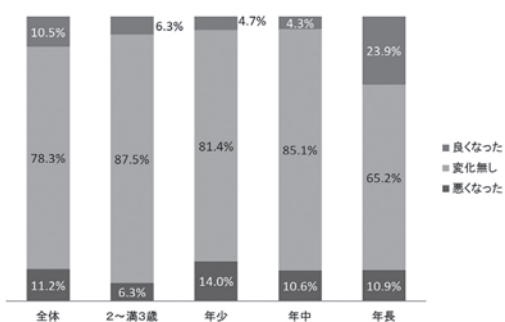
5. 子どもの育ちについて

①「聞き分け、(我慢づよさ)について」(グラフ10, 11)

聞き分けについては、全体的な傾向としては令和3年度も年長になり聞き分けも良くなってきたと見ることが出来るが、昨年度は年中、年長とも良くなったとの回答が同程度(13～15%)見られたが、今年度については年中組の昨年度比-11.3%、年少から年中組への向上率(良くなったの割合の変化)が昨年度は+2.3%であり小さいものとなった。ただし、悪くなったとの回答も-17.4%と大きく減少している。このデータからは、昨年度一旦悪くなった聞き分けが、現状への適応による安定によって戻ってきたとも考えられる。これには多くの要因が絡んでいるので、より詳細な検討が必要であると付け加えておく。



【グラフ10】聞き分け(今回(令和3年調査))

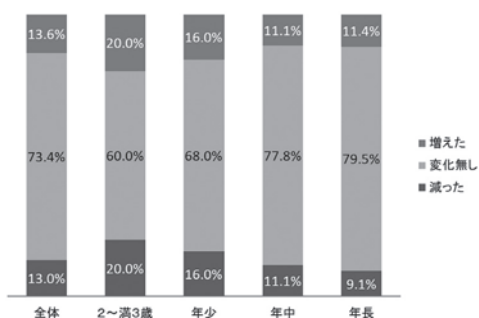


【グラフ11】聞き分け(前回(令和2年調査))

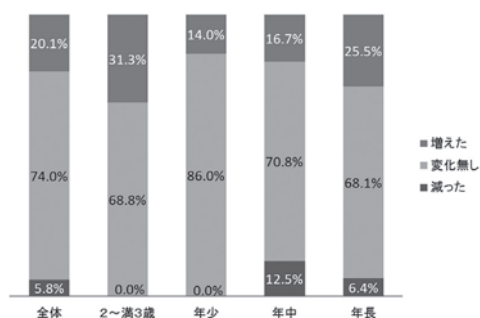
②「活発さについて」(グラフ12, 13)

活発さについては全体的に向上した様子が見られる。増えた割合の増加と共に減ったと答えた割合についても、(令和2)年中→(令和3)年長の園児比で-6.5%、(令和2)年少→(令和3)年中の園児比で-3.5%と共に減少しており、先ほどの聞き分け同様に現状への適応からの改善(安定)が伺える。

コロナ禍における幼児の状況についての保護者アンケート調査からみえるもの(2)



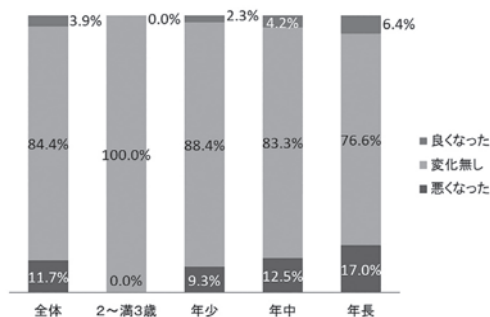
【グラフ12】活発さ(今回(令和3年調査))



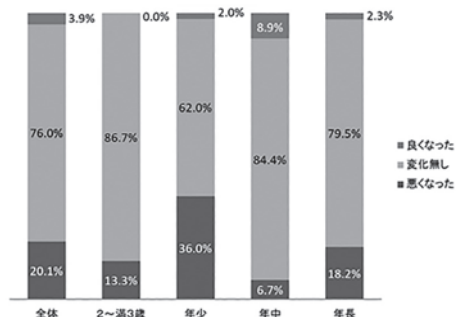
【グラフ13】活発さ(前回(令和2年調査))

③「情緒の安定について」(グラフ14, 15)

昨年については“良くなった”“悪くなった”の割合について学年毎にバラバラ(デコボコ)であったが、今年の結果を見ると学年を追うに従って良くなった、悪くなった共におよそ3~4%程度ずつ増加している。これの解釈としてはコロナによる状況変化からの影響が強かった昨年の状況から、発達に応じた成長による情緒の変化や先の活発さの変化と合わせて心身の活動量の増大にコロナ禍による状況がマッチせず、情緒の変化が安定に繋がっていない様子が伺える。特にそれは(令和2)年中→(令和3)年長児の良くなったとの回答割合が-2.5%、悪くなったとの回答割合が+10.3%となっている所から伺い知ることが出来る。



【グラフ14】情緒の安定(今回(令和2年調査))



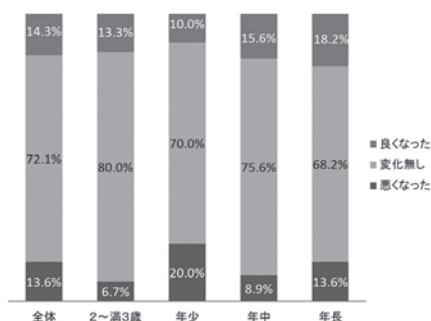
【グラフ15】情緒の安定(前回(令和3年調査))

④「生活習慣の自立について」(グラフ16, 17)

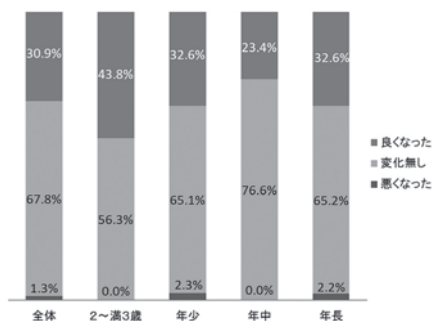
生活習慣の自立に関しては、全学年を通じて良くなったと答えた各学年の統計結果も倍近く増えており、全体の割合の比較でも2.1倍となっている。これは同じ子の成長(進級)による増加だけではなく新入園児の割合が多い2~満3歳クラスや年少組においても同様の傾向となっている。これについては、園での生活習慣への指導以上に、遠出などが出来ない家庭生活において、子どもを普段の生活の中で見る機会が増え、排泄や衣服の着脱といったお子さんの生活

コロナ禍における幼児の状況についての保護者アンケート調査からみえるもの(2)

習慣に目が届くようになり、適切なタイミングや関わり方を取ることが出来る様になったのではないかと考えることが出来る。



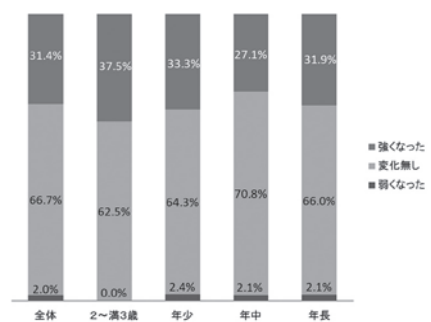
【グラフ 16】生活習慣の自立(今回(令和3年調査))



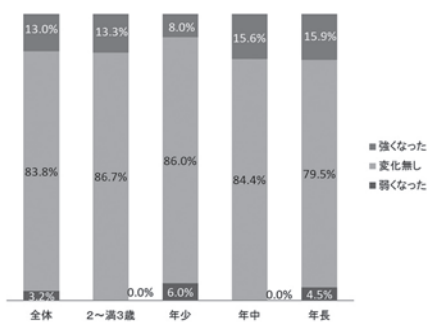
【グラフ 17】生活習慣の自立(前回(令和2年調査))

⑤「思いやりの気持ち(他の人への関心)について」(グラフ 18, 19)

先の生活習慣の自立と同様に全体的にポジティブな回答が増加している。全体の回答においては2.4倍となっており、全学年で強くなったとの回答が増加している。これも様々な要因が考えられるが、家や近隣で過ごす事が多くなったことで、家庭外でのイベント的な楽しさに頼りすぎず、親子で人と人との関係性を楽しむ事が出来ており、それを認める保護者の見方も醸成されてきているのではないかと推測することが出来る。



【グラフ 18】思いやりの気持ち(今回(令和3年調査))



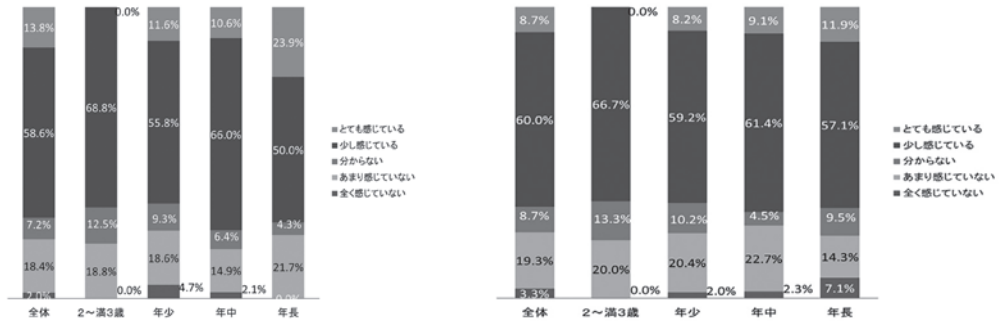
【グラフ 19】思いやりの気持ち(前回(令和2年調査))

6-1. 現在の状況に不安を感じているか(グラフ 20, 21)

「少し感じている」と割合が多いのは同様であるが、ネガティブな回答の合計(「少し感じている」+「とても感じている」)について全体の回答を比較すると、昨年度が68.7%であったのに対し、今年度は72.4%となっており+3.7%上昇している。同じ子どもの比較では(令和2)年中→(令和3)年長の学年ではネガティブな回答の合計が+3.4%、(令和2)年少→(令和3)

コロナ禍における幼児の状況についての保護者アンケート調査からみえるもの(2)

年中の学年では+2.9%と3%前後割合が増えている。最も変化した回答についてはそれぞれであるが、全体的に不安方向に推移している事を読み取ることが出来る結果となっている。

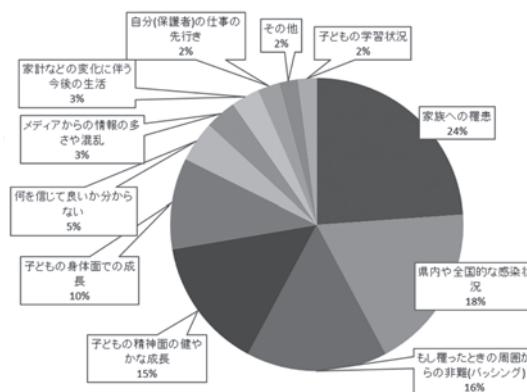


【グラフ20】不安を感じているか(今回(令和3年調査))

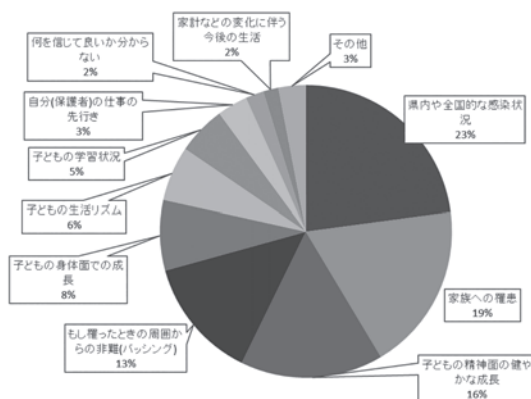
【グラフ21】不安を感じているか(前回(令和2年調査))

6-2. 不安の内訳(グラフ 22, 23)

前回の研究では紙面の都合で割愛した不安の内容を今回は比較してみる。第1位が昨年度は「県内や全体的な感染状況(23%)」から「家族への罹患(24%：昨年2位)」になり、今年は第3位に「もし罹ったときの周囲からの避難(パッシング)(16%：昨年4位)」となっていることから、罹患すること自体が既に間近であり、自分や自分の家族の問題として見ている様子が伺える。また、今年6位「何を信じて良いか分からない(5%：昨年9位)」や今年同率7位「メディアからの情報の多さや混乱(3%：昨年はその他)」今年同率7位「家計などの変化に伴う今後の生活(3%：昨年はその他)」も全体の中での順位を上げており、混乱と実生活への影響の増加に伴い、不安の要素についての変化も感じられる結果となっている。なお、昨年の分析において懸念されていた「子どもの学習状況」に関しては、11位(2%：昨年6位)と割合的には若干ながら改善され、不安は弱くなっているものと考えられる。



【グラフ 22】不安の内訳(今回(令和3年調査))



【グラフ 22】不安の内訳(今回(令和3年調査))

おわりに

総じて概観すると、昨年よりも不安要素は強くなりつつも、それに順応せざるを得ない状況から、昨年のように子どものこれからの学習面や心身の育ちに対する懸念は弱まり、むしろ目の前の子どもの成長を見て、受け止められる心情になりつつあると見る事が出来る。保育現場としてはそうした変化をポジティブに受け止めつつも、保護者の内面にある生活全般における不安を無視することなく寄り添っていくことが、保護者の精神面での安定につながり、ひいては子ども達の安心・安定に繋がると考える。

今回は各データを比較して考察するに留まったが、今後のこの調査内容を更に精査する中で、保護者の心理と子どもの見方(受けとめ方)といった繋がりにも言及出来ればと考える。そうした分析がコロナに限らず保護者の子育てに対する不安の在処を探る一助になると考える。今後も調査分析を継続しつつ実践知を集め、新型コロナウイルスを含めた今後の“不安定な社会”に対抗する幼児教育のあり方を考えていくことが求められるとし、本研究の結びとする。

【引用・参考文献等】

- 1) 賀門康博、奥美代, コロナ禍における幼児の状況についての保護者アンケート調査から見えるもの～東日本大震災時との比較による考察～, 郡山女子大学紀要第57集 (Vol.57), pp.157-168, 2021
- 2) 加藤孝士, 保護者・保育者の意識, 日本保育学会研究集会(福島における小集会において簡易的な報告を実施), 2012
- 3) MMD 研究所, 子供と一緒に遊んでいるスマートフォンアプリのジャンル, https://mmdlabo.jp/investigation/detail_1263.html, 2014

小売店で購入可能な食品及び食品添加物を使用した 乳酸菌の培養培地の開発②

Development of the medium for culturing of lactic acid bacteria using only commercial foods
and food additives Part2

澤 渡 優 喜*

Yuki Sawatari

The previous study, I have developed the FL medium-1 to prepare the starter culture of *Lactiplantibacillus plantarum* subsp. *plantarum* NBRC 15891^T using only some commercial foods and a food additive. However, viable cells of NBRC 15891^T cultured in the FL medium-1 decreased at 5°C for 7 days storage. Therefore, I have tried to improve the FL medium-1 in order to maintain viable cells of NBRC 15891^T after storage at 5°C for 7 days. As a result, when NBRC 15891^T was cultured in FL medium-1 supplemented with a mayonnaise as a source of oleic acid, the viability of NBRC 15891^T tend to improve. Furthermore, I have confirmed that the flavor seasoning of *Hondasi* that can be purchased at any supermarkets can be used as a raw material for medium for culturing NBRC 15891^T.

1. 緒論

植物性食品を乳酸菌で発酵すると、様々な種類の発酵食品の開発が可能になると期待している。大学の研究室で乳酸菌を用いた食品の発酵試験を行う場合、乳酸菌スターターが必要となる。そのため、乳酸菌スターター調製用の乳酸菌の培養培地が必要となる。MRS 培地¹⁾は代表的な乳酸菌の培養培地だが、研究用途の培地であり食品用途ではない。実際、MRS 培地にはヒトに対する有害性リスクがある。例えば、MRS 培地には牛肉エキスが使用されている。牛肉エキスは BSE の伝染リスクがあるため、培地原料としての使用を避けるケースがある^{2,3)}。また、MRS 培地に使用される硫酸マンガンには急性毒性等、複数の有害性が確認されている⁴⁾。したがって、MRS 培地を食用に使うことはできない。一方、食品製造分野での使用を想定した乳酸菌の培養培地がいくつか報告されている^{5,6)}が、使用している培地原料は小売店で販売されているものばかりではなく、大学の研究室での調製が困難となる場合がある。そのため、食品としての安全性が認められ、誰でも購入できる培地原料を使用した培地開発を、キャベツの漬物から分離された *Lactiplantibacillus plantarum* subsp. *plantarum* NBRC 15891^T を供試菌株として試みた。その結果、スーパーマーケット等の小売店で購入できる食品及び食品添加物の

*郡山女子大学短期大学部 健康栄養学科

みを使用した培地であるFL培地-1でNBRC 15891^Tの培養が十分可能であることを確認した⁷⁾。しかし、数日間の保存安定性が望まれる培養した乳酸菌のスターターとしての使用期限を確認するため、FL培地-1で培養したNBRC 15891^Tを5℃で7日間保存し、生残率を調べたところ、生残率は著しく低下することが判明し⁷⁾、改善が必要であった。一方、前報の試験でオレイン酸を含む界面活性剤のツイン80にNBRC 15891^Tの5℃保存下の生残率を改善する効果を示唆する結果が得られている⁷⁾。また、ツイン80と同様にオレイン酸を含むスパン80を添加した培地で培養した乳酸菌は、5℃保存下の生残率が向上することが報告されている⁸⁾。そこで本研究では、FL培地-1で培養したNBRC 15891^Tの生残率の向上を目的とし、ツイン80又は水に分散するマヨネーズをオレイン酸の供給源としてFL培地-1に添加してNBRC 15891^Tを培養し、5℃で7日保存した後の生残率を確認したので報告する。また、FL培地-1に窒素源、ミネラル及びビタミンの供給源として使用している食用酵母エキス(マーマイト)⁷⁾は小売店に限られ容易に入手することができない。そこで、微生物の培養培地にも使用される酵母エキスやカツオエキス²⁾を含み、スーパーマーケット等の小売店でも購入できる風味調味料及び減塩風味調味料の培地原料としての適性を培養試験と保存試験で確認したので報告する。

2. 試薬と実験方法

供試菌株

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター (NBRC、千葉県木更津市) から入手した *Lactiplantibacillus plantarum* subsp. *plantarum* (以前の種名は *Lactobacillus plantarum* subsp. *plantarum*) NBRC 15891^T を供試菌株とした。

試薬

M.R.S. プイオンは Oxoid のものを、BCP 加プレートカウント寒天培地 ‘栄研’ は栄研化学(株)のものを、塩化ナトリウム及びツイン80はナカライテスク(株)のものをを使用した。食用酵母エキス(マーマイト)は Unilever のものを、風味調味料(ほんだし)、減塩風味調味料(お塩控えめの・ほんだし)及びマヨネーズ(ピュアセレクト)は味の素(株)のものを、砂糖(白砂糖)は日新製糖(株)のものを、穀物酢(ミツカン穀物酢)及びレモンジュース(濃縮還元、サンキスト100%レモン)は(株)ミツカンのものを並びに緑茶飲料(お〜いお茶 濃い茶)は(株)伊藤園のものをを使用した。食品添加物である炭酸ナトリウムは大洋製薬(株)のものをを使用した。

培地調製

MRS 培地は M.R.S. プイオンを使用して調製した。その他の培地は表に示した組成で調製した。なお、MRS 培地を除く全ての培地の pH が pH 6.0 ~ 7.5 になるよう炭酸ナトリウムで減

小売店で購入可能な食品及び食品添加物を使用した乳酸菌の培養培地の開発②

菌前の pH を 6.1 に調整した。BCP 加プレートカウント寒天培地 ‘栄研’ は滅菌後の温度を 45 ~ 50℃ に調整した後に使用した。なお、培地の滅菌は全て 121℃、15 分の条件で行った。

表. 培地組成.

| 組成 | MRS培地 ^{a)} | FL培地-1 | FL培地-1 + ツイン80 | FL培地-1 + マヨネーズ (FL培地-2) | 風味調味料 培地 | 減塩 風味調味料 培地 |
|--------------------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------------------|---------------------|---------------------|
| | g/L | | | | | |
| グルコース | 20.0 | - | - | - | - | - |
| 砂糖 | - | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |
| ペプトン | 10.0 | - | - | - | - | - |
| 牛肉エキス (“ラブレムコ”末) | 8.0 | - | - | - | - | - |
| 酵母エキス | 4.0 | - | - | - | - | - |
| 食用酵母エキス (マーマイト) | - | 50.8 | 50.8 | 50.8 | - | - |
| 風味調味料 (ほんだし) | - | - | - | - | 63.9 ^{b)} | - |
| 減塩風味調味料 (お塩控えめの・ほんだし) | - | - | - | - | - | 52.3 ^{b)} |
| 酢酸ナトリウム三水和物 | 5.0 | - | - | - | - | - |
| 穀物酢 (ミツカン穀物酢) | - | 52.6 ^{c)} | 52.6 ^{c)} | 52.6 ^{c)} | 52.6 ^{c)} | 52.6 ^{c)} |
| クエン酸三アンモニウム | 2.0 | - | - | - | - | - |
| レモンジュース (濃縮還元、 サンキスト100%レモン) | - | 21.6 ^{c)} | 21.6 ^{c)} | 21.6 ^{c)} | 21.6 ^{c)} | 21.6 ^{c)} |
| りん酸水素二カリウム | 2.0 | - | - | - | - | - |
| 硫酸マグネシウム七水和物 | 0.20 | - | - | - | - | - |
| 硫酸マンガン四水和物 | 0.05 | - | - | - | - | - |
| 緑茶飲料 (お〜いお茶 濃い茶) | - | 700.0 ^{c)} | 700.0 ^{c)} | 700.0 ^{c)} | 700.0 ^{c)} | 700.0 ^{c)} |
| ソルビタンモノオレエート (スパン80) | 1.0 ^{c)} | - | - | - | - | - |
| ポリオキシエチレンソルビタン モノオレエート (ツイン80) | - | - | 1.0 ^{c, d)} | - | - | - |
| マヨネーズ (ピュアセレクト) | - | - | - | 0.6 ^{c, e)} | - | - |

a) M.R.S. プイヨンの培地ボトルに記載されている培地の組成。

b) MRS 培地に含まれるタンパク質の量に近づけるための添加量。

c) 培地 1 L に対して表記の分量を mL 単位で添加。

d) NBRC 15891^T の 5℃、7 日間保存後の生残率の向上が期待できる量⁷⁾。蒸留水で希釈後に使用。

e) 1.0 mL/L のツイン 80 に含まれるオレイン酸の量に近づけるための添加量。蒸留水で希釈、分散後に使用。

培養

MRS 培地で 30℃、24 時間の条件で培養した NBRC 15891^T を種菌とし、MRS 培地及び各検討培地に 1% (v/v) 接種して 30℃で 24 時間培養後、種菌培養に使用した MRS 培地から各検討培地への栄養素の持ち込みを減らすため、再度、同培地に 1% (v/v) 接種して 30℃で 24 時間培養した。なお、全ての培養は静置で行った。

培養液の保存試験

培養液を5℃で7日間保存した。

生菌数測定

培養液を培地に接種した直後の培地又は培養液を滅菌済みの生理食塩水(0.85% (w/v) 塩化ナトリウム溶液)で段階希釈した。この希釈液をBCP加プレートカウント寒天培地‘栄研’で混釈後に室温で固化させ、30℃で3日間培養した。培養後、出現したコロニーの数を計測し、生菌数を算出した。

pH測定

培地のpHはpHメーター(D-71(株堀場製作所))で測定した。

3. 結果と考察

5℃保存下のNBRC 15891^Tの生残率向上に対するツイン80又はマヨネーズ(ピュアセレクト)の効果検証

オレイン酸の供給源となるツイン80又はマヨネーズ(ピュアセレクト)を添加したFL培地-1でNBRC 15891^Tを培養し、5℃で7日間保存した後の生菌数を調べ、図1に示した。FL培地-1で培養したNBRC 15891^Tの生菌数は 1.2×10^9 CFU/mLであった。また、FL培地-1にツイン80又はマヨネーズを添加して培養したNBRC 15891^Tの生菌数はそれぞれ、 1.2×10^9 CFU/mL及び 1.3×10^9 CFU/mLであり、ツイン80及びマヨネーズによる生育阻害は観察されなく、問題なく培地に添加できることを確認した。これらの培養液を5℃で7日間保存した後のNBRC 15891^Tの生菌数は、それぞれ 9.5×10^8 CFU/mL、 1.1×10^9 CFU/mL及び 1.2×10^9 CFU/mLであった。また、図2に示した5℃保存後の生残率は、それぞれ、80%、89%及び93%であった。以上より、FL培地-1にツイン80又はマヨネーズを添加することで生残率が改善傾向にあることがわかった。ツイン80は食品添加物として認可されているが、スーパーマーケットなどでは購入できない。したがって、スーパーマーケットなどで容易に購入できるマヨネーズをオレイン酸源としてFL培地-1に添加することとした。なお、今後、本培地をFL培地-2と呼ぶこととした。

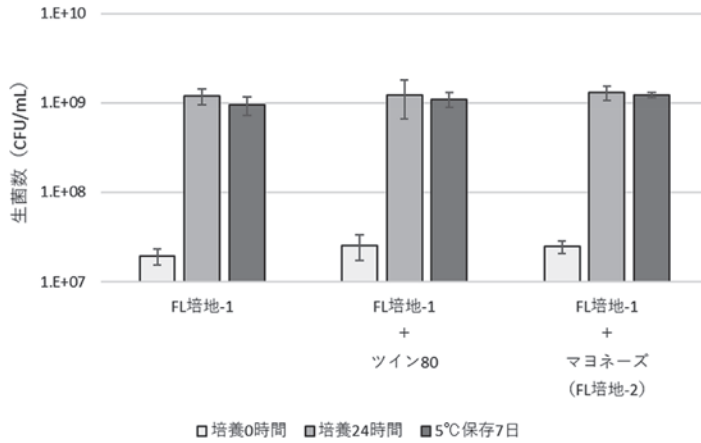


図1. 培養試験及び保存試験の生菌数.

Lactiplantibacillus plantarum subsp. *plantarum* NBRC 15891^T を各培地に接種した直後（培養0時間）、培養24時間後（培養24時間）及び5℃で7日間保存後（5℃保存7日）の生菌数を棒グラフで示した。値は異なる3本の試験管で調製した培養液を用いて行った試験の平均値と標準偏差（STDEV）である。

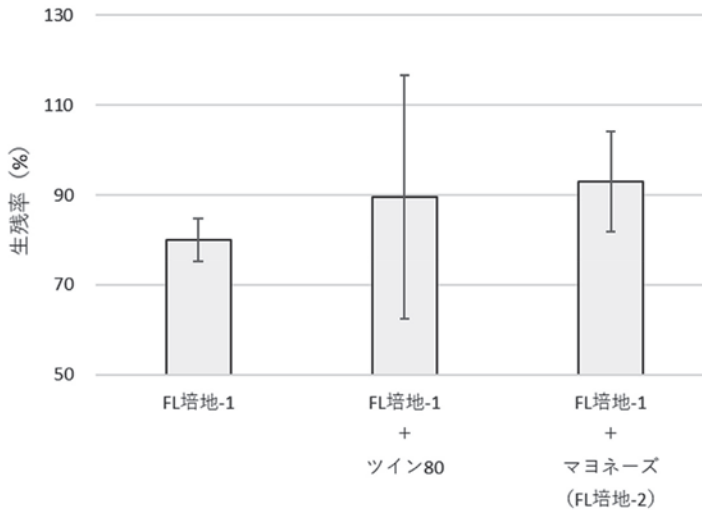


図2. 5℃保存試験の生存率.

Lactiplantibacillus plantarum subsp. *plantarum* NBRC 15891^T の培養液を5℃で7日間保存後の生存率を棒グラフで示した。値は異なる3本の試験管で調製した培養液を用いて行った試験の平均値と標準偏差（STDEV）である。生存率は、“生存率 (%) = 保存後の生菌数 ÷ 保存前の生菌数 × 100” で求めた。

風味調味料及び減塩風味調味料の培地原料としての適性確認試験① 培養試験

FL 培地 -1 に使用する食用酵母エキス（マーマイト）⁷⁾ の小売店が限られるため、スーパーマーケットで容易に購入できる風味調味料（ほんだし）及び減塩風味調味料（お塩控えめの・ほんだし）の培地原料としての適性を、MRS 培地を比較対象にした培養試験で確認し、結果を図3に示した。MRS 培地、風味調味料培地及び減塩風味調味料培地で培養した NBRC 15891^T の生菌数はそれぞれ、 5.4×10^9 CFU/mL、 1.4×10^9 CFU/mL 及び 1.9×10^9 CFU/mL であり、各風味調味料を使用した培地で培養した生菌数は MRS 培地で培養した生菌数の 3 割程度の生菌数であった。前報⁷⁾ では食用酵母エキスを使用した FL 培地 -1 で培養した NBRC 15891^T の生菌数は MRS 培地で培養した生菌数の 7 割程度と報告しているため、風味調味料又は減塩風味調味料を使用した培地は食用酵母エキスを使用した培地と比べ、NBRC 15891^T の培養の適性は低いものと考えられる。風味調味料を使用した培地が食用酵母エキスを使用した培地よりも培養の適性が低くなる原因は不明だが、例えば、*Lactobacillus plantarum* WCFS1 が増殖に要求するリボフラビン⁹⁾ に着目すると、FL 培地 -1 のリボフラビン量は風味調味料培地のリボフラビン量よりも高いことが、マーマイトの栄養成分値¹⁰⁾ とほんだしの栄養成分値は未公開のため参考とした顆粒和風だしの栄養成分値¹¹⁾ より推測された。このように培地に含まれるリボフラビンの量の差が NBRC 15891^T の増殖量に影響している可能性があると考えている。しかしながら、両風味調味料を使用した培地でも NBRC 15891^T を 10^9 CFU/mL 以上まで培養可能であること、また、24 時間の培養で風味調味料培地では約 70 倍、減塩風味調味料培地では約 100 倍まで生菌数が増加した（図3）ことより、両風味調味料は NBRC 15891^T の培養培地として使用可能であると考えた。

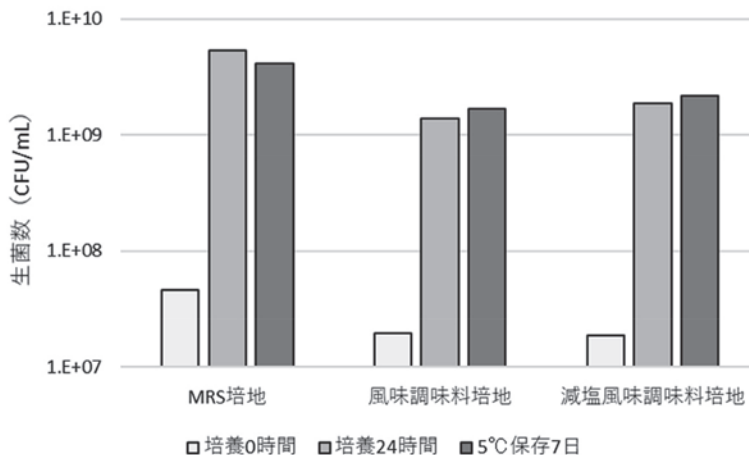


図3. 培養試験及び保存試験の生菌数.

Lactiplantibacillus plantarum subsp. *plantarum* NBRC 15891^T を各培地に接種した直後（培養 0 時間）と培養 24 時間後（培養 24 時間）及び 5℃ で 7 日間保存後（5℃ 保存 7 日）の生菌数を棒グラフで示した。値は異なる 2 本の試験管で調製した培養液を用いて行った試験の平均値である。なお、培養 0 時間の生菌数は前培養液に含まれる生菌数を 100 で割ることで求めた値である。

風味調味料及び減塩風味調味料の培地原料としての適性確認試験② 5℃ 保存下の生残率の確認

MRS 培地、風味調味料培地及び減塩風味調味料培地で培養した NBRC 15891^T を 5℃ で 7 日間保存した後の生菌数はそれぞれ、 4.1×10^9 CFU/mL、 1.7×10^9 CFU/mL 及び 2.2×10^9 CFU/mL（図 3）であり、生残率では 76%、121% 及び 116% であった（図 4）。この結果より、風味調味料培地及び減塩風味調味料培地で培養した NBRC 15891^T は 5℃、7 日間の保存では生残率は低下しないことが分かった。したがって、風味調味料及び減塩風味調味料は FL 培地 -1 のようにオレイン酸源としてマヨネーズを添加しなくても NBRC 15891^T の培養培地として使用可能であると考えた。風味調味料培地で培養した NBRC 15891^T の 5℃ 保存下の生残率が低下しない原因は不明だが、風味調味料のほんだしの原料であるかつおぶし粉末やかつおエキス¹²⁾ は MRS 培地や FL 培地 -1 には含まれない原料であるため、NBRC 15891^T の生残率維持に寄与した可能性が考えられる。

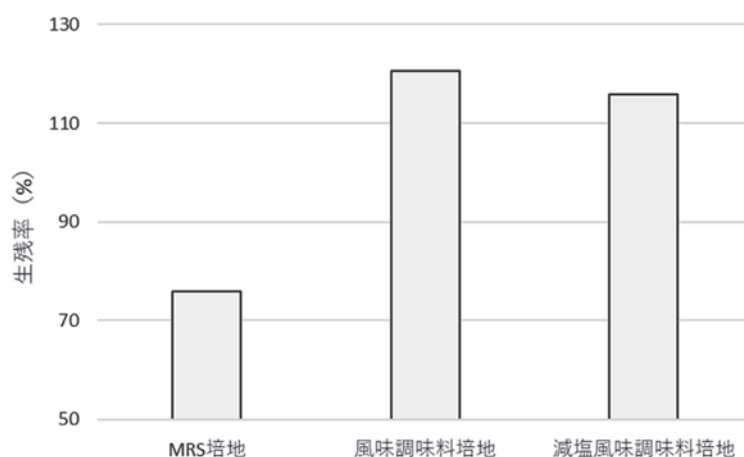


図 4. 5℃ 保存試験の生残率.

Lactiplantibacillus plantarum subsp. *plantarum* NBRC 15891^T の培養液を 5℃ で 7 日間保存した後の生残率を棒グラフで示した。値は異なる 2 本の試験管で調製した培養液を用いて行った試験の平均値である。生残率は“生残率 (%) = 保存後の生菌数 ÷ 保存前の生菌数 × 100”で求めた。

まとめ

本研究で、FL 培地-2、風味調味料培地及び減塩風味調味料培地を開発した。これらの培地は、スーパーマーケット等の小売店で購入できる食品や食品添加物のみを原料とするため、安全である。今後、これらの培地を用いて、NBRC 15891^T 以外の乳酸菌の培養試験を行い、開発した培地の汎用性を確認する。

利益相反の有無について

本研究発表に関連して、開示すべき利益相反関係にある組織等はない。

参考文献

- 1) De Man, J. C., Rogosa, M. and Sharpe, M. E. : A medium for the cultivation of lactobacilli, J. Appl. Bacteriol., 23, pp. 130-135, 1960.
- 2) 駒 大輔, 山中勇人, 森芳邦彦, 大本貴士 : 培地の成分知っていますか?, 生物工学会誌, 84, pp. 195-199, 2011.
- 3) サーモフィッシュャーサイエンティフィック株式会社, Oxoid peptone product (LP) Laboratory preparations and Biological Extracts, <https://assets.thermofisher.com/TFS-Assets/MBD/brochures/MBD0001-Pepton-1209.pdf>, 2021 年 11 月 29 日閲覧.
- 4) ナカライテスク株式会社, 安全データシート, 硫酸マンガン(II) 五水和物, <https://www.nacalai.co.jp/ss/ComDocs/Msds/PDF/2/GHS-21228-7.pdf>, 2021 年 11 月 29 日閲覧.
- 5) Kasuga, G., Togashi, M., Abe, M., Tanaka, M., Arakawa, K., Kawai, Y., Miyamoto, T. and Masuda, T. : Development of an MRS broth-based complete food-grade medium for *Lactobacillus gasseri* cultivation using food-grade yeast extract and bacteriocins produced by the bacteria, Milk Sci., 66, pp.195-204, 2017.
- 6) Sawatari, Y., Hirano, T. and Yokota, A. : Development of food grade media for the preparation of *Lactobacillus plantarum* starter culture, J. Gen. Appl. Microbiol., 52, pp.349-356, 2006.
- 7) 澤渡優喜 : 小売店で購入可能な食品および食品添加物を使用した乳酸菌の培養培地の開発①, 郡山女子大学紀要, 57, pp. 187-194, 2020.
- 8) Kaneko, T., Suzuki, H. and Takahashi, T. : Influences of cellular components and redox potential of liquid concentrated culture of *Lactobacillus bulgaricus* on acid-producing activity and viability, J. Dairy Sci., 70, pp.1128-1133, 1987.
- 9) Teusink, B., van Enckevort, F. H. J., Francke, C., Wiersma, A., Wegkamp, A., Smid, E. J. and Siezen, R. J. : In silico reconstruction of the metabolic pathways of *Lactobacillus plantarum*: comparing predictions of nutrient requirements with those from growth experiments, App. Environ. Microbiol., 71, pp. 7253-7262, 2005.
- 10) Unilever, MARMITE, NUTRITION INFORMATION, <https://www.marmite.co.uk/nutrition-information.html>, 2021 年 9 月 8 日閲覧.
- 11) 文部科学省, 食品成分ランキング, 食品成分データベース,

小売店で購入可能な食品及び食品添加物を使用した乳酸菌の培養培地の開発②

https://fooddb.mext.go.jp/details/details.pl?ITEM_NO=17_17028_7, 2021年9月8日閲覧.

12) 味の素株式会社, ほんだし,

<https://www.ajinomoto.co.jp/products/detail/?ProductName=hondashi>, 2021年9月8日閲覧.

以上

執筆者一覧

| | | | | | |
|---|---|---|----|------------------|-------------|
| 大 | 泉 | 由 | 美 | 郡山女子大学家政学部助教 | (生活経営学) |
| 影 | 山 | | 彌 | 郡山女子大学名誉教授 | (政治学) |
| 黒 | 沼 | | 令 | 郡山女子大学短期大学部講師 | (彫刻) |
| 齋 | 藤 | 美 | 保子 | 郡山女子大学短期大学部教授 | (美学・美術史) |
| 會 | 田 | 容 | 弘 | 郡山女子大学短期大学部教授 | (考古学・博物館学) |
| 折 | 笠 | 国 | 康 | 郡山女子大学短期大学部准教授 | (教育心理学) |
| 近 | 内 | 直 | 美 | 郡山女子大学家政学部講師 | (地域福祉・障害福祉) |
| 熊 | 田 | 伸 | 子 | 郡山女子大学家政学部教授 | (高齢者福祉) |
| 山 | 形 | 敏 | 明 | 郡山女子大学家政学部教授 | (建築学) |
| 高 | 橋 | 真 | 里 | 郡山女子大学家政学部助教 | (建築学) |
| 山 | 口 | | 猛 | 郡山女子大学短期大学部准教授 | (情報処理) |
| 源 | 川 | 博 | 久 | 郡山女子大学短期大学部教授 | (栄養生化学) |
| 會 | 田 | 瑞 | 樹 | 郡山女子大学短期大学部非常勤講師 | (打楽器・音楽史) |
| 深 | 谷 | 悠 | 里絵 | 郡山女子大学短期大学部講師 | (音楽教育・ピアノ) |
| 磯 | 部 | 哲 | 夫 | 郡山女子大学短期大学部教授 | (音楽教育・声楽) |
| 横 | 溝 | 聡 | 子 | 郡山女子大学短期大学部教授 | (音楽教育・ピアノ) |
| 佐 | 藤 | 愛 | 未 | 郡山女子大学短期大学部講師 | (日本史) |
| 桑 | 野 | | 聡 | 郡山女子大学短期大学部教授 | (西洋史) |
| 藤 | 田 | 京 | 子 | 郡山女子大学家政学部助教 | (看護学) |
| 山 | 本 | 裕 | 詞 | 郡山女子大学家政学部教授 | (教育行政学) |
| 賀 | 門 | 康 | 博 | 郡山女子大学附属幼稚園園長 | (保育学〈保育〉) |
| 奥 | | 美 | 代 | 郡山女子大学附属幼稚園副園長 | (保育学〈保育〉) |
| 澤 | 渡 | 優 | 喜 | 郡山女子大学短期大学部准教授 | (食品微生物学) |

郡山女子大学大学院修士論文要旨

(令和3年度)

第27集

郡山女子大学大学院

人間生活学研究科

修 士 論 文 題 名

令和3年度

1. 常磐炭田における社宅街の計画実態とその特徴
..... 遠 藤 凜 栞 233
A study on the actual conditions and characteristics of urban planning
for company housing areas in the Joban Coalfield
Rinka Endo
2. 住宅建築における空間構成に関する研究
－住空間にもたらす心理的作用と映像効果について－
..... 村 上 実 賀 子 245
A study on spatial composition in residential buildings
－ Psychological and visual effects on living spaces –
Mikako Murakami

常磐炭田における社宅街の計画実態とその特徴

遠藤 凜 葉

A study on the actual conditions and characteristics of urban planning
for company housing areas in the Joban Coalfield

Rinka Endo

This paper clarifies the actual status of urban planning for company housing areas in the Joban coalfield and their characteristics. In the prewar period, coal mine housing was communal living in poor housing conditions. However, during the occupation, the idea of benefits took root in coal mine housing under the guidance of GHQ, and lifestyle-related facilities were built in various locations.

After the war, the coal mining companies built their own living facilities and RC apartments to improve the living environment. The facilities related to daily life were planned according to the topography and use, and the facilities used differed depending on the position. Urban planning by coal mining companies was developed, and company housing areas were formed based on advanced town planning.

1. はじめに

常磐炭田は、石炭層が福島県富岡町から茨城県日立市まで広がる本州最大の石炭採炭地域のこと、近代以降様々な企業により採炭された。そこでは企業が従業員の福利厚生の一つとして炭鉱住宅の他、共同浴場や売店、病院などの生活関連施設を建設し、企業主体の町が形成された。従来常磐炭田の建築に関する研究は、地域史^{注1)}を中心に炭鉱鉄道^{注2)}や近代化遺産^{注3)}として行われ、個々の事象や建物単体の視点によるものが多い。しかし人々の暮らしは、ヒトとモノ、モノとモノの複合的事象から成り立つからこそ、それらを合わせた視点での研究が必要であると考えられる。そこで本研究では、住宅や生活関連施設を合わせた「社宅街」として建築群を都市的な視点で捉え、そこでの生活と建築の関係性を結び付けながら検討するものである。

以上により本研究は、常磐炭田の住宅と生活関連施設を対象に、文献や実地調査により住宅・施設の建築的特徴を整理し、生活関連施設の種類や配置から都市計画の実態を把握することで、常磐炭田の社宅街の計画実態とその特徴を明らかにするものである。

2. 常磐炭田について

常磐炭田は、江戸末期から昭和後期まで採炭され、茨城県域の常磐南部炭田は嘉永4年に神永喜八が小豆畑村（現北茨城市）で開坑、福島県域の常磐北部炭田は安政3年^{注4)}に片寄平蔵が白水村弥勒沢（現いわき市）で開坑したのが始まりである。明治17年に磐城炭礦が設立されて企業的な生産体制に移行し、大中小規模の多様な企業が採炭したが、炭層の深度が増した昭和10年代以降、資本力と採炭技術を持つ炭鉱企業が主要鉱区を占めた。昭和19年には国策により磐城炭礦と入山採炭が合併して常磐炭礦が設立され、磐城礦業所と茨城礦業所を設けて常磐炭田内で独占体が形成された。昭和32年には年間産出量が430万トン超^{注5)}で最盛期を迎えたが、以降エネルギー改革や公害規制により石炭の需要が減少し、昭和30年代半ばのスクラップ&ビルド政策で将来性のない中小炭鉱を閉山させた。主要炭鉱の古河好間炭礦は昭和39年、大日本炭礦は昭和41年に閉山し、常磐炭礦は昭和46年に磐城礦業所、昭和60年に茨城礦業所中郷炭礦が閉山したことで常磐炭田での採炭が終了した。

3. 常磐炭田における炭鉱住宅の年代的特徴

(1) 戦前の炭鉱住宅

以上の歴史を踏まえ、住宅の変遷を概観する。炭鉱住宅は、職種によって住む建物が異なり、採炭作業に従事する鉱員住宅と労務や坑内外施設の管理に従事する職員住宅があり、いずれも基本は集合住宅とする。1戸を1かまどと呼び、鉱員住宅は6～10かまどの長屋形式で、1かまどは6～8畳一間の狭小住宅であった。屋根材は、杉皮や木羽葺が主流で、台所や便所、風呂は共同で利用された。昭和初期までは男性だけではなく、女性や子供も採炭に携わり、家族ぐるみで作業に当たった。そのため、各炭鉱が住宅を建設し、そこに従業員とその家族が共同で居住し、無料または安価で居住できた。住宅は狭いながらも、水や電力、日用品が無料または安価で利用、供給され、戸ごとに煙突を設けて炊事や暖房に石炭が利用できるなど、生活環境が良く、一般農家に比べて充実した生活が送れたといえる（図1）。

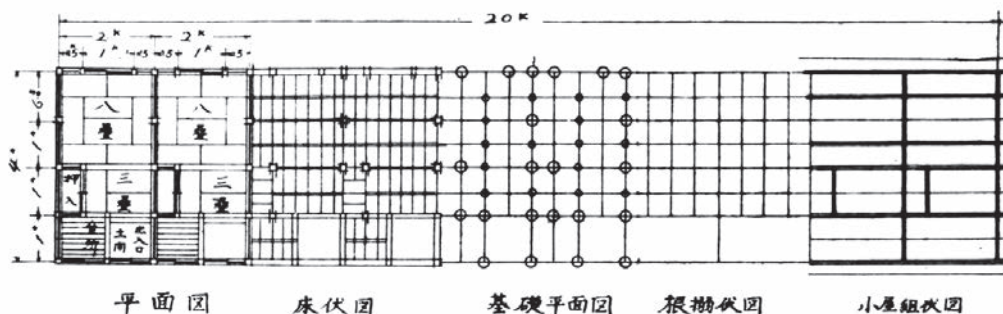


図1 内郷炭礦鉱夫社宅の平面図（昭和3年頃）^{注12)}

(2) 占領期における国主導の炭鉱住宅

炭鉱住宅は、戦後に大きな転換を迎えた。第二次世界大戦後日本では、出炭量が減少して石炭飢饉に陥った。国は経済再建のために石炭生産緊急対策を発令し、数回に渡って石炭の増産政策を展開した。しかし、石炭飢饉が収まらないことから、GHQは石炭と鉄鋼生産を増加させる傾斜生産方式を決定し、労働者の増員や食糧と住宅の確保などを国に指示した。これを受け、昭和22年に「臨時炭鉱労働者住宅建設規則」と「炭鉱労働者住宅等の建設資材の確保に関する件」を同時に公布・施行し、国主導による炭鉱住宅建設と住宅改善が行われた。

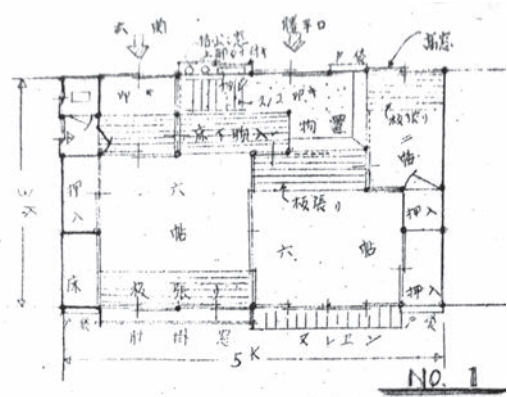


図2 炭鉱労働者住宅平面図(昭和22年頃)^{注13)}

「臨時炭鉱労働者住宅建設規則」^{注6)}は、住宅だけではなく、便所や浴場、診療所などの付属施設の建設に必要な資材の確保、建設促進をするために定められた規則で、資材は主務官庁の戦災復興院がすべて公定価格で炭鉱に斡旋し、最優先で輸送して住宅や施設の建設を行った。「炭鉱労働者住宅等の建設資材の確保に関する件」^{注7)}は、住宅と付属施設の建設、建設・補修用の資材確保に関する取扱いを定めるものである。石炭増産に伴い、鉱員への住宅確保が重要であったが、戦時中に住宅の増改築が行われなかったため、戸数が少なく、雨漏りなどの破損が多くみられ、住むことが不可能な住宅が大半であった^{注8)}。しかし、補修するにも建材が容易に入手することができず、会社側も資金がないため補修が出来ずにいた。GHQは石炭増産を急いでいたことから、国に住宅用資材の確保と資金対策を指示し、国はこの省令を閣議決定した。

以上の経過を踏まえ、国主導で建設・改修された占領期の炭鉱住宅を詳しくみていく。住宅は長屋形式を踏襲し、1戸の部屋数が2部屋以上に増え、生活空間が拡張した(図2)。これは、GHQより「住宅は労働者の憩いの場所となり、家族との団欒を満喫できる場所としなければならない」^{注9)}との要望を受けたためである。また、戦前は共同利用であった台所と便所は建物内に戸別に取り入れられ、風呂のみ共同利用が継続された。屋根材は、耐久性の高い瓦葺に変更され、質の向上も図られた。ただしこれらの住宅は、以前よりも高級で先進的であったことから、当初は勤続20年以上の鉱員から入居できたという^{注10)}。しかし、戦後は資材確保が困難であったため、住宅不足が改善せず^{注11)}、中小規模の炭鉱では規則施行以前の住宅で暮らす者も多かった。昭和24年に「臨時炭鉱労働者住宅建設規則」が廃止されたことで、国の一元的な指導が終了し、炭鉱主導による企業別の住宅建設および住宅改善が展開された。

(3) 戦後期における企業による炭鉱住宅

次に規則廃止後の住宅を現存事例で検討する（図3～6）。常磐炭田内で実測調査が実施した炭鉱住宅は内郷地区の宮沢と竹ノ内（以上いわき市）、神ノ山地区と中郷地区（以上北茨城市）の4棟である。いずれも常磐炭礦による住宅で、宮沢・神ノ山・中郷は鉱員住宅、竹ノ内は職員住宅である^{注14}。外観は、屋根は規則後に一般化した瓦葺とするが、鉱員住宅は切妻造、職員住宅は寄棟造で差がみられた。壁は現在トタン張りの例もあるが、当初は全て修理が容易で安価な下見板張りであった。平面形状をみると、鉱員住宅は4間×3間の2～3室で構成され、前面側に台所、背面側に畳敷きの居室を並べる配置は共通するが、宮沢のみトコを設ける点が特筆される。天井は竿ぶち羽重天井、壁は真壁で共通する。神ノ山では、古写真で居室内に石炭を焚く炉（図7）があったことが確認でき、これは規則施行以前の大倉無煙炭礦（北茨城市）の住宅平面図にも記載されることから、戦前から導入された設備であった。常磐南部炭田では硫黄分がなく、煙が少ない暖房用に適した石炭が出炭され、各家庭に石炭を配給した。

一方、職員住宅の竹ノ内では、5.5間×5間の5室で規模や部屋数が多いが（図6）、天井と壁は鉱員住宅と同様である。宮沢の鉱員住宅と同様トコを持ち、柱目の長押を廻して格式を表現する点が特筆される。なお便所と風呂は、鉱員住宅では当初共同であったが、職員住宅では便所が個別、風呂は職員用共同浴場（図8）が利用された^{注15}。

昭和30年代になると、鉱員住宅も近代化され、RC造4階建てアパートが建設された（図9）。近代建築である

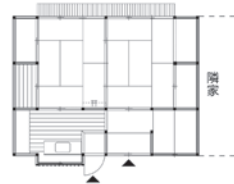


図3 内郷宮沢 / 鉱員住宅

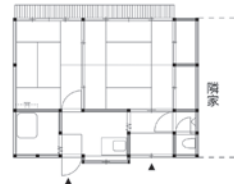


図4 関本神ノ山 / 鉱員住宅



図5 中郷石岡 / 鉱員住宅



図6 内郷竹ノ内 / 職員住宅^{注17}

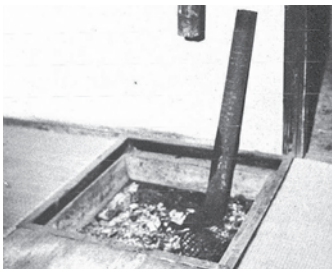


図7 石炭を焚く炉^{注18}
（年代不明・北茨城市関本）



図8 職員共同浴場^{注19}
（年代不明・いわき市）



図9 RC造のアパート^{注20}
（昭和33年・いわき市常磐湯本町）

常磐炭田における社宅街の計画実態とその特徴

RC造の高層アパートと木造長屋の前近代的な住宅が並ぶ対照的な景観は、技術の進化をエネルギー産業によって支える炭鉱集落ならでの風景であった。このRC造は、常磐炭礦磐城礦業所内と高萩炭礦櫛形礦で確認でき^{注16)}、両炭鉱は大規模炭鉱で従業員数が多いことから、狭小敷地内に大人数が入居できるRC造アパートが適していたためと考えられる。また、企業側がRC造建築を建設できる資産と技術があったためといえ、福利厚生の一環として最新式の住宅が提供された。

戦後の炭鉱住宅で、戦前期と最も変わった点は、衛生概念である。これは、占領期にGHQによって強く定着したもので、GHQの推進によって建設された炭鉱住宅では特に厳しく指導された。炭鉱では伝染病の流行が多く、採炭作業への影響がみられた。そのため炭鉱住宅では戸前などに手洗い洗面器を設置し、下水・便所清掃を住民達で徹底した。ポスターによる衛生概念の啓蒙なども行われ、住民に衛生対策やその意識付けを行った。

以上のように常磐炭田の炭鉱住宅

は、戦前期と占領期、戦後期で形式や仕様が大きく異なった。炭鉱住宅の住環境は、GHQの介入により国主導で大きく改善し、GHQが唱えた住宅を労働者の憩いの場とする施策が加速度的に推進されたといえる。したがって常磐炭田では、占領期後に住宅以外の生活関連施設の建設が企業主体で進んだと考えられることから、戦後期に注目して生活関連施設の傾向を検討したい。

表1 生活関連施設の種類と数(数字は件数)

| 施設名称 | | 数 | 計 | 名称 | | 数 | 計 | | |
|------|----------------|-----------------|------------|------------|------------|-------------|------------------|------------------|----|
| 住宅 | 鉱員 | 92 | 202 | 医療 | 診療所 | 15 | 23 | | |
| | 職員 | 43 | | | 病院(地区名)診療所 | 3 | | | |
| | 役職不明 | 7 | | | 病院 | 5 | | | |
| | 合宿所 | 炭鉱住宅(医師) | | 4 | 教育 | 幼稚園 | (地区名)幼稚園 | 7 | 23 |
| | | 合宿所 | | 2 | | | 消費生活共同組合(地区名)幼稚園 | 4 | |
| | | 職員合宿所 | | 2 | | | 炭礦立幼稚園 | 1 | |
| | | 鉱員合宿所 | | 1 | | | 炭礦幼稚園 | 1 | |
| | | 合宿所分寮 | | 1 | | | 保育所 | 市立保育所(私立関本炭礦保育所) | |
| | | 野球合宿所 | | 1 | 小学校 | 小学校 | 2 | | |
| | | 寮 | | 22 | 小学校 | 村立小学校 | 1 | | |
| | 寮 | 職員寮 | | 9 | 小学校 | 市立小学校(炭鉱建設) | 1 | | |
| | | 鉱員寮 | | 4 | 中学校 | 中学校 | 1 | | |
| | | 鉱員寮・クラブ | | 1 | 企業学園 | 鉱員習技所 | 2 | | |
| | | アパート | | 3 | | 技術教習所 | 1 | | |
| | 鉱員アパート | 1 | | 中堅鉱員習技所 | | 1 | | | |
| | アパート | 鉱長・社長 | | 4 | 電力 | 発電所 | 発電所 | 2 | 20 |
| | | 夫頭住宅 | | 2 | | | 火力発電所 | 1 | |
| | | 製作所区住宅 | | 1 | | | 汽力発電所 | 1 | |
| | | 工員住宅 | | 1 | | | 汽罐場 | 2 | |
| | 大工小屋(旧劇場) | 1 | | 変電所 | | | 14 | | |
| 浴場 | 浴場 | 79 | 会館 | (地区名)会館 | 13 | 18 | | | |
| | 浴場(職員用) | 2 | | 劇場 | 3 | | | | |
| 商店 | 販売所 | 9 | | 公会堂(旧劇場) | 1 | | | | |
| | 売店 | 販店 | | 7 | 文化センター | | 1 | | |
| | | 消費生活共同組合(地区名)売店 | 15 | 水道 | 浄水場 | 8 | | | |
| | 購買 | 売店 | 4 | 給水所タンク | 1 | 10 | | | |
| | | (地区名)購買会 | 4 | 高坂配水池 | 1 | | | | |
| | 生活協同組合 | 購買会 | 1 | 交通 | 停留所 | 6 | 10 | | |
| | | 配給所 | 6 | | 駅 | 4 | | | |
| | | 生活協同組合(地区名)店 | 2 | 集会所 | 7 | | | | |
| | | 生活協同組合 | 1 | 警察 | 派出所 | 5 | 7 | | |
| | (地区名)商店街 | 16 | 駐在所 | | 2 | | | | |
| 商店街 | 商店街 | 1 | 事務所 | 理容室 | 6 | 4 | | | |
| | 消費生活共同組合造花部 | 1 | | 事務所・販売所 | 1 | | | | |
| | クラブ | 23 | 健康保険組合 | 1 | | | | | |
| 保養 | (地区名)クラブ | 9 | 消費生活共同組合本部 | 1 | | | | | |
| | 職員クラブ | 9 | 労働組合支部事務所 | 1 | | | | | |
| 世話所 | 6 | その他 | 遊園地 | 1 | 11 | | | | |
| 神社 | 山神社 | | 28 | 浅野総一郎頌徳記念館 | | 3 | | | |
| | 山神社社務所 | | 1 | 広場 | | 1 | | | |
| | 権現神社(農村集落の守り神) | | 1 | 購買会食堂 | | 1 | | | |
| 運動 | グラウンド | | 13 | 協力館 | | 1 | | | |
| | プール | | 3 | 湯本東区分会 | | 1 | | | |
| | 野球場 | | 3 | 湯揚所 | | 1 | | | |
| | テニスコート | | 4 | 精米所 | | 1 | | | |
| | 武道館 | | 2 | 郵便局 | | 1 | | | |
| | 相撲場 | | 2 | 合計 | | 620 | | | |
| | 弓道場 | 2 | | | | | | | |
| 好武館 | 1 | | | | | | | | |

4. 常磐炭田における生活関連施設の傾向

(1) 種類と数

次に、昭和30年代の配置図を基に生活関連施設の種類の検討する(表1)。対象地区は、好間・内郷・常磐・勿来地区(以上、いわき市)と関本・磯原・中郷地区(以上、北茨城市)、高萩地区(高萩市)で、同地区内の炭鉱企業21社、56坑^{注21)}を対象とする。

生活関連施設は、全体では95種620件確認でき、用途ごとに17系統に分類できることから、多様な施設が炭鉱企業によって建設された。最多は住宅^{注22)}で、鉱員や職員、医師、鉱長・社長など職種で異なり、生活に欠かせない浴場や商店も多く、この3種が社宅街の基本施設であった。商店は、食料品や日用品が購入でき、生活協同組合店舗も少数みられた。また、共同浴場は炭鉱労働者にとって欠かせない施設で、炭塵を落とすために入浴の仕方や浴槽ごとに入浴順番が決められるなど衛生面が徹底された。保養施設や世話所、神社、運動施設もまとまってみられ、保養施設のクラブでは読書や囲碁、将棋などを楽しみ、蓄音機やラジオが備えられ寛ぐことができる場所であった。運動施設ではグラウンドを代表に、プールや野球場、テニスコート、武道館、相撲場まで多岐にわたって建設された。神社は、炭鉱の安全祈願のために建てられ、山を守る神大山祇の命が祀られ、毎年4月に炭鉱全体で山神祭が行われた。世話所は、大正13年の入山採炭での開設が初例とされる炭鉱独自の施設で、労務課の職員が常駐し、鉱員への給料の支払いや住宅管理、生活指導、住宅区の見張りなどを行った。その他、炭鉱立の医療施設や教育施設が数多く設置され、電力・水道・交通施設の生活インフラ施設も炭鉱企業が建設し、労働者とその家族の福利厚生の実現が図られた。また、炭鉱企業によるものではないが、商店街や派出所、郵便局など民間や公共施設も社宅街に設置され、民間や行政機関と連携したインフラ整備とまちづくりが行われたといえる。

次に企業別にみると(表2)、大規模炭鉱の古河好間炭礦と常磐炭礦では、住宅や商店、浴場という生活必需施設の他、保養施設や運動、医療、教育施設など多種多様な施設が建設された。一方小規模炭鉱では、大規模炭鉱より施設の種類の限られ、住宅や商店など日常生活において必需となる施設のみを建設する炭鉱が多いことから、企業規模が生活関連施設の設置に影響したといえる。ただし、山口炭鉱などの一部の小規模炭鉱では、保養施設や運動施設などのレクリエーションに関する施設があり、医療施設も設置されることから、企業ごとに生活関連施設に対する意識が異なるといえ、建設方針に差がみられたと推測できる。

地域別にみると、北部炭田は、84種403件、南部炭田では45種217件で、前者が充実する。北部炭田は、住宅や商店など炭鉱関係者が利用する施設以外にも、教育施設や交通施設、警察施設などの関係者以外にも利用するサービス施設が充実する点の特筆される。これは、石炭の質や量が影響し、北部炭田は常磐炭田内で最も良質な石炭を大量に採炭でき、炭鉱数も多かった。そのため設備投資に力を入れることができ、福利厚生の一環として多様な施設が建設された。

常磐炭田における社宅街の計画実態とその特徴

表 2 地区別・企業別にみる生活関連施設の種類と数 (数字は件数)

| 企業名 企業規模 地区名 | 常磐北部 | 常磐南部 | 古河好間 | 常磐炭田 | 常磐炭田 | 大日本炭礦 | 常磐炭田 | 常磐炭田 | 関本炭礦 | 戸部産業 | 磯伊東 | 山口炭礦 | 上田炭礦 | 民間 | 公共 | 小計 | |
|--------------------|-------------------|---------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|----|-----|----|---|
| | 炭田 | 炭田 | いわき市 好間 | 大規模 いわき市 内郷 | 大規模 いわき市 内郷 | 大規模 いわき市 内郷 | 大規模 いわき市 内郷 | 大規模 いわき市 内郷 | 北茨城市 中郷 | 北茨城市 内郷 | 北茨城市 内郷 | 北茨城市 中郷 | 北茨城市 中郷 | | | | |
| 住宅 | 総員 | 51 | 41 | 8 | 7 | 2 | 5 | 6 | 1 | 1 | 2 | 4 | | | | 92 | |
| | 職員 | 27 | 16 | 3 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | | | | 43 | |
| | 役員不明 | 6 | 1 | | | | 1 | | | | | | 1 | | | 7 | |
| | 医師 | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | | 4 | |
| | 合宿所 | 合宿所 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 職員合宿所 | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 職員合宿所 | 2 | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | 寮 | 合宿所分寮 | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 野球合宿所 | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 寮 | 16 | 6 | 6 | 3 | 4 | | 3 | | | | | | | | |
| | | 職員寮 | 1 | 3 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 職員寮・クラブ | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | |
| | | 職員寮 | 4 | 5 | | | | | | | | | | | | | |
| アパート | | 3 | | | | | 4 | 1 | 2 | | | | | | | | |
| 職員アパート | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寮長・社長 | | 4 | | | | | | | | | | | 2 | | | | |
| その他 | | 2 | | 2 | | | 1 | | | | | | | | | | |
| 夫前住宅 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製作所区住宅 | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 工員住宅 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大工小屋(旧劇場) | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浴場 | 54 | 25 | 7 | 8 | 3 | 5 | 4 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | 79 | | |
| 浴場(職員用) | 2 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| 商店 | 販売所 | 6 | 3 | | | | | | | | 1 | | | | | 16 | |
| | (地区名)販売所 | 6 | 1 | | 5 | 1 | | | | | | | | | | | |
| | 売店 | 10 | 5 | | | | | 2 | | | | | | | | 19 | |
| | 消費生活共同組合(地区名)売店 | 4 | 4 | | | | | | | | | 1 | | | | | |
| | 売店 | 4 | 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 購買 | 1 | | 4 | | | | | | | | | | | | 5 | |
| | (地区名)購買会 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | 購買会 | 4 | 2 | | | | 1 | | | | | | | | | 6 | |
| | 配給所 | 1 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | |
| | 生活協同組合 | 1 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | |
| 生活協同組合 | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 商店街 | | | | | | | | | | | | | | 16 | 17 | | |
| (地区名)商店街 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | |
| 商店街 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消費生活共同組合造花部 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| クラブ | 19 | 4 | 1 | 6 | | | 1 | | | | | 1 | | | | | |
| (地区名)クラブ | 4 | 2 | | | | 2 | | 1 | | | | | | | | | |
| 職員クラブ | 4 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保養所 | 23 | 10 | | 7 | 1 | 1 | 3 | | | | | | | | | | |
| 世話所 | 18 | 10 | | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | | | | | |
| 山神社 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 山神社 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山神社社務所 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神社 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | |
| 権現神社(農村集落の守り神) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| クラウド | 7 | 6 | 2 | 1 | | | 2 | 1 | 1 | | | | | | | | |
| ブル | 2 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | |
| 野球場 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 武道館 | 1 | 1 | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | |
| | 相撲場 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | 1 | | | | | |
| | 弓道場 | 2 | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | テニスコート | 1 | 4 | | | | | 2 | 1 | | | | | | | | |
| | 好武館 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 診療所 | 5 | 9 | | | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | 1 | 18 | | |
| 診療所 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 病院(地区名)診療所 | 3 | | | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | |
| 病院 | 4 | | | | | | | | | | | | 1 | | 5 | | |
| 教育 | (地区名)幼稚園 | 7 | | | 1 | 4 | 1 | | | | | | | | | | |
| | 消費生活共同組合(地区名)幼稚園 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 炭礦立幼稚園 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 炭礦幼稚園 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保育所 | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | |
| | 市立保育所(一私立関本炭礦保育所) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小学校 | | | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| | 小学校 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| | 村立小学校 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| 市立小学校(炭礦建設) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学校 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 職員習技所 | 2 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 企業学園 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 技術教育所 | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 中堅職員習技所 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 汽罐場 | 2 | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 発電所 | | 2 | | | | | | 1 | | | | | | | | | |
| 発電所 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火力発電所 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火力発電所 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 変電所 | 7 | 7 | 2 | 1 | | 1 | | 1 | | | | 1 | | | | | |
| (地区名)会館 | 6 | 6 | 2 | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | |
| 公会堂(旧劇場) | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 劇場 | 1 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | 2 | | | |
| 文化センター | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浄水場 | 3 | 5 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | | | | | | | |
| 水道 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 高圧配水池 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 駅 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交通 | 6 | 0 | | 4 | 1 | | | | | | | | | | 3 | | |
| 停留所 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 集会所 | 6 | 1 | 1 | | | | 2 | | | | | | | | | | |
| 派出所 | | | | | | | | | | | | | | | 5 | | |
| 警察 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| 駐在所 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 理容室 | 1 | 5 | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | |
| 事務所・販売所 | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| 事務所 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康保険組合 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消費生活共同組合本部 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 労働組合支部事務所 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浅野総一郎顕彰記念館 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広場 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 購買会食堂 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 遊園地 | 3 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 道園地 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | |
| 協力館 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 湯本東区分会 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 湯揚所 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精米所 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 郵便局 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | |
| 合計 | 403 | 217 | 46 | 65 | 24 | 27 | 37 | 15 | 5 | 4 | 14 | 2 | 23 | 15 | 620 | | |

また、安定的に賃金が得られるため所帯を持つ家庭も多かったことから^{注23)}、生活関連施設の設置とその充実が求められたことが窺える。一方南部炭田は、労務者そのものの生活に関する施設が中心で、その家族を対象とした生活関連施設の建設が少なく、労務者自身の福利厚生に特化した施設の建設が進められたといえる。

(2) 配置傾向

次に地域別に配置傾向を検討する^{注24)}。北部炭田内郷地区(図10)は、昭和43年まで常磐炭礦を中心に採炭された。住宅は、線路を境にして東西または南北に長屋形式で職位ごとに分かれて立地し、その住宅区内に浴場と商店、世話所が設けられ、区内で日常生活が完結できる配置計画が採られた。またクラブなどの保養施設も住宅区内やその近隣に配置され、地区ごとにコミュニティが形成された。商店街は、住宅の間の線路に近い道路にまとまって位置し、生活必需品以外の呉服や駄菓子などの店が建ち並び、複数の住宅区から行きやすい配置がとられた^{注25)}。運動施設は、内郷地区のほぼ中央の近隣に住宅区がない郊外に位置し、医療施設は坑口から離れた丘陵地に立地する。学校や幼稚園などの教育施設は住宅区の裏または坑口から離れた場所に位置し、住民の安全性や公害対策に配慮された配置計画が行われたことが窺える。

次に南部炭田の中郷地区(図11)をみると、北部炭田と異なり線路沿いの中心部に商店街や保養施設、運動施設などが配置され、その周縁部に住宅を配置する構成を採る。これは、日本で昭和40年代後半から提唱され、平成10年代から導入されたコンパクトシティの考え方と類似する^{注26)}。当初炭鉱は、石炭を採りつくすと坑口を移動し、そこに新たな町を形成する時限的な集落で、坑口の移動に伴いインフラを再整備する必要があった。そのため、交通・商業・医療・教育などの機能を中心部に集約させることで、恒久的で利便性の高い町が造られた。大規模炭鉱の重内炭礦と常磐炭礦中郷礦では、住宅区内に住宅と浴場が組になって配置され、北部炭田でみられた販売店などの商店や世話所は区内にみられないことから、北部炭田より住宅区は簡素な構成であったといえる。また、重内炭礦と小規模炭鉱の山口炭礦では、坑内作業の管理がしやすいよう坑口に近接して鉱長・社長宅が建てられた。

(3) 年代傾向

次に、内郷地区を対象に明治末期から大正初期と昭和30年頃の配置傾向を比較する。住宅は、大正期以前では不規則に配置され、線路の両側に立地する。昭和30年頃では、東側に坑区が新設されて区画が拡大したことで、住宅は線路の北側にまとまって規則的に配置された。これにより線路を境にして坑口や採炭施設がある仕事空間と住宅の生活空間を分ける職住分離が行われたといえる。住宅の他に教育施設や医療施設は線路を境に北側や丘陵地に立地し、坑口から離れた場所に建てられ、公害対策や衛生面を考慮したことが窺える。また、当初は保養施設や運動施設がないことから、これらは戦後期に導入されたことがわかる。炭鉱は、石炭を増産するために数多くの労務者を受け入れられるよう住宅や商店などの生活に関わる施設を建設し

常磐炭田における社宅街の計画実態とその特徴

た。しかし、労務者とその家族への福利厚生の実現を図ったが、それだけでは人手や生産性が足りなかったことから、戦後は運動施設など生活を充実させる施設を建設して心身の向上を図り、社宅街で幸福な生活を家族一体で営めるよう福利厚生の実現が図られたといえる。これは明治期において炭鉱では飯場制度が採られたことが影響し、直轄夫が住宅や鉱員の管理を徹底した。そのため鉱員とその家族は、狭小住宅の劣悪な環境で暮らし、過酷な労働を強いられながら貧しい生活を営み、夜逃げする者もいたという^{注27)}。この厳しい飯場制度は、生産能力が低下させることから会社直轄に変更され、戦後の福利厚生の実現に繋がったと指摘できる。

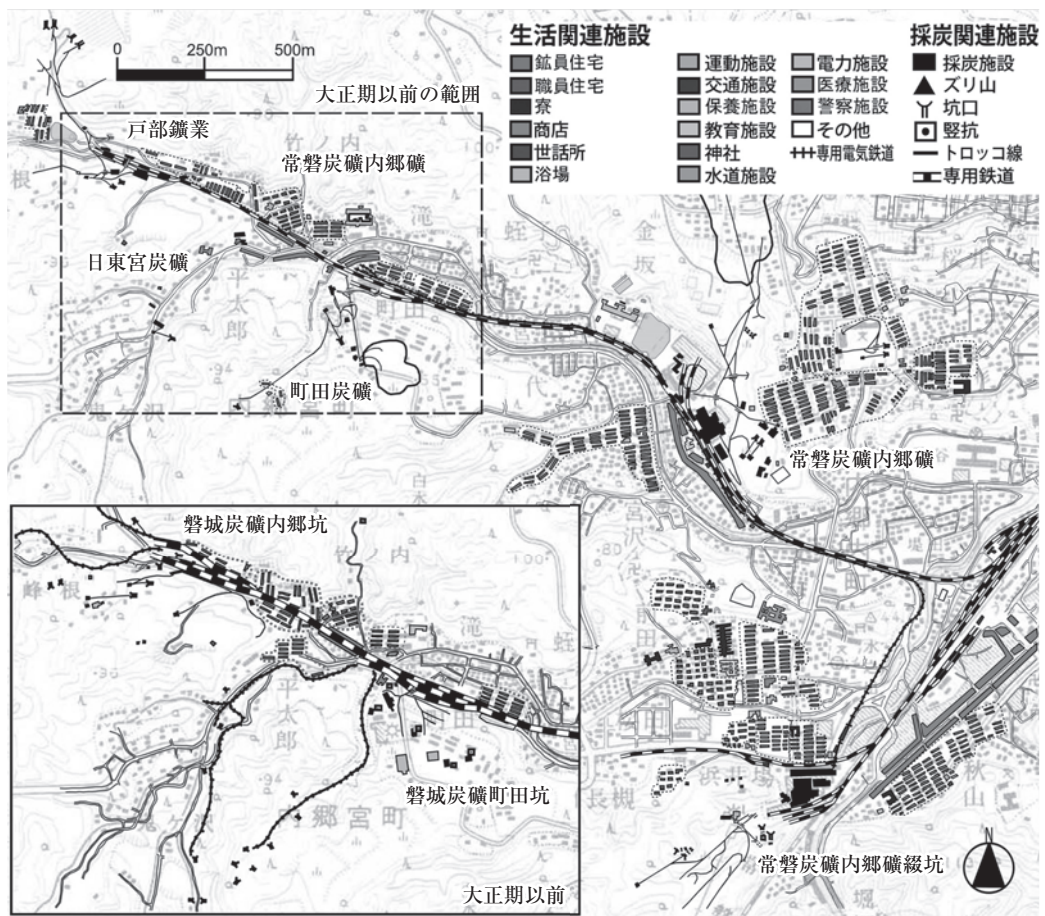


図 10 北部炭田内郷地区における生活関連施設の配置

常磐炭田における社宅街の計画実態とその特徴

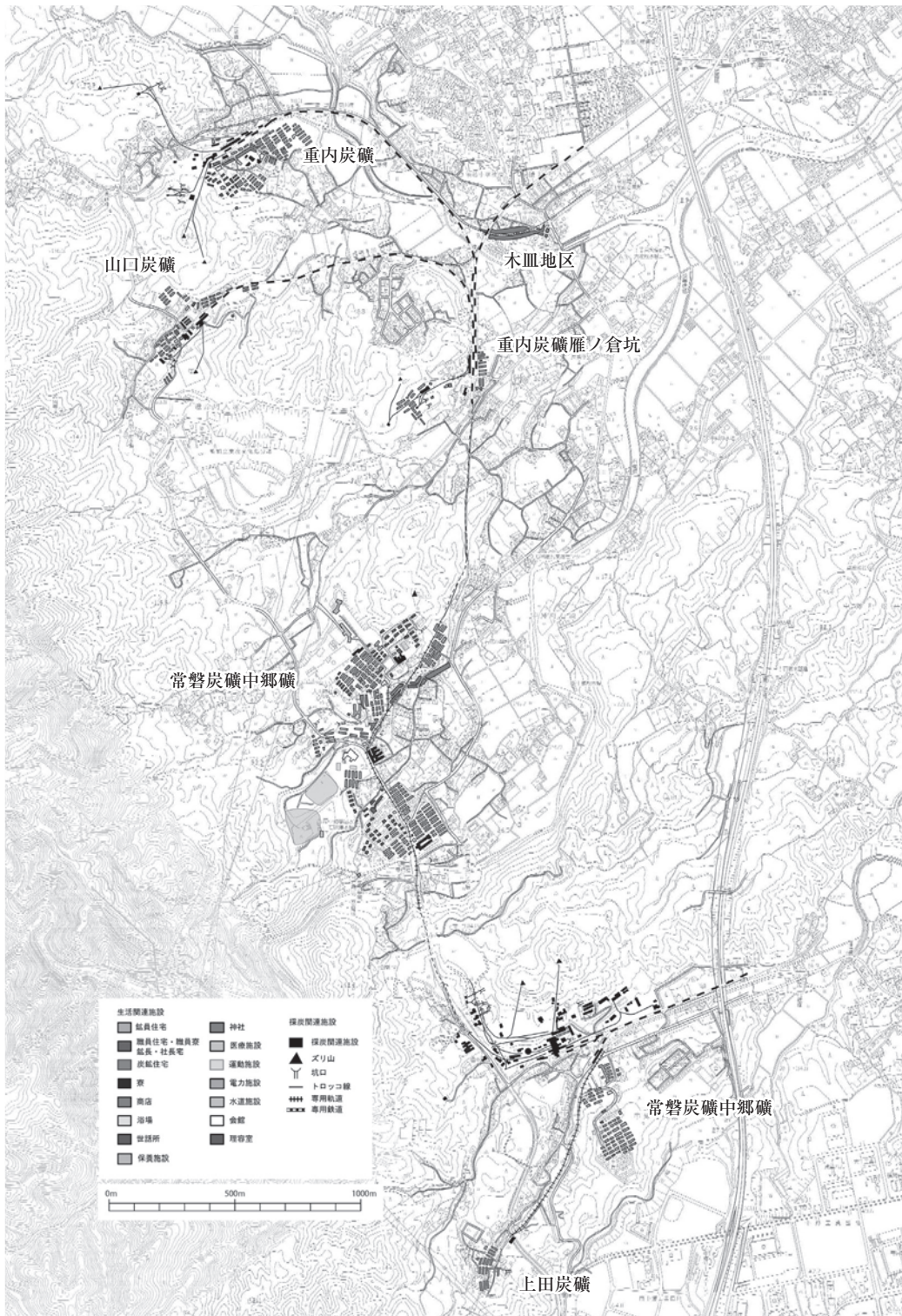


図 11 南部炭田中郷地区における生活関連施設の配置

5. おわりに

以上により常磐炭田の社宅街は、戦前期と占領期、戦後期の3つの時代に分けられ、戦前期は狭小住宅の劣悪な住環境で共同生活が営まれた。労務者数の多い炭鉱企業は、炭鉱独自の施策である世話所を設けて生活指導や住宅管理を行った。終戦後GHQの介入により規則を設けて住環境が改善し、生産性の向上を図るため、労務者の福利厚生に対する考え方が定着し、各地に生活関連施設が建設された。規則撤廃後は、炭鉱企業が独自に福利厚生事業に取り組み、住宅や浴場、商店など生活必需施設だけではなく、運動施設や保養施設、医療施設などを建設し、公衆衛生を改善しながら生活水準を向上させ、労務者とその家族の生活環境の充実が図られた。

常磐炭田では、地形と用途に合わせて生活関連施設が計画的に配置され、職位によって利用施設や居住地が異なるなど、企業ならではの社宅街が形成された。炭鉱直営の施設だけではなく、商店街など民間施設も利用し、炭鉱は地域の生活を支える役割も担うなど、企業主体の都市計画が展開され、先進的なまちづくりが行われたといえる。

【注】

- 注1) いわき市史別巻常磐炭田史, いわき市教育文化事業団, 1989。写真が語る常磐炭田の歴史, 常磐炭田史研究会, 2006。渡邊爲雄: 常磐炭田発祥の地にあるみろく沢炭鉱資料館写真集, みろく沢炭鉱資料館, 2002。おやけこういち: 黒ダイヤの記憶, 小宅幸一, 1997。内郷郷土史上巻, 内郷郷土史編さん委員会, 1986。内郷郷土史下巻, 内郷郷土史編さん委員会, 1988。草野日出雄: 写真が綴るいわきの炭礦, はましん企画, 1975。岩間英夫: ズリ山が語る地域誌-常磐南部炭田の盛衰-, 崙書房, 1978。茨城県教育庁文化課: 茨城県の近代化遺産~茨城県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書~, 茨城県教育委員会, 2007を参照。
- 注2) おやけこういち: 常磐地方の鉱山鉄道, 小宅幸一, 2006を参照。
- 注3) 常磐炭田史研究会HP「常磐炭田の概要」の頁、「内郷地区の近代化炭鉱産業遺産(常磐炭礦近代化産業遺産群)」〈<http://tankouisan.jp/data/schema/pdf/1.pdf>〉、「湯本地区の近代化炭鉱産業遺産群」〈<http://tankouisan.jp/data/schema/pdf/2.pdf>〉、「好間地区の炭鉱産業遺産群」〈<http://tankouisan.jp/data/schema/pdf/6.pdf>〉PDF、および福島県教育委員会: 福島県の近代化遺産~福島県近代化遺産(建造物)総合調査報告書~, 2010を参照。
- 注4) 常磐北部炭田は、安政2年説もあるが、本研究では多数の文献に記載されている安政3年を採用した。
- 注5) 写真が語る常磐炭田の歴史, 常磐炭田史研究会, 2006, p22を参照。
- 注6) 「臨時炭鉱労務者住宅建設規則」昭和22年1月13日施行。
- 注7) 「炭鉱労務者住宅等の建設資材の確保に関する件」昭和22年1月13日施行。
- 注8) 施行以前の住宅は破損が激しく、その後解体または改築されたことで、現存例がない。
- 注9) 内郷郷土史上巻, 内郷郷土史編さん委員会, 1986, p434を参照。
- 注10) 注9に同上。

- 注11) 東部石炭鉱業会, 炭礦労務者住宅関係一, 1947。東部石炭鉱業会, 炭住関係二, 1947。東部石炭鉱業会, 炭住関係三, 1948 を参照
- 注12) 日本鉱山協会, 日本鉱山協会資料第 17 輯, 鉱夫宿舎の建築に関する調査報告, 1928 の附圖一 鑛夫社宅参照。
- 注13) 東部石炭鉱業会, 炭住関係二, 1947 の第二四半期東部石炭礦業會地区内炭礦労務者住宅平面図 (縮尺百分ノ一) No.1 参照。
- 注14) おやけこういち: 常磐地方の鉱山鉄道, 小宅幸一, 2006 の炭鉱施設配置図で判別。
- 注15) 竹ノ内職員住宅の管理者からの聞き取りより。
- 注16) おやけこういち: 常磐地方の鉱山鉄道, 小宅幸一, 2006 の炭鉱施設配置図の名称を用いた。
- 注17) 図面は筆者作成による。
- 注18) 草野日出雄: 写真が綴るいわきの炭砒, はましん企画, 1975, p46 を参照。
- 注19) いわき市, 産炭地いわきの概要〈資料編〉, 1979, p248 を参照。
- 注20) いわき市史別巻常磐炭田史, いわき市教育文化事業団, 1989 の口絵図版 20 を参照。
- 注21) 排気坑口と人道坑口を除く。
- 注22) 住宅の数については、住宅棟数が明確ではないため、住宅関連の名称が確認できる住宅区域の数で示した。
- 注23) いわきヘリテージ・ツーリズム協議会職員によると、所帯を持つ家庭は炭鉱住宅に入居でき、独身者は独身寮に入居し、生活して採炭作業に従事していたという。
- 注24) 文献 10 の炭鉱施設配置図および『国土地理院住宅地図』(国土地理院、1999)、『国土地理院北茨城市 1000 分の 1 地図』を参考に作成。
- 注25) 現存するいわき市内郷地区の宮沢鉱員住宅の住人からの聞き取りより。
- 注26) 谷口守・肥後洋平: コンパクトシティを再考する - 最近の動向を踏まえて -, 土地総合研究, 21 巻, 2 号, pp1-8, 2013。
- 注27) いわき市石炭・化石館内の展示パネル参照。

本研究に関する既報論文

- 1) 遠藤凜葉・長田城治: 常磐炭礦内郷抗における生活関連施設と炭礦住宅, 日本建築学会大会梗概集, 建築歴史・意匠, pp177-178, 2020.9。
- 2) 遠藤凜葉・長田城治: 常磐南部炭田中郷地区における生活関連施設の種類と配置傾向, 日本建築学会大会梗概集, 建築歴史・意匠, pp657-658, 2021.9。

住宅建築における空間構成に関する研究

－住空間にもたらす心理的作用と映像効果について－

村 上 実賀子

A study on spatial composition in residential buildings

－ Psychological and visual effects on living spaces －

Mikako Murakami

Living spaces have a multifunctional role that combines not only "living" in life, but also many functions such as childcare, education, work, and nursing care.

From these, the purpose of this research is to clarify the psychological effects of spatial effects brought about by the living spaces composition and the image in the living space in recent years. In addition to the role of each room, the possibility of creating positive emotions such as "healing" and "positive moods" by directing images was examined.

I organized past research of compositions of living spaces from the early 1960s to 2000. In 2020, I conducted a field survey of 12 model houses of house manufacturers and organized them, and them compared them with the data surveyed in 2011.

The psychological effects of images are: A video experiment was conducted for 25 students enrolled at Koriyama Women's University, and a questionnaire using a multifaceted emotional state scale were conducted. The data before and after each color image presentation were examined by the "t kentei"

("t-test"), the statistical hypothesis test, and the change of the psychological state was seen.

As a result, the living space required in the future is a living room that is easy to change the use according to the life stage. From the point that it is possible to reduce stress through color images and create a better "healing space," it was found that the space direction using the color images was effective in the living space composition.

1. はじめに

住宅建築の空間構成は時代と共に変遷している。特に近年の住空間は家族の在り方や住まい方の変動により従来のプライベート重視の設計から、利用者の年代や家族構成ごとに変容できる空間構成が求められてきている。さらに、国内では平均寿命の向上による在宅での医療や介護の重要性が増し、今回のコロナ禍による自粛要請では在宅勤務やオンライン授業など、仕事や学校の授業などを在宅で行う必要性も求められている。このように、住空間には生活上の「住む」だけでなく育児・教育・仕事・介護等、多くの機能を兼ね備えた多機能的役割を持って

いることが再認識され、様々な用途に利用しやすい住空間が必要となっている。

また、住空間やインテリアに機能や装飾のみならず「癒し」や「ポジティブな気分」などを与える心理的作用も求められ始めている。斎藤らは、映像を用いることでストレスの緩和効果があることを明らかにしている¹⁾。これは、住空間においても、映像演出による「癒し空間」の創出を可能にするものと考えられる。

これらから、本研究では近年の住空間構成と住空間での映像がもたらす空間演出の心理的作用を明らかにすることを目的とし、各居室の役割に加え、映像演出によって「癒し」や「ポジティブな気分」といったプラス面の感情を創造する可能性について検討した。

2. 方法

空間構成では1960年代前半から2000年までの住空間構成について既往研究を整理する。また2020年にハウスメーカー12社のモデルハウスの実地調査を行いモデル化し、2011年に実地調査したデータと比較検討する。

映像による心理的効果は、郡山女子大学人間生活学科（現：生活科学科）に在籍する25人を対象とした映像実験を行い、斎藤ら¹⁾の行った評価方法と、寺崎ら²⁾の多面的感情状態尺度（以下MMS^{注1)}）を用いた。MMSによるアンケート調査では40の形容詞について①全く感じない②あまり感じない③少し感じる④はっきり感じる、の4段階のうちから現在の気分にもっとも当てはまるものを選択するように指示した。①～④には1～4点を配点し、8因子に分類された各尺度（一感情尺度の最高点は $4 \times 5 = 20$ 点）の得点を集計し、各色彩映像提示前後のデータについてt検定し心理状態の変化をみる。

3. 結果

1. 近年の住空間の変容

高度経済成長期以降から主流となったLDKは2000年以降急激に増加し、現在では独立型キッチンが消滅した。1960年代前半～2000年の背景について北川らは「55-4N-2DK」^{注2)}におけるダイニングキッチンが成立された時の目的や理想（座式と椅子式の二重生活の解消・寝食分離・女性の家事労働軽減）が浸透し、家族が参集する場の充実化が図られたのではないかと考察している³⁾。

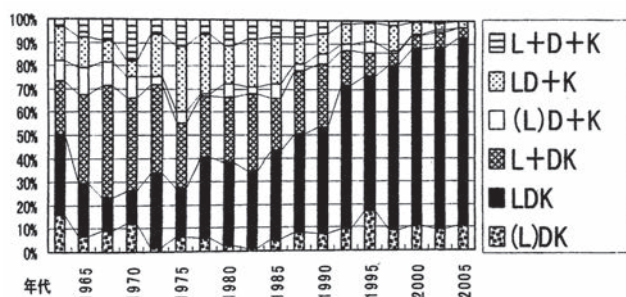


図1 1965年から2005年までのLDK変遷

（「戦後の住様式の変遷に関する研究
－L・D・K空間のプラン分析－」³⁾より引用）

また、2011年以降の近年では、LDK空間の完全オープン化に加え、和室の空間の変化、階段位置の変化、水回りの変化などがあげられる。これらの変化には既往研究で考察されていた家族が参集する場の充実化が背景にあり、2011年にはリビングを通る階段や、風呂場・トイレなどの水回りがキッチン周辺に集結するなどの構成が見られた。

2020年に行った実地調査では、家事室の導入や共用部での収納スペース、子供部屋の可動間仕切りなどが取り入れられるようになっており、「家族が参集する場」を重

視しつつ家族の年代によって変化できる住空間のあり方や、家事労働の軽減などが今後も課題となってくることが推測できる。2020年の実地調査で得たデータと2011年に行われた実地調査の結果を居室ごとに比較した。LDKの変遷を見ると、2011年では一部壁ありが主流で、壁で区切られている所もあったが、2020年では壁無しが主流となっていた。子供部屋は、2011年では壁ありが主流だったが2020年では壁無しが主流となり、可動間仕切りも出現した。

以上から2011年までは必要諸室のみだったが2011年以降はサービスルーム・スペースや第2リビングの出現、LDKの大型化、導線の変化、階段位置の移動など空間の多様性が見られるようになった。これらから、映像を用いた空間演出に住空間の確保は可能であることが明らかとなった。

2. 色彩映像の心理的効果

映像演出による心理効果を明らかにするため、郡山女子大学人間生活学科(現：生活科学科)建築デザインコースに在籍する25名を対象に映像実験を行った。映像実験の実施前には、8因子の上昇・下降傾向について、ネガティブな感情を表す抑鬱・不安、敵意、倦怠、驚愕の4因子は下降傾向を示し、ポジティブな感情を表す活動的快、非活動的快、親和、集中の4因子は上昇傾向を示すと仮定した。

表1はMMS^{註2)}のt値を示しており、実施後のt検定の結果では、全ての因子で有意な差

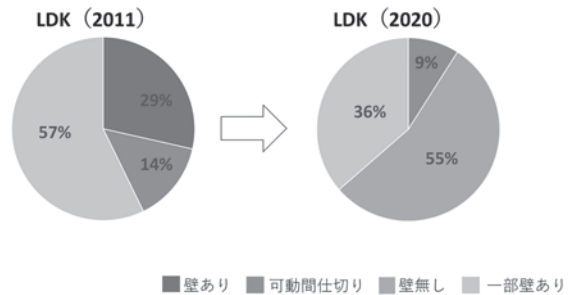


図2 2011年から2020年のLDKの変容

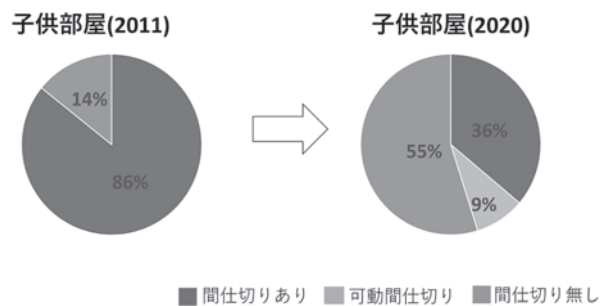


図3 2011年から2020年の子供部屋の変容

が表れた ($p < 0.05$)。データの数は映像提示前の値から映像提示後の値を減じたため、マイナス値が上昇傾向であることを示している。図4は8因子の各上昇・下降傾向を示している。図のように上昇傾向は活動的快、非活動的快、親和、集中の4因子に見られ、下降傾向は抑鬱・不安、敵意、倦怠、驚愕の4因子で見られた。

表1 t値

| 倦怠 | 不安 | 驚愕 | 敵意 | 集中 | 活動的快 | 親和 | 非活動 |
|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 5.17 | 1.92 | 0.65 | 0.03 | -0.41 | -1.24 | -3.76 | -4.37 |

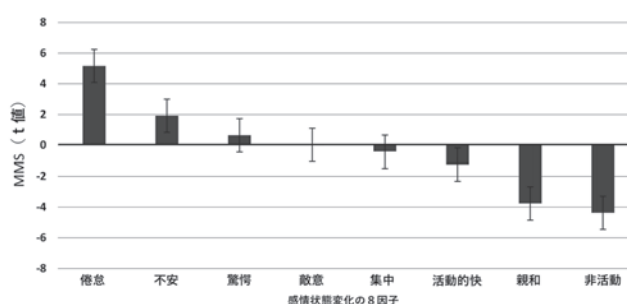


図4 t値

図5～図8は映像実験で得た

MMS アンケートの標本点数による暖色系と寒色系映像の提示前後のデータを示している。図のように、全てのテーマで共通して上昇傾向が大きかった因子は非活動的快である。標本平均差 -84 の上昇傾向が見られ、このことから全ての映像で非活動的快の感情をもたらす傾向が大きかったことがわかった。特に上昇傾向が大きかったものは、森林浴 (緑) -118、秋 (オレンジ) -100、光の景色 (黄色) -92 の3テーマで、映像提示前と映像提示後では3テーマ平均で -90 以上の差が見られた。

次に、全てのテーマで下降傾向が大きかった因子は抑鬱・不安で、標本平均差は 21.3 であった。特に差が大きかったテーマは冬 (白) 57、光の景色 (黄色) 31 である。暖色系・寒色系のテーマ別で見ると寒色系4テーマに抑鬱・不安の下降傾向が多く見られた。次に、暖色系と寒系ごとの映像テーマで差が見られた因子について見る。差が見られたのは集中の因子と活動的快の二つである。集中の因子では、図6で示す通り、暖色系の4テーマ全てで上昇しており、平均 -18.25 の上昇が見られた。寒色系の4テーマでは森林浴 (緑) と海 (青) では上昇し、星空 (紺) と冬 (白) では下降傾向が見られた。次いで、活動的快も暖色系の4テーマ全てで上昇し、平均 -19.25 の上昇が見られた。寒色系では森林浴 (緑) と海 (青) で上昇傾向があった。

以上の結果から、全ての色彩映像に非活動的快を上昇させ抑鬱・不安を下降させる傾向が見られた。このことから色彩映像には癒し効果があり、映像演出による癒し空間の提供が可能であることが明らかとなった。さらに各色彩映像によって特定の因子の上昇傾向や下降傾向が見られたため、各色彩映像による心理的作用の違いと効果も明らかとなった。

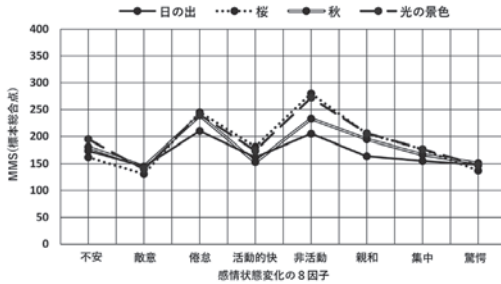


図5 暖色系4テーマ(提示前)

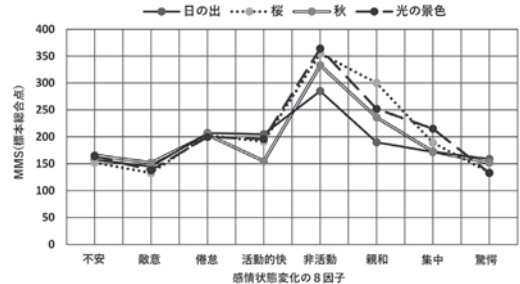


図6 暖色系4テーマ(提示後)

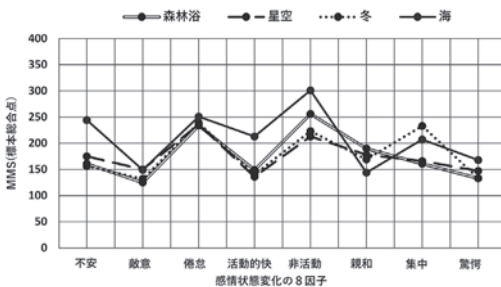


図7 寒色系4テーマ(提示前)

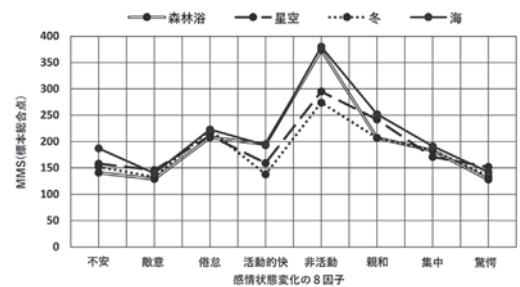


図8 寒色系4テーマ(提示後)

4. まとめ

近年の住空間の傾向では、LDKの大型化やサービスルーム・スペース、第2リビングの出現など空間の多様性が見られるようになり、必要居室のみではなく、ライフステージに合わせ変更可能な居室が出現した。これらから映像を用いた室内の空間演出は可能であることが明らかとなった。

また、色彩映像の心理的効果では、全ての色彩映像に非活動的快を上昇させ抑鬱・不安を下降させる傾向が見られた。このことから色彩映像には癒し効果があり、映像演出による癒し空間の提供が可能であることが明らかとなった。さらに各色彩映像によって特定の因子の上昇傾向や下降傾向が見られたため、各色彩映像による心理的作用の違いと効果も明らかとなった。

以上、今後求められる居住空間はライフステージに合わせて用途変更がしやすい居室であり、色彩映像によってストレスを軽減させより良い“癒し空間”の創出ができるという点から、色彩映像を用いた空間演出は住空間構成上有効であると考えられる。

【注】

注1) MMS (Mean Mood adjective Score) は寺崎らが考案した多面的感情状態尺度のこと。

注2) 日本住宅公団の標準設計におけるDK型のことを示している。

【参考文献】

- 1) 斎藤ゆみ, 菅佐和子, 多田春江, 渡邊暎理: カラー映像によるストレス緩和効果の研究, 京都大学医学部保健学科紀要, 健康科学, 第2巻, pp1-7, 2006.3.
- 2) 寺崎正治, 岸本陽一, 古賀愛人: 多面的感情状態尺度の作成, 心理学研究, 62巻, 6号, pp350-356, 1992.
- 3) 北川圭子, 阿部恵理子: 戦後の住様式の変遷に関する研究 - L・D・K空間のプラン分析 -, 日本建築学会計画系論文集, 73巻, 624号, pp257-261, 2008.2.
- 4) 小伊藤亜希子: マンションリフォームにみる住戸空間の共用化傾向, 日本建築学会計画系論文集, 82巻, 731号, pp11-20, 2017.1.
- 5) 厚生労働省「人生100年時代に向けて」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207430.html>)
- 6) 三浦研: 住宅と福祉を巡る都市住宅の変化, 都市住宅学, 100号, 特集, pp46-51, 2018.
- 7) 北川圭子: わが国におけるダイニング・キッチン成立過程に関する研究, 北海道工業大学博士論文, 2005.3.
- 8) 山田あすか, 倉斗綾子: 成長過程における住まいの空間構成と家族のコミュニケーションの関係についての研究, 日本建築学会計画系論文集, 78巻, 684号, pp299-308, 2013.2.
- 9) 松本暢子: 家族の変容と住まい - 少子高齢化による住宅需要の変化と住生活 -, 家族関係学, 特集公開シンポジウム, 地域社会における多世代共生の可能性 - 家族と住まいに焦点を当てて -, 38巻, pp5-14, 2019.
- 10) 斎藤ゆみ, 笹山哲, 菅佐和子, 池本正生: 色彩映像の心理的効果 - 映像選択システムの併用による色彩映像の感情刺激効果の検討 -, 日本補完代替医療学会誌, 第5巻, 3号, pp225-232, 2008.10.
- 11) 斎藤ゆみ, 羅越, 笹山哲, 斎藤邦明, 豊川博己: 好みの単色採光による感情刺激効果 - 心理的および生化学的指標の評価から -, 日本補完代替医療学会誌, 第7巻, 2号, pp103-111, 2010.9.
- 12) 石山瑠理, 斎藤ゆみ: 映像選択システムを用いた感情・ストレスに対する色彩映像効果の解析, 京都大学医学部保健学科紀要, 健康科学, 第6巻, pp1-7, 2010.3.
- 13) 川久保惇, 吉岡明里, 小口孝司: 自然環境の映像と音がストレス低減に及ぼす影響, 立教大学心理学研究, 57巻, 57号, pp11-19, 2015.
- 14) 一鉢田徹: ホスピタルアートの実践と評価 - 作品『FOUR SEASONS TREE』を通して -, 大学美術教育学会「美術教育学研究」, 第49号, pp329-336, 2017.
- 15) 株式会社竹尾 オンラインセミナー 「A Search for Color」 2020/9/6 開催
- 16) ミツカン水の文化センター 機関誌『水の文化』31号 脱水まわり「ダイニングキッチンの誕生女性建築家第一号 浜口ミホの描いたもの」 北川圭子

既発表論文

- 1) 村上実賀子, 山形敏明: 住空間にもたらす映像効果の心理的作用について, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画, pp1277-1278, 2021.9.

郡山女子大学研究紀要規定

郡山女子大学研究紀要委員会

郡山女子大学研究紀要規定

目 的

第1条 本学に於いて行われた重要な研究成果・結果の記録保存と関係諸学会への寄与を目的とする。

名 称

第2条 本学の紀要を郡山女子大学研究紀要とする。

内 容

第3条 本学教員の行った重要な人文科学, 社会科学, 自然科学等の各分野にわたる研究成果・結果の発表をその内容とする。

編集委員会

第4条 研究成果・結果の論文の採否を審議し, 併せて編集・発刊の事務を遂行するために編集委員会を設ける。

- (1) 構 成 員 委員長 本学学長
委 員 学長委嘱による専任教員若干名
- (2) 委 員 会 委員会に提出せられた各研究成果・結果の論文を検討し, その採否を決定し, また紀要の体裁等について審議決定する。
- (3) 編集事務 本委員会の委員が遂行する。
- (4) 原稿の募集及び締切
5月に学内公募する。原稿締切は9月30日とする。

発刊期日

第5条 毎年1回とし定期(3月)に発刊する。

郡山女子大学研究紀要投稿規定

1. 郡山女子大学研究紀要是年に1回発行するものとする。但し、大学で記念行事・事業等がある年はその限りではない。
2. 論文の投稿は原則として本学専任教員・非常勤講師・大学院生および本学退職教員に限り、共同・分担執筆者についてもそのいずれかであるものとする。尚、これ以外のものについては、紀要編集委員会での協議の上、委員長(学長)が決定する。
3. 投稿論文は、他雑誌等への未発表のものに限る。
4. 投稿論文の種類は原著論文、研究ノート、報告とする。
5. 論文募集については毎年5月に知らせる。投稿希望者は論文タイトルと抄録(和文または英文等)を添えて紀要編集委員会まで提出する。
6. 原著論文枚数は和文横書きワープロ原稿で42字33行(A4判)(紀要様式)の15枚(15ページ)以内とする。タイトル、文献註、欧文要旨、図表はこの15ページの中に含まれる。
研究ノート、報告は和文横書きワープロ原稿で42字33行(A4判)(紀要様式)の10枚(10ページ)以内とする。タイトル、文献註、欧文要旨、図表はこの10ページの中に含まれる。
7. 論文提出締切は毎年9月30日とする。
8. 論文は「執筆要領」に従い、和文論文は、英文(或は独文・仏文等)の抄録、英文・独文・仏文の論文については和文抄録を論文巻頭に添えて提出する。
9. 論文執筆者は当該論文全てに責任を負うものとし、共同・分担執筆者についても同様に当該論文全てに責任を負うことのできる者とする。
10. 論文審査はレフェリー制とし、原稿の取捨選択、加除訂正、掲載順序の指定(校正については執筆者)などは原則として紀要編集委員会が行うが、場合によっては他に査読委員を選出する。その場合、紀要編集委員会での協議のうえ、委員長(学長)が決定し任命する。
11. 論文執筆者には『郡山女子大学研究紀要』1部と、当該論文の「抜き刷り冊子」20部を贈呈する。共同・分担執筆者には『郡山女子大学研究紀要』1部を贈呈する。
12. 論文原稿は郡山女子大学研究紀要編集委員会に提出する。

〒963-8503 福島県郡山市開成3丁目25番2号

TEL 024 (932) 4848 FAX 024 (933) 6748

郡山女子大学研究紀要編集委員会

「研究紀要」執筆・校正要領

1. 原稿は和文横書きワープロ原稿で42字33行(A4判)(紀要様式)の15枚(15ページ)以内とする。タイトル, 文献註, 欧文要旨, 図表はこの15ページの中に含まれる。

研究ノート, 報告は和文横書きワープロ原稿で42字33行(A4判)(紀要様式)の10枚(10ページ)以内とする。タイトル, 文献註, 欧文要旨, 図表はこの10ページの中に含まれる。

論文採択決定後, 執筆者は決定稿及び図表原稿とともに, レイアウト原稿を提出する。

これらの原稿は基本的に電子データで編集委員会まで送付または持参する。

2. 原稿には表紙をつけ, 表題, 著者名(フルネーム)(以上英文付記), 所属名を書く。
3. 欧文要旨は100語程度でまとめる。但し, 国文学等の縦書きの論文においては, 英文表題, 英文抄録を取り除いてもよい。
4. 文献は引用順とし, 末尾文献表の番号を片括弧をつけて右上肩に記す。

例: 柴野ら¹⁾によれば…………。

文献引用例

雑誌の場合は, 著者名: 表題, 雑誌名, 巻数, 頁-頁, 年号の順に記す。

- 1) 柴野昌山: 社会化論の再検討, 社会学評論, 107, 21頁, 1977.
- 2) 古屋野正伍: 現代家族の構造と機能, 教育社会学研究, 21集, 5-13頁, 1966.
- 3) A.W.Gouldner: Metaphysical Pathos and the Theory of Bureaucracy, American Political Science Review, 68, pp.496-507, 1955.

- 1) - 3) の註: 原則として号数は記載しないが, 通巻頁のない場合は号数を記すこと。

雑誌名は, その雑誌が使用している略名とする。

単行本の場合は, 編・著名者, 書籍名, 頁, 発行所, 発行年の順に記す。

- 1) 小笠原浩一編: 行政とボランティア, 58頁, 中央法規出版, 1996.
- 2) 川北 稔: 工業化の歴史的な前提, 115-116頁, 岩波書店, 1983.
- 3) C.Nakane: Japanese Society, Berkeley and Los Angeles, University of California Press, p.16, 1972.
- 4) F.Grundy: Preventive Medicine and Public Health, H.E.Lewis Co.Ltd., pp.32-33, 1960.

- 1) - 4) の註: 引用箇所を頁数を記すこと。但し, 全般的に引用する場合は頁数を略してもよい。

5. 紀要論文は締め切り提出後, 査読を行い, 採択の可否判定が行われる。査読には修正条件

が加えられることもあり、投稿論文がそのままの形で掲載されるとは限らない。よって、投稿論文は紀要に準じたタイトル、欧文タイトル、欧文要旨、本文、図表をレイアウトした印字原稿として1部提出する（提出先はグループウェアの紀要編集委員会 提出用紀要編集宛とし、ワードで添付ファイルとして提出する）。

6. 紀要掲載採択後に、決定原稿は電子メディア原稿（本文、図表）とレイアウト原稿の両者を指定日まで提出する。
7. 校正は再校までとする。
8. 校正段階での大幅な文章直しや内容変更は、原則として認めない。
9. 初校から校了（責了）まで執筆者は、担当編集者と常に連絡できる状態にしておく。

郡山女子大学研究紀要編集委員会

編集委員

| | | | | |
|-------|----|----|-------------------------|-----|
| 編集委員長 | 関口 | 修 | (郡山女子大学及び郡山女子大学短期大学部学長) | 教授 |
| 編集委員 | 紺野 | 信弘 | (郡山女子大学) | 教授 |
| | 山本 | 裕詞 | (同) | 教授 |
| | 小林 | 徹 | (郡山女子大学短期大学部) | 教授 |
| | 會田 | 容弘 | (同) | 教授 |
| | 山上 | 裕子 | (同) | 准教授 |
| | 藤田 | 健 | (郡山女子大学附属高等学校) | 教諭 |

令和4年3月31日 発行

(非売品)

紀要

第58集

発行者 郡山女子大学
郡山市開成3丁目25番2号

印刷所 (有) 和田印刷
須賀川市袋田字守子92-8

BULLETIN
OF
KORIYAMA WOMEN'S UNIVERSITY
VOL. 58

Articles

Research Notes and Reports